

KASUGA CITY

第2次春日市都市計画マスタープラン

第2次春日市都市計画マスタープラン

令和3年9月

KASUGA CITY

KA

SU

GA

City Planning Master Plan



みんなで春をつくろう

福岡県春日市

福岡県春日市

令和3年9月

「～福岡で最も『住みよい』都市づくり～
人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かすが」
の実現を目指して



本市は、これまで、平成 13(2001)年に策定した「春日市都市計画マスタープラン」に基づき、良好な住環境を実現するとともに、市民の皆様の日常生活を支える道路や下水道、公園などの都市施設、コミュニティバス「やよい」の運行による地域公共交通網の形成など、都市基盤の整備を着実に進めてまいりました。

本年、同計画の策定から 20 年が経過し、この間に築き上げてきた都市基盤を維持・充実させ、さらに魅力的な都市に発展させていくために、本市が目指すべき 20 年後の未来図を示す「第2次春日市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本計画では、今後、本市が目指すまちづくりのあるべき姿として「～福岡で最も『住みよい』都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かすが」を基本理念に掲げ、その実現に向けて、少子高齢化・人口減少社会の本格的到来に対応する都市計画の規制緩和の検討や、現在、整備を進めている西鉄春日原駅周辺などの拠点となる地域の活性化、古代の史跡・ため池・総合公園などの春日市らしい資源を活用した都市基盤の整備などを行うこととしています。

「都市計画は 100 年の計」と言われます。春日市は、令和4年に市制 50 周年の節目を迎えますので、次の 50 年を見据えて、この計画に描く未来図の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本計画の策定に当たっては、専門委員会の設置や市民アンケート、パブリックコメントなどを実施し、市民の皆様の声を反映した計画づくりを行ってまいりました。

貴重な御意見をいただきました市民の皆様、また、御指導いただきました専門委員会及び都市計画審議会の委員の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和 3 (2021) 年 9 月

春日市長 井上 澄和



目次

第1部 導入編

第1章 はじめに	1
1 計画の目的、位置付け	1
2 対象地域	2
3 目標年次	2
4 計画の構成	2
5 策定の体制	3

第2部 全体構想編

第1章 まちづくりの基本方針	5
1 まちづくりの理念と目標	5
2 将来都市構造	8
第2章 分野別まちづくり方針	11
1 土地利用の方針	11
2 市街地整備の方針	15
3 都市施設の整備方針	18
4 自然・歴史環境保全方針	25
5 景観形成方針	27
6 安全・安心まちづくり方針	31

第3部 地域別構想編

第1章 地域別構想の考え方	35
1 地域区分の設定	35
2 地域別構想の構成	36
第2章 地域別まちづくり方針	37
1 都市型居住ゾーン①	37
2 都市型居住ゾーン②	43

3 中央居住ゾーン	49
4 水と緑のゾーン	55
5 歴史文化居住ゾーン	61

第4部 実現化方策編

第1章 計画の実現に向けて	67
1 協働のまちづくり	67
2 PDCA 進行管理	68
第2章 重点プロジェクト	69
1 市全体で取り組むべき重点プロジェクト	69
2 地域別重点プロジェクト	74
第3章 施策の進捗管理	80

第5部 参考資料編

第1章 まちづくりに関する現況分析	81
1 春日市の現況	81
2 都市構造の分析	158
3 まちづくりに関する市民意識調査	171
4 上位・関連計画の整理	179
第2章 まちづくりの基本的課題	185
1 現況からみた課題の整理	185
2 市民アンケート結果からみた課題	187
3 まちづくりの基本的課題	188
4 まちづくりの基本的課題の展開	190
第3章 第2次都市計画マスタープラン策定の経緯	191
1 専門委員会	191
2 検討委員会	192
3 市民意向の把握	192
4 都市計画審議会	193
5 用語集	194

第1章 はじめに

1 計画の目的、位置付け

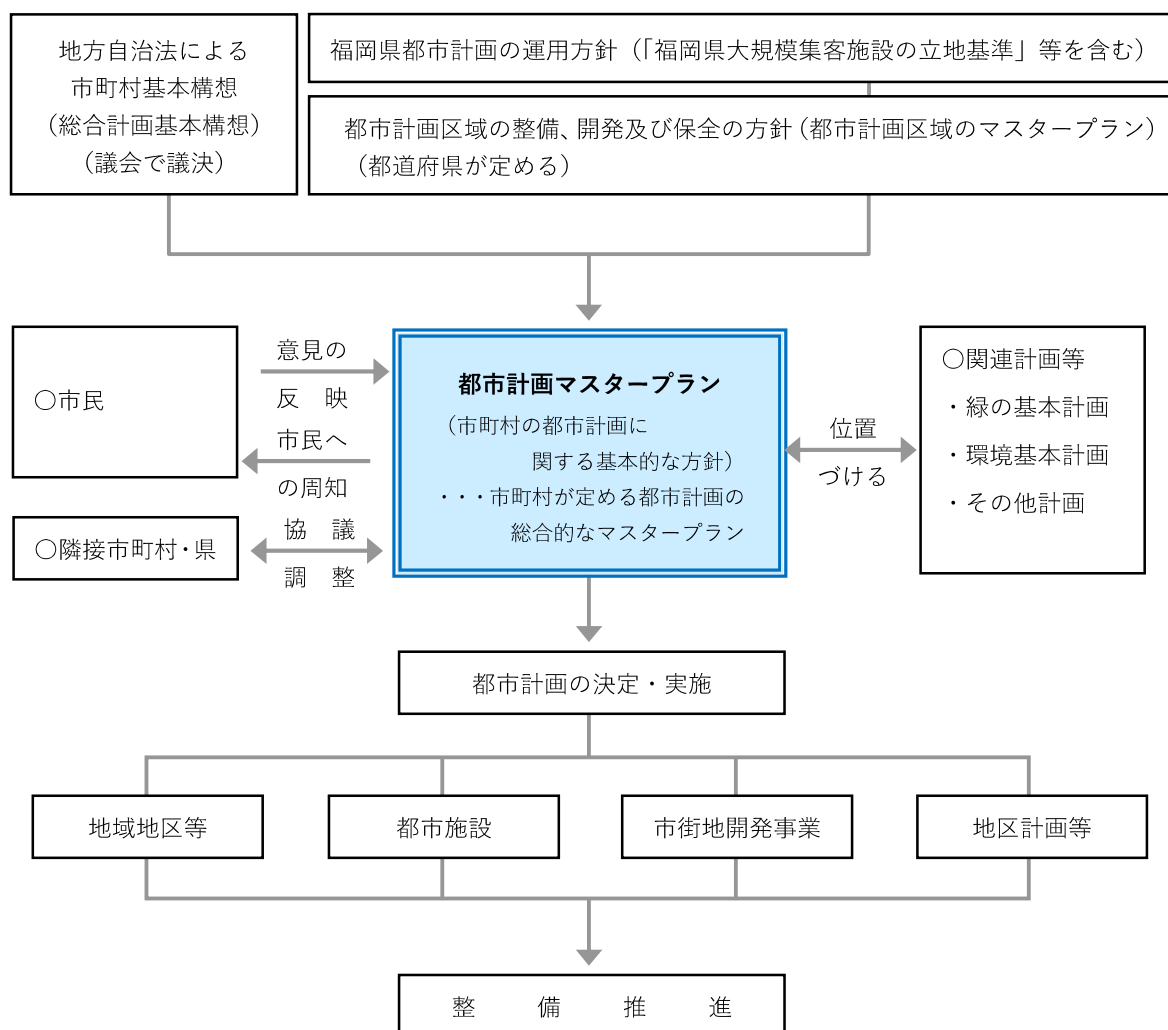
第2次春日市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とします。）は、都市計画法第18条の2に基づき本市が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

その目的は、本市が目指す都市計画のビジョンを明らかにするとともに、都市全体及び地区レベルでの土地利用と都市施設の課題を明らかにし、それにふさわしい整備方針を定めることによって、今後の本市の都市計画の決定、変更または運営に当たっての指針とすることにあります。

また、本計画は、都市整備に関わる総合的な施策の体系を、行政内部の運営指針にとどまらず市民にわかりやすいものとして提示する性格を有しています。

本計画の策定に当たっては、都市の将来像と市町村の行政全般の施策を示す「地方自治法による市町村の基本構想」並びに「福岡県都市計画の運用方針」に沿って定められる都市計画区域全体の広域的な都市計画の指針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域のマスタープラン）」を踏まえるとともに、市民の意見を十分に反映させることとされています。

■計画の位置づけ



2 対象地域

本計画の対象地域は、春日市全域とします。

3 目標年次

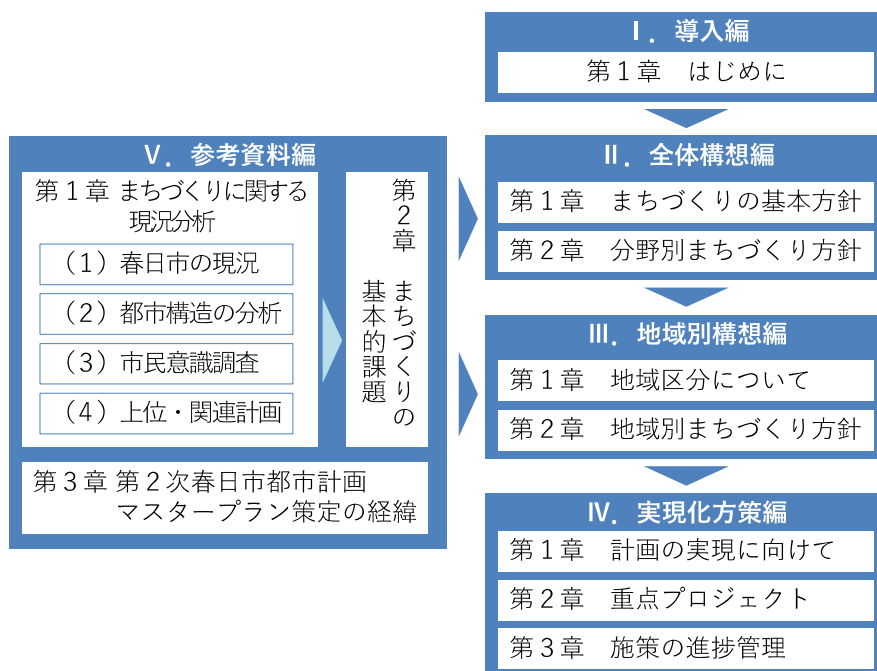
長期的な視野に立ち都市計画を捉えるものとして、本計画では令和3年（2021年）からの概ね20年後の令和22年（2040年）を目標年次とします。

ただし、本計画は、土地利用や都市計画に関する様々な情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、適宜、適切に見直しを行うこととします。

4 計画の構成

本計画は、策定に当たっての基本的な考え方を整理した「導入編」、本市全域のまちづくりに関する基本方針を示した「全体構想編」、地域別のまちづくり方針を示した「地域別構想編」、計画の実現方策を示した「実現化方策編」により構成します。

また、全体構想編や地域別構想編の策定に当たって、本市の現況や市民意識調査結果等からまちづくりの基本的課題を整理したものを「参考資料編」としてまとめています。



5 策定の体制

本計画の策定に当たり、広く市民の皆様の意見を反映するために、専門委員会の設置や市民アンケート調査、パブリックコメント等を行いました。専門委員会は、学識経験者、実務経験者及び公募も含む市民で構成し、計画の内容について専門的な立場から助言をいただきました。

また、行政内部の組織である検討委員会は、都市整備に加え、福祉や地域生活の関連課で構成し、多様な視点で計画や事業等の検討を行うことで、全体的な施策の策定について調整、整合を図りました。

■行政内部の組織

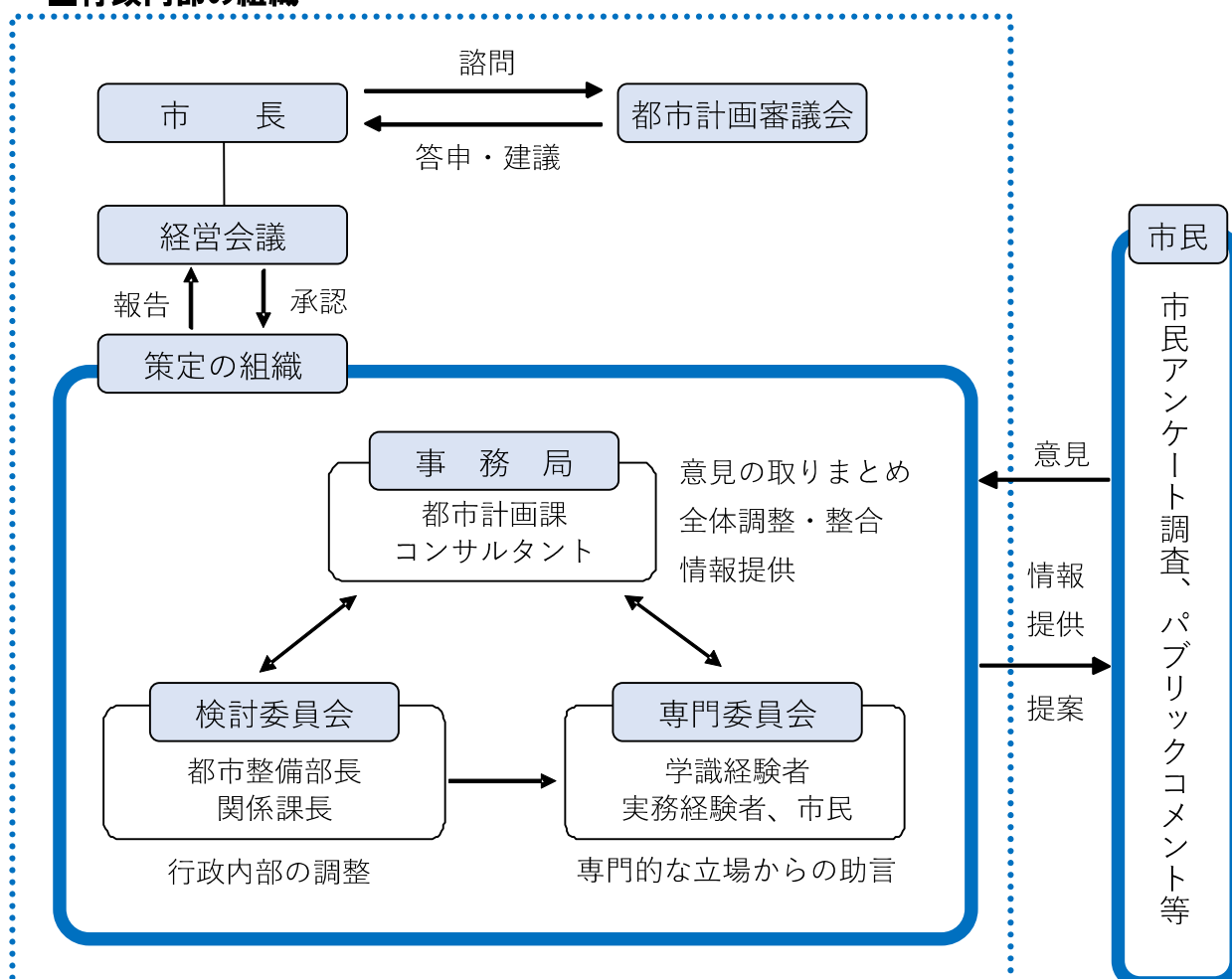




図 春日市の風景写真

第1章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの理念と目標

全国的な人口減少時代の本格的到来の中で、福岡都市圏の住宅都市として発展してきた本市においても、今後、人口は緩やかに減少していく見込みであり、本市及び福岡都市圏の地域活力を長期的に維持・向上していくためには、**戦略的に本市の人口増加と人口流出抑制**を図ることが求められています。

また、グローバル社会の中で、その一端を担う地方自治体として、本市の持つ個性と魅力を活用しながら**持続可能なまちづくり**を実現していくことも求められています。

本計画では、これらの社会情勢を踏まえつつ、本市が今後20年間のまちづくりを進めるに当たっての将来ビジョン（まちづくりの理念）とその理念を実現するための目標を以下のとおり定め、本市の都市機能、都市施設及び都市環境を総合的に整えていくものとします。

<まちづくりの理念>

～福岡で最も「住みよい」都市づくり～

人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かが

<まちづくりの目標>

(1) 住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

- ① 市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり
- ② 春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり
- ③ 魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり
- ④ 誰もが快適に移動できるまちづくり
- ⑤ 安全に安心して住み続けることができるまちづくり

(2) 多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

- ① 高齢者が安心して生活できるまちづくり
- ② 子育て世代が住みやすいまちづくり
- ③ 公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり
- ④ 多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり

1-1 住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

① 市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり 【コミュニティ】

現状でも多くの市民が「住み続けたい」と感じている中で、市民主体によるまちづくり活動等の維持・促進により、満足度と愛着度のさらなる向上を図ります。また、良好な地域コミュニティの維持・向上により、安心して生活できる環境の形成を図ります。

② 春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり 【住宅地】

弥生文化をはじめとする歴史的資源を教育・交流の場として活用するほか、歴史性を感じる市街地環境の形成を図ります。また、市域南部におけるため池や緑地を活用し、水と緑の豊かさを実感できる環境づくりを進めるほか、現在のゆとりある住宅地の環境の維持を図ります。

このほか、市内や周辺に立地する大学をはじめとする教育施設や交流施設・医療福祉施設等が充実しているメリットを活かした良好な住宅地の環境の維持・向上を図ります。

③ 魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり 【まちの顔、商業地】

西鉄春日原駅周辺地区は、本市の「顔」にふさわしく、「住んでみたい・住み続けたい」と感じる商業空間づくりを進めます。駅前広場等の公共空間整備と連携し、エリアマネジメントを活用した魅力的な店舗の誘導やオープンスペースの活用提案等、居心地がよく歩きたくなるウォークブルなまちづくりを官民連携で取り組みます。

幹線道路沿道に形成されている既存商店街については、最寄りの商業地として商業機能の維持・向上を促進します。

④ 誰もが快適に移動できるまちづくり 【交通環境形成】

都市計画道路の整備、公共交通の利便性向上、自転車利用環境の向上及び新たな交通手段の研究等の複合的な交通環境対策により、本市の重要課題の一つである交通渋滞の緩和を図り、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めます。

⑤ 安全に安心して住み続けることができるまちづくり 【安全・安心】

近年、増加傾向にある自然災害に対して、雨水幹線整備をはじめとする治水対策や土砂災害対策等を図り、安全に安心して住み続けられる住環境を確保します。また、防犯設備等の充実を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。加えて、市民と協働して、地域の防災力、防犯力の向上に資する取組を適切に行います。

1-2 多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

① 高齢者が安心して生活できるまちづくり

既存住宅のバリアフリー化や耐震化の促進を図るほか、生活利便性の高い地区での高齢者向け住宅の適切な確保を図ります。また、住替え意向に対応した制度づくり（戸建て住宅から高齢者向け住宅への住替えを支援する制度等の整備）を検討します。

② 子育て世代が住みやすいまちづくり

本市の魅力をもっと強く感じていると考えられる子育て世代の定住促進を図るため、子育て世代向けの住宅の確保を図ります。空き家の活用や高齢者の住替え支援制度により、子育て世代が入手しやすい住宅の立地誘導を促進します。

③ 公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり

鉄道駅に比較的近い区域は、高齢者から若者まで多様な住宅需要に対応することにより、定住の促進による地域の活性化を図ります。また、定住を促進するために、土地・建物の利用効率化（容積率や建築物の高さの柔軟な対応等）を図ることを検討します。

④ 多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり

これからの社会環境の変化や多様な人々のライフスタイルを見据え、駅前や近隣商店街等の身近な街なかで、魅力的な都市生活を送ることができる空間づくりを検討します。また、春日公園や白水大池公園等の日常の余暇活動を楽しむことができるゆとりある空間のさらなる充実を図ります。加えて、日常生活の中で、これらオープンスペースを柔軟かつ効果的に活用することができるように、ネットワーク環境の整備等の取組みもあわせて検討します。

なお、これらの取組と並行して、ユニバーサルデザインの考えのもと、障がい者をはじめ誰でも気軽に外出できる環境整備をハード・ソフト両面から推進します。

2 将来都市構造

(1) 市民生活サービスの中心になる拠点形成

拠点区分	構成・内容
中心拠点	・西鉄春日原駅周辺の商業地は、本市の中心地であり、「まちの顔」にふさわしい魅力的で利便性の高い商業地を形成します。「福岡で最も住みよい都市」の玄関口及び中心商業地として、魅力ある駅前空間（景観）の形成と生活に豊かさを与える商業機能の集積を図ります。
地域拠点 (駅前拠点)	・JR春日駅、JR大野城駅、JR博多南駅、JR南福岡駅、西鉄雑餉隈駅及び西鉄白木原駅周辺は、鉄道駅に近接する利便性を生かしつつ、近隣市と連携して既存の商業集積の維持・充実を図り、市民の生活サービスの拠点形成を図ります。 ・JR南福岡駅については、本市側からのアクセス利便性の向上(送迎広場の確保等)を図ります。
生活サービス 拠点	・幹線道路沿道に形成されている既存商業地(商店街)や大型店舗地は、現在の商業機能の充実により地域住民の生活サービス地としての拠点形成を図ります。
市民活動 交流拠点	・春日市ふれあい文化センター、総合スポーツセンター周辺は、各種公共施設が集積していることから、市民生活の活動の拠点として利便性の維持・向上を図ります。
行政拠点	・春日市役所、クローバープラザ、春日警察署周辺は、市民サービスに関する各種行政施設が集積していることから、行政サービスの拠点として利便性の維持・向上を図ります。

(2) 拠点や都市機能を結ぶ連携軸の設定

連携軸区分	構成・内容
広域連携軸	・(都)福岡筑紫野線、(都)長浜太宰府線、(都)那珂川宇美線、(都)井尻姪浜線、(都)井尻粕屋線、(都)福岡前原線は、福岡都市圏の機能連携を担う広域的な交通軸と位置付け、道路交通の円滑化を図ります。
地域連携軸	・(都)大土居下の原線、(都)光町大土居線、(都)筒井小倉線、(都)現人橋乙金線、主要地方道大野城二丈線、主要地方道福岡早良大野城線の一部は、本市の東西及び近隣市の地域拠点を結ぶ交通軸と位置付け、道路交通の円滑化を図ります。

※(都)…都市計画道路

(3) 住みよいまちを実現する居住ゾーン形成

居住区分	構成・内容
都市型居住 ゾーン	・鉄道駅に比較的近い区域は、福岡都心部へのアクセス利便性の高さと商業集積(生活サービスの利便性)を活かして、マンションから戸建て住宅まで多様な居住の需要に対応した居住ゾーンを形成します。
中央居住 ゾーン	・本市らしさを活かした3つの居住ゾーン(都市型居住ゾーン・歴史文化居住ゾーン・水と緑の居住ゾーン)に囲まれ、本市のほぼ中央に位置する区域は、本市の魅力である「歴史・自然・文化・スポーツ」の要素のすべてを持つことから、今後も市民活動交流拠点を中心に、その魅力と利便性を活かした居住ゾーンを形成します。

居住区分	構成・内容
歴史文化 居住ゾーン	・市北部は、住宅地域内に多数の歴史的資源が点在し、調和のとれた環境が形成されていることから、今後も歴史文化を感じる落ち着いた居住ゾーンを形成します。現状の比較的静かな環境の維持を図りながら、防災性の向上と歴史性を活かした空間形成等を図ります。
水と緑の 居住ゾーン	・市南部は、ため池と公園・緑地に恵まれた、本市を代表するゆとりのある住宅地が形成されています。大型店舗も近接しており、自然の豊かさと生活利便性が両立した福岡都市圏内でも有数の良好な居住ゾーンを形成します。

(4) 春日らしさを活用・演出するシンボル軸設定

軸区分	構成・内容
主要生活 シンボル軸	・(都)大土居下の原線、(都)光町大土居線、(都)筒井小倉線は、市内の3つの鉄道駅である「西鉄春日原駅・JR 春日駅・JR 博多南駅」へのアクセス軸であるほか、本市の主要な施設を東西に結んでおり、市民生活の中で最もシンボル性の高い交通軸として位置付けます。
交流 シンボル軸	・中央居住ゾーンの幹線道路は、市中央部の回遊軸であり、市内の各拠点や資源をネットワークする骨格を形成していることから、市民の交流活動を支えるシンボル性の高い交通軸として位置付けます。
水と緑の シンボル軸	・水と緑の居住ゾーンの幹線道路は、福岡都市圏内でも有数の良好な居住ゾーンにふさわしい緑豊かで快適な交通軸を形成します。
歴史文化の シンボル軸	・歴史文化居住ゾーンの幹線道路は、歴史的資源等にアクセスする骨格を形成していることから、歴史文化を感じる交通軸を形成します。
市民活動 シンボル軸	・市中央部の(都)小倉紅葉ヶ丘線、ふれあい通り（春日市道1級第5号路線）は、市民活動交流拠点へのアクセス軸として、シンボル性の高い街路空間を形成します。

※シンボル軸は、案内板や歩行者空間及び沿道等のシンボル性確保を図るとともに、主要な歩行者・自転車動線として位置付けます。



図 将来都市構造図

第2章 分野別まちづくり方針

1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的方向性

市域のほぼ全域が既成市街地として利用されていることから、これまで以上に住環境の魅力向上を図るとともに、土地の高度利用等の地域地区の規制の緩和により、土地の効果的活用を図り、人口の維持及び増加に資する宅地、住宅等の立地誘導を計画的かつ戦略的に実施します。

- 若者から子育て世代、高齢者まで多様な世代の住宅需要に対応できる魅力的な住宅地を形成します。
- 本市の住宅地としての魅力や需要を高めるために、利便性が高く地域イメージの向上に資する商業地を形成します。

1-2 土地利用の配置及び規制、誘導の方針

1-2-1 市街化区域における方針

<住居系>

(1) 低層住宅地（第一種低層住居専用地域、第一種住居地域）

- （都）大土居下の原線と（都）光町大土居線の南側、（都）福岡筑紫野線及び（都）白水線に囲まれた本市南部の戸建住宅を中心とした住宅地は、低層住宅地に位置づけ、閑静で安全な住環境の維持・向上を図ります。
- 本地域内の多くは、建築物の高さ（10m）、外壁後退距離(1m)及び敷地の最低面積（165 m²）の限度が指定され、隣接する大野城市及び那珂川市の優良住宅地とともに、ゆとりのある低層住宅地を形成しています。また、本市における低層の住宅地に対する住環境については、市民の満足度・重要度ともに高い状況にあります。そこで、将来的にも「住みたい、住み続けたい魅力ある住宅地」のイメージを継続的に形成、充実していくために、ゆとりある住環境を守っていきます。
- 低層住宅地は、今後、高齢世帯の増加が比較的急速に進むことが予測され、空き家・空き地が増加する可能性が高いことから、多様な世代が暮らせるように住替えを促進するほか、高齢者が住みやすい住環境の形成を図ります。

(2) 中高層住宅地（第一種・第二種中高層住居専用地域）

- （都）大土居下の原線と（都）光町大土居線の北側、（都）福岡筑紫野線から西側を中心に広がる中高層住宅地については、「中央居住型」、「歴史文化共生型」の2つに区分し、それぞれの地域特性に応じた住宅地形成を図ります。
- 本地域内の多くは、容積率 150%や第一種 15m 高度地区を指定することで中高層の住宅等の立地を抑制し、人口の抑制と住環境の保全を図ってきました。しかし、今後の人口減少社会の到来に対して定住促進を図っていくためにも、既存の住環境に配慮しつつ、多様な世代の住宅需要へ

の対応や老朽化した既存不適格建築物の建替え等を可能とする都市計画に係る規制の緩和を検討します。

中央居住型

- 中高層住宅地の南部は、戸建住宅、集合住宅及び文化・スポーツセンター施設等が調和した中高層住宅地（中央居住型）に位置づけ、利便性と安全性が両立した住環境の維持・向上を図ります。
- 本地域は、西鉄春日原駅、JR 春日駅及び JR 博多南駅へのアクセス圏内であり、幹線道路沿道の生活サービス拠点にも囲まれていることから、生活利便性を十分満たす地域です。そこで、住環境の維持・向上を図りつつ、今後の人口減少により増加が予測される空き家等の有効活用を積極的に実施し、定住人口の維持を図ります。

歴史文化共生型

- 中高層住宅地の北部及び春日神社周辺は、戸建住宅、集合住宅及び歴史的資源等が調和した中高層住宅地（歴史文化共生型）に位置づけ、歴史性を感じる落ち着いた住環境の維持・向上を図ります。
- 本地域内は、奴国の丘歴史公園や春日神社をはじめとして、古墳や遺跡、神社が住宅地域内に点在していることから、これら地域の特徴である歴史性に十分に配慮した住環境づくりを進めます。

(3) 都市型住宅地（第一種住居地域）

- 西鉄春日原駅、JR 春日駅、JR 大野城駅及び JR 博多南駅に近接する住宅地は都市型住宅地に位置づけ、鉄道駅近接の利便性の高さを活かして、戸建住宅から中高層の集合住宅まで多様な住宅の立地促進・誘導を図ります。
- 本地域の多くは、容積率 200%や第一種 20mの高度地区が指定されており、中高層の住宅等の立地を抑制することで住環境の保全を図ってきました。今後は、鉄道駅近接の利便性を活かした多様な住宅需要への対応と定住促進を目的として、周辺への環境に配慮しつつ高度利用を図ります。
- 九州大学筑紫キャンパス及び福岡県立春日高校周辺は、鉄道駅近接の利便性と教育施設周辺の地域特性に配慮しつつ高度利用を図ります。

<商業系>

(4) 中心商業地（商業地域）

- 西鉄春日原駅周辺の商業地は、本市の玄関口を形成する中心商業地に位置づけ、まちの顔となる魅力ある商業機能等の充実を重点的に推進します。
- 中心商業地は、「福岡で最も「住みよい」都市づくり」を実現するうえで、本市のイメージを形成する重要な場所であることから、豊かなライフスタイルを提案できる魅力的な生活の場として商業・業務施設等の立地を誘導し、居心地がよく歩きたくなるウォークラブルなまちなかの形成を促進します。
- 施設立地誘導に当たっては、中心商業地全体の施設立地の誘導や景観整備等を一体的、総合的に実施する必要があるため、商店主や地域住民等で形成された組織を主体としたエリアマネジメントによる推進を検討します。

(5) 近隣商業地（近隣商業地域）

- 住宅地域内の幹線道路等の交差点付近に形成されている商業施設集積地は、近隣商業地に位置づけ、地域住民等を対象とした生活サービス関連の商業・業務施設の立地を促進します。

(6) 沿道サービス地（第一種・第二種住居地域、準住居地域）

- 市内を格子状に通り、住居系土地利用を区分している幹線道路(都市計画道路)に沿った地域は、沿道サービス地に位置づけ、飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)長浜太宰府線の未整備区間の沿道サービス地は、その背後に立地する住宅地の環境保全も含めて、道路整備に合わせた沿道サービス施設等の立地誘導を図っていきます。

(7) 大型店舗地（商業地域）

- 大規模商業施設が立地している地区は、大型店舗地に位置づけ、現状の商業機能の維持・向上を促進し、本市を代表する大型店舗の活性化を図ります。

<住工共存系>

(8) 住工共存地（準工業地域）

- 陸上自衛隊福岡駐屯地周辺の住宅地は、住工共存地に位置づけ、住環境の保全と工業用地としての利便性の確保の両立を図ります。
- 桜ヶ丘地区は、地区計画の指定による住環境の保全を計画的に実施しており、地区計画の目的に沿った良好な住環境の維持・向上を図ります。
- JR博多南駅及び博多総合車両所は、博多方面への重要な交通結節点となることから、今後も機能維持を図ります。

1-2-2 市街化調整区域における方針

- 市域南部の区域では、平成17年2月以降、市街地の形成と荒廃地の環境改善を目的とする南部白水地区地区計画に沿った開発行為が行われ、平成29年10月に地区計画区域内の一部が、市街化調整区域から市街化区域に編入されました。
- 残された市街化調整区域については、市街化調整区域の目的に沿い、市街化の抑制と樹林地の保全を図っていきます。ただし、必要に応じて、市街化調整区域の土地利用の状況や地域特性を勘案し、周辺の市街地環境と調和した計画的な土地利用を検討します。
- 市街化調整区域内の南部白水地区地区計画を指定している地区については、今後の土地利用の状況や地域特性を勘案し、地区計画の変更を検討します。

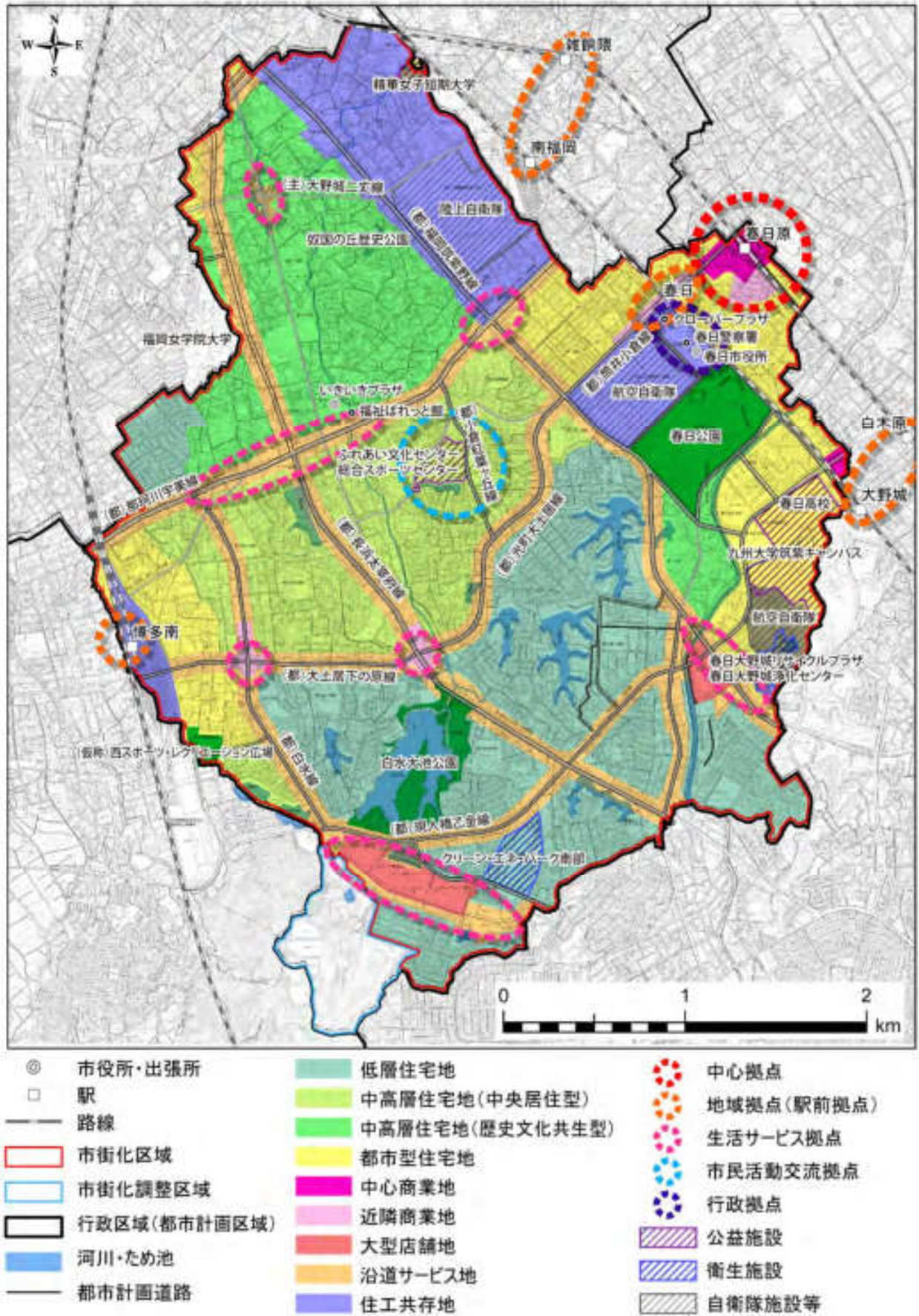


図 土地利用方針図

2 市街地整備の方針

2-1 市街地整備の基本的方向性

市域の大半で計画的な市街地整備や宅地開発等が実施されていることから、良好な住宅地としての魅力のさらなる向上を図ります。

- 土地区画整理事業や宅地開発が行なわれた面整備済区域は、市街地環境の維持・向上を図ります。
- 面整備未実施の旧市街地は、市街地環境の改善に努めます。
- 中心市街地は、民間活力による賑わいある空間形成のため、需要に応じた高度利用を検討します。
- 中心市街地内の商店街は、魅力ある雰囲気維持・向上させるための施策を検討します。

2-2 市街地の整備・誘導の方針

(1) 住居系市街地

- 面整備済区域の市街地は、現状の住環境の維持・向上を図ります。なお、将来想定されている都市施設の老朽化に対しては、都市施設を計画的かつ適正に維持管理することにより、長寿命化を図ります。
- 面整備未実施の旧市街地は、幅員が十分に確保されていない道路があることから、道路改良のほか交通規制等の活用も含めた安全対策を図ることで、住環境の改善に努めます。
- 地区計画を指定している区域については、地域住民の主体性を尊重しながら、必要な都市施設整備と民間施設を適切に誘導し、各地区計画に定めている目標の実現を図ります。また、地区計画の指定外区域の住宅地域においても、地域住民の主体的な取組みの中で、地区計画等を活用した住環境の保全・向上を検討していきます。
- 近年の気候変動による豪雨の多発を考慮して、過去に浸水被害等が発生した区域を中心に、適切な雨水対策、浸水対策を実施します。
- 空き家は、高齢化の進行や人口減少により増加することが予想されています。倒壊等生活環境に悪影響を与える空き家については、空家等対策特別措置法に基づく除却を推進するとともに、利活用可能な空き家については、空家等対策計画に基づく支援を行うことで、市街地の安全確保と定住人口の維持を図ります。また、賃貸や売却等による住替え支援等、円滑な住宅流通を支援する仕組みづくりを官民連携で検討します。

(2) 中心市街地(中心拠点)

- 本市の中心地であり、まちの顔である西鉄春日原駅周辺の商業地は、現在、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業・西鉄春日原駅周辺整備事業が実施されており、今後、市民や民間事業者、既存の沿道商店街、整備された駅前広場等の資源を活用し、賑わいのある空間を形成するための基盤づくりを行っていく区域です。そこで、これらの事業にあわせて、民間活力が十二分に発揮される区域にすることを目標に、将来的な居住、商業等の需要に対応した高度利用を周辺環境・景観にも配慮しつつ検討します。

- 西鉄春日原駅周辺の商店街の界隈空間は、魅力的な店舗が点在し商店街の雑多な雰囲気を含めて散策を楽しむことができる魅力ある空間となっています。今後のさらなる魅力向上のためにも、リノベーションによる景観整備や公共空間の有効活用等により賑わいを演出することで、歩きたくなくなるウォークアブルなまちなか空間整備を促進します。



※ 駅舎及び駅前広場のデザインは、2019年1月時点のイメージであり、実際とは異なる場合があります。

図 西鉄春日原駅新駅舎イメージ

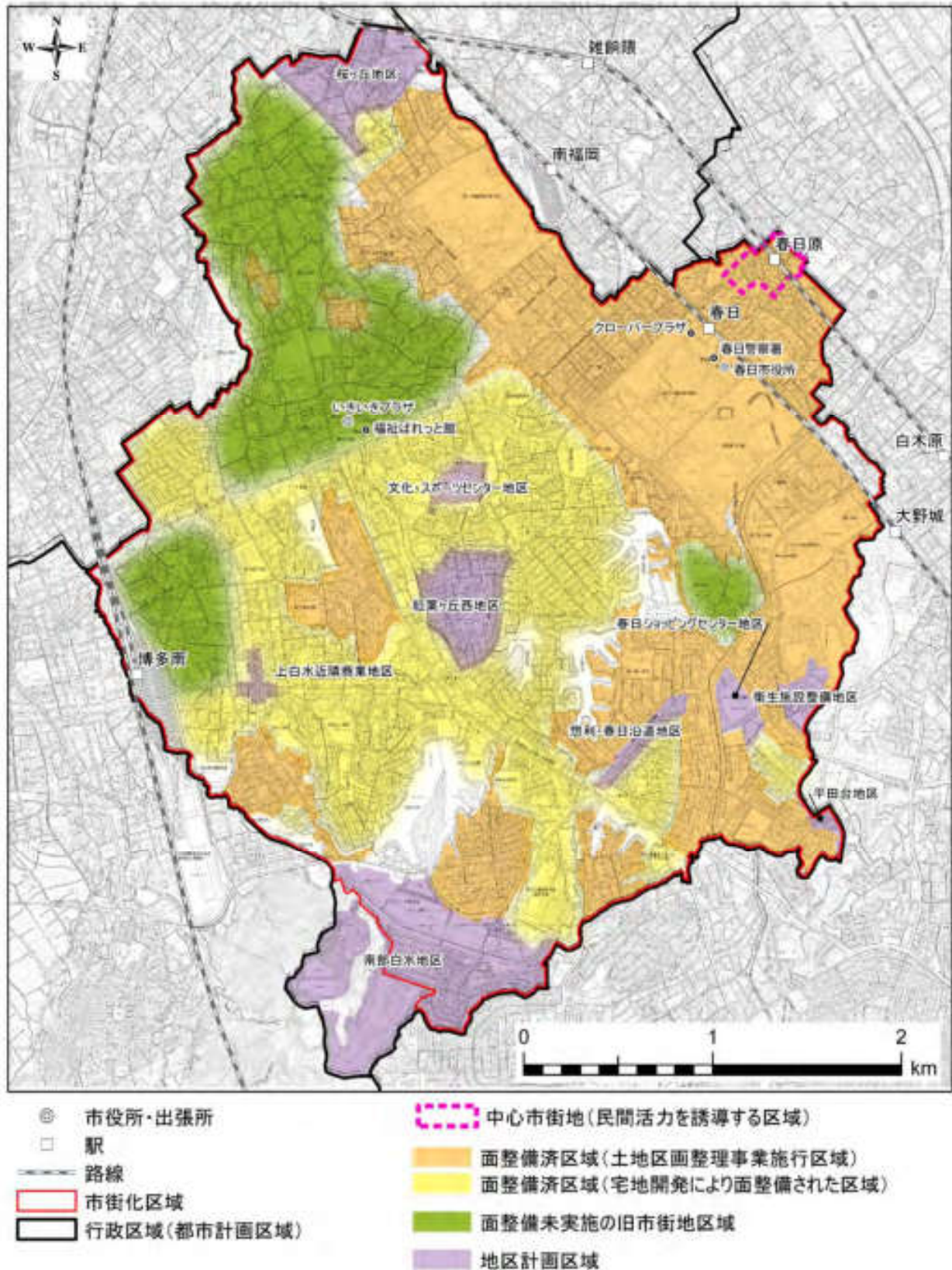


図 市街地整備方針図

3 都市施設の整備方針

3-1 都市施設整備の基本的方向性

渋滞対策を重点的かつ優先的に実施するほか、本市の大きな魅力である水と緑の豊かさを実感できるまちづくりをより一層推進し、福岡で最も魅力ある住環境を形成します。

○道路・交通体系

- ・道路網の整備と公共交通の維持・充実の両面から、道路交通の円滑化と自動車交通量の低減を図り、渋滞対策と交通安全対策を推進します。

○公園緑地体系

- ・歴史的資源や水辺等の地域特性を活用した公園・緑地空間の魅力向上とともに、地域ニーズに対応したリニューアルを行うことで、緑の質の向上を図ります。

○ごみ・排水等処理施設

- ・環境負荷の低減を図り、既存処理施設等を計画的かつ継続的に利用します。

3-2 道路・交通体系の整備方針

3-2-1 道路体系

(1) 広域幹線道路

- 福岡都市圏における自治体間を連絡する（都）福岡筑紫野線、（都）長浜太宰府線、（都）那珂川宇美線、（都）井尻姪浜線、（都）井尻粕屋線及び（都）福岡前原線を広域幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を促進し、道路交通の円滑化による渋滞緩和及び交通安全性の維持・向上を重点的に実施します。

(2) 主要幹線道路

- 本市の東西骨格幹線道路である（主）大野城二丈線及び（都）現人橋乙金線を主要幹線道路と位置づけ、道路交通の円滑化及び交通安全性の維持・向上を図ります。

(3) 補助幹線道路

- 広域幹線道路や主要幹線道路、拠点間を連絡する（都）大土居下の原線、（都）光町大土居線及び（都）筒井小倉線を補助幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を推進するとともに、交通安全性の維持・向上を図ります。

(4) 地区幹線道路

- 広域幹線道路、主要幹線道路及び補助幹線道路以外の都市計画道路、県道板付牛頸筑紫野線及び市域南部の生活サービス拠点に接続する市道を地区幹線道路と位置づけ、未整備区間の整備を推進するとともに、安全性の高い道路環境の維持・向上を図ります。

(5) 歩行者・自転車空間

- 慢性的渋滞への対策、環境負荷の低減、交通安全性の高い環境づくり及び健康増進等の観点から、都市計画道路等の計画的な整備に合わせて、歩いて楽しいウォークアブルなまちづくりや自転車の利用促進を積極的に実施します。
- 生活道路は、人優先の考えのもと、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進します。また、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路・通園路における安全・安心な歩行空間の確保に努めます。
- 幹線道路については、将来的に主要な自転車動線として活用していくため、自転車専用通行帯の整備等を検討します。

3-2-2 公共交通体系

(1) 鉄道

- 生活利便性の向上や本市への定住促進を図っていくためにも、鉄道利便性のさらなる向上を事業者へ働きかけていきます。
- 西鉄春日原駅は、鉄道高架事業に合わせた駅前広場整備等により、路線バス等他の公共交通との連携強化を促進し、交通結節機能の強化を図ります。
- JR 春日駅についても、路線バス等他の公共交通との連携強化を促進し、今後も交通結節機能の維持・充実を図ります。

(2) 路線バス等地域公共交通

- 高齢社会に対応した安全な交通手段を確保し、かつ、交通渋滞や環境負荷の低減を図るため、市民のバス利用を促進するとともに、運行事業者にバス利便性の維持・充実を働きかけます。
- 西鉄春日原駅、JR 春日駅、JR 博多南駅等の鉄道駅へのバス路線は重要な公共交通軸であることから、今後もその路線の確保・維持を図ります。
- 「春日市コミュニティバスやよい」は、市内のほぼ全域を網羅しており、市民の移動手段として定着していることから、今後も継続・充実を図ります。

(3) その他の交通

- 高齢者や子育て世代、障がい者等、誰もが気軽に出かけやすくするためにも、ICT 技術等を活用した新たな移動サービス手段について研究します。
- 地域公共交通機関を補完しつつ、身近で効率的な交通手段となる「カーシェアリング」等の活用誘導を検討します。



図 春日市コミュニティバスやよい

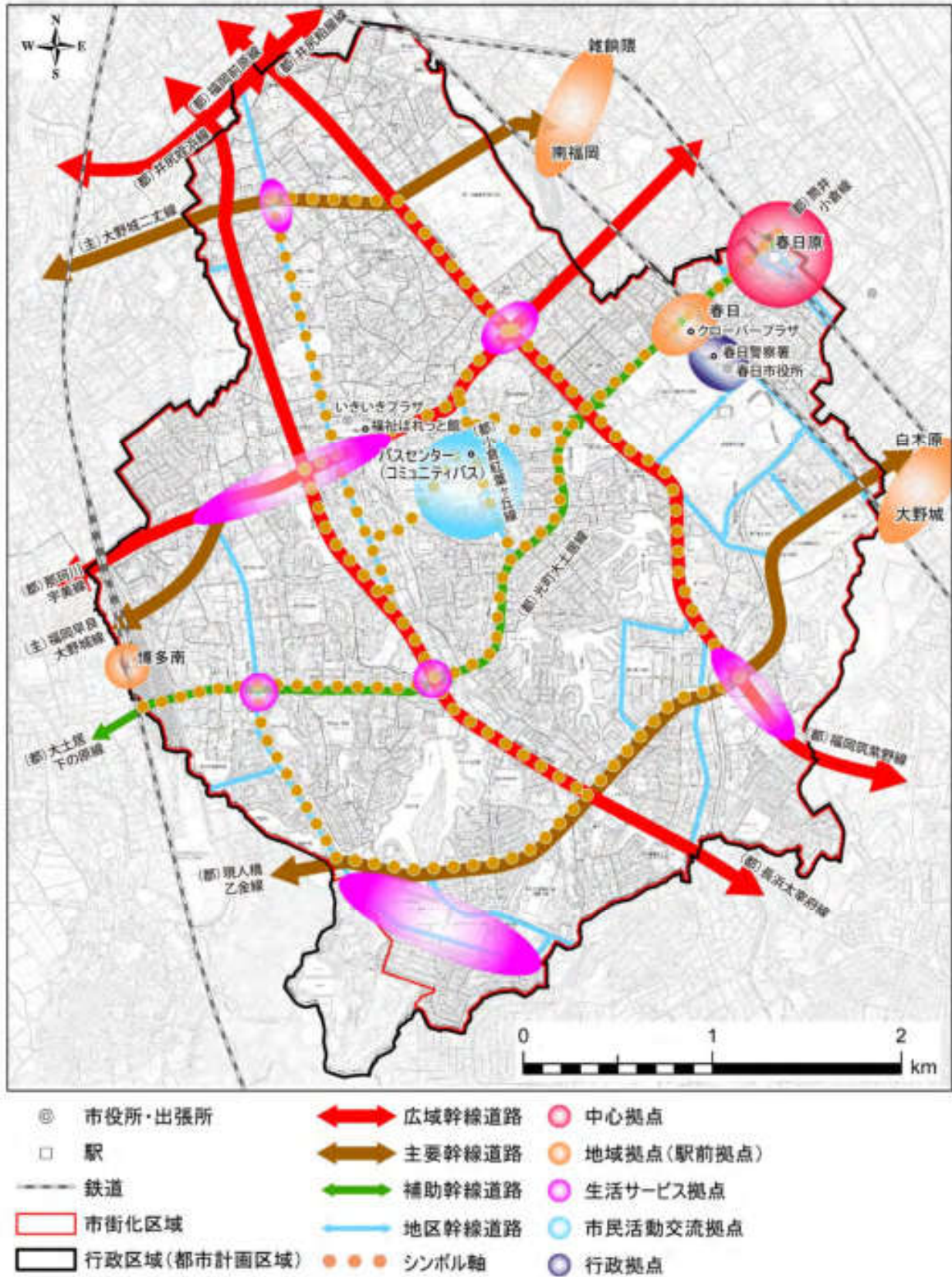


図 道路・交通体系方針図

3-3 公園緑地体系の整備方針

(1) 都市公園等

- 本市を代表する春日公園、白水大池公園及び奴国の丘歴史公園については、市民の憩いの空間となっているため、今後も維持・活用を図ります。
- 市内のほぼ全域に立地している住区基幹公園については、今後も維持・活用を図るとともに、地域ニーズに対応した整備・リニューアル等により公園の質の向上を図ります。
- 身近な公園が不足している区域については、空き地や公共空間の活用等の多様な手法で公園等を確保します。
- 公園の維持管理については、持続可能な維持管理体制の構築を、多様な主体と連携しつつ検討します。
- 幹線道路やシンボル軸等の街路樹については、緑の豊かさを身近に実感できる緑地空間として維持・充実を図ります。

(2) ため池・その他緑地

- 市域南部を中心に点在するため池は、本市の特徴的な環境要素であり、防災上の安全性と環境保全の必要性を考慮しながら保全・活用を図ります。
- 春日の森特別緑地保全地区、弥生の森特別緑地保全地区をはじめ、市内に点在する樹林地については、貴重な緑地空間として保全・活用を図ります。

(3) 民有地緑地等

- 市民が緑の豊かさを身近に実感できるまちを実現するために、生け垣等の緑化推進に努めます。また、民有地緑化を進めるうえで、公共公益施設の緑化にかかる整備を先導的に実施します。



図 奴国の丘歴史公園 奴国の丘フェスタ



図 日の出ふれあい公園

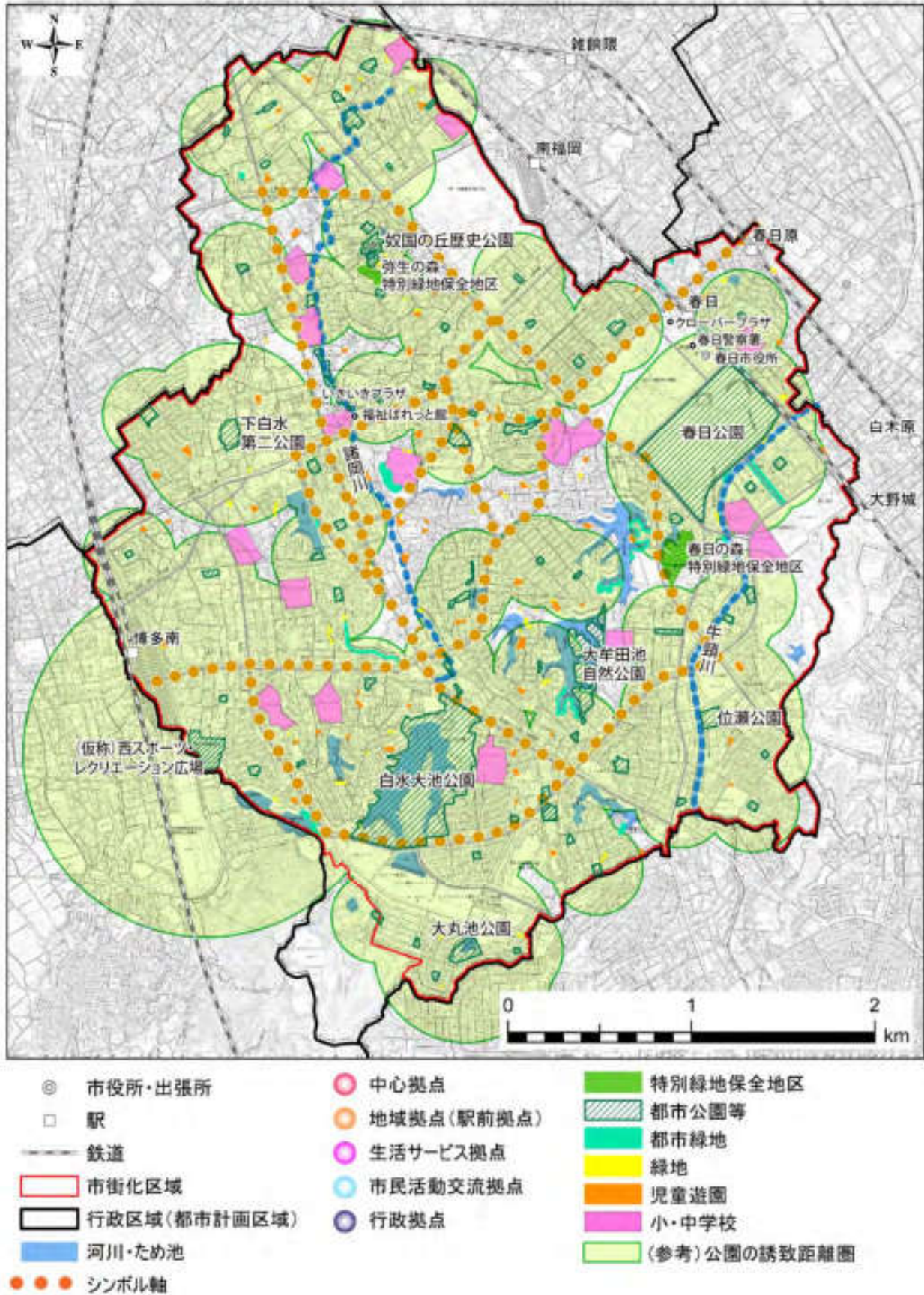


図 公園緑地の整備方針図

3-4 ごみ・排水等処理施設の整備方針

(1) 排水施設

- 本市の污水管整備は100%完了しており、今後は施設の効率的な維持管理に努めます。
- 雨水処理については、諸岡川流域を中心に一部区間で流下能力が不足していることから、雨水幹線や雨水貯留施設の計画的な整備を図り、豪雨による浸水対策を実施します。また、民有地や公共施設の緑化促進、都市計画道路整備等にあわせた排水性舗装、透水性舗装等の推進により、市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。

(2) 環境関連施設

- 環境関連施設である、第3号福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）、第1号春日大野城廃棄物再生利用総合施設及び第2号春日大野城し尿処理施設については、今後も予防保全的管理による施設の長寿命化対策を含めた維持管理を図ります。また、ごみの減量化・リサイクルを進め、処理施設の負荷及び環境負荷の軽減を図ります。
- 環境関連施設を活用しながら、環境への負荷の軽減を図る「循環型都市の創造」を目指します。「ごみの発生回避」、「資源の循環的利用の実践」、「ごみの不適正処理、不法投棄の防止」に総合的に取り組むとともに、日常生活で生じるごみの減量やリサイクル製品の利用、ごみ分別ルールの徹底等を促進します。また、これらを効果的に実施するための地域活動・地域コミュニティの維持・充実を図ります。



図 雨水幹線改良工事

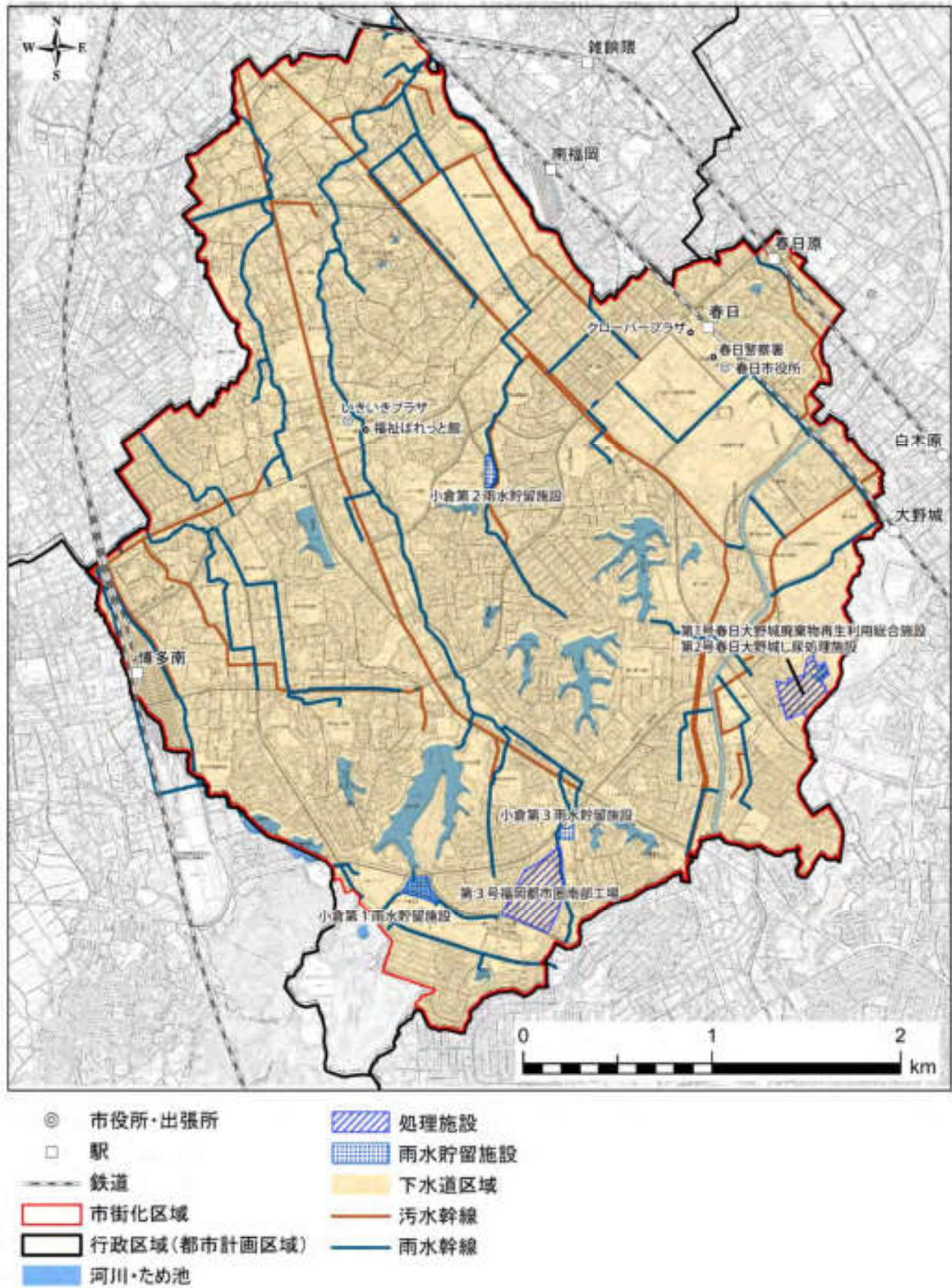


図 ごみ・排水等処理施設整備方針図

4 自然・歴史環境保全方針

4-1 自然・歴史環境の基本的方向性

市域のほぼ全域が市街化している本市において、市街地内に点在している自然資源の保全を図るとともに、自然資源と歴史的資源を一体的に活用し、水・緑と歴史の豊かさが実感できるまちづくりを進めます。

○市街地内の貴重な森林（樹林地）を適切に保全します。

○社寺や古墳、水城等の優良な緑地として保全されている歴史的資源を活用します。

4-2 自然・歴史環境の保全・活用方針

(1) 樹林地

- 白水大池公園周辺をはじめとする市域南部に分布する樹林地は、市街地内の貴重な樹林地として将来的に保全します。これらの樹林地は、ため池と一体になった森林及び歴史的資源の緑地であり、ため池や歴史的資源の保全・活用と一体的に環境保全を実施します。

(2) 歴史的資源

- 市域北部を中心に、奴国の丘歴史公園（須玖岡本遺跡）をはじめとした古墳や遺跡が点在しており、これら本市の豊かな歴史的資源を積極的に保全・活用します。
- 市域南部の春日神社や水城跡については、市街地内の貴重な緑地空間を形成しており、その保全・活用を図ります。特に、日本遺産に指定された水城跡等は、周辺市町と連携して広域的なネットワークを形成し、その保全活用を図ります。

(3) 自然・歴史のネットワーク（回遊軸）

- 市内に点在する歴史的資源と緑地空間、ため池をつなぎ、本市の自然・歴史的魅力を実感できる「町探訪コース」が設定されており、そのコースを「自然と歴史の回遊軸」と位置づけ、周辺環境の保全・活用を積極的に図っていきます。
- 幹線道路を利用したシンボル軸と連携し、市域全体が自然と歴史の豊かさが実感できる環境整備を図ります。
- これら貴重な緑地やため池などの自然環境は、生物多様性を育む貴重な緑としての機能も有することから、その保全を図ります。



図 弥生の森特別緑地保全地区

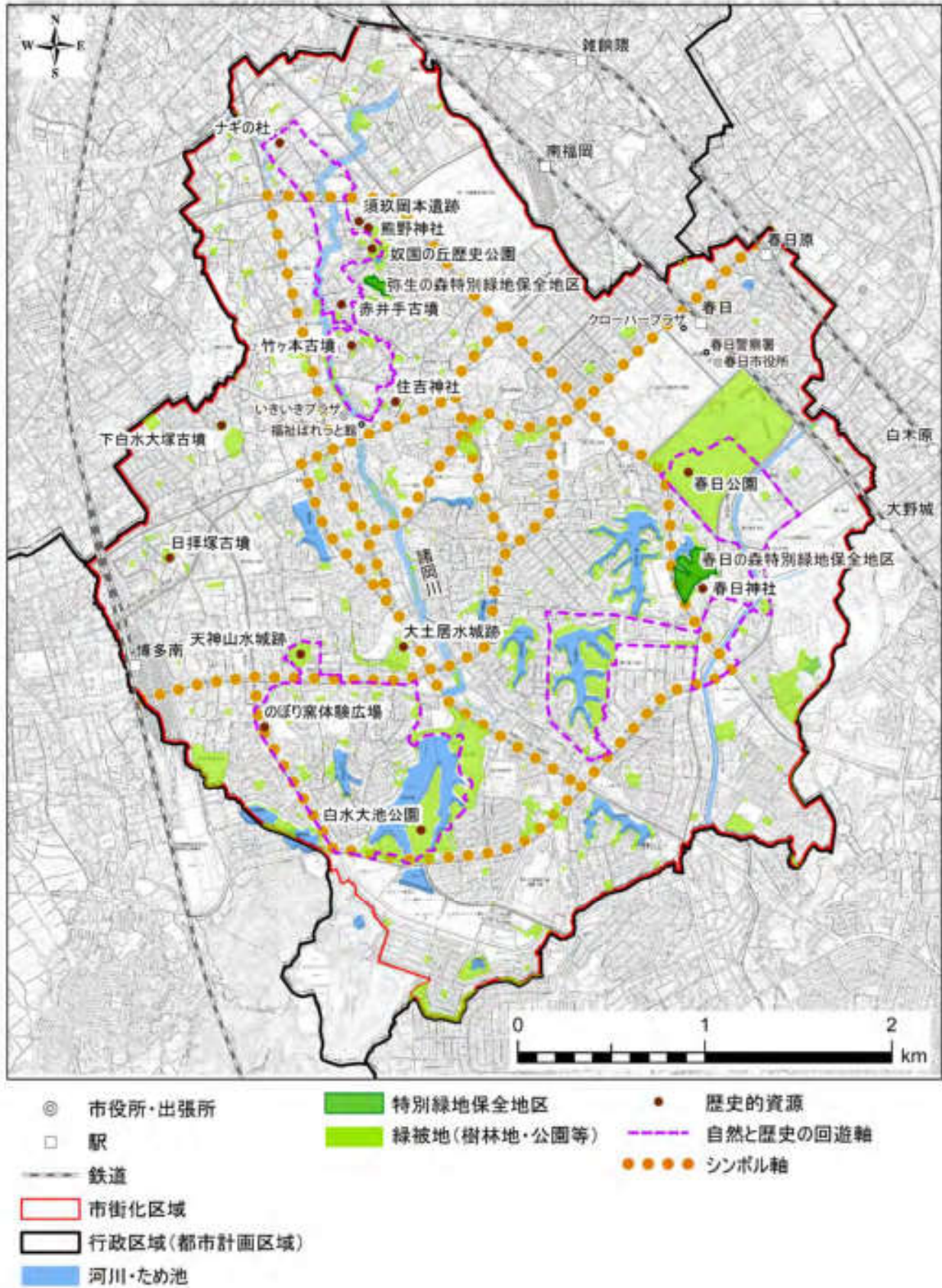


図 自然・歴史環境保全方針図

5 景観形成方針

5-1 景観形成の基本的方向性

本市の豊かな水・緑と歴史を実感できる景観づくりにより、本市の魅力と愛着の向上を図っていきます。

- 本市の景観形成の方向性を示す「景観計画」の策定を検討します。
- ため池を中心とした緑豊かな風景と自然環境は、本市を代表する景観として保全します。
- 弥生時代の遺跡・古墳や社寺等の歴史性や文化を活かした景観の形成を図ります。
- 福岡県屋外広告物条例の適切な運用により、良好な景観の形成を図ります。
- 地域毎の特徴を活かした、個性と魅力ある市街地景観の形成を図ります。

5-2 景観形成の方針

(1) 自然景観

- 白水大池公園や大牟田池自然公園をはじめとして、市内に点在するため池は本市の緑豊かなまちのイメージを形成する重要な景観・環境資源として保全します。
- 「春日市溜池保全条例」により、良好な自然環境と景観を継承する取組みを実施しており、今後は、周辺市街地についても、ため池の自然景観と調和した景観形成（広告規制や街並みルール・緑化ルール等）を図り、貴重な景観・環境資源をより一層充実していきます。



図 白水大池公園

(2) 歴史・文化的景観

- 本市の豊かな歴史的資源を魅力ある景観形成に積極的に活用するため、「まち探訪コース」を中心に歴史文化を実感できる景観整備等を検討します。
- 市域北部には、奴国の丘歴史公園を中心に、古墳や遺跡が点在しており、これらを回遊する「奴国ロマンとナギの道」は、古代の歴史的資源を案内板や道路景観のモチーフにする等歴史を実感できる景観整備を実施します。
- 市域南部には、春日公園やため池等の水と緑の豊かさにあわせて、春日神社やのぼり窯体験広場、日本遺産に指定されている水城跡等が点在しています。これらを回遊する「春日公園とお宮の道」や「白水池と水城の道」は、自然の豊かさを実感しながら歴史文化に触れあえる景観整備として、四季を感じる緑化や歴史文化を伝える案内板の充実等を検討します。



図 奴国の丘歴史公園



図 春日神社

(3) 市街地景観

🏙️ 中心拠点(中心商業地)景観

- 西鉄春日原駅周辺の中心商業地は、本市の玄関口であり、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業・西鉄春日原駅周辺整備事業に合わせて、まちの顔にふさわしい景観形成を図ります。
- 賑わいを演出するために、沿道建築物の壁面位置の統一、通りに開いた利用の促進、公共空間の芝生化等の質の高い緑化の推進等、居心地がよく歩きたくなるウォーカブルな空間づくりを、商店主や地域住民等で形成された組織を主体としたエリアマネジメントにより進めることを検討します。
- 市民主体の取組みと連携して、景観計画の策定による景観形成推進地区への指定を検討し、歩行者空間の景観整備、情報案内板の設置等の景観形成を効果的に実施します。



図 ウォーカブルなまちづくりイメージ
(出典：国土交通省 HP)

住宅地景観

- 本市の住宅地は、身近にある水と緑の豊かさを実感できるようにするほか、画一的な景観になりやすい戸建住宅地について、地区毎に個性ある街並み景観の形成を誘導します。
- 地区計画や第一種低層住居専用地域における壁面後退規制にあわせ、緑化の促進や街路樹等の地区ごとでの選定、地域主体の花いっぱい運動の実施等により、地域の個性が魅力と愛着の形成に役立つ景観づくりを進めます。

道路景観

- 本市の主要道路には「愛称」があり、沿道地域の個性と魅力を表現していることから、路線毎に特徴のある景観整備を検討し、沿道地域の魅力をさらに高めていきます。
- 特に「シンボル軸」と重複する区間については、重点的・優先的に景観整備等を実施するとともに、看板規制等の沿道景観の誘導を検討します。

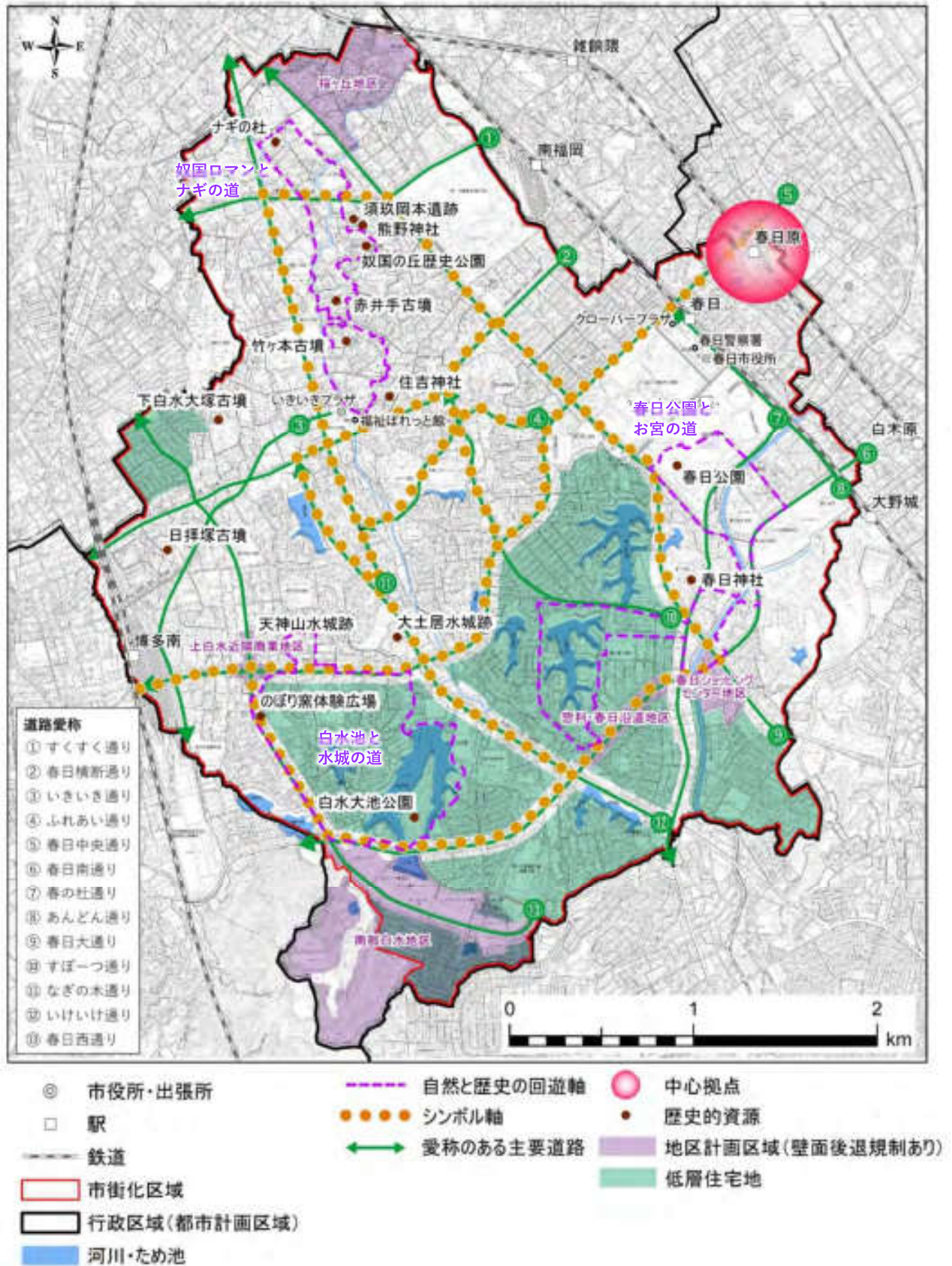


図 景観形成方針図

6 安全・安心まちづくり方針

6-1 安全・安心まちづくりの基本的方向性

地震、大雨等の自然災害に迅速かつ的確に対応するために、災害による被害を防ぐ「防災」と災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、災害に強い市街地の形成を目指します。市民、地域、行政が協働して、防災、減災、防犯に取り組むまちづくりを目指します。

- 大規模な自然災害に備えた都市インフラ等の整備を推進し、災害に強い都市づくりを目指します。
- 地域コミュニティ活動の推進により、市民と協働した防災・減災対策及び防犯対策を実施し、だれもが安心して安全に生活できる地域環境整備を目指します。

6-2 安全・安心まちづくりの方針

6-2-1 災害に強い都市づくり

(1) 都市インフラの整備方針

- 市内の主要幹線道路及び幹線道路は、大規模災害発生時に緊急通行車両の通行を確保すべき路線であることから、通行の安全性を確保し、未整備路線については早期整備に向けて取り組みます。
- 建物が密集している地区においては、災害発生時の避難経路の確保の観点から、狭あい道路の解消の他、沿道建築物の耐震化、ブロック塀の安全確保対策等の適切な維持管理を所有者に働きかけます。
- 市内に分布する都市公園は、災害時における避難場所、延焼を防止するオープンスペースとして重要であることから、その機能維持とともに、避難時を想定した防災機能の充実を図ります。
- 河川については、近年頻発している記録的豪雨による浸水対策のため、県や関係機関と協力し、護岸等の河川改修を促進します。また、雨水幹線や雨水貯留施設の計画的整備を推進します。
- 電気、ガス、水道等のライフラインについては、関係機関と協力しながら施設の防災対策等を促進し、災害時においても可能な限り使用することができる環境整備に努めます。

(2) 宅地、ため池等の安全対策

- 大規模盛土造成地については、安全性の確認を行うとともに、危険性が高い宅地がある場合には予防対策を実施します。
- ため池については、治水対策及び土砂災害対策として、適切な維持管理を促進します。また、防災重点ため池については、利用状況や安全性等を総合的に勘案し、ストックの適正化（機能の向上・廃止等）、保管理体制の強化、地震・豪雨等に対する補強対策等、各々のため池に応じた対策を検討します。
- 市南部のため池周辺等に点在している土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、警戒・避難体制の構築等、適切な対応に努めます。
- 公共施設用地や民有地内の緑化を促進し、保水機能向上による災害発生リスクの低減を図ります。

(3) 避難所等の整備

- 避難所や避難場所に指定されている公共施設については、地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点施設として、耐火・耐震対策に努めるとともに、災害時に機能的かつ効果的に利用できるように、施設の維持管理を適正に行います。

(4) 建築物等の耐震化

- 「春日市耐震改修促進計画」に基づき、公共施設等の適切な耐震性確保を図るほか、不特定多数の人が利用する民間集客施設については、耐震診断や改修に関する情報提供を図ることで、所有者による耐震化を誘導します。
- 一般住宅についても、耐震診断や耐震改修の実施促進等の安全な市街地形成に向けた取組を推進します。

6-2-2 防災・減災まちづくり

- 市民と協働した地域コミュニティ活動の推進により、地域単位での防災・減災意識の高揚と防災・減災活動の普及を図り、自助、共助の体制を構築することで、安心して安全に生活できる地域環境の実現を目指します。

6-2-3 防犯まちづくり

- 犯罪が起こりにくい地域環境整備を行うため、地域防犯活動の充実を図るとともに、防犯カメラの設置を適切に実施します。また、地区自治会で主体的に行われている防犯灯の設置等の防犯活動について、継続的な支援を行います。
- 高齢化の進行や人口減少により、今後予想されている空き家の増加は、地域の治安悪化を招き、放火等の犯罪行為の温床になる可能性があるため、空家等対策特別措置法に基づく除却を推進するとともに、利活用可能な空き家については、空家等対策計画に基づく支援を行うことで、市街地の安全確保を図ります。



図 春日市消防団の消防操法訓練



図 自主避難所

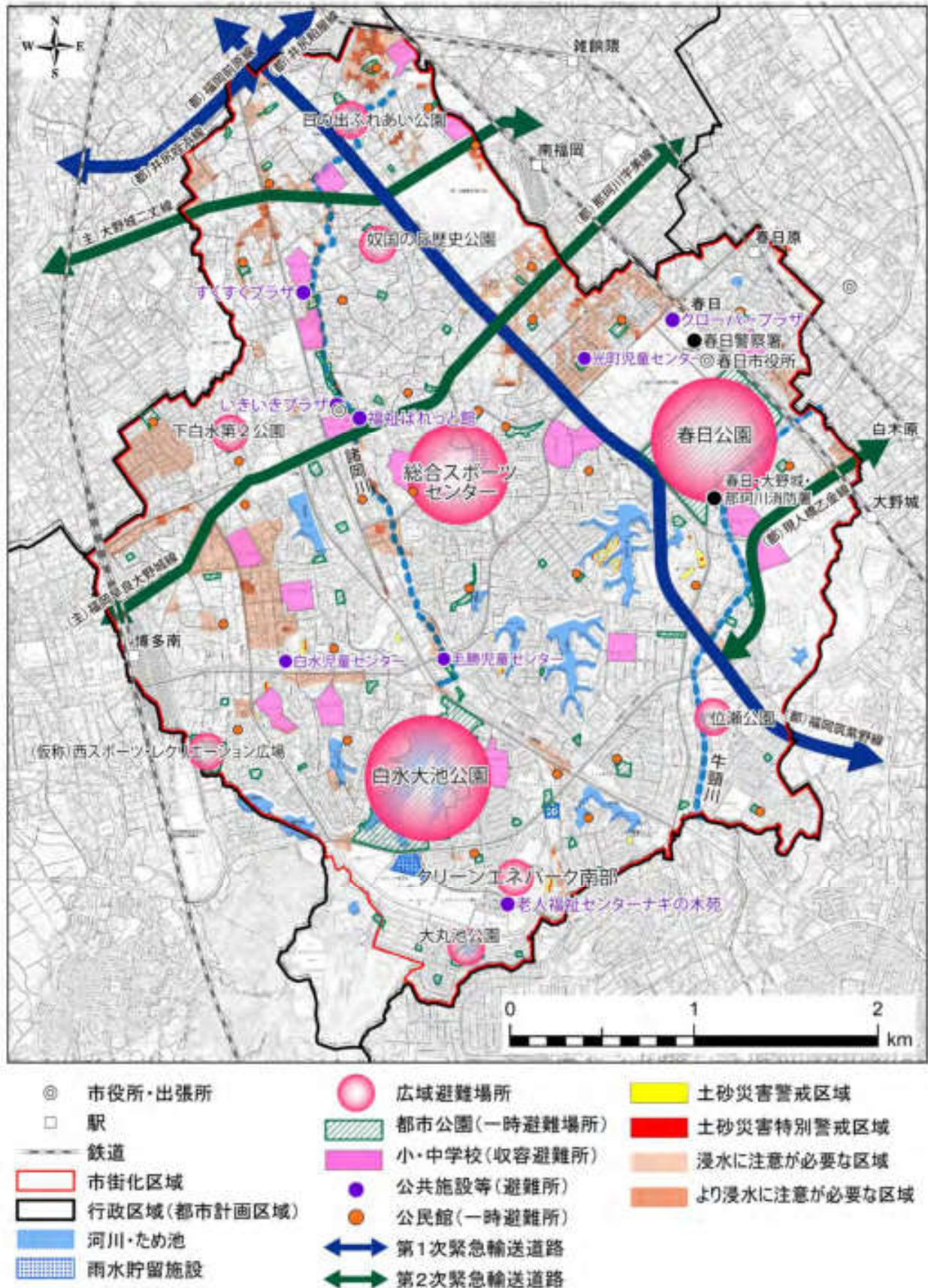


図 安全・安心まちづくり方針図



図 総合スポーツセンター

第1章 地域別構想の考え方

1 地域区分の設定

将来都市構造における「居住ゾーン」ごとに、地域別構想を整理し、各ゾーンの目指すべきまちづくりを明らかにします。また、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを実現していくために、各地域の土地利用や都市施設等の整備方針を設定します。

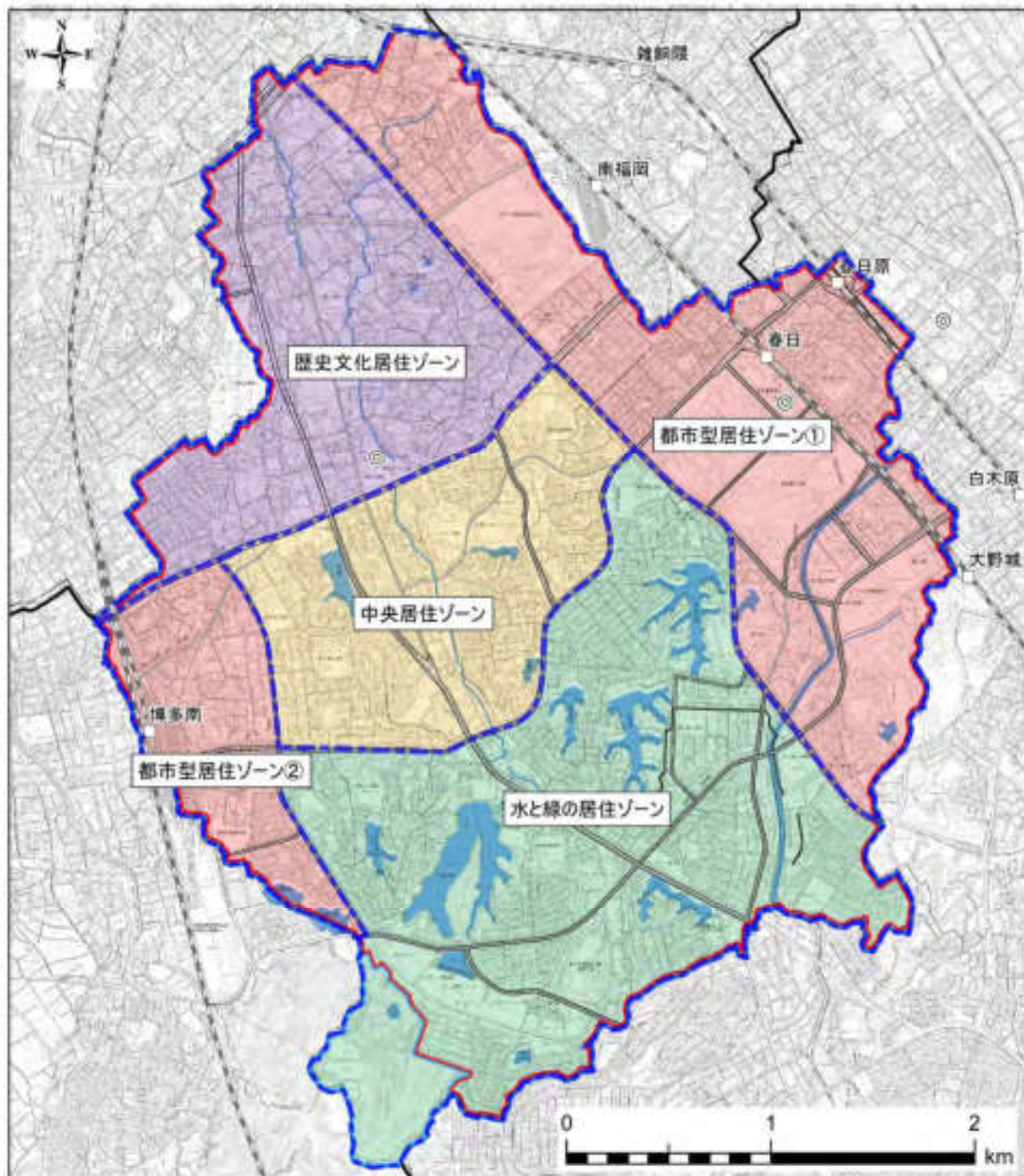


図 地域区分図

2 地域別構想の構成

地域別構想では、地域の概況と基本的課題を整理した上で、まちづくりの目標にあわせた地域での展開内容や整備方針を示します。なお、策定に当たっては、市民意向調査結果や本計画策定に係る地域別職員ワークショップで出された意見を踏まえながら策定しました。

表 地域別構想の構成

項目	概要
1. 地域の概要	各地域の概況と基本的課題を踏まえて、地域の特徴を整理しています。
2. まちづくりの目標	全体構想で設定したまちづくりの目標（①住みたい・住み続けたいと思うまちづくり、②多様な世代の需要に対応した定住環境づくり）にあわせた、各地域での展開内容を整理しています。
3. まちづくり方針	全体構想での分野別まちづくり方針を受けて、各地域でのまちづくり方針を、①土地利用、市街地整備の方針、②都市施設整備、その他の方針の2つに区分指定整理しています。

(参考) 地域別職員ワークショップについて

地域別構想の策定に当たっては、各地域の課題や今後のまちづくりについて、より実情をふまえたものとするため、各地域に居住または関係する本市の職員 22 名によるワークショップ形式の意見交換を行いました。



第2章 地域別まちづくり方針

1 都市型居住ゾーン①(JR 鹿児島本線・西鉄天神大牟田線沿線地域)

1-1 都市型居住ゾーン①の概要

都市型居住ゾーン①は、西鉄天神大牟田線や JR 鹿児島本線の各駅に近接し、福岡都心部へのアクセス性が高く、商業施設も集積した利便性の高いエリアです。駅周辺部を中心に人口密度が高く、今後も人口増加が予想されています。西鉄春日原駅周辺は「中心拠点」として連続立体交差事業や駅前広場整備等により今後さらなる利便性向上が期待されています。また、春日市役所や春日公園、クローバープラザ等の公共施設も集積しています。

一方、高度地区による規制を行っていることから、今後の人口維持を図るためにも、利便性と快適性のバランスに配慮しながら住民合意を図りつつ高度利用の検討も必要となっています。



1-2 まちづくりの目標

まちづくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

○住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり	・利便性と快適性の両立を図るため、市民等が主体となった住環境・商業空間等の規制・誘導
②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり	・春日公園に近接した魅力ある住宅地の維持・向上 ・学生・若者・子育て世代にとって魅力あるまちづくりの展開
③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり	・西鉄春日原駅・JR 春日駅周辺について、本市の玄関口・顔にふさわしい生活サービス施設の充実と魅力ある景観形成 ・「ウォーカブル推進都市」として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを積極的に実施
④誰もが快適に移動できるまちづくり	・駅の交通結節点機能の充実 ・歩行者の安全確保を前提に、自転車を活用したまちづくりの展開
⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり	・公共施設や民間施設の適切な耐震化及び防火誘導による、市街地の安全性向上 ・市役所や春日公園等の防災拠点施設の適切な維持管理・機能充実

○多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①高齢者が安心して生活できるまちづくり	・住替え等に対応した生活利便性の高い高齢者向け住宅の計画的確保
②子育て世代が住みやすいまちづくり	・周囲の住宅地と機能連携した生活サービス施設等の確保
③公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり	・鉄道駅直近部の利便性の高さを活かした都市型住宅の計画的な立地誘導
④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	・高齢者や子育て世代、若者それぞれにとって利便性が高く魅力ある商業地の環境形成 ・働き方の多様化に対応した居住環境や生活サービスの提供(まちなか居住の展開)

1-3 まちづくり方針

1-3-1 土地利用、市街地整備の方針

(1) 土地利用方針

① 中心商業地

- 西鉄春日原駅周辺の中心商業地は、「中心拠点」として、本市の魅力向上を促す多様な商業施設や事務所等の立地を計画的に誘導します。
- 学生・若者・子育て世代にとっても魅力ある商業地形成（若者向けの店舗や活動の場の確保）を図ります。
- 「ウォーカブル推進都市」の中心地として、歩いて安全に楽しめるまちなか環境を整えるほか、魅力あるまちなか景観の形成を図ります。
- 施設立地誘導に当たっては、中心商業地全体の施設立地の誘導や景観整備等を一体的、総合的に実施する必要があるため、エリアマネジメントによる推進を検討します。

② 近隣商業地

- 中心商業地に隣接する近隣商業地は、中心商業地と一体的に「中心拠点」を形成しており、市域全体を対象とした商業施設等の計画的な立地を誘導します。
- JR 春日駅周辺の近隣商業地は、「地域拠点」として駅利用者、地域住民及び就業者等のためのサービス施設の立地を誘導します。

③ 沿道サービス地

- 幹線道路沿道は、飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)福岡筑紫野線及び(都)那珂川宇美線沿道は、主要交差点付近での商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービスの拠点となる商業施設等の集積を図ります。

④ 都市型住宅地

- 都市型住宅地は、鉄道駅近接の利便性の高さを活かして、戸建住宅から中高層の集合住宅まで多様な住宅の立地促進・誘導を図ります。特に、JR 鹿児島本線以東については、積極的に高度利用を図ります。その他の区域については、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。
- 春日原東町地区建築協定が締結されている春日原東町地区の一部については、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする建築協定の内容を尊重します。
- 地域内に立地する「九州大学筑紫キャンパス」は、「九州大学筑紫キャンパスマスタープラン 2020」の目標像の中でも「人と人との交流の活性化を支え、春日公園等の周辺環境とともに、癒し、憩い、潤いを与えることのできる快適で美しいキャンパス」が掲げられていることから、春日公園と同様に市民が気軽に利用できる憩いの空間としての利用促進を図るため、大学と連携して市民への利用周知を図ります。また、文教環境の向上のために、九州大学を中心にその周辺も含む地区計画の指定を検討します。

⑤ 住工共存地

- 陸上自衛隊福岡駐屯地周辺の住宅地は、住環境の保全と工業用地としての利便性の確保の両立を図ります。
- 桜ヶ丘地区は、地区計画の指定による住環境の保全を計画的に実施しており、地区計画の目的に沿った良好な住環境の維持・向上を図ります。

⑥ 中高層住宅地(歴史文化共生型)

- 春日公園に隣接する住宅地は、春日神社や春日の森特別緑地保全地区に指定している樹林地等の歴史的資源の他、九州大学筑紫キャンパス、福岡県立春日高校という教育施設に近接しており、これらの地域特性に配慮しつつ、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。

(2) 市街地整備方針

- 西鉄春日原駅周辺の商業地は、商業施設等の更新を誘導するほか、景観整備や公共空間の有効活用等、歩きたくなくなるウォーカブルなまちなか空間整備を促進します。
- 都市型住宅地における高度利用の促進にあわせた集合住宅等の立地を誘導します。

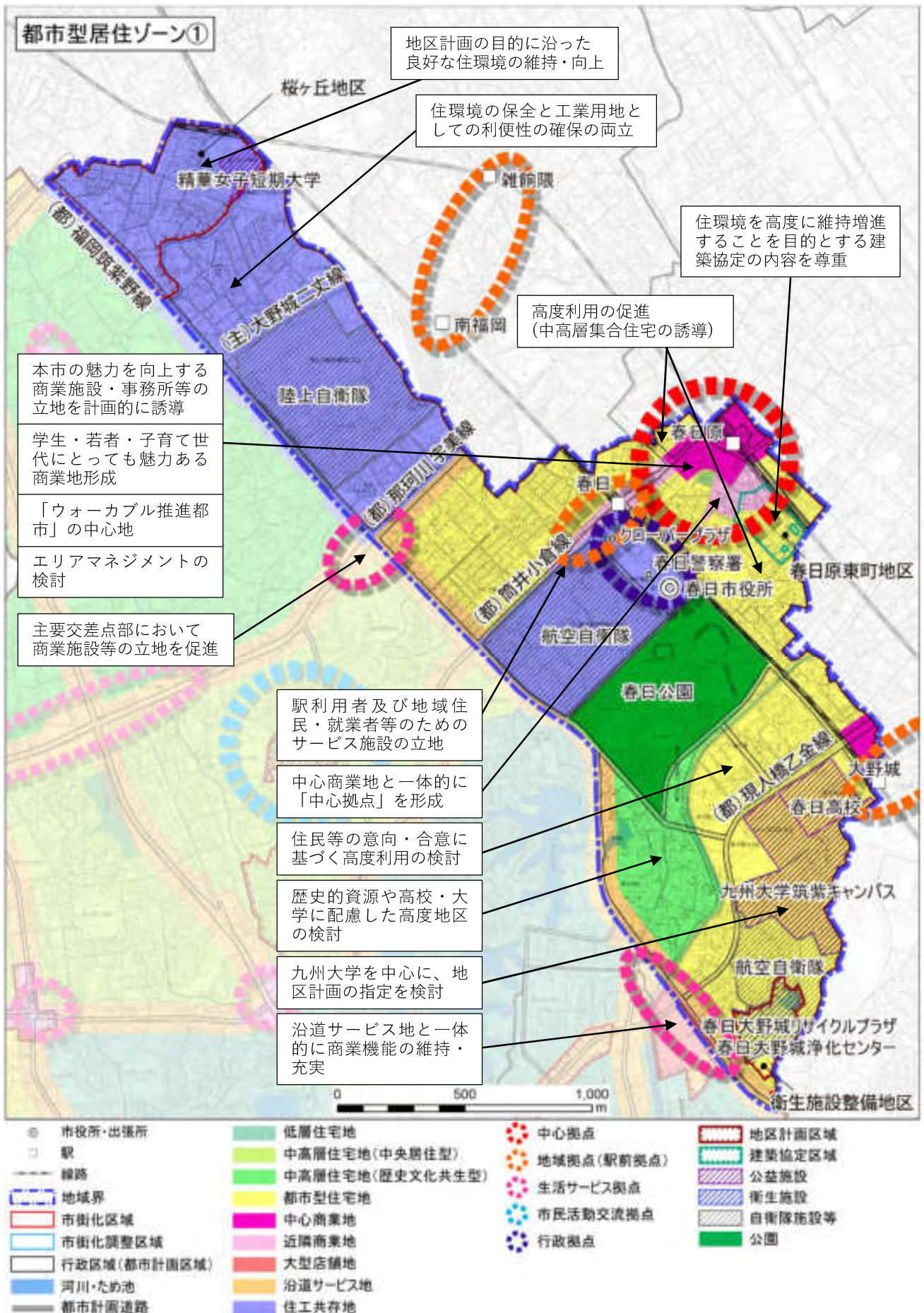


図 土地利用、市街地整備方針図(都市型居住ゾーン①)

1-3-2 都市施設整備、その他の方針

(1) 都市施設整備方針

① 道路・交通

- (都)福岡筑紫野線の道路交通の円滑化による渋滞緩和及び交通安全性の維持・向上を重点的に推進します。特に、未整備区間の早期整備を促進するとともに、シンボル軸の歩行者・自転車空間の交通安全性確保を優先的に進めます。
- 各鉄道駅は、路線バス等との乗り換え利便性の向上やカーシェアリング等の誘導を検討します。
- 西鉄春日原駅は、鉄道高架事業に合わせた駅前広場整備等により交通結節機能の強化を図るとともに、「まちなかウォークブル」を重点的に推進するため、歩行空間の充実を図ります。JR 春日駅及び JR 大野城駅についても、路線バス等の公共交通機関との連携強化を促進し、今後も交通結節機能の維持・充実を図ります。JR 南福岡駅については、本市からの利便性向上を図るため、福岡市と協力して路線バス等の公共交通機関との連携による交通結節機能の向上を検討します。

② 公園緑地

- 本市のシンボリックな公園である「春日公園」の維持・充実と効果的な利活用を積極的に促進します。特に、近接する春日神社やため池等とのネットワークを確保します。
- 既存公園の維持・管理の充実を図るほか、西鉄春日原駅周辺は歩行者空間の充実に合わせてポケットパーク等を効果的に確保します。
- 緑あふれるまちのイメージ形成のため、商業地等での緑化誘導を積極的に図るほか、幹線道路の街路樹の維持・充実と沿道の緑化を誘導します。

③ ごみ・排水等処理施設

- 浸水被害に注意が必要な千歳町、光町、宝町、大和町、桜ヶ丘等の区域については、計画的な排水施設整備を実施するほか、民有地や公共施設の緑化促進等により市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。
- 将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するために、春日大野城リサイクルプラザ・春日大野城浄化センターの施設の計画的な維持・管理を図ります。

(2) 自然・歴史環境整備方針

- 春日神社や春日の森特別緑地保全地区の保全・活用を積極的に実施するほか、春日公園を含む周囲の自然環境と歴史的資源との回遊性を確保します。(自然と歴史の回遊軸)

(3) 景観形成方針

- 春日神社や春日の森特別緑地保全地区、春日公園等は、自然と歴史の回遊軸を活用して、自然の豊かさを実感しながら歴史文化に触れられる景観整備(四季を感じる緑化や歴史文化を伝える案内板の充実等)を実施します。
- 地域内の主要道路は、「春日大通り」、「すくすく通り」、「かすが横断通り」、「春日中央通り」、「春日南通り」、「春の社通り」、「あんどん通り」といった愛称がついており、それぞれの愛称イメージを活かした景観整備(街路樹・案内板・街路灯等のイメージ形成)を検討します。特に、「春日大通り」、「春日中央通り」、「春日南通り」、「春の社通り」はシンボル軸や自然と歴史の回遊軸に該当しており、優先的・重点的に景観整備を実施します。

(4) 安全・安心まちづくり方針

- 公共施設等の適切な耐震化を図るほか、民間建築物の耐震化を促進します。特に、商業地では建築物の更新に合わせた耐震化及び防火性能向上を適切に誘導し、市街地の安全性を高めます。
- 市役所を中心とする防災拠点施設の維持・充実のほか、広域避難場所である春日公園の維持管理の促進、避難所の維持・充実を図ります。
- 第1次緊急輸送道路である(都)福岡筑紫野線、(都)福岡前原線及び(都)井尻粕屋線、第2次緊急輸送道路である(主)大野城二丈線、(都)那珂川宇美線及び(都)現人橋乙金線の沿道建築物の耐震化促進等による安全性の維持・向上を図ります。
- 鉄道駅周辺での適切な防犯対策(防犯灯や防犯カメラの適切な設置)を実施するほか、住宅地等での防犯活動の促進を図ります。

(参考) 本地域の概況と基本的課題 (地域づくりの基本方針)

本地域の概況と基本的課題を以下に整理します。

	地域の概況	基本的課題 (地域づくりの基本方針)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺部を中心に人口密度が高く、将来的にも人口増加を予想 ・ 駅周辺部を中心に高齢化が進行すると予想 ・ 西鉄春日原駅周辺に中心市街地が形成 ・ 春日市役所を中心にクローバープラザや春日警察署等の行政サービス施設が集積 ・ 九州大学筑紫キャンパスが立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心拠点の形成(商業施設の充実と定住の促進、高齢化への対応) ○ 行政サービス拠点の形成(利便性の維持・向上) ○ 住宅地での定住促進 ○ 九州大学筑紫キャンパスを市民が気軽に利用できる空間としての利用促進
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の大半が土地区画整理事業実施済 ・ 西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業を実施中 ・ 桜ヶ丘地区に地区計画を指定 ・ 地域の大半が第一種 15m、第一種 20m及び第二種 20mの高度地区に指定 ・ 春日原東町に建築協定が指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 面整備区域の市街地環境の維持・向上 ○ 西鉄春日原駅周辺の高度利用の促進 ★ 西鉄春日原駅周辺の新旧店舗を融合した魅力的な商業地づくり ○ 住宅地での適切な高度利用の検討
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西鉄春日原駅の駅前広場等が整備中 ・ JR 春日駅、JR 大野城駅が立地 ・ (都)福岡筑紫野線で渋滞発生 (未整備) ・ 春日公園が立地 ・ 住区基幹公園はおおむね充足 ・ 雨水幹線未整備区間あり ・ 第1号春日大野城廃棄物再生利用総合施設及び第2号春日大野城し尿処理施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西鉄春日原駅周辺の交通結節拠点整備 ○ JR 春日駅、JR 大野城駅の交通結節機能の充実 ○ (都)福岡筑紫野線の整備推進と渋滞緩和 ○ 雨水幹線の整備促進
自然歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春日公園・春日神社が立地 ・ 春日公園内遺跡のほか、遺跡が点在 ・ 春日神社内に天然記念物が存在 ・ 春日の森特別緑地保全地区が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春日公園・春日神社の環境保全・向上 ○ 春日の森特別緑地保全地区の活用 ○ 自然環境と歴史的資源のネットワーク化
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西鉄春日原駅・JR 春日駅周辺は本市の玄関口を形成 ・ 「春日大通り」、「すくすく通り」、「春日横断通り」、「春日中央通り」、「春日南通り」、「春の社通り」、「あんどん通り」を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心拠点で本市の玄関口にふさわしい景観形成 ○ 「春日大通り」、「春日中央通り」をシンボル軸・主要生活軸として重点的に修景
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 春日公園が広域避難場所に指定 ・ (都)福岡筑紫野線、(都)福岡前原線及び(都)井尻粕屋線が第1次緊急輸送道路に、(主)大野城二丈線、(都)那珂川宇美線及び(都)現人橋乙金線が第2次緊急輸送道路に指定 ・ 市役所をはじめ主要な公共施設が集積 ・ 雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春日公園の有効活用 ○ 緊急輸送道路の適切な確保(整備推進) ○ 防災拠点の機能維持・向上 ○ 雨水排水対策の適切な実施

★・・・庁内職員ワークショップでの意見

2 都市型居住ゾーン②(JR 博多南駅周辺地域)

2-1 都市型居住ゾーン②の概要

都市型居住ゾーン②は、JR 博多南駅に近接し、幹線道路沿道には商業施設も多く集積した利便性の高いエリアです。駅周辺部を中心に人口密度が高く、今後も人口増加が予想されています。(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場の他、日拝塚古墳等の遺跡も点在しています。

一方、十分な幅員が確保されていない道路網等土地区画整理事業等が行われていない旧市街地域も存在していることから、宅地開発に合わせた適切な整備を進めていく必要もあります。



2-2 まちづくりの目標

まちづくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

○住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり	・環境維持・向上と定住促進の両立を図るために、市民が主体となった土地利用規制等の見直し実施
②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり	・利便性の高さに合わせて、周囲の自然環境・歴史的資源への至近性を活かしたゆとりを感じる住宅地形成 ・(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場に近接した生活の豊かさと安全性が感じられる住宅地形成
③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり	・(都)大土居下の原線、(都)那珂川宇美線沿道を中心に沿道サービス地を形成
④誰もが快適に移動できるまちづくり	・JR 博多南駅への利便性充実(公共交通利便性及び歩行者・自転車等の移動の快適性向上)
⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり	・面整備未実施区域における建築物の適切な耐火・耐震化の促進による市街地の安全性向上 ・(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場等防災拠点施設の適切な維持管理・機能充実

○多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①高齢者が安心して生活できるまちづくり	・生活利便性の高い高齢者向け住宅の立地誘導 ・歩いて生活できる安全・便利な環境整備
②子育て世代が住みやすいまちづくり	・通勤利便性の高さと(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場等の余暇活動の豊かさを活かした集合住宅や戸建て住宅の立地誘導
③公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり	
④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	・JR 博多南駅に隣接しながら、比較的静かな環境を保ち、白水大池公園、大型商業施設及びスポーツ施設等に近接した恵まれた立地を活用し、働き方の多様化に対応した居住環境の誘導

2-3 まちづくり方針

本地域のまちづくり方針を以下に整理します。

2-3-1 土地利用、市街地整備の方針

(1) 土地利用の方針

① 近隣商業地

- 上白水近隣商業地区(地区計画区域)は、商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービスの拠点となる商業集積を図ります。

② 沿道サービス地

- 幹線道路沿道は、飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)那珂川宇美線沿道は、拡幅整備に合わせた沿道サービス施設の適切な立地を促進します。

③ 都市型住宅地

- 都市型住宅地は、鉄道駅近接の利便性の高さを活かして、戸建住宅から中高層の集合住宅まで多様な住宅の立地促進・誘導を図ります。また、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討・促進します。

④ 中高層住宅地(中央居住型)

- (都)白水線西側及び(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場南側の住宅地は、生活利便性も高く、良好な住環境を形成していることから、既存の住環境に配慮しつつ、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。

⑤ 住工共存地(博多南駅)

- JR博多南駅及び博多総合車両所は、博多方面への重要な交通結節点となることから、今後も機能維持を図ります。

(2) 市街地整備方針

- JR博多南駅の利便性を活かした定住促進を進めるために、住民等の意向・合意に基づき、高度利用の検討・促進を図ります。
- 面整備未実施区域については、住宅開発等にあわせた適切な都市基盤整備も併せて検討する等、住環境の改善に努めます。



図 土地利用、市街地整備方針図（都市型居住ゾーン②）

2-3-2 都市施設整備、その他の方針

(1) 都市施設整備方針

① 道路・交通

- (都)那珂川宇美線は広域幹線道路、(都)大土居下の原線は主要幹線道路として道路交通の円滑化を図るほか、生活道路への通過交通流入を抑制します。
- 地域内から安全に JR 博多南駅へアクセスできる歩行者・自転車空間の充実を図ります。
- JR 博多南駅への公共交通機関でのアクセス利便性の向上を図ります。

② 公園緑地

- 既存公園の維持・管理の充実を図るほか、公園不足区域については、空き地や公共空間の活用等、多様な手法で公園等を確保します。
- (仮称)西スポーツ・レクリエーション広場の充実を図り、市民に身近なスポーツ・レクリエーションの場として積極的に活用します。

③ ごみ・排水等処理施設

- 浸水被害に注意が必要な(都)那珂川宇美線(春日横断通り)や(都)白水線(春日西通り)周辺については、民有地や公共施設の緑化促進等により市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。

(2) 自然・歴史環境整備方針

- 日拝塚古墳は、周辺に点在する古墳と一体的に保全・活用を図ります。(幹線道路の歩道等を利用した古墳の回遊ルートの充実)

(3) 景観形成方針

- 地域内の主要道路は、「春日横断通り」、「いきいき通り」、「春日中央通り」といった名称がついており、それぞれの愛称イメージを活かした景観整備(街路樹・案内板・街路灯等のイメージ形成)を検討します。特に、「春日中央通り」はシンボル軸として、優先的・重点的に景観整備を実施します。

(4) 安全・安心まちづくり方針

- (仮称)西スポーツ・レクリエーション広場は、広域避難場所として防災機能の維持・向上を図ります。
- 第2次緊急輸送道路である(主)福岡早良大野城線の沿道建築物の耐震化促進等による安全性の維持・向上を図ります。
- 面的整備未実施区域を中心に、建築物の耐火・耐震化を促進します。
- 鉄道駅周辺での適切な防犯対策(防犯灯や防犯カメラの適切な設置)を実施するほか、住宅地等での防犯活動の促進を図ります。

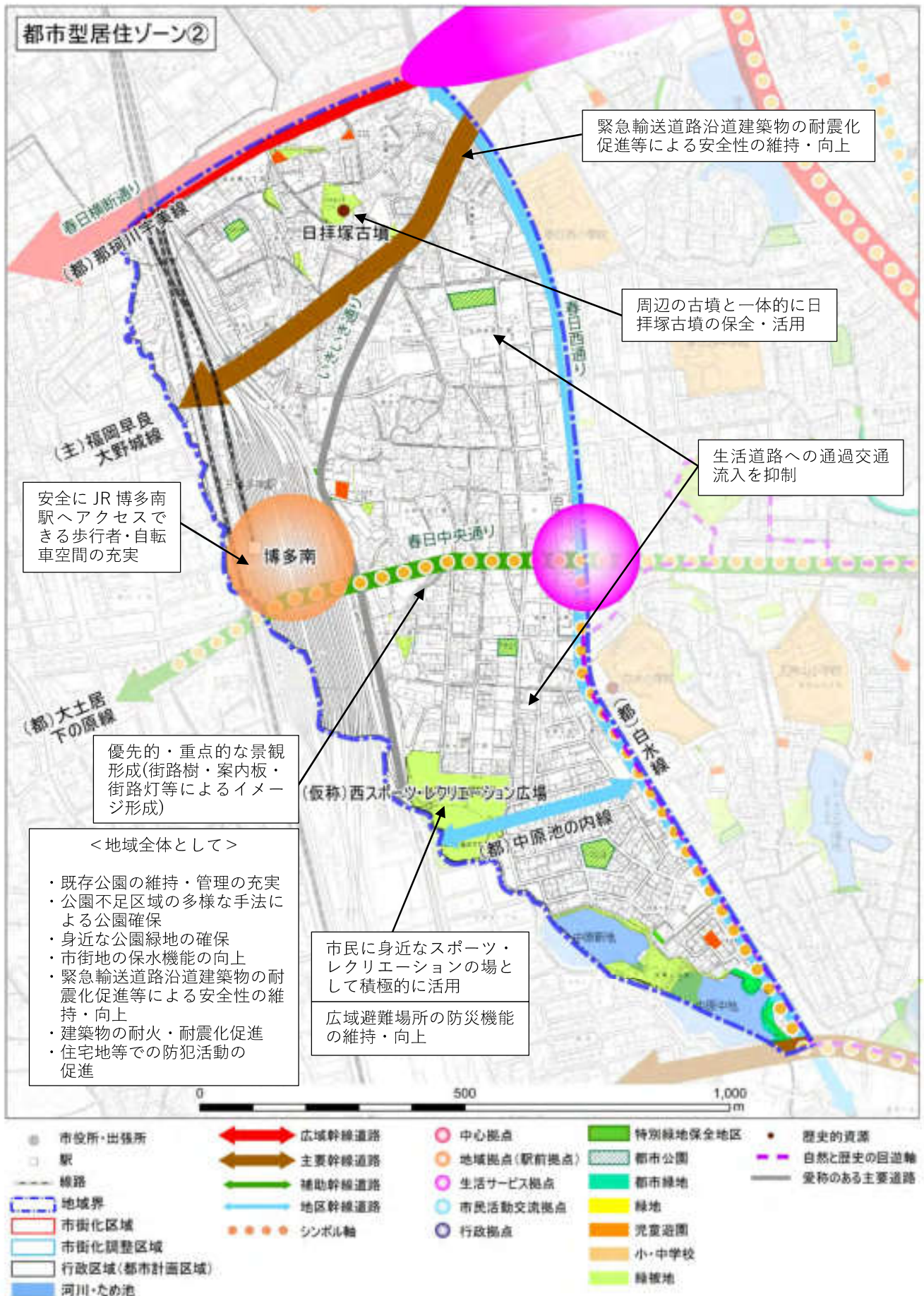


図 都市施設整備、その他の方針図(都市型居住ゾーン②)

(参考) 本地域の概況と基本的課題 (地域づくりの基本方針)

本地域の概況と基本的課題を以下に整理します。

	地域の概況	基本的課題 (地域づくりの基本方針)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺部を中心に人口密度が比較的高く、将来的にも若干の人口増加を予想 ・ JR 博多南駅の利便性を活かした住宅地が形成 ・ (都) 大土居下の原線、(都) 那珂川宇美線沿いに沿道サービス施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域拠点の形成 (沿道サービス施設や商業業務施設等の立地促進) ○ JR 博多南駅の利便性を活かした住宅立地の促進
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 博多南駅周辺区域は面的整備未実施 ・ 地域の大半が、第一種 15m、第一種 20mの高度地区に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅開発等に伴う適切な都市基盤の確保 ○ 住宅地の適切な高度利用の検討
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 博多南駅が立地 ★ JR 博多南駅の駐輪場が不足 ・ (都) 那珂川宇美線が一部事業中 ・ 住区基幹公園の不足区域が一部存在 ・ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ JR 博多南駅へのアクセス性の向上及び交通結節点としての機能向上 ○ 公園不足区域での公園確保 ○ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場の活用
自然歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ (史跡)原遺跡・日拝塚古墳のほか、遺跡等が点在 ・ 中原新池・中原中池が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺跡・古墳等の保全・活用 ○ ため池の環境保全と有効利用の検討
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「春日横断通り」、「いきいき通り」、「春日中央通り」、「春日西通り」を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「春日中央通り」を「主要生活シンボル軸」として重点的に修景
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場が広域避難場所に指定 ・ (主)福岡早良大野城線が第2次緊急輸送道路に指定 ・ 面的整備未実施区域が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場の活用 ○ 緊急輸送道路の適切な確保(安全性確保) ○ 面的整備未実施区域を中心に建物の耐火・耐震化の促進

★・・・庁内職員ワークショップでの意見

3 中央居住ゾーン

3-1 中央居住ゾーンの概要

中央居住ゾーンは、本市の中央に位置し「市民活動交流拠点」としてふれあい文化センター、総合スポーツセンターの他、コミュニティバスやよいのバスセンターも存在し、周辺の幹線道路沿道には商業施設も多く集積している利便性の高いエリアです。諸岡川や寺田池、大谷緑地の他、日本遺産に指定された特別史跡水城跡も存在しています。

一方、人口密度は高いものの昭和50年前後に形成された古い住宅地も多く、一部で空き家も見られる等人口減少が進みつつある地域でもあります。今後の人口維持のために、空き家の活用や高度地区の見直し等の取組みを検討していく必要もあります。



3-2 まちづくりの目標

まちづくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

○住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境維持・向上と定住促進の両立を図るために、市民が主体となった土地利用規制等の見直し検討 ・特別史跡水城跡の保全と積極的活用（歴史的資源のネットワーク化） ・寺田池や大谷緑地等、点在するため池や緑地の保全・活用
②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい文化センター、総合スポーツセンター及びため池・緑地等に囲まれた豊かな生活環境の活用
③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい文化センター、総合スポーツセンター及びコミュニティバスのバスセンターが集積する市民活動交流拠点を形成
④誰もが快適に移動できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのバスセンターの利便性の向上 ・歩行者の安全確保を前提に、自転車を活用したまちづくりの展開
⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツセンター等の防災拠点施設の適切な維持管理・機能充実 ・雨水排水対策の適切な実施

○多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①高齢者が安心して生活できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ施設に歩いて行ける環境を活かした高齢者向け住宅の計画的な立地誘導
②子育て世代が住みやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化スポーツ施設や学校、公園等がコンパクトに集積している環境を活かした住宅の立地誘導
③公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの利便性の高さを活かした定住の促進
④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要な自然・歴史的資源に近い利点を活かした高齢者から若者までが魅力を感じる住宅地を形成

3-3 まちづくり方針

本地域のまちづくり方針を以下に整理します。

3-3-1 土地利用、市街地整備の方針

(1) 土地利用方針

① 近隣商業地

- 上白水近隣商業地区(地区計画区域)及び大土居交差点周辺は、商業施設等の立地を促進し周辺の住宅地の生活サービスの拠点となる商業集積を図ります。

② 沿道サービス地

- 幹線道路沿道は、飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)長浜太宰府線及び(都)那珂川宇美線の主要交差点付近において商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービスの拠点となる商業集積を図ります。

③ 中高層住宅地(中央居住型)

- 本地域の住宅地は、文化・スポーツセンター施設、学校、医療施設等の公共施設や幹線道路沿道の商業施設に近接し、高い生活利便性を有しています。この地域の生活利便性と良好な住環境に配慮しつつ、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。
- 本地域の中央に位置するふれあい文化センター及び総合スポーツセンター周辺は、必要に応じて多機能の公共施設等の集約化を検討するなど、今後も機能の維持・充実を図るとともに、近接するいきいきプラザ及び福祉ばれっと館との有機的な連携を図り、市民活動交流拠点としての機能強化を図ります。
- 「紅葉ヶ丘西地区地区計画」を指定している低層の戸建住宅地については、今後もその良好な住環境を維持・保全します。

(2) 市街地整備方針

- ゆとりある住環境の保全と定住及び老朽建築物等の更新促進の両立のために、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。
- 空き家の積極的活用により、高齢者や子育て世代等の定住に対応した住宅の立地誘導を促進します。

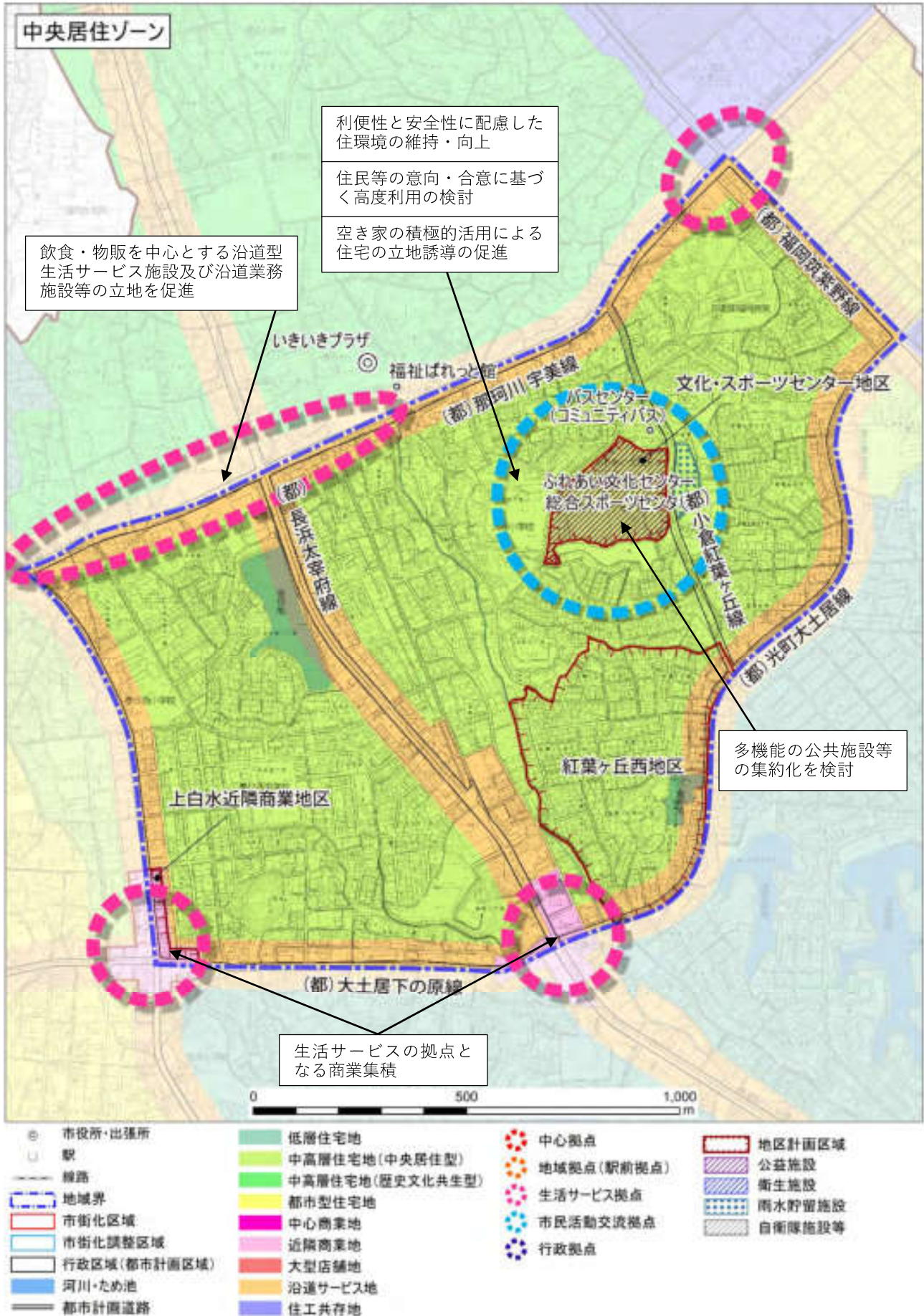


図 土地利用、市街地整備方針図(中央居住ゾーン)

3-3-2 都市施設整備、その他の方針

(1) 都市施設整備方針

① 道路・交通

- (都)福岡筑紫野線、(都)那珂川宇美線及び(都)長浜太宰府線は、広域幹線道路として道路交通の円滑化を図るほか、生活道路への通過交通流入を抑制します。
- (都)光町大土居線、(都)小倉紅葉ヶ丘線は、市民活動交流拠点と周囲の住宅地を結ぶ重要な路線であることから、整備推進のための手法を検討するとともに、交差点改良や歩行者にとって安全で快適な歩行者空間の整備を推進します。
- 春日市コミュニティバスやよいのバスセンターは、本市の中央部に位置し市内主要施設を結ぶ交通結節点としての利便性向上を図ります。また、路線バスとの乗り継ぎ利便性向上についても検討します。

② 公園緑地

- 既存公園の維持・管理の充実を図るほか、公園不足地域では空き地や公共空間の活用等、多様な手法を検討します。
- 緑地等(都市緑地)の保全を図るほか、児童遊園の活用を図り、緑と憩いの場が点在する環境を形成します。

③ ごみ・排水等処理施設

- 流下能力が不足している雨水幹線については、計画的な再整備を図るほか、民有地や公共施設の緑化促進等により市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。

(2) 自然・歴史環境整備方針

- 日本遺産である天神山水城跡及び大土居水城跡は、周辺市町と連携して広域的なネットワークを形成し、保全・活用を図るほか、周囲の自然環境と歴史的資源との回遊性を確保します。(自然と歴史の回遊軸)
- 寺田池等のため池や緑地の保全・活用を図ります。

(3) 景観形成方針

- ふれあい文化センター、総合スポーツセンター周辺は、市民活動交流拠点にふさわしい景観形成を図ります。(サインの統一、敷地内緑化、歩行者空間の魅力化)
- 天神山水城跡及び大土居水城跡は、周囲の自然環境と歴史的資源を結ぶ自然と歴史の回遊軸を設定し、自然の豊かさを実感しながら歴史文化に触れあえる景観整備(四季を感じる緑化や歴史文化を伝える案内板の充実等)を実施します。
- 地域内の主要道路は、「春日大通り」、「春日横断通り」、「春日中央通り」、「ふれあい通り」、「すば一つ通り」、「なぎのき通り」、「いけいけ通り」といった名称がついており、それぞれの愛称イメージを活かした景観整備(街路樹・案内板・街路灯等のイメージ形成)を検討します。特に、「ふれあい通り」、「すば一つ通り」は市民活動交流拠点と一体的にシンボル性の高い景観づくりを重点的・優先的に実施します。

(4) 安全・安心まちづくり方針

- 総合スポーツセンターは、広域避難場所として防災機能の維持・向上を図ります。
- 第1次緊急輸送道路である(都)福岡筑紫野線、第2次緊急輸送道路である(主)福岡早良大野城線の沿道建築物の耐震化促進等による安全性の維持・向上を図ります。
- 緑地等の保全を図り、土砂災害等の抑制を図ります。
- 今後の増加が予測される空き家については、空家等対策特別措置法に基づく除却を推進するとともに、利用可能な空き家は空家等対策計画に基づく支援により住宅地の安全確保を図ります。
- 地域での適切な防犯対策(防犯灯や防犯カメラの適切な設置)を実施するほか、住宅地等での防犯活動の促進を図ります。

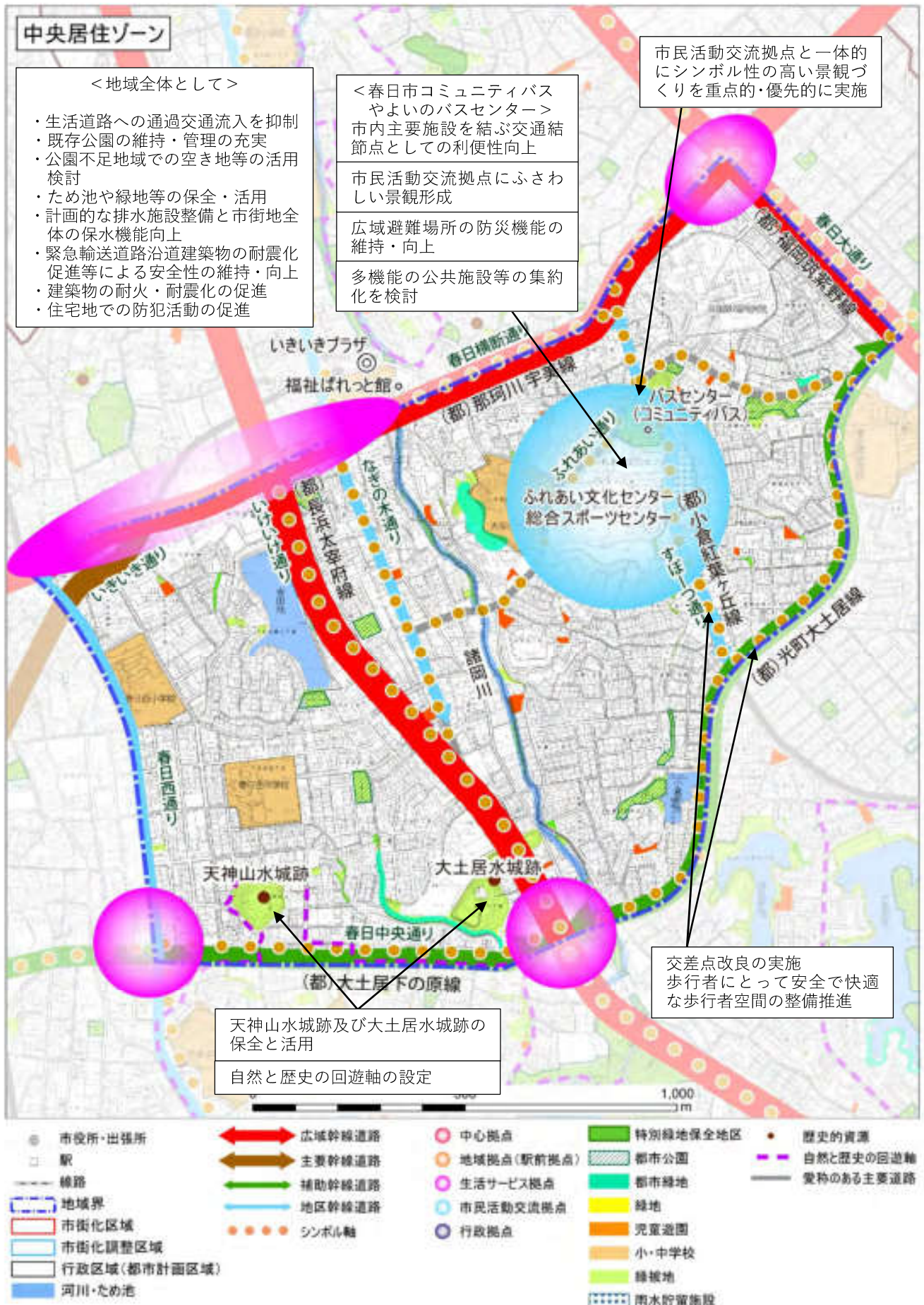


図 都市施設整備、その他の方針図（中央居住ゾーン）

(参考) 本地域の概況と基本的課題 (地域づくりの基本方針)

本地域の概況と基本的課題を以下に整理します。

	地域の概況	基本的課題 (地域づくりの基本方針)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度が比較的高いが、人口減少が進みつつある ・良好な環境の戸建住宅地と中高層住宅地が形成 ・市民活動の拠点である春日市ふれあい文化センター、総合スポーツセンターが立地 ・(都)大土居下の原線、(都)光町大土居線、(都)那珂川宇美線、(都)福岡筑紫野線及び(都)長浜太宰府線沿いに沿道サービス施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の維持・向上による定住促進 ○市民活動交流拠点の形成(ふれあい文化センター・総合スポーツセンターの利便性維持・向上及びいきいきプラザ、福祉ぱれっと館との有機的連携の強化) ○沿道サービス施設の立地促進
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の大半は面的整備実施済 ・文化・スポーツセンター地区及び紅葉ヶ丘西地区に地区計画が指定 ・空き家が点在 ・地域の大半が、第一種 15m・第一種 20mの高度地区に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策の適切な実施(定住促進) ○住宅地の適切な高度利用の検討
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい文化センターにバスセンターが立地(春日市コミュニティバスやよい) ★コミュニティバスと路線バスとの乗り継ぎが不便 ・(都)光町大土居線、(都)小倉紅葉ヶ丘線が未整備 ・住区基幹公園の不足区域が存在 ・雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの結節拠点(バスセンター)や路線バスとの乗り継ぎ等公共交通全般における利便性向上 ○都市計画道路の整備推進(★交差点改良) ○公園不足区域での公園確保(小学校や児童遊園の活用) ○雨水幹線の整備推進
自然歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡水城跡(日本遺産)が立地 ・寺田池ほか、ため池が点在 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別史跡水城跡の保全・活用 ○歴史的資源のネットワーク化 ○ため池の保全と有効利用の検討
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい通り」、「すぼ一つ通り」が市民活動交流拠点のアクセスを形成 ・主要な幹線道路により交流シンボル軸を形成 ・特別史跡水城跡やため池が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動交流拠点及び「ふれあい通り」、「すぼ一つ通り」を重点的に修景 ○歴史的資源のネットワークについて歴史を感じる修景 ○交流シンボル軸の歩行者空間の充実
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツセンターが広域避難場所に指定 ・(都)福岡筑紫野線が第1次緊急輸送道路に、(主)福岡早良大野城線が第2次緊急輸送路に指定 ・寺田池ほか、ため池が点在 ・雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合スポーツセンターの活用 ○ため池の保全と有効利用の検討 ○雨水排水対策の適切な実施

★・・・庁内職員ワークショップでの意見

4 水と緑の居住ゾーン

4-1 水と緑の居住ゾーンの概要

水と緑の居住ゾーンは、市南部に位置し、白水大池公園をはじめとするため池、緑地等の豊かな自然環境のなかに、戸建ての低層住宅地が形成され、良好な住環境が整ったエリアです。幹線道路沿道には沿道型サービス施設が立地する他、地域南部と東部には大規模商業施設が立地する等、利便性も整っています。

一方、ちくし台等の昭和40年代に形成された古い住宅地もあり、一部では空き家も見られます。今後の人口維持を図るためにも、空き家の利活用促進や当地域の魅力である白水大池公園の機能向上等の取組みを検討していく必要もあります。



4-2 まちづくりの目標

まちづくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

○住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり	・利便性と快適性の両立を図るために、市民が主体となった住環境の規制・誘導の維持・向上
②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり	・白水大池公園をはじめとして、水辺と緑地の保全と積極的活用等豊かな自然環境を実感できるまちづくりの展開
③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり	・ため池の自然環境と大型店舗立地による利便性の高さが両立した住宅地の形成
④誰もが不自由なく快適に移動できるまちづくり	・駅等への公共交通アクセスの充実 ・歩行者の安全確保を前提に、自転車を活用したまちづくりの展開
⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり	・白水大池公園等の防災拠点施設の適切な維持管理・機能充実 ・雨水排水対策の適切な実施

○多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①高齢者が安心して生活できるまちづくり	・住み替え等にも考慮できる多様な高齢者居住に対応した住宅の立地誘導
②子育て世代が住みやすいまちづくり	・自然が豊かな住環境を活かした子育て世代の定住促進の積極的対応
③公共交通の利便性の高さをいかしたまちづくり	・コミュニティバス等公共交通の利便性向上による定住促進
④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	・自然の豊かさを実感しながら、便利な生活ができるメリットを活用し、高齢者や子育て世代が魅力を感じる住宅地を形成

4-3 まちづくり方針

本地域のまちづくり方針を以下に整理します。

4-3-1 土地利用、市街地整備の方針

(1) 土地利用方針

① 近隣商業地

- (都)大土居下の原線の主要交差点付近は商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービス拠点となる商業集積を図ります。

② 大型店舗地

- 春日ショッピングセンター地区は、近隣市町へも商圈を拡大する魅力的な商業空間を維持するため、また、南部白水地区は、地域住民の利便性向上を図るため、現状の商業機能の維持・充実を促進し、本市を代表する大型店舗の活性化を図ります。

③ 沿道サービス地

- 幹線道路沿道は、大型店舗と連携して飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)福岡筑紫野線の主要交差点付近において商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービス拠点となる商業集積を図ります。

④ 低層住宅地

- 本地域の住宅地は、基盤整備が実施され、ゆとりのある戸建住宅を形成しており、現在の住環境の維持・向上を図ります。
- 大型店舗地の北側に近接する戸建住宅地は、用途地域は第一種住居地域ですが、周囲の第一種低層住居専用地域と同様な低層住宅地を形成しており、現状の住環境を維持します。

⑤ 市街化調整区域

- 市街化調整区域は、市街化の抑制と樹林地の保全を図っていきます。ただし、必要に応じて、市街化調整区域の土地利用の状況や地域特性を勘案し、周辺の市街地環境と調和した計画的な土地利用を検討します。
- 市街化調整区域内の南部白水地区地区計画を指定している地区については、今後の土地利用の状況や地域特性を勘案し、地区計画の変更を検討します。

(2) 市街地整備方針

- 地域内の多くが高さ制限 10m、外壁後退距離の限度 1m、敷地面積の最低限度 165 m²を指定しており、現状のゆとりある住環境を本地域の魅力として活用するため、現状の規制を継続します。
- 定住促進を図るために、空き家の有効利用を積極的に図ります。また、柔軟な住替えを促進することにより、空き家発生の抑制と子育て世代等の定住促進を図ります。

4-3-2 都市施設整備、その他の方針

(1) 都市施設整備方針

① 道路・交通

- 幹線道路の道路交通の円滑化を図るほか、生活道路への通過交通流入を抑制します。
- 歩行者空間の安全性・快適性の維持・向上により、歩いて生活できる環境を形成します。
- バス利便性の維持・充実により、各鉄道駅や主要な施設へのアクセス性の向上を図ります。

② 公園緑地

- 白水大池公園の維持・充実と効果的な利活用を積極的に図ります。特に、近接する春日公園、春日神社やため池、歴史的資源等とのネットワークを確保します。
- 既存公園の維持・管理の充実を図るほか、ため池や遊歩道等の効果的な活用を検討します。
- 市民が緑の豊かさを身近に実感できるまちを実現するために、生垣等の緑化推進に努めます。

③ ごみ・排水等処理施設

- 流下能力が不足している雨水幹線の計画的な再整備や雨水貯留施設の整備を図るほか、民有地や公共施設の緑化促進により市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。
- 将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するために、第3号福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）の施設の計画的な維持・管理を図ります。

(2) 自然・歴史環境整備方針

- 白水池（白水大池公園）をはじめ、春日貯水池、大牟田池、須玖新池等のため池は、周辺の樹林地とともに貴重な自然環境として将来的に保全し、積極的な活用を検討します。
- 緑豊かなため池と周辺に点在する歴史的資源や春日公園とのつながりを確保します。（自然と歴史の回遊軸の形成）
- 樹林地やため池などの自然環境は、生物多様性を育む貴重な緑として、その保全を図ります。

(3) 景観形成方針

- 白水大池公園をはじめとした、ため池と樹林地による自然景観について、本市を代表する景観として保全します。
- 幹線道路の街路樹や自然と歴史の回遊軸の緑化充実及び民有地内緑化の促進により、緑あふれる市街地景観の保全・充実を図ります。
- 地域内の主要道路は、「春日中央通り」、「春日南通り」、「春日大通り」、「春の杜通り」、「すぽーつ通り」、「いけいけ通り」、「春日西通り」といった名称がついており、それぞれの愛称イメージを活かした景観整備(街路樹・案内板・街路灯等のイメージ形成)を検討します。特に、「春日中央通り」は、本市の主要生活軸としてシンボル性の高い景観づくりを重点的・優先的に実施します。

(4) 安全・安心まちづくり方針

- 広域避難場所である白水大池公園の防災機能の維持・向上を図ります。
- 第1次緊急輸送道路である(都)福岡筑紫野線の沿道建築物の耐震化促進等による安全性の維持・向上を図ります。
- 緑地等の保全を図り、土砂災害等の抑制を図ります。
- ため池の治水機能の維持・保全を図ります。
- 今後の増加が予測される空き家については、空家等対策特別措置法に基づく除却を推進するとともに、利用可能な空き家は空家等対策計画に基づく支援により住宅地の安全確保を図ります。
- 地域での適切な防犯対策(防犯灯や防犯カメラの適切な設置)を実施するほか、住宅地等での防犯活動の促進を図ります。

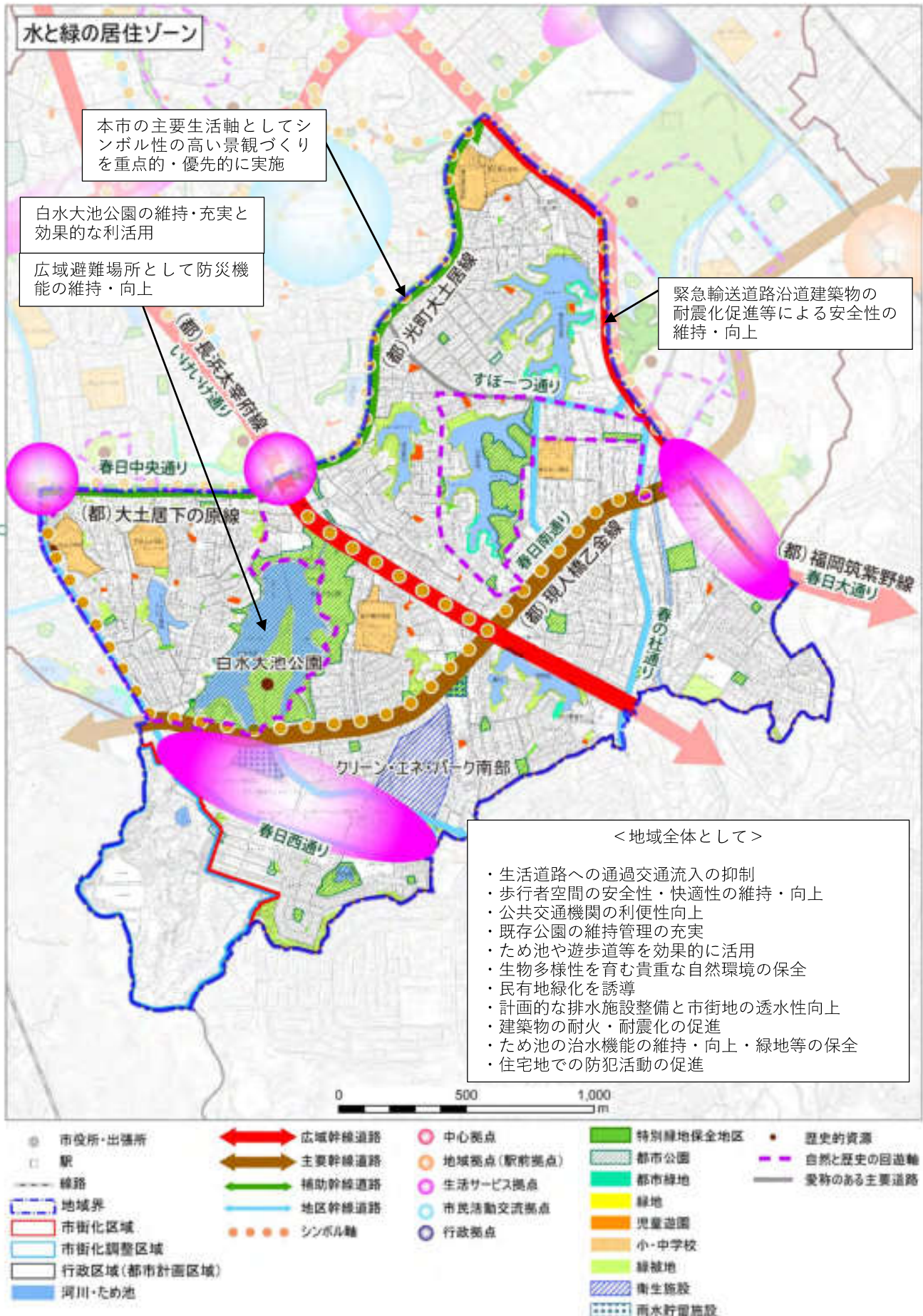


図 都市施設整備、その他の方針図(水と緑の居住ゾーン)

(参考) 本地域の概況と基本的課題 (地域づくりの基本方針)

本地域の概況と基本的課題を以下に整理します。

	地域の概況	基本的課題 (地域づくりの基本方針)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備済みの戸建住宅地で人口密度は比較的低い ・団地毎に人口減少と増加区域及び高齢化の進行区域が点在 ・ため池と緑地が点在し、良好な環境の戸建住宅地を形成 ・大型店舗が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の豊かさを活かした住環境の保全・向上 ○子育て世代から高齢者まで誰もが住みやすい環境形成 ○大規模店舗の利便性維持・充実
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の大半は面的整備実施済 ・春日ショッピングセンター地区、平田台地区、惣利春日沿道地区及び南部白水地区に地区計画が指定 ・空き家が点在 ・地域の多くの区域が高さ制限 10m、外壁後退距離の限度 1m、敷地面積の最低限度 165 m²に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家対策による定住の促進 ○現在の居住環境の維持・向上のために、高さ・壁面後退・敷地面積の各規制の継続的運用 ○市街化調整区域の南部白水地区の有効な土地利用の検討(宅地利用と自然保全との調和)
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路は整備済 ・住区基幹公園は充足 ★休日は公園駐車場が不足 ・第3号福岡都市圏南部工場(クリーン・エネ・パーク南部)が立地 ・雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、公園施設の適切な維持管理 ★公共交通利用も含めた公園利用促進 ○衛生処理施設の適切な維持管理 ○雨水幹線の整備推進
自然歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ・白水大池公園等、多くのため池が存在し、併せて一体的な緑地を形成 ・ウトグチ瓦窯跡が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○白水大池公園の保全・活用 ○ため池及び緑地の保全・活用 ○周辺の歴史的資源と地域内の自然資源のネットワーク化
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・白水大池公園をはじめとして、ため池と一体的な緑地を形成 ・「春日中央通り」、「春日南通り」、「春日大通り」、「春の杜通り」、「すぽ一つ通り」、「いけいけ通り」、「春日西通り」を設定 ・主要な幹線道路により水と緑のシンボル軸を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史・自然資源のネットワークについて歴史と自然を感じる景観形成 ○各通りの雰囲気を活かした景観形成 ○水と緑のシンボル軸を重点的に景観形成
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・白水大池公園が広域避難場所に指定 ・(都)福岡筑紫野線が第1次緊急輸送道路に指定 ・白水大池をはじめ、多くのため池が存在 ・雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○白水大池公園の活用 ○ため池の保全(治水機能の活用) ○雨水排水対策の適切な実施

★・・・市内職員ワークショップでの意見

5 歴史文化居住ゾーン

5-1 歴史文化居住ゾーンの概要

歴史文化居住ゾーンは、市北部に位置し、戸建住宅や集合住宅が集積する住宅地の中に、奴国の丘歴史公園や住吉神社、弥生の森特別緑地保全地区等の歴史的資源や緑が点在する地域です。

人口密度は高いものの、(都)長浜太宰府線が未整備のほか、面整備がされていない地区が多く、一部では空き家も見られる等人口減少が進みつつある地域でもあります。今後の人口維持のためには、空き家の利活用促進や都市計画道路整備に伴う適切な利便施設誘導等を検討していく必要もあります。



5-2 まちづくりの目標

まちづくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

○住みたい・住み続けたいと思うまちづくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり	・環境維持・向上と定住促進の両立を図るために、市民が主体となった土地利用規制等の見直し検討
②春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり	・奴国の丘歴史公園（須玖岡本遺跡）を中心に点在する史跡と調和した落ち着いた潤いのある市街地環境づくり
③魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり	・奴国の丘歴史公園（須玖岡本遺跡）や弥生の森特別緑地保全地区を中心に「弥生の里」としての歴史性をアピールした景観形成
④誰もが不自由なく快適に移動できるまちづくり	・駅等への公共交通アクセスの充実 ・歩行者の安全確保を前提に、自転車を活用したまちづくりの展開
⑤安全に安心して住み続けることができるまちづくり	・面整備未実施区域における建築物の適切な耐火・耐震化の促進による市街地の安全性向上

○多様な世代の需要に対応した定住環境づくり

まちづくりの目標	本地域での展開
①高齢者が安心して生活できるまちづくり	・生活利便性と安全性の高い高齢者向け住宅の計画的な立地誘導
②子育て世代が住みやすいまちづくり	・空き家等を活用し子育て世代等の定住を促進する住宅の立地誘導
③公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり	・コミュニティバス等公共交通の利便性向上による定住促進
④多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり	・豊かな歴史を実感しながら、便利な生活ができるメリットを活用し、高齢者や子育て世代が魅力を感じる住宅地を形成

5-3 まちづくり方針

本地域のまちづくり方針を以下に整理します。

5-3-1 土地利用、市街地整備の方針

(1) 土地利用方針

① 近隣商業地

- (主)大野城二丈線の主要交差点付近は、地域住民等を対象とした生活サービス関連の商業・業務施設の立地を促進します。

② 沿道サービス地

- 幹線道路沿道は、飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進します。特に、(都)那珂川宇美線沿道は、主要交差点付近において商業施設等の立地を促進し、周辺の住宅地の生活サービスの拠点となる商業集積を図ります。また、(都)福岡筑紫野線沿道は工業系用途地域に指定されていますが、沿道サービス施設等の立地を促進します。(都)長浜太宰府線沿道は、道路整備に合わせた沿道土地利用の誘導を計画的に進めます。

③ 中高層住宅地(歴史文化共生型)

- 本地域はその大半が住宅地であるものの、奴国の丘歴史公園(須玖岡本遺跡)をはじめとする古墳や遺跡、神社が住宅地内に点在しており、地域独自の歴史性、文化性を有しています。住宅地の利便性と地域の歴史性、文化性が調和した住環境づくりを進めます。また、この地域の歴史性、文化性を背景とする良好な住環境に配慮しつつ、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。

④ 低層住宅地

- 面的整備が計画的にまとまった規模で実施されている区域は、現状の良好な環境の戸建住宅地としての住環境の維持・向上を図ります。

(2) 市街地整備方針

- ゆとりある住環境の保全と定住及び老朽建築物等の更新促進の両立のために、住民等の意向・合意に基づき、高度利用を検討します。
- 空き家の積極的活用により、高齢者や子育て世代等の定住に対応した住宅の立地誘導を促進します。
- 低層住宅地には、高さ制限 10m、外壁後退距離の限度 1m、敷地面積の最低限度 165 m²を指定しており、現状のゆとりある住環境を保全するために、現状の規制を継続します。

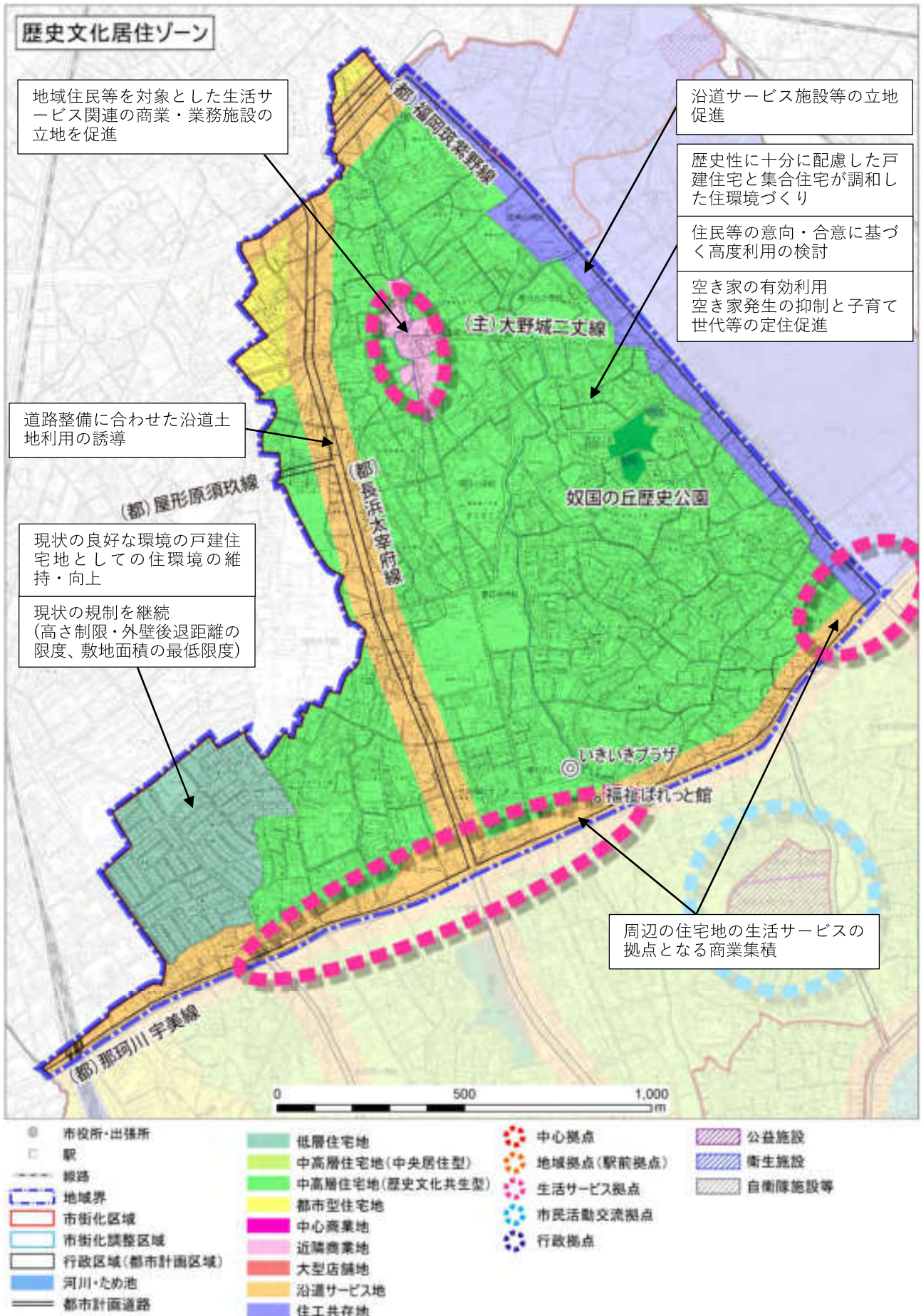


図 土地利用、市街地整備方針図（歴史文化居住ゾーン）

5-3-2 都市施設整備、その他の方針

(1) 都市施設整備方針

① 道路・交通

- (都)長浜太宰府線の未整備区間の早期整備を促進し、渋滞緩和を図ります。また、(都)福岡筑紫野線の道路交通の円滑化による渋滞緩和及び交通安全性の維持・向上を重点的に推進します。
- 生活道路への通過交通の流入を極力排除するとともに、交通安全確保のために生活道路の整備や歩行者優先の環境整備を図ります。
- バスの利便性向上により、各鉄道駅や主要な施設へのアクセス性の向上を図ります。

② 公園緑地

- 既存公園の維持・管理の充実を図るほか、古墳や社寺林を活用し、緑と歴史の調和した環境の維持・向上を図ります。
- 公園不足区域では、空き地や公共空間の活用等、多様な手法を検討します。

③ ごみ・排水等処理施設

- 流下能力が不足している雨水幹線については、計画的な再整備を図るほか、民有地や公共施設の緑化促進等により市街地全体の保水機能を高め、雨水排水施設への負担軽減を図ります。

(2) 自然・歴史環境整備方針

- 奴国の丘歴史公園（須玖岡本遺跡）をはじめとして多くの古墳や遺跡が点在しており、これらの豊かな歴史的資源を積極的に保全・活用するほか、回遊性を確保します。（自然と歴史の回遊軸）

(3) 景観形成方針

- 自然と歴史の回遊軸を活用して、歴史文化に触れあえる景観整備(歴史文化を伝える案内板の充実等)を実施します。
- 自然と歴史の回遊軸の整備に合わせて、周囲の住宅地は地域住民主導で豊かな歴史的資源と調和した落ち着いた街並み形成を検討します。
- 地域内の主要道路は、「春日大通り」、「すくすく通り」、「かすが横断通り」、「いけいけ通り」といった名称がついており、それぞれの愛称イメージを活かした景観整備(街路樹・案内板・街路灯等のイメージ形成)を検討します。また、これらの通りは歴史文化のシンボル軸として、歴史性をアピールした景観づくりを重点的・優先的に実施します。

(4) 安全・安心まちづくり方針

- 奴国の丘歴史公園、下白水第2公園は、広域避難場所として防災機能の維持・向上を図ります。
- 第1次緊急輸送道路である(都)福岡筑紫野線、(都)福岡前原線及び(都)井尻姪浜線、第2次緊急輸送道路である(主)大野城二丈線及び(都)那珂川宇美線の沿道建築物の耐震化促進等による安全性の維持・向上を図ります。
- 面整備未実施区域を中心に建築物の耐火・耐震化を促進するほか、緊急車両の通行円滑化のための生活道路の整備等を適宜実施します。
- 今後の増加が予測される空き家については、空家等対策特別措置法に基づく除却を推進するとともに、利用可能な空き家は空家等対策計画に基づく支援により住宅地の安全確保を図ります。
- 地域での適切な防犯対策(防犯灯や防犯カメラの適切な設置)を実施するほか、住宅地等での防犯活動の促進を図ります。

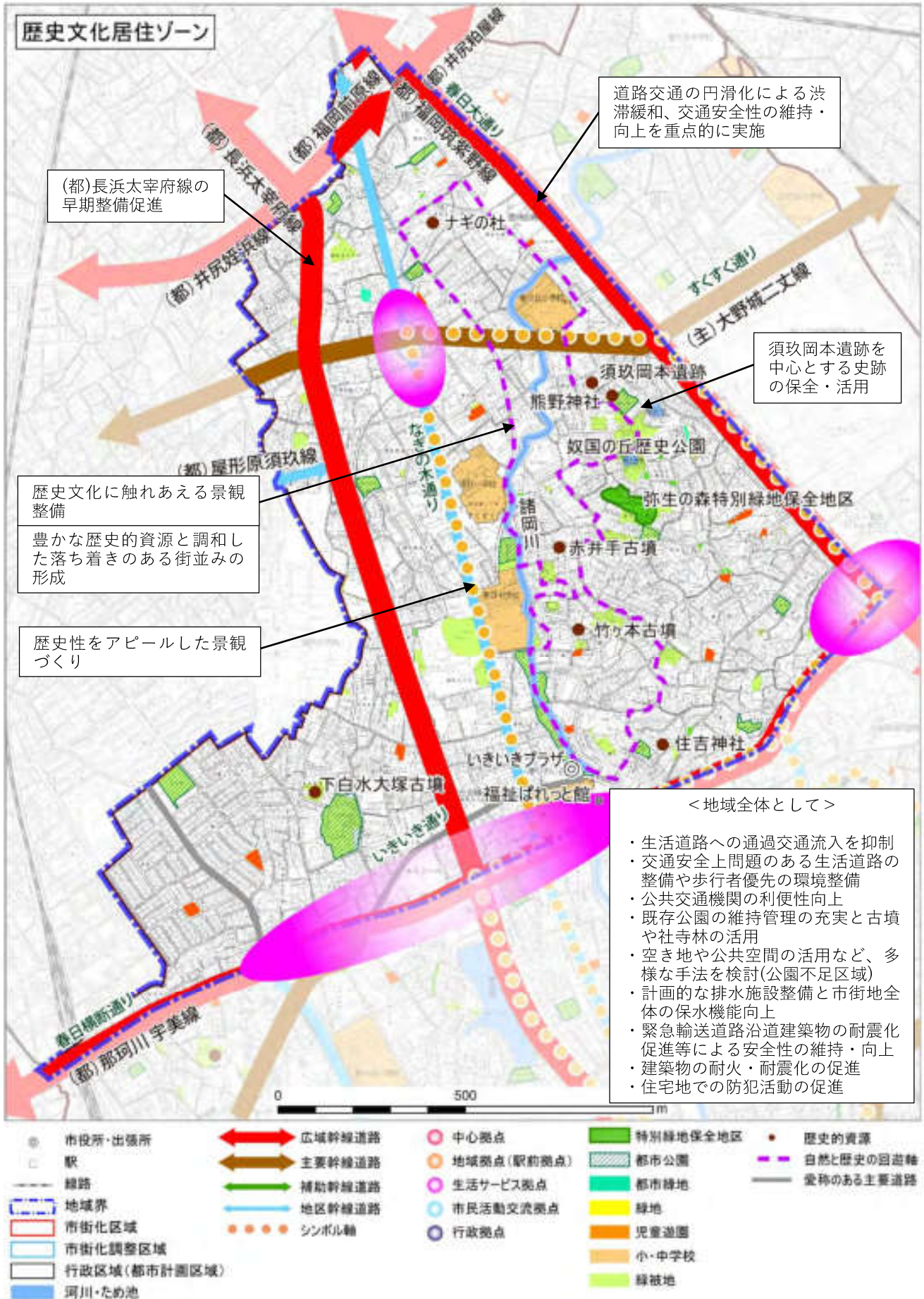


図 都市施設整備、その他の方針図(歴史文化居住ゾーン)

(参考) 本地域の概況と基本的課題 (地域づくりの基本方針)

本地域の概況と基本的課題を以下に整理します。

	地域の概況	基本的課題 (地域づくりの基本方針)
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部を中心に人口密度・高齢化率が高く、人口減少も進行しつつある ・ 戸建住宅や集合住宅が集積する住宅地の中に奴国の丘歴史公園等の歴史的資源が点在 ・ (都)那珂川宇美線、(都)福岡筑紫野線及び県道板付牛頸筑紫野線沿いに沿道サービス施設が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史性を活かした居住環境の維持・向上 ○ 高齢者が安心して生活できる住環境の形成 ○ 住民に身近な近隣商業地の維持・充実
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の大半が面的整備未実施区域 ・ 空き家が点在 ・ 地域の大半が、第一種 15m、第一種 20mの高度地区に指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性を考慮した道路等の適切な整備 ○ 空き家対策による定住促進 ○ 住宅地の適切な高度利用の検討
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ (都)福岡筑紫野線、(都)長浜太宰府線が未整備 ・ 住区基幹公園は概ね充足 ・ 雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の未整備区間の整備促進 ○ 雨水幹線の整備推進
自然歴史環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奴国の丘歴史公園 (須玖岡本遺跡) を中心に史跡等が集中して立地 ・ 住吉神社・熊野神社及び春日小学校に天然記念物が存在 ・ 弥生の森特別緑地保全地区が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的資源の保全・活用 ○ 歴史的資源のネットワーク化 (★諸岡川、川久保川沿いの遊歩道整備等) ○ 歴史的資源と一体的な緑地の保全・活用
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奴国の丘歴史公園 (須玖岡本遺跡) を中心に史跡等が集中して立地 ・ 「すくすく通り」、「春日横断通り」、「春日大通り」、「なぎの木通り」、「いきいき通り」に指定 ・ 主要な幹線道路により歴史文化のシンボル軸を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的資源周辺の歴史を感じる景観形成 ○ 歴史のネットワークについて歴史を感じる景観形成 ○ 歴史文化のシンボル軸を重点的に景観形成
安全安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奴国の丘歴史公園、下白水第2公園が広域避難場所に指定 ・ (都)福岡筑紫野線、(都)福岡前原線及び(都)井尻姪浜線が第1次緊急輸送道路に、(主)大野城二丈線及び(都)那珂川宇美線が第2次緊急輸送道路に指定 ・ 面的整備未実施区域が広く存在 ・ 雨水幹線未整備区間あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奴国の丘歴史公園、下白水第2公園の活用 ○ 緊急輸送道路の適切な確保(利便性・安全性確保) ○ 面的整備未実施地区を中心に建物の耐火・耐震化の促進 ○ 雨水排水対策の適切な実施

★・・・庁内職員ワークショップでの意見

第1章 計画の実現に向けて

全体構想や地域別構想で示した「まちづくり方針」に基づくまちづくりを実現するために、市民・事業者等・行政が果たすべき役割や、今後重点的に取り組んでいくべき施策等について整理します。

1 協働のまちづくり

1-1 市民・事業者等と行政の協働による施策の実施

本計画は、以下のような役割分担のもと、市民、事業者等と行政の協働のまちづくりを実現します。

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域づくりをはじめ、まちづくりに関する事項を行政に提案するとともに、その実現のために市民主体の取り組みを実施します。 安全・安心なまちづくりを支える地域活動の維持・充実を図ります。 公園等の有効利用や維持・管理への協力・参加を図ります。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の誘導やエリアマネジメント・住替え促進等について専門的ノウハウを活かした協力・参加を図ります。 企業活動を通じたまちづくりへの参加を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園等の都市施設整備や土地利用の規制誘導等を計画的に進めます。 国や県、関係機関等への要望・調整を適切に行い、効果的で効率的な施策実施を図ります。 市民主体のまちづくりを推進するための活動支援の実施・充実を図ります。

1-2 協働のまちづくりのための体制づくり

協働のまちづくりを実施するために、以下のような体制づくりを進めます。

- 地域の課題を地域主体で解決する「まちづくり協議会」等の運用を検討します。
- 施策の実施に当たり、市民や関係者に適切な情報提供等を行うため、説明会や意見交換会を適切に開催します。また、市広報やホームページ等を利用した情報提供の充実を図ります。
- パブリックコメント等を利用した市民の意見提出の機会を適切に確保するとともに、施策に効果的に反映するため、組織を越えて横断的に取り組む仕組みづくりを検討します。

1-3 協働のまちづくりのための各種制度の活用

地域住民等が主体になったまちづくりを制度面で支援するために、以下のような取り組みを進めます。

- 市街地環境を地域住民主体で維持・向上させるために、「都市計画提案制度」や「地区計画制度」、「建築協定」及び「緑化協定」等の活用を図ります。
- 公共施設の効果的・効率的な管理運営のために、「PFI 制度」や「PPP 制度」、「指定管理者制度」等の活用を図ります。

2 PDCA 進行管理

本計画は、都市計画施策の総合的な基本計画として位置づけられ、概ね20年(2021～2040年度)という中長期的視点に立った計画であり、施策等の実施に当たっても中長期的に実施していく必要があります。

したがって、PDCAサイクルの考え方に基づき、施策等を「計画」に沿って「実施」し、その結果を「確認」した上で必要な「見直し・改善」を図り、次期計画に反映していきます。

なお、本計画は、第6次春日市総合計画(2021年度～2030年度)と整合を図った中で運用するものとし、総合計画の基本計画(計画期間5年)及び実施計画(計画期間3年のローリング計画)の策定に合わせてCHECK【確認】及びACTION【計画の見直し・改善】を継続的に実施していきます。

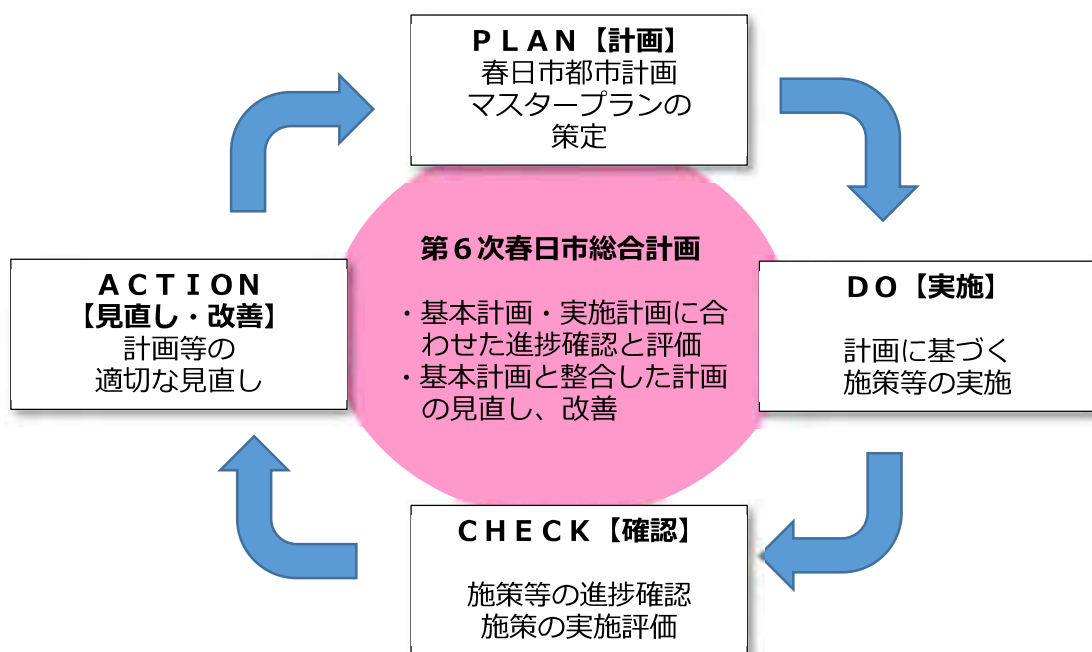


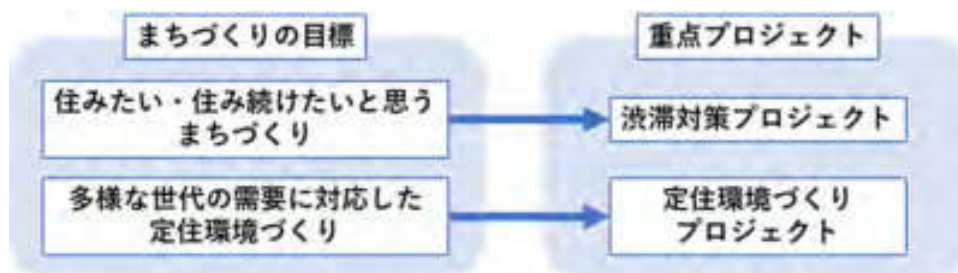
図 PDCAの考え方フロー

第2章 重点プロジェクト

本計画において、組織を横断的に跨いで重点的・優先的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」に位置づけます。重点プロジェクトは、「市全体で取り組むべき重点プロジェクト」と「地域別重点プロジェクト」に分けて提示します。

1 市全体で取り組むべき重点プロジェクト

市全体で取り組むべき重点プロジェクトは、「まちづくりの目標」とリンクさせて設定します。



1-1 渋滞対策プロジェクト

「住みたい・住み続けたいと思うまちづくり」を実現する上で、本市の交通利便性の高さを活かした施策を実施することが重要であり、特に渋滞の緩和を図ることは最優先事項であるといえます。

そこで、渋滞対策として、幹線道路の整備推進に加え、公共交通や自転車の利用促進に取り組み、道路交通の円滑化と自動車交通量の低減を図ります。また、これらの取組みは交通安全対策やCO₂排出削減に寄与することも期待されます。

○幹線道路の整備推進による道路交通の円滑化

主な施策	施策の概要
(都)福岡筑紫野線、 (都)長浜太宰府線整備	○渋滞対策で最も重要な南北方向の幹線道路の渋滞緩和に対応するため、未整備区間の早期整備を県に働きかける。
幹線道路の交差点改良等	○交差点等での渋滞発生を軽減するために、右左折帯の適切な確保や信号サイクルの改善等を適宜実施する。

○公共交通の利用促進による自動車交通量の低減

主な施策	施策の概要
路線バスの利便性の維持・充実	○市民のバス利用の促進を図り、バス運行事業者への利便性の維持・充実を働きかける。 ○西鉄春日原駅前広場整備に合わせ、公共交通の利便性の向上を図る。
春日市コミュニティバスやよいの利便性の維持・充実	○コミュニティバス利用のPRを積極的に実施する。 ○地域ニーズの的確な把握や他の公共交通機関との連携等により、利用実態に応じた運営方法の見直し・充実を適切に検討・実施する。

○自転車の利用促進による自動車交通量の低減

主な施策	施策の概要
自転車利用促進誘導	○市民の自転車利用の促進を働きかける。 ○シェアサイクルの活用促進のための実証実験等を検討・実施する。
自転車道の整備	○幹線道路の歩道や路肩を利用した安全で利便性の高い自転車道ネットワークを整備する。

◆渋滞対策プロジェクト：幹線道路整備のイメージ

未整備路線である（都）長浜太宰府線及び（都）福岡筑紫野線の整備促進により、渋滞緩和を図ります。併せて、景観に配慮しつつ沿道への利便施設誘導を図ることにより、近隣住民の利便性向上を図ります。



図 幹線道路整備イメージ
(第二種住居地域/久留米市上津バイパス)

◆渋滞対策プロジェクト：公共交通利用促進のイメージ

①情報を幅広く伝える

公共交通に乗り慣れていない方には、公共交通のサービス内容に関する情報が届いていない可能性があります。

そのため、公共交通の利用促進に向けては、公共交通に関する情報を様々な手法で市民に伝え、公共交通のサービスを知ってもらうことが重要です。



図 公共交通利用促進の情報提供例

②乗り継ぎ環境を改善する

地域公共交通の維持・利用促進に向けては、利用しやすさを改善することが重要です。

そのため、乗り継ぎ用のバス停環境を改善し物理的な乗り継ぎ抵抗を軽減することや、路線相互のダイヤを揃えたり、自転車等でのバス停へのアクセス性を向上させたりするなど、トータルで利用しやすさを向上することが重要です。

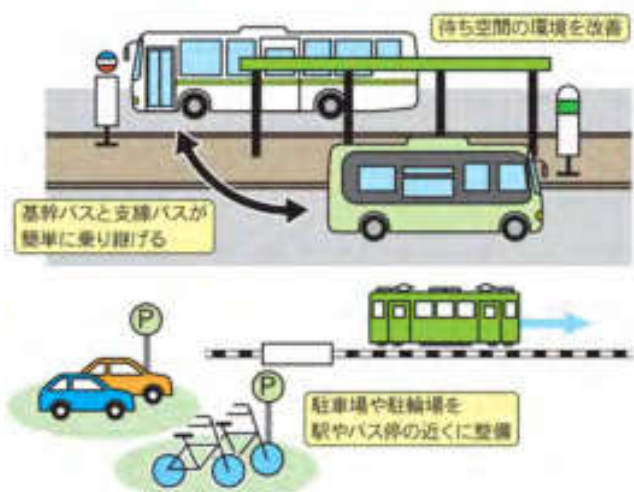


図 公共交通利用促進の例

(出典:地域公共交通の利用促進のためのハンドブック 国土交通省)

◆渋滞対策プロジェクト：自転車利用促進のイメージ

自転車利用促進のため、自転車が走行しやすい道路環境づくりを検討します。

併せて、鉄道駅や商業施設、観光スポットなど、複数のポートを活用したシェアサイクルの導入についても今後検討します。



図 自転車走行空間整備の事例イメージ
(大分市昭和通り)
(資料：福岡大学 柴田研究室)



図 バス・鉄道利用と連携したシェアサイクル実施のイメージ
(資料：一般社団法人 日本シェアサイクル協会)

1-2 定住環境づくりプロジェクト

市街化している本市において、「多様な世代の需要に対応した定住環境づくり」を実現する上で、住まいを柔軟に選択できる環境を整備することは最も重要な施策のひとつであり、特に利便性の高い駅周辺地区等での土地の高度利用を促進することは最優先事項であるといえます。

また、空き家等の適切な活用のほか、住替え等に対応した住宅ストックの効率的な活用、住替え支援制度の構築等により、多様な住宅ニーズに対応できる環境整備を行います。

○有効な高度利用による住宅等の立地誘導

主な施策	施策の概要
高さ規制の見直し	○建替えや空き地利用を促進し、住宅や魅力ある店舗等を誘導するため、周辺環境との調和や市民意向を考慮した上で高さ規制の見直しを検討する。

○空き家等の活用による定住促進

主な施策	施策の概要
空き家等の解消	○春日市空家等対策計画に基づく空き家解消を図る。
空き家等活用	○「福岡県空き家バンク」及び「住宅所有者・空き家の利用希望者向けパンフレット」を活用した空き家の有効活用を促進する。 ○「空き家再生等推進事業」等の国の支援策の効果的活用を検討する。

○住替え制度の構築による多様な定住促進

主な施策	施策の概要
住替え支援制度の確立	○事業者等と協力した高齢者の住替えと子育て世代等への住宅供給の一体的な実施体制づくりを検討する。
住替え情報の提供	○「福岡県あんしん住替え情報バンク」等の活用により、情報提供を実施する。

◆定住環境づくりプロジェクト：住替え制度活用イメージ

本市の空き家率は周辺自治体と比較しても低い状況にあります。今後の高齢化の進行による空き家の増加を視野にいれ、移住・住みかえ支援機構との連携による相談窓口の設置など、住替えの促進や空き家の活用について今後検討していきます。



図 戸建て住宅から高齢者向け住宅への住替え制度の事例イメージ

(出典：移住・住みかえ支援機構資料をもとに作成)

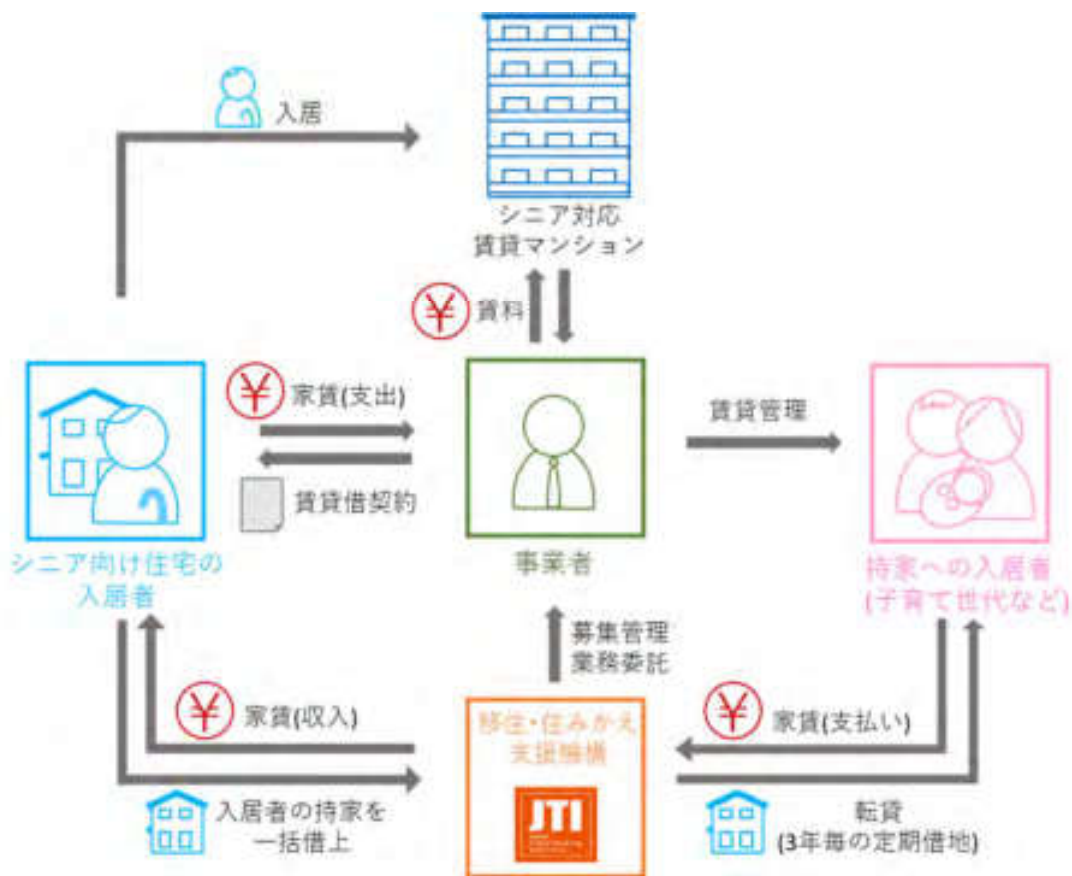


図 事業者等と連携した住替え支援制度の事例イメージ

(出典：移住・住みかえ支援機構資料をもとに作成)

2 地域別重点プロジェクト

2-1 都市型居住ゾーン① (JR 鹿児島本線・西鉄天神大牟田線沿線地域)

■ 中心拠点 (中心商業地、近隣商業地) でのエリアマネジメントの実施

■ 西鉄春日原駅周辺の中心市街地を本市の魅力をアピールする玄関口として、新旧店舗を融合した総合的なエリアマネジメントを実施します。

- ・ 新旧融合した魅力ある商業地形成や多様な働き方に対応するためのテナントミックス促進
- ・ 高度利用の誘導(都市型居住施設の立地誘導)
- ・ まちなかウォーカブルの実施によるまちの顔にふさわしい景観形成の一体的実施



図 まちなかウォーカブル実現のイメージ

(出典:国土交通省資料)



図 西鉄春日原駅新駅舎イメージ

＜商店街でのエリアマネジメントの実施(事例イメージ)＞

【長野県飯田市】まちづくり会社が主体となった複合的なエリアマネジメントによる賑わいづくり

・まちなかを市民が誇りの持てる空間に再生するため、商店、市民、市が連携したまちづくり会社が主体となって、市民ニーズに即し、再開発、空き店舗を活用したテナントミックス、集客イベント等の複合的なエリアマネジメントを実施。長年にわたる活動ノウハウを蓄積し、新規事業を展開。
 ・再開発事業を拠点に、商業、業務、住宅、文化交流等の都市機能の集約化を図り、連続的な投資を呼び込むとともに、若者によるNPO、ボランティアグループの活動も起こり、まちに新たな賑わいを創出。

主なハード事業

○まちづくり会社が主体で行う再開発

- ・市民出資を基に設立された飯田まちづくりカンパニーにより、民間デベロッパーを介さず、自ら事業リスクを負って再開発ビルの保留床を取得し、テナント誘致やマンション分譲等を実施。(H10～)
- ・メリット:
 - 再開発のノウハウが地元で蓄積される
 - 地元事業者(資本)の出店を促す
 - 市民が描くランドデザインに沿った開発を実施
- ・結果として、連続的な投資を呼び込み飯田市らしいまちづくりの推進につながっている。

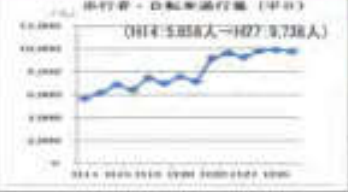
主なソフト事業

○りんご並木ストリートマネジメント

- ・中心市街地のりんご並木全体のランドデザインや商業集積を進めるため、若手経営者とまちづくり会社等で「りんご並木ストリートマネジメント研究会」を発足。(H20)
- ・まちづくり会社が、りんご並木周辺の空き店舗を取得または借り上げて、まちなかに不足する機能やニーズが大きい業種等を優先的に導入するなど、ミニ再開発を実施。
- ・空き店舗をまとめて再生した「りんご並木棟下 いこいこ」(H26)には、NPO法人やまちづくり会社等が連携して開催する「まちなか空き店舗再生創業塾」の受講生が出店。
- ・りんご並木に関わる団体等が結集し、しなやかに連携し協力しあうりんご並木まちづくりネットワークを設立。月に1回歩行者天国を開催。

並木棟下いこいこ リノベーション前後の様子

	以前	H12～19	H20～28
新規出店数	0	9	18



＜官民協働＞
 【民】飯田まちづくりカンパニーによるエリアマネジメント事業の実施・コーディネート
 【官】市街地再開発の行政窓口の一任化、まちづくり会社への出資、イベント実施等

＜市の総合戦略における関連KPI＞
 ・休日滞在人口率1.44倍(H26年度)⇒1.50倍(H31年度)

今後の取組
 ・りんご並木を中心とした商業機能強化、リニア開通を見据えた中心市街地の求心力の向上

【鳥取県米子市】商店街のエリア毎のまちづくり会社による拠点づくりと相互連携による賑わい再生

・空き店舗が急増したまちなかの商店街において、タウンマネージャーの助言等により、商店街のエリア毎に有志らによりまちづくり会社を設立。各自が身の丈にあった事業を実施することで、事業リスクを抑えつつ、独自性を持ったまちづくりを実施。さらに相互連携したイベント開催等により、まちなかの賑わい再生に貢献。

主なハード事業

○にぎわいトライアングルの形成

- ・まちなかのさらにまちなかを「にぎわいトライアングルゾーン」と名付け、賑わい拠点の創出と拠点のネットワークにより、にぎわいの周辺波及効果を図る。

主なソフト事業

○商店街の環境整備と核となる施設づくり

- ・平成20年、中心市街地活性化基本計画策定を機に、まちなかの法勝寺町商店街の有志らからまちづくり会社「法勝寺町」を設立。アーケードの撤去から始め、市民要望を踏まえ、舗装、植栽等により商店街を明るくすることで、空き店舗への新規出店を誘発(平成22年)。
- ・法勝寺町は、タウンマネージャーの助言等を受け、築120年の三連土蔵を飲食・セレクトショップ・多目的スペース等の複合アンテナショップに再生。ここで経験を積んだ店主が近隣の空き店舗に新規出店するなど、チャレンジショップとしても機能。

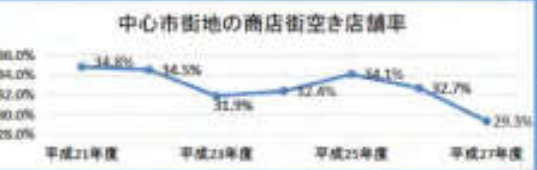
○エリア毎のまちづくり会社の設立

- ・商工会議所やタウンマネージャーにより、若手経営者等の起業を支援する中、トライアングルゾーン内の複数エリア毎にまちづくり会社が設立(平成22年時点5社)。
- ・築190年の古民家を飲食・カルチャースペース等の複合施設に再生。旧銀行店舗をFMスタジオ・カフェ等の若者向けコミュニティ拠点に再生するなど、各エリアで拠点施設を整備(平成22年)。

○商店街間の連携によるイベント同時開催

- ・米子の商人がお店の戸板を外して商品を並べ販売していたことに因み、複数の商店街エリアが連携してイベントを同時開催。

＜官民協働＞
 【民】エリア毎にまちづくり会社を設立、拠点施設を整備
 ・商店街が連携したイベント開催
 【官】空き店舗への出店支援
 ・植栽等の環境整備の支援



＜市の総合戦略における関連KPI＞
 ・中心市街地商店街空き店舗への出店数 113店舗(平成27年度～平成31年度累計)

今後の取組
 ・まちなかで案内板の設置や定期的なイベントを実施することにより、まちなかの魅力を知ってもらい、観光客のまちなか誘致につなげる。
 ・「まちなかを巡るモニターツアー」や「ブロガーを活用した情報発信」を行い、新たな利用客層の獲得につなげる。

(資料:稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンジ100」平成29年3月 内閣府地方創生推進事務局)

2-2 都市型居住ゾーン② (JR 博多南駅周辺地域)

■ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場プロジェクト

■ (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場の整備により、スポーツ・レクリエーション及び防災の拠点を形成し、交通利便性と健康的で安全な生活が両立した住宅地形成を実現します。

- ・ 市西部のスポーツ・レクリエーション拠点として、市民が様々なスポーツや遊び体験ができ、健康増進にも寄与する施設として機能充実を推進
- ・ 広域避難場所としての役割も担うため、防災機能の維持・向上と、避難場所へのアクセス性の向上を図る交通対策も併せて検討



図 (仮称) 西スポーツ・レクリエーション広場の整備イメージ

2-4 水と緑の居住ゾーン

■ 緑のネットワーク形成の推進と民間活力導入による公園の魅力向上

■ 市の代表的な公園である春日公園と白水大池公園を核とし、ため池周辺の緑地等を活かした緑のネットワークの形成を図るとともに、水と緑の豊かさのシンボリックな位置づけである白水大池公園について、Park-PFI 制度の活用など、民間のノウハウを取り入れた魅力向上を先導的に取り組みます。

- ・ 地域内の貴重な緑地・水面を保全しつつ、街路樹・河川・住宅地・公共施設等の緑化を併せて行うことで、市民の憩いや生物多様性を実現する緑のネットワークを形成
- ・ 防災や居住環境改善等の視点から、より多目的に利用しやすい公園としての整備を検討
- ・ 整備に当たっては、Park-PFI 制度の活用等、民間のノウハウを取り入れた魅力向上策を検討
- ・ 子ども・子育て世代・高齢者など、多様な世代のニーズに対応できるサービスの検討

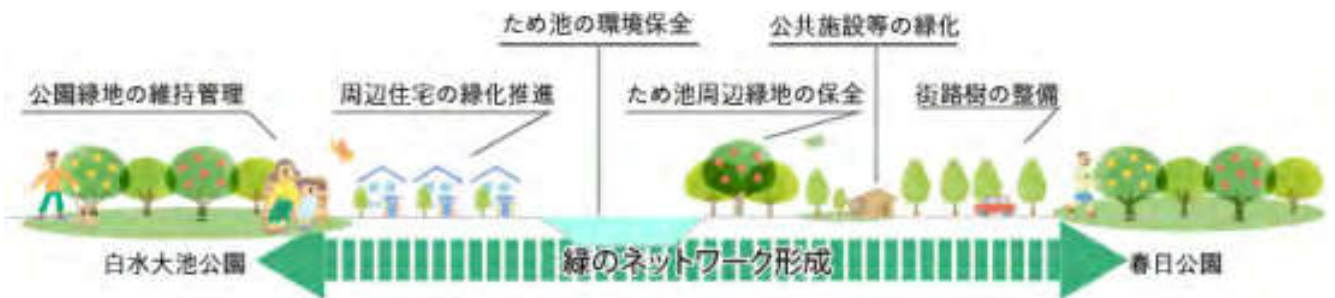


図 緑のネットワークのイメージ



図 Park-PFI 制度のイメージ
(出典：国土交通省資料より)



図 Park-PFI 制度活用事例（大濠公園）
(出典：福岡大学柴田研究室)

2-5 歴史文化居住ゾーン

■ 奴国の丘歴史公園を中心に自然・歴史的資源を活かした魅力ある環境形成

■ 「弥生の里」の歴史性を活かし須玖岡本遺跡の一部に整備された「奴国の丘歴史公園」は、奴国の丘フェスタの会場になるなど市民に開かれた公園であり、その活用を促進するとともに、今後も周辺に点在する歴史的資源の復元等、自然と歴史が一体となった豊かな環境を市民とともに形成します。

- ・ 奴国の丘歴史公園（史跡須玖岡本遺跡）をはじめとする歴史的資源の保全・活用を促進するため、良好な住環境下における歴史的資源の回遊性の整備を検討
- ・ 「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」に基づき、史跡の活用促進を図るため、公有地化した史跡地を可能な限り公開するとともに、良好な住環境と史跡地の景観との調和を図るための整備を検討
- ・ 奴国の丘歴史公園を中心に、歴史性を活かした魅力ある市街地環境の形成
- ・ 須玖岡本遺跡の魅力発信、理解促進につながるわかりやすいサイン等の設置整備を検討
- ・ 須玖岡本遺跡の保存活用の一端として、奴国の丘フェスタ等の各種イベントの開催により、奴国の丘歴史公園が広く市民に開かれた公園であることを周知し利用を促進



図 須玖岡本遺跡 各遺構エリアにおける整備のゾーニングイメージ
 (出典：史跡須玖岡本遺跡保存活用計画 (平成30年3月))

第3章 施策の進捗管理

本計画に基づく施策実施は、重点プロジェクトを優先して実施するほか、第6次春日市総合計画との整合性を図りながら適切に計画の見直しを実施します。

区 分	【短期】 令和3～7年度 2021～2025年度	【中期】 令和8～12年度 2026～2030年度	【長期】 令和13～22年度 2031～2040年度
計画の見直し スケジュール	第6次春日市総合計画 前期基本計画		第7次 春日市総合計画
	後期基本計画		
	春日市都市計画マスタープラン(本計画) 総合計画の実施計画に合わせた施策進捗検証(毎年) 見直し		
土地利用	都市計画の 規制緩和検討	都市計画の 規制緩和実施	土地利用の計画的誘導
	空き家有効活用・解消		
	住替え支援 制度確立	住替え支援制度運用 住替え情報の提供	
市街地整備	エリアマネジメント 立案	エリアマネジメント 組織設立	エリアマネジメント実施 高度利用の促進(中心拠点)
都市施設	都市計画道路の整備		都市計画道路見直し
	バス利用等 促進計画	バス利用等 実施検証	バス利用等促進事業の運用 利用促進 PR
	市民活動交流拠点の更なる強化促進		
	自転車利用 等促進計画	自転車利用 実施検証	自転車道整備 自転車利用等促進事業の運用・利用促進 PR
	都市公園等の整備		都市公園等見直し
	緑のネットワーク形成・西スポーツ・レクリエーション広場の整備・充実		
	ため池の保全・活用 その他緑地の保全・活用		
循環型都市の展開(環境負荷の軽減)			
自然・歴史環境	奴国の丘歴史公園を中心に自然・歴史的資源を活かした魅力ある環境形成		
	樹林地の環境保全・歴史的資源の保全・活用		
景観形成	景観計画策定	景観計画に基づく景観形成	
安全・安心	避難路・避難所等の適正確保 防災・防犯体制の維持・充実		
	建築物等の耐震化 宅地・ため池等の安全対策		

重点プロジェクト(市全体) 重点プロジェクト(地域別)

図 計画の実現に向けたロードマップ

第1章 まちづくりに関する現況分析

1 春日市の現況

1-1 位置と沿革

1-1-1 位置と沿革

(1) 春日市の位置・地勢

■ 位置

春日市は、北緯 33 度、東経 130 度にあつて、九州北部、福岡都市圏の中央部に位置しています。福岡市の南側に隣接し、福岡市中心部まで 10 km 圏内という地理的好条件に恵まれています。

■ 地勢

東西 4 km、南北 5.34 km のひし形に近い円形をしており、面積は 14.15 km² で、福岡県内で一番面積の小さな市です。

玄界灘に注ぐ、背振山系を源とする那珂川と宝満川を源とする御笠川に挟まれ、標高は、最高が上白水地区の 174.5m、最低が桜ヶ丘地区の 12.8m で、南から北に向けてなだらかな傾斜を持つ丘陵地です。



(2) 春日市の歴史

《弥生時代》

- 弥生時代には、急激な人口増加があったことが推測され、春日丘陵の周辺には貴重な遺跡が密集し、中国の歴史書である『後漢書』や『魏志倭人伝』に記される「奴国」の中心地であったと考えられます。この一帯は須玖遺跡群と呼ばれ、後に弥生銀座と称されるようになります。
- この頃、須玖岡本遺跡周辺に「奴国王」や王族の墓が造られています。また、農耕文化の先進地のみならず、青銅器やガラス製品、そして、鉄製品の生産も盛んに行われており、工業地帯としての先進地でもあったようです。

《古墳時代》

- 那珂川を見下ろす春日市西部の台地上には、日拝塚古墳や下白水大塚古墳などが造られました。これらの前方後円墳は、福岡平野を治めていた首長の墓と推定されています。

《飛鳥時代》

- 白村江の敗戦後の国土の防衛線として、春日市の南西部に大土居、天神山の二つの小水城が築かれました。
- ウトグチ瓦窯跡では寺院用の瓦を大量に生産していたと考えられます。

《奈良時代》

- 768年、藤原氏の氏神である「春日大明神」を大和国から迎え入れ、春日神社が創建されました。この時、「春日」という地名が生まれることとなります。

《鎌倉時代》

- 京都の石清水八幡宮の記録から白水荘や小倉荘があったことが推定されており、上白水では白水荘の有力者である武家の館跡が発見されています。

《江戸時代》

- 1664年、武末新兵衛によって白水池の土手の改修が行われました。ため池の水は、上白水村、下白水村のみならず、下流の須玖村の田畑を潤すようになりました。

《明治時代》

- 1889年（明治22年）4月1日「市制・町村制」が施行されました。春日市の前身となる「春日村」は、「春日、上白水、下白水、小倉、須玖」の5つの村が合併して「那珂郡春日村」としてスタートしました。役場は下白水の昇町にありました。
- 1902年（明治35年）春日小学校が創立されました。

《大正時代》

- 1924年（大正13年）、後に西日本鉄道となる九州鉄道の福岡-久留米間が開通し、春日原駅が設置され、駅の西側に総合運動公園（野球場やラグビー場、テニスコート）が完成しました。戦後、福岡市に平和台球場ができるまではプロ野球も行われ、スポーツの中心地でした。また、周辺には競馬場やいちご農園ができ、夏には花火大会等も開催され、春日原駅周辺は福岡一大レジャースポットでした。

《昭和時代》

- 第2次世界大戦が勃発。競馬場には小倉陸軍造兵廠春日製造所が置かれ、雑餉隈駅（現在のJR南福岡駅）の西側一帯では、渡辺鉄工所が九州飛行機、九州兵器の工場へと変わり、一大軍需工場となりました。また、この周辺には春日寮、欽修寮、岡本寮など数多くの工員団地が

生まれました。

- 戦後、これらの工場跡は米軍板付基地の付属基地（ベースワン、ベースツー）に姿を変え、27年後の返還まで基地の街として活況を呈することになります。
- 1947年（昭和22年）春日中学校創立
- 1950年（昭和25年）大和町に警察予備隊福岡駐屯部隊が設置
- 1953年（昭和28年）町制施行で「春日町」に移行。市街地整備や好立地が手伝い、人口が急激に増加。福岡都心部で働く人々のベッドタウンとして発展。
- 同年「中央公民館」設置
- 1955年（昭和30年）、陸上自衛隊福岡地区病院の開設、「春日駐屯地」の創設
- 1959年（昭和34年）「航空自衛隊春日基地」設置
- 1961年（昭和36年）上水道の給水開始
- 1972年（昭和47年）春日町は3万人市政特例法により、「春日市」に移行
- 同年6月 米軍が、原町の板付基地春日原宿舎から撤退。
- 同年「市民プール」開設
- 1977年（昭和52年）「九州大学筑紫キャンパス」設置
- 1978年（昭和53年）公共下水道供用開始
- 同年「県立春日高等学校」開校
- 1979年（昭和54年）「社会福祉センター」開設
- 1984年（昭和59年）「県立春日公園」供用開始
- 1986年（昭和61年）「春日市溜池保全条例」施行

《平成時代》

- 1989年（平成元年）JR春日駅の供用開始
- 1990年（平成2年）JR博多南駅の供用開始
- 1992年（平成4年）JR春日駅そばに「春日市役所新庁舎」完成
- 1994年（平成6年）「いきいきプラザ」完成
- 1995年（平成7年）「ふれあい文化センター・市民図書館」完成
- 1996年（平成8年）人口10万人突破
- 1999年（平成11年）下水道普及率100%達成
- 2004年（平成16年）「すくすくプラザ」完成
- 2006年（平成18年）「白水小学校」開校
- 2014年（平成26年）「春日警察署」開設
- 2016年（平成28年）「総合スポーツセンター」開設

1-2 人口・世帯数等の推移

1-2-1 人口の推移

- 本市の人口は、2025年（令和7年）まで増加傾向が続くと推計され、その後緩やかに減少すると予測されています。
- 本市が属する福岡都市圏の各地域の人口推移も、本市と同様に2025年（令和7年）頃まで増加傾向が続くと推計されています。

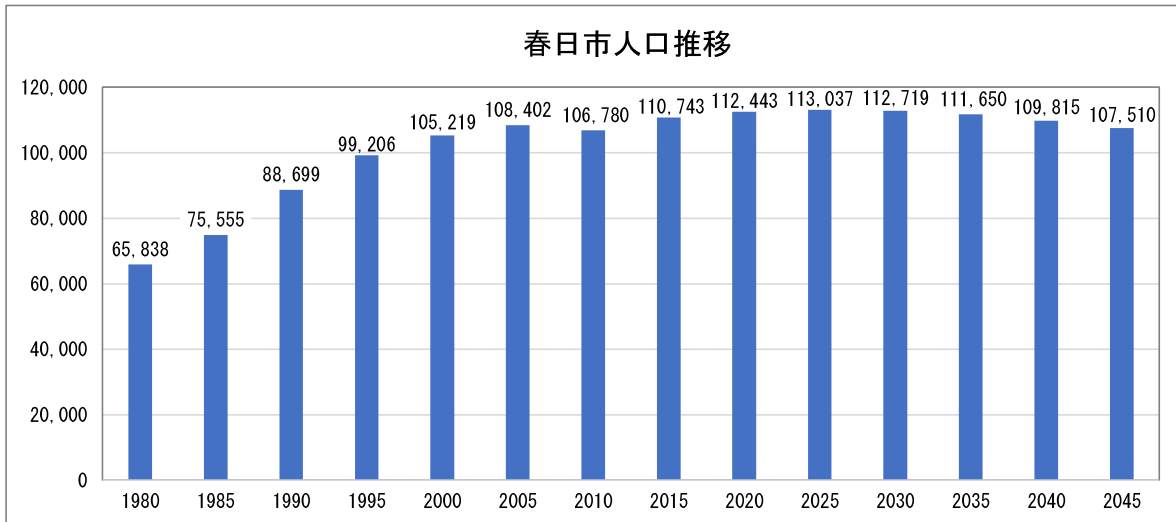


図 人口推移

(出典：1980～2015年 国勢調査、2020年～社人研)

【参考】福岡都市圏の人口の推移

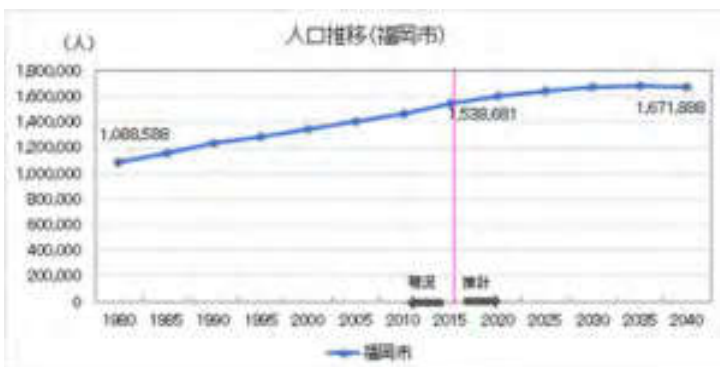
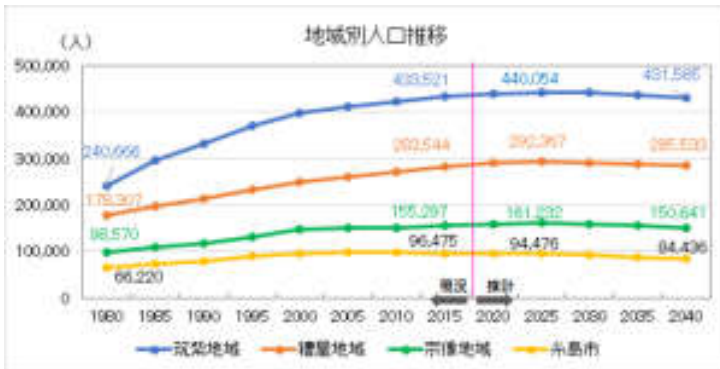


図 地域別人口の推移

(出典：1980～2015年 国勢調査、2020年～社人研)



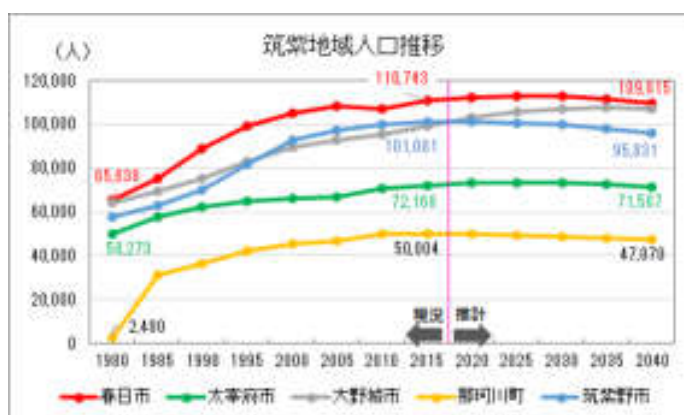
図 福岡都市圏構成市町

(出典：福岡都市圏HP)

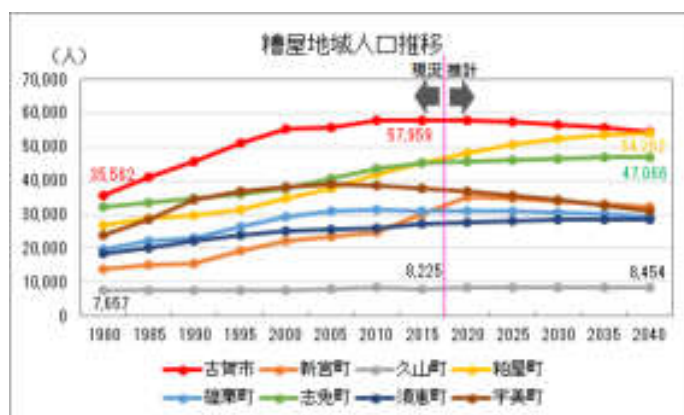
■ 福岡都市圏の各地域別人口推移を以下にまとめます。

- 本市が属する「筑紫地域」の中において、本市の人口規模は最も多く、2015年（平成27年）時点で11万人を超えています。
- 本市が属する「筑紫地域」は、他の地域よりも人口規模の大きな都市が多い地域です。
- 筑紫地域の多くは、本市と同様2025年（令和7年）の人口をピークに減少傾向に転じる予測ですが、大野城市は、2035年（令和17年）まで人口が増加し、2040年（令和22年）には春日市と同程度となると予測されます。
- 一方、「糟屋地域」が属する「粕屋町」、「志免町」は2040年（令和22年）まで増加傾向が続くと予測されます。

≪筑紫地域≫



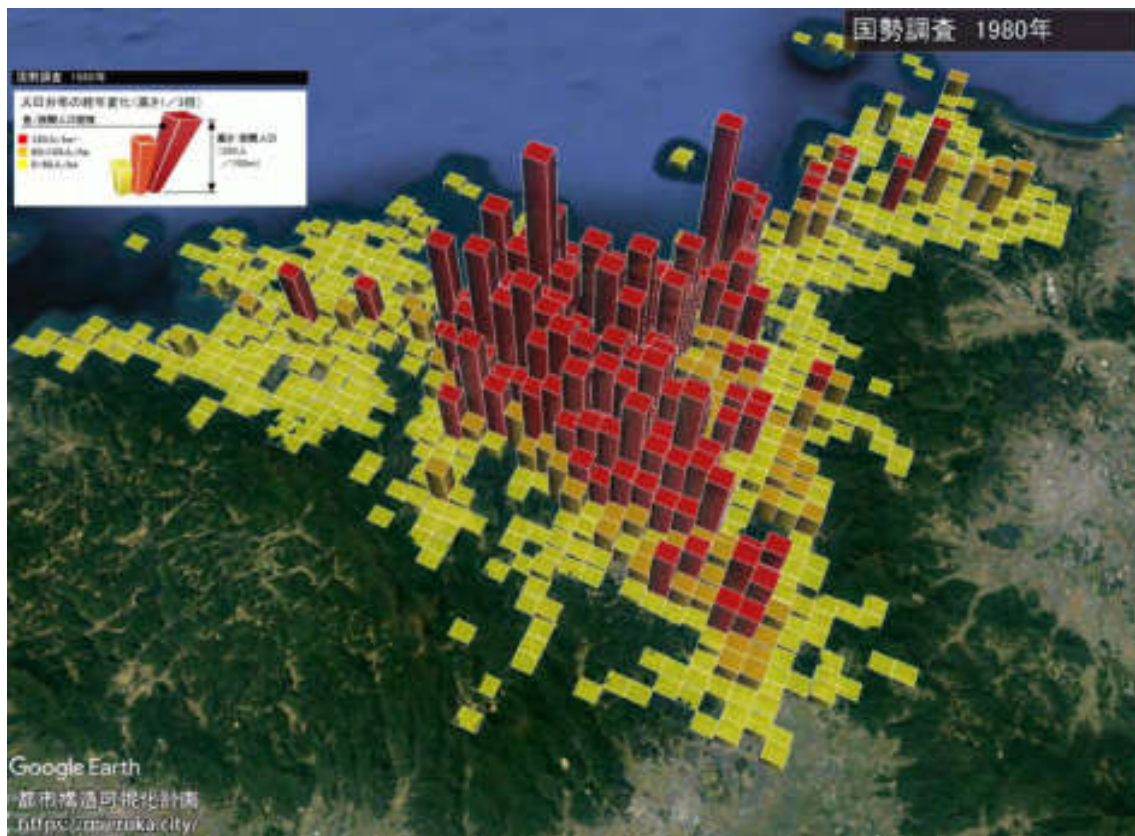
≪糟屋地域≫



≪宗像地域≫



《1980年》



《2015年》

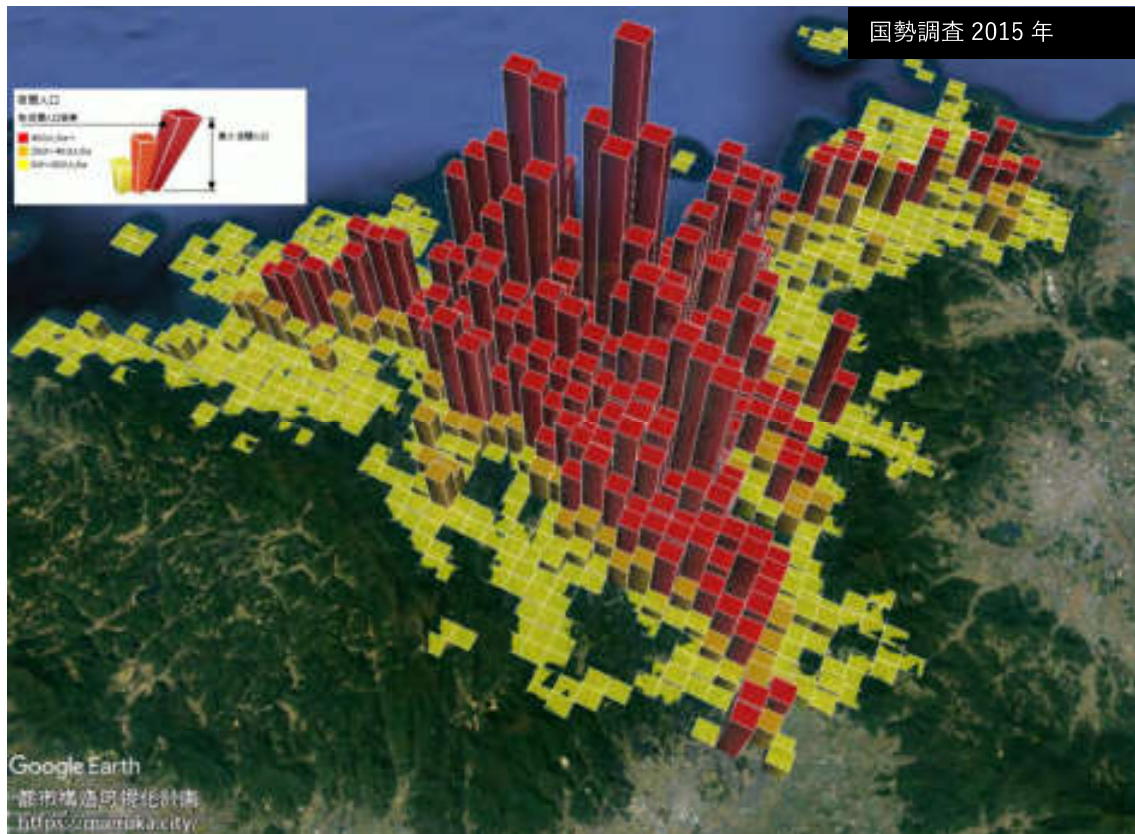


図 福岡都市圏の人口分布

(出典：都市構造可視化計画、国勢調査)

1-2-2 世帯数の推移

- 世帯数は増加傾向にあります。
- 1世帯当たりの世帯人員は、2010年（平成22年）以降2.5人/世帯であり、その規模は横ばいです。

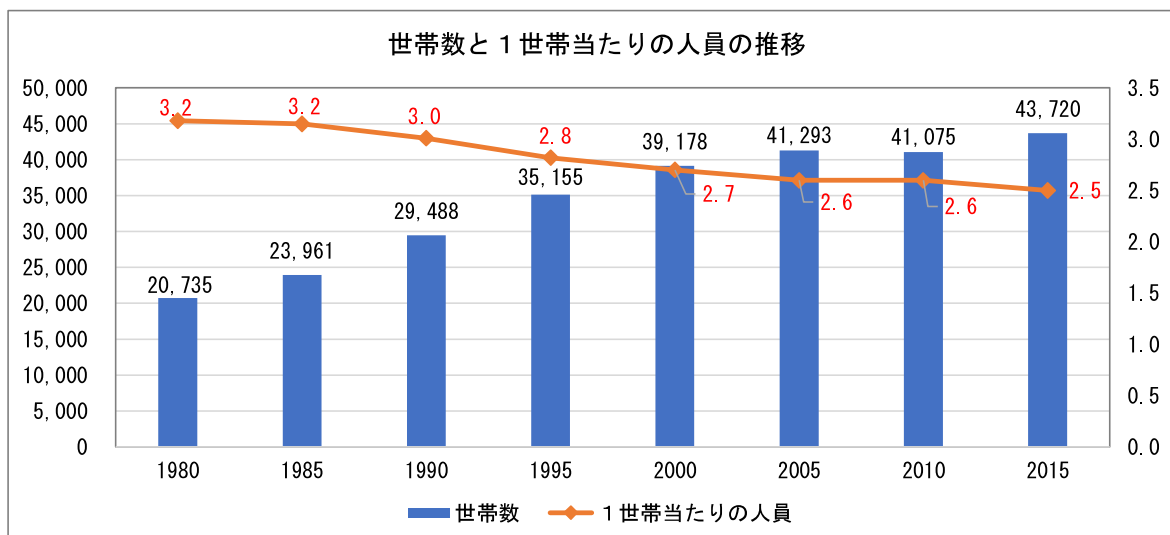


図 世帯数の推移

(出典：国勢調査)

1-2-3 人口動態

- 自然動態は、2001年度（平成13年度）以降常にプラスで推移しています。
- 社会動態は、2005年度（平成17年度）から2008年度（平成20年度）の期間はマイナスで推移し、2009年度（平成21年度）以降はプラスで推移していましたが、2016年度（平成28年度）に一度マイナスに転じその後2017年度（平成29年度）にふたたびプラスに転じています。

≪自然動態≫

出生数は、2016年度（平成28年度）までおおよそ1000人のあたりで推移していましたが、2017年度（平成29年度）以降900人台に減少しています。

死亡数は2001年度（平成13年度）と2019年度（令和元年度）を比較すると2倍近く増加していますが、2001年度（平成13年度）から2019年度（令和元年度）の間においては、出生数が死亡数を上回る状況が続いています。

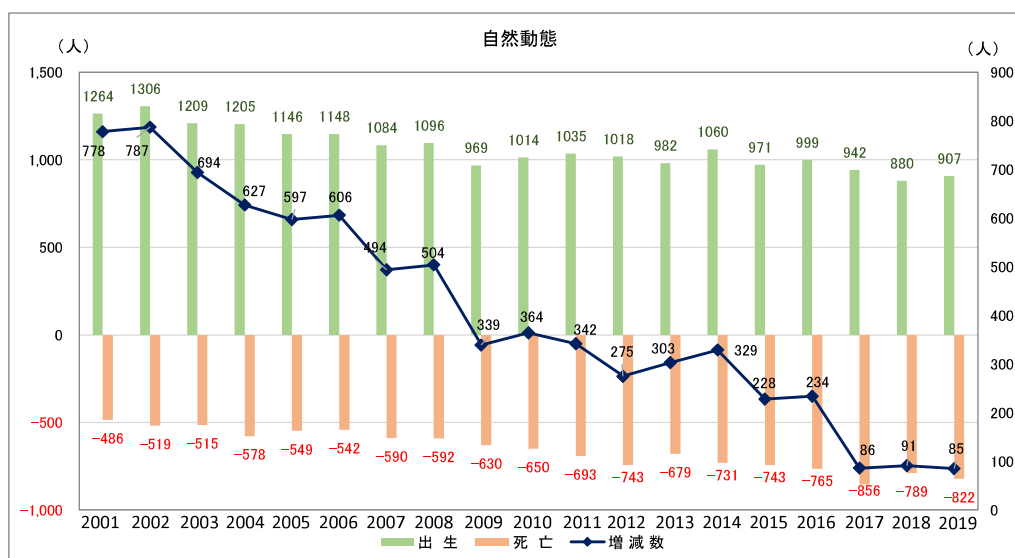


図 自然動態の推移

(出典：住民基本台帳)

◀ 社会動態 ▶

2005年度（平成17年度）から2010年度（平成22年度）にかけて転出が上回る状況でしたが、2011年度（平成23年度）以降は転入が上回り、いったん2016年度（平成28年度）に転出が上回りますが、また2017年度（平成29年度）には転入が上回る状況となっています。

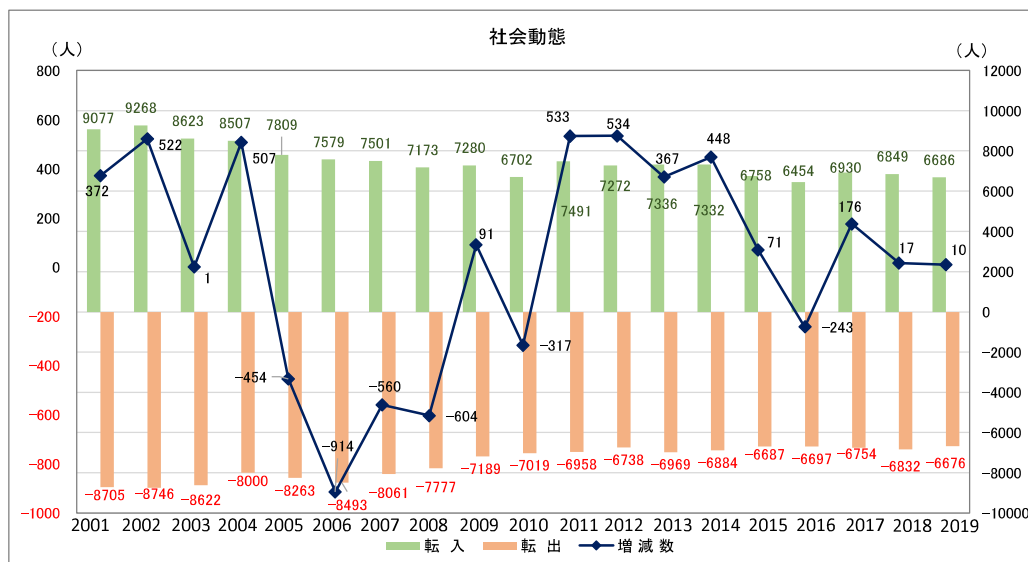


図 社会動態の推移

(出典：住民基本台帳)

◀ 増減の推移 ▶

自然動態と社会動態をあわせた増減をみると、2006年度（平成18年度）から2008年度（平成20年度）にかけてマイナスで推移しています。その後プラスに転じ、2016年度（平成28年度）にふたたびマイナスとなりますが、2017年度（平成29年度）以降はプラスとなっています。

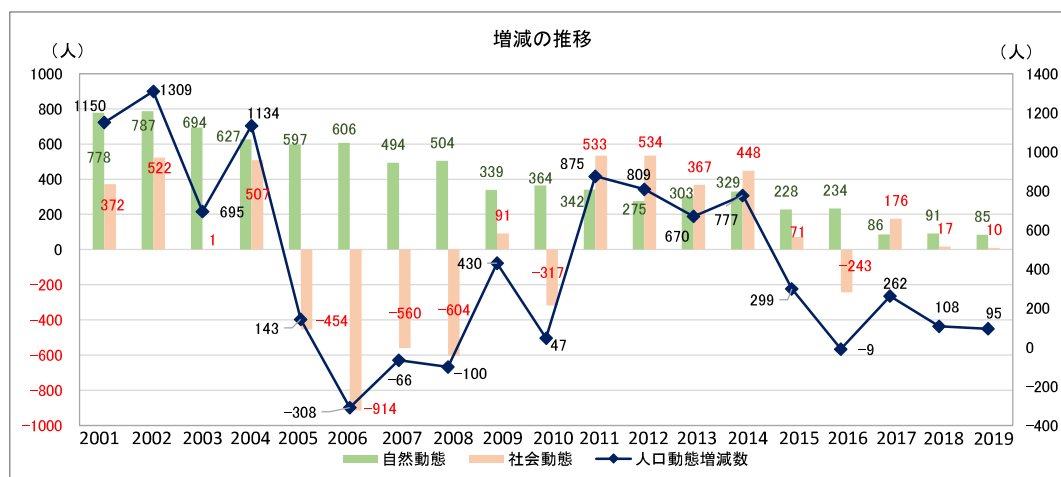


図 増減の推移

(出典：住民基本台帳)

1-2-4 年齢別人口の推移

- 2015年（平成27年）に老年人口が年少人口を超え、これ以降年少人口割合は減少から停滞へ、老年人口割合は増加傾向が続くと推計されています。
- 生産年齢割合は、1995年（平成7年）をピークに減少傾向が続くと推計されています。

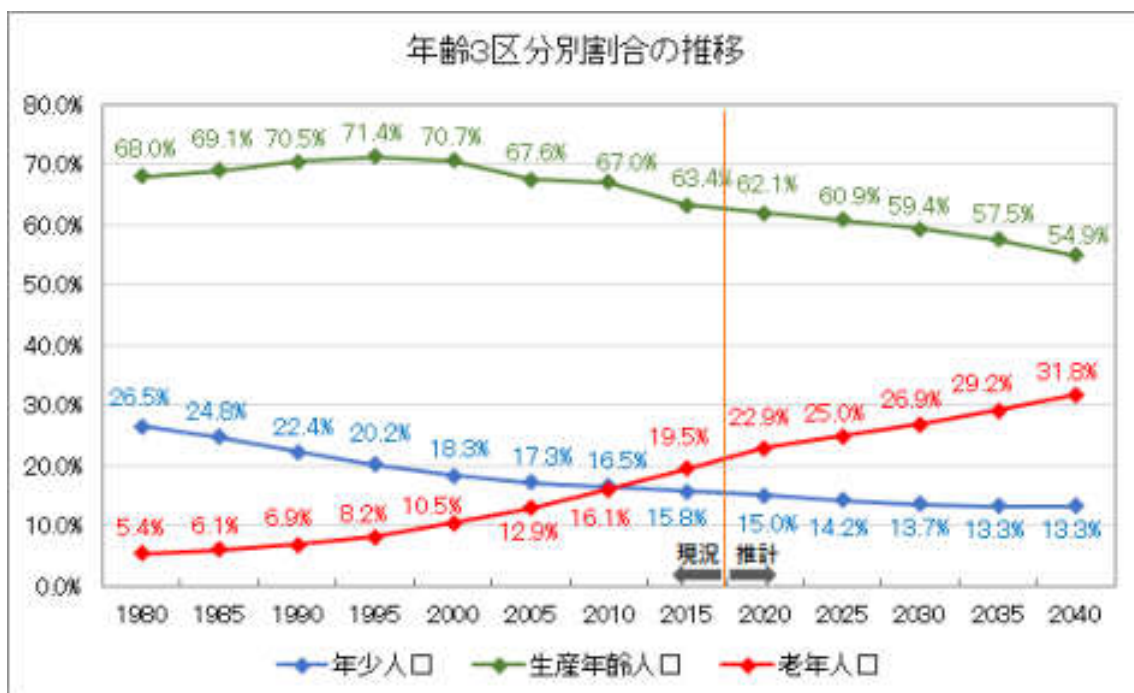


図 年齢3区分別人口割合の推移

（出典：1980～2015年 国勢調査、2020年～社人研）

1-2-5 人口集中地区

- 福岡市に隣接する本市北部エリア及び春日駅、春日原駅周辺は1970年（昭和45年）から人口集中地区（DID地区）が形成されています。
- その後、市域南西部へとDID地区は拡大し、2000年（平成12年）にはほぼ市域全域がDID地区となり、2015年（平成27年）にはさらに拡大しています。

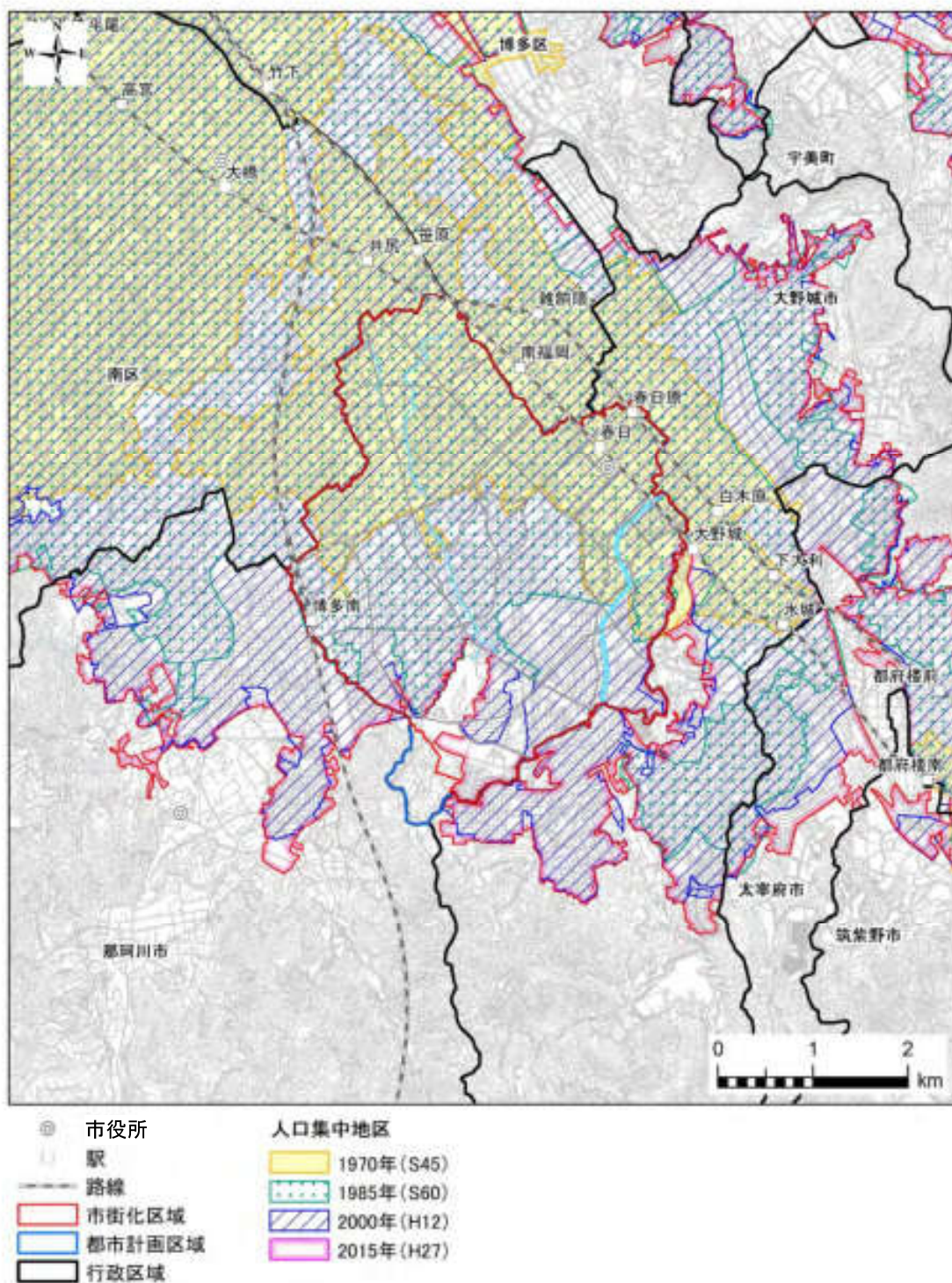


図 人口集中地区の変遷

(出典：国土数値情報 人口集中地区データ)

1-2-6 地域別人口

- 2015年（平成27年）の人口密度は、市域の大部分のエリアで人口密度が70.0人以上/haであり、本市の人口密度は全体的に高いといえます。
- 市域の南部から南東部の大野城市に隣接するエリアにおいては、人口密度が他のエリアと比較して低い傾向にあり、最も低いところで20.00～29.99人/haとなっています。
- 一方で、本市の中心部から福岡市、大野城市、に隣接するエリア、博多南駅周辺など（本市北部）に向かって人口密度は高くなる傾向にあり、中心部で80.00～89.99人/ha、福岡市に隣接するエリアでは100.0人以上/haとなっています。

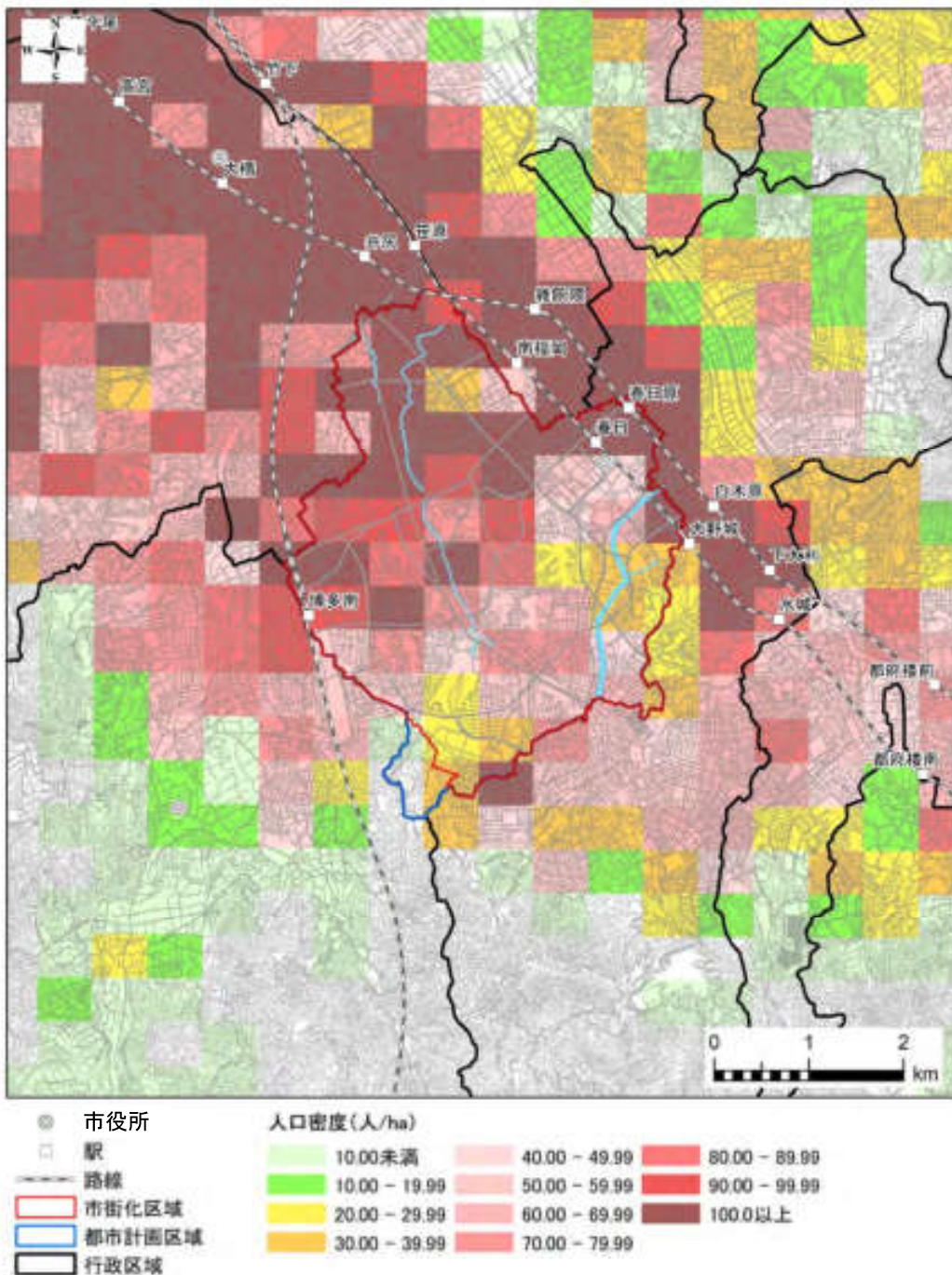


図 人口密度分布図（2015年）

（出典：国勢調査）

- 1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の人口増減をみると、本市を北から南へ縦断する「逆くの字」の形状で青色系のメッシュが分布しており、これらのエリアで人口が減少しています。
- 特に、最も減少しているメッシュは南福岡駅近く及び北西部の福岡市に隣接するエリアに1箇所ずつあり、800人～1,000人減少しています。
- その他の減少しているエリアは上記ほど減少しておらず、200人～400人減少を示すメッシュが多くなっています。
- 一方、オレンジや赤色系のメッシュは増加している箇所であり、特に、春日駅周辺や大野城駅周辺の鹿児島本線沿線エリアや博多南駅周辺エリア、住宅地として開発されたエリアでは人口が増加しており、多いところでは1,000人以上増加しています。

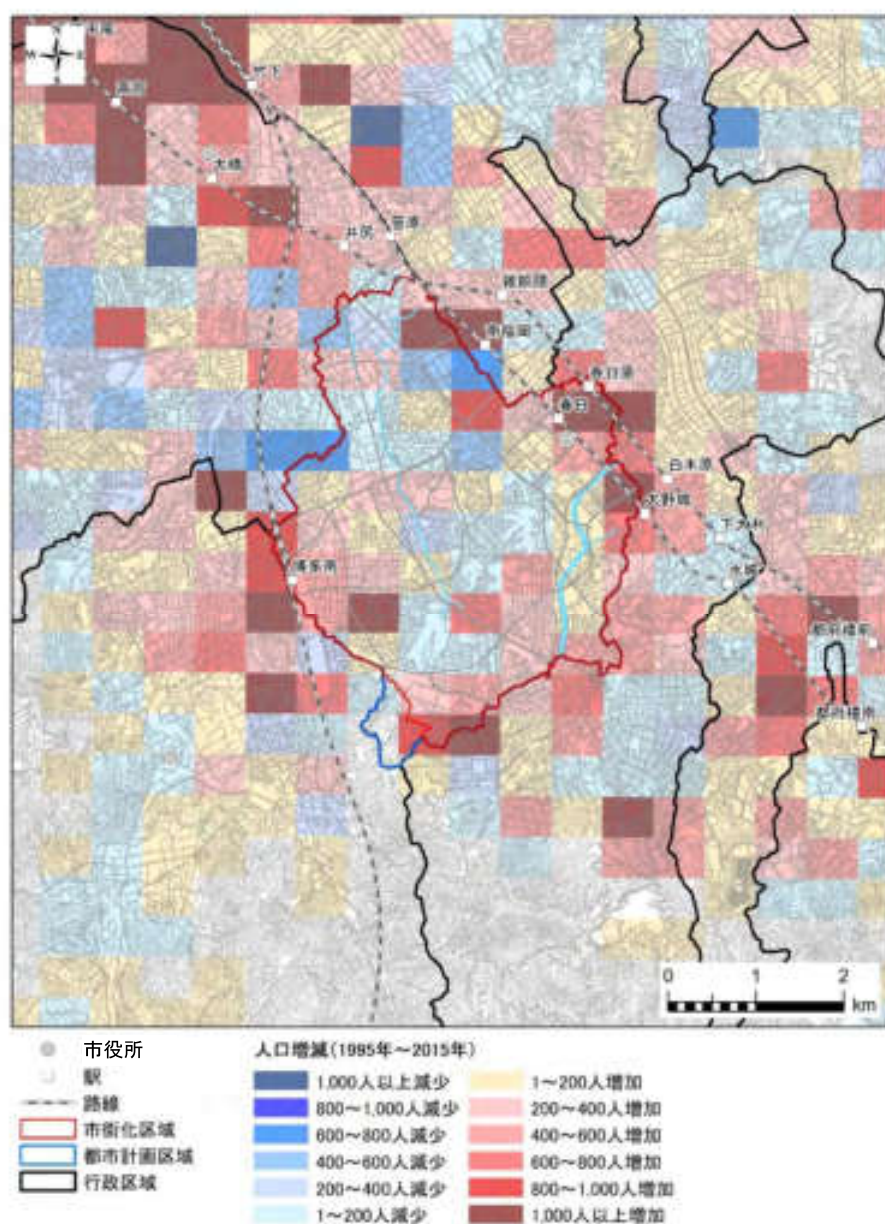


図 人口増減図（1995年～2015年）

（出典：国勢調査）

- 2015年（平成27年）から2040年（令和22年）の人口増減予測をみると、市域の大部分で人口が減少しています。
- 人口の減少規模は、メッシュ当たり200～400人減少すると推計されています。
- 一方で、南福岡駅、春日駅、大野城駅、博多南駅などの駅周辺においては、人口が増加すると推計されており、なかでも鹿児島本線沿線エリアでは、メッシュ当たり600～800人増加すると推計されています。

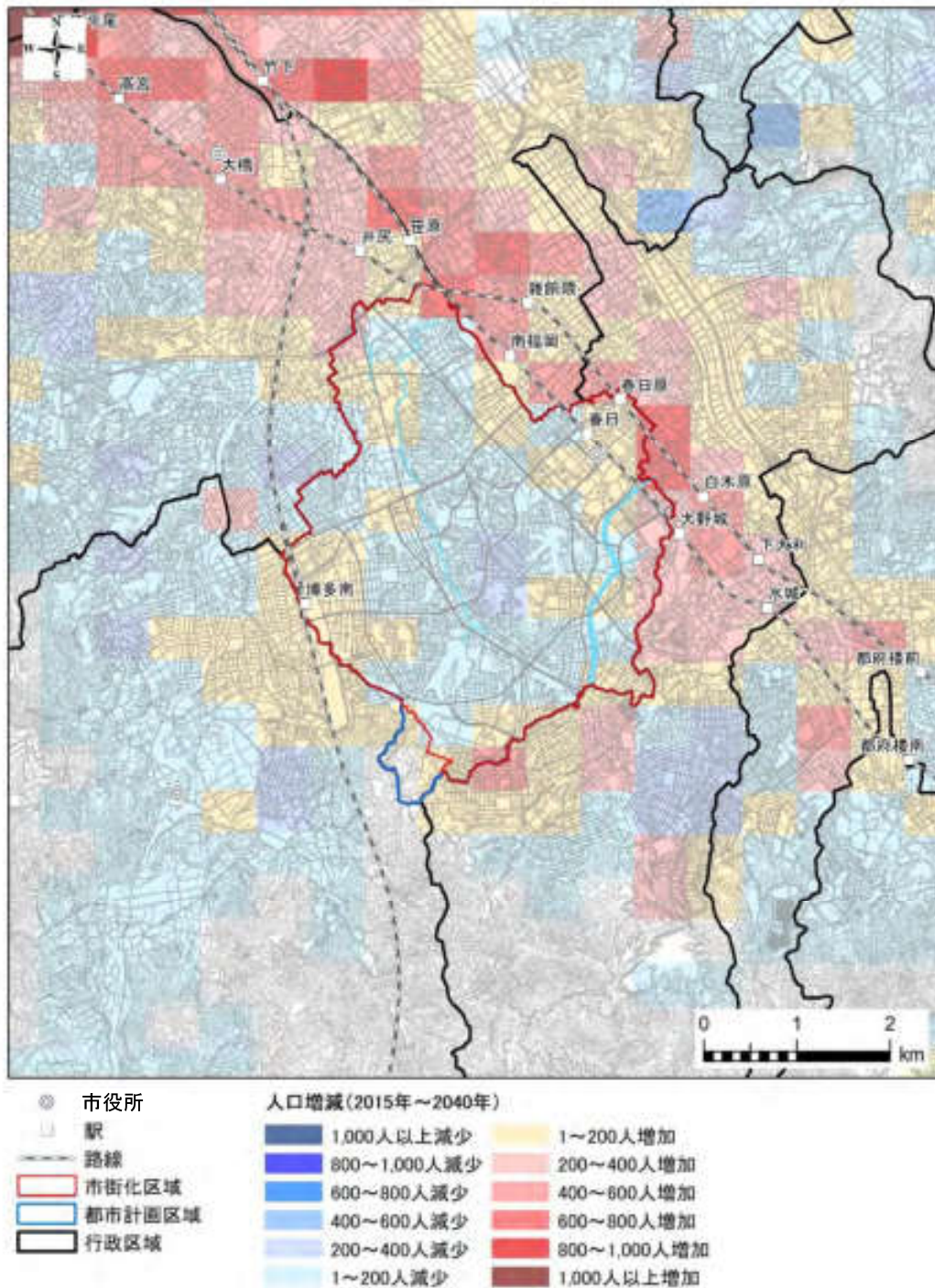


図 人口増減図（2015年～2040年）

（出典：国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口（H30国政局推計））

1-3 通勤・通学の状況

1-3-1 通勤・通学状況

■ 2015年（平成27年）における流出先及び流入先は、ともに福岡市が最も多く、次いで大野城市となっています。

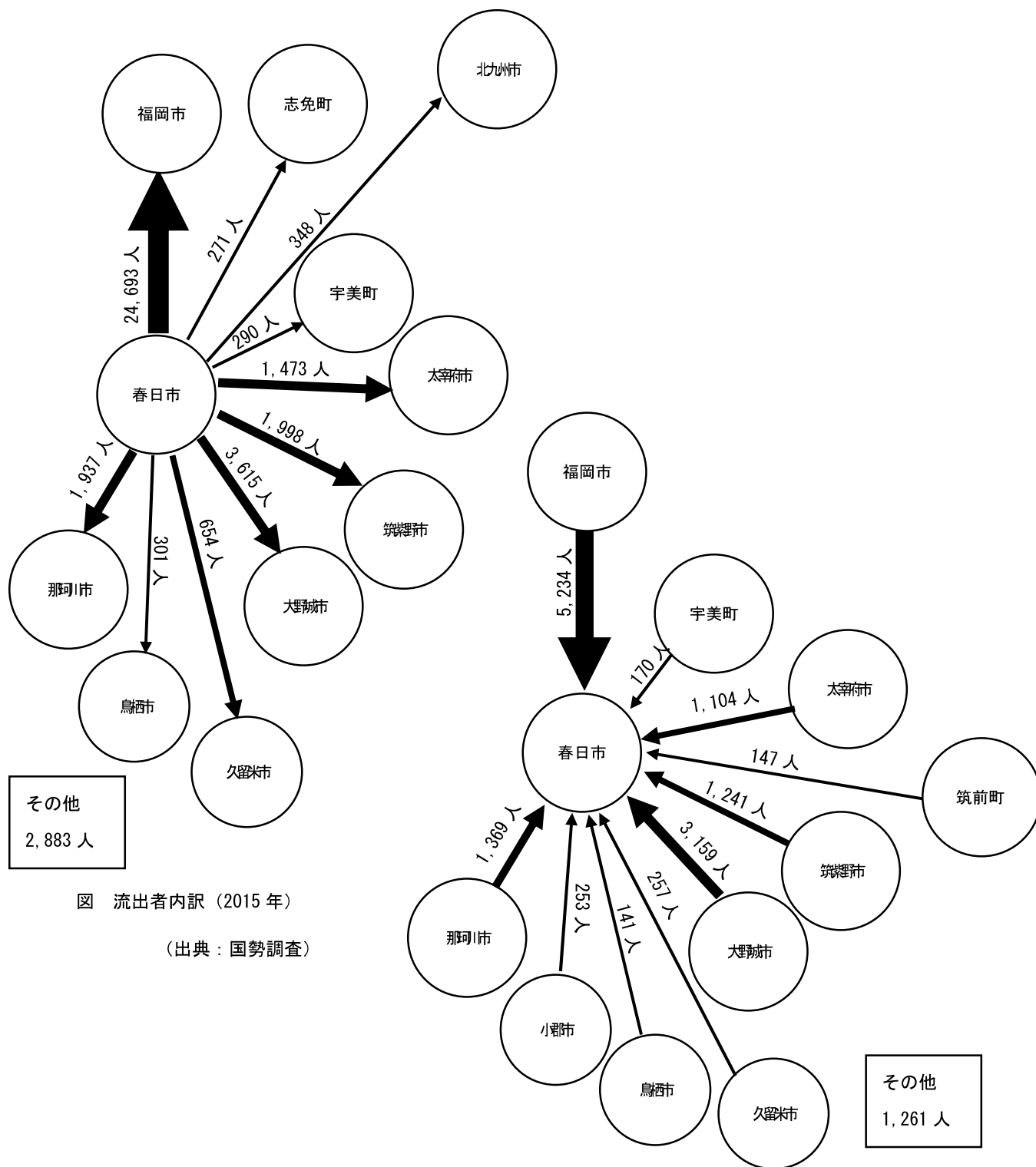
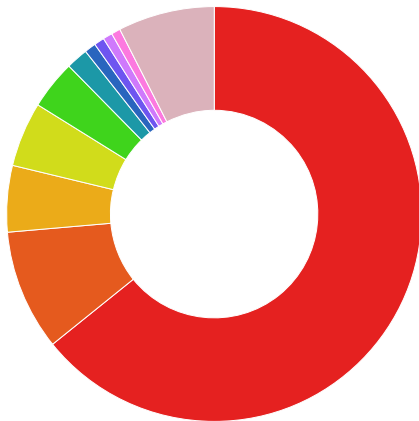


図 流出者内訳 (2015年)
(出典：国勢調査)

図 流入者内訳 (2015年)
(出典：国勢調査)

流出者数内訳 (2015年)

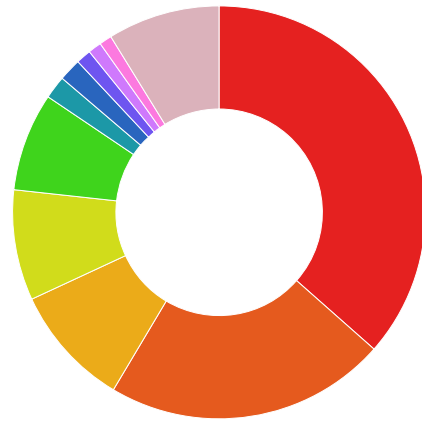


- 1位 福岡県福岡市 (24,693人)
- 2位 福岡県大野城市 (3,615人)
- 3位 福岡県筑紫野市 (1,998人)
- 4位 福岡県那珂川市 (1,937人)
- 5位 福岡県太宰府市 (1,473人)
- 6位 福岡県久留米市 (654人)
- 7位 福岡県北九州市 (348人)
- 8位 佐賀県鳥栖市 (301人)
- 9位 福岡県宇美町 (290人)
- 10位 福岡県志免町 (271人)
- その他 (2,883人)

	流出者数内訳
1位 福岡県福岡市 (24,693人)	64.2%
2位 福岡県大野城市 (3,615人)	9.4%
3位 福岡県筑紫野市 (1,998人)	5.2%
4位 福岡県那珂川市 (1,937人)	5.0%
5位 福岡県太宰府市 (1,473人)	3.8%
6位 福岡県久留米市 (654人)	1.7%
7位 福岡県北九州市 (348人)	0.9%
8位 佐賀県鳥栖市 (301人)	0.8%
9位 福岡県宇美町 (290人)	0.8%
10位 福岡県志免町 (271人)	0.7%
その他 (2,883人)	7.5%
流出者総数	38,463

(出典：国勢調査)

流入者数内訳 (2015年)



- 1位 福岡県福岡市 (5,234人)
- 2位 福岡県大野城市 (3,159人)
- 3位 福岡県那珂川市 (1,369人)
- 4位 福岡県筑紫野市 (1,241人)
- 5位 福岡県太宰府市 (1,104人)
- 6位 福岡県久留米市 (257人)
- 7位 福岡県小郡市 (253人)
- 8位 福岡県宇美町 (170人)
- 9位 福岡県筑前町 (147人)
- 10位 佐賀県鳥栖市 (141人)
- その他 (1,261人)

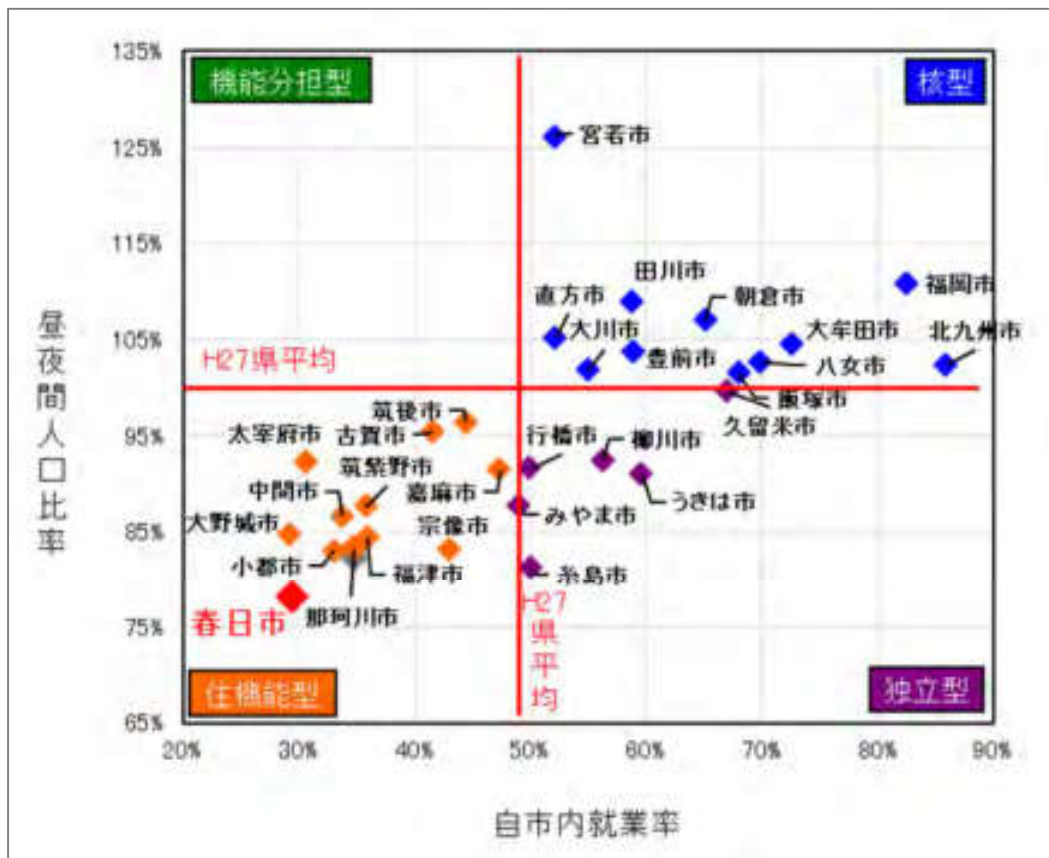
	流入者数内訳
1位 福岡県福岡市 (5,234人)	36.5%
2位 福岡県大野城市 (3,159人)	22.0%
3位 福岡県那珂川市 (1,369人)	9.6%
4位 福岡県筑紫野市 (1,241人)	8.7%
5位 福岡県太宰府市 (1,104人)	7.7%
6位 福岡県久留米市 (257人)	1.8%
7位 福岡県小郡市 (253人)	1.8%
8位 福岡県宇美町 (170人)	1.2%
9位 福岡県筑前町 (147人)	1.0%
10位 佐賀県鳥栖市 (141人)	1.0%
その他 (1,261人)	8.8%
流入者総数	14,336

(出典：国勢調査)

1-3-2 都市の性格分類

■ 春日市は「住機能型」に特化した都市であるといえます。

春日市は、昼夜間人口比率、自市内就業率ともに県平均を下回っています。このことから、春日市は、周辺都市等のベッドタウンとして機能する「住機能型」の都市であるといえます。



(出典：国勢調査)

区分 年	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)
2000年	80,506	104,728	76.9
2005年	84,491	106,077	79.7
2010年	82,226	106,780	77.0
2015年	86,438	110,743	78.1

【都市性能分類】

核型：自市内で働く人が多く、就業・通学者を含めた昼間人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能

独立型：自市内で働く人は多いが、昼間人口の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成

住機能型：自市内で働く人が少なく、夜間人口が多い都市であり、周辺都市のベッドタウンとして機能

機能分担型：自市内で働く人は多いが、昼間の人口が多い都市であり、職・教育等の機能に特化

1-4 産業

1-4-1 産業分類別就業者数

- 第一次産業の割合はごくわずかですが、その状況下においても減少傾向にあります。
- 第二次産業も減少し、第三次産業及び分類不可の産業が増加傾向にあります。

産業別就業者数の割合の推移をみると、福岡県と同様の傾向を示しており、第三次産業と分類不可の産業を合計した割合は増加傾向ですが、第一次・第二次は減少傾向にあります。しかし、第二次産業については、2010年（平成22年）、2015年（平成27年）においてほぼ同様の割合です。

	1990年		1995年		2000年		2005年		2010年		2015年	
	福岡県	春日市	福岡県	春日市	福岡県	春日市	福岡県	春日市	福岡県	春日市	福岡県	春日市
第1次産業	114,379	201	100,905	158	86,591	153	81,219	145	62,642	156	62,642	150
第2次産業	606,377	9,853	609,986	10,617	566,654	9,970	496,942	8,547	454,485	8,067	454,485	8,574
第3次産業	1,450,404	31,375	1,599,858	37,140	1,640,590	39,536	1,676,446	40,243	1,624,909	39,044	1,624,909	40,137
分類不可の産業	10,628	105	15,519	374	29,347	642	42,547	1,310	112,059	2,109	112,059	2,374
総数	2,181,788	41,534	2,326,268	48,289	2,323,182	50,301	2,297,154	50,245	2,254,095	49,376	2,254,095	51,235

表 福岡県と春日市の産業分類別就業者数の推移

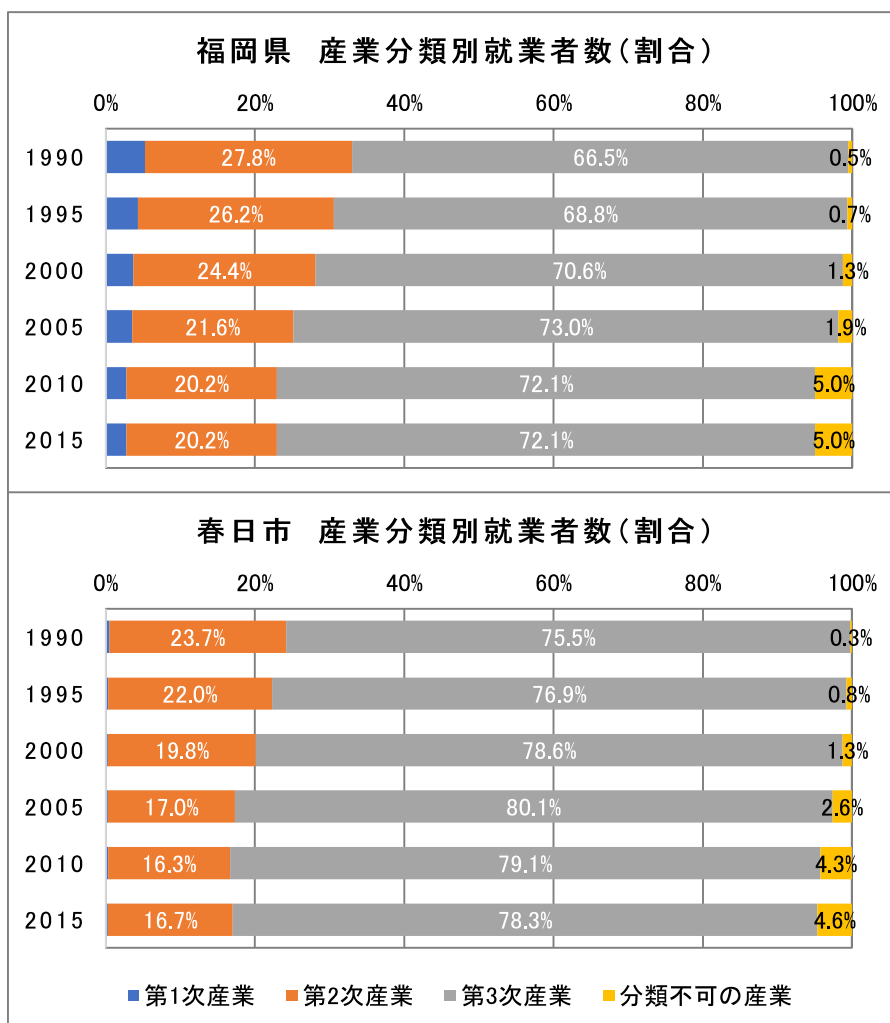


図 福岡県と春日市の産業分類別就業者数構成比の推移

(出典：国勢調査)

1-4-2 工業

- 製造品出荷額等は、2008年（平成20年）をピークに減少傾向にあります。
- 事業所数は、2008年（平成20年）をピークに減少傾向にありましたが、2011年（平成23年）以降徐々に増加傾向に転じ、2014年（平成26年）から2015年（平成27年）にかけて大きく増加しました。
- 春日市の事業所数は、「食料品」が最も多く、次いで「繊維」が多くなっています。
- 春日市の従業者数は、「化学」が最も多く、次いで「木材」、「食料品」の順に多くなっています。
- 春日市の製造品出荷額等は、「その他」が最も多く、次いで「食料品」、「繊維」の順に多くなっています。

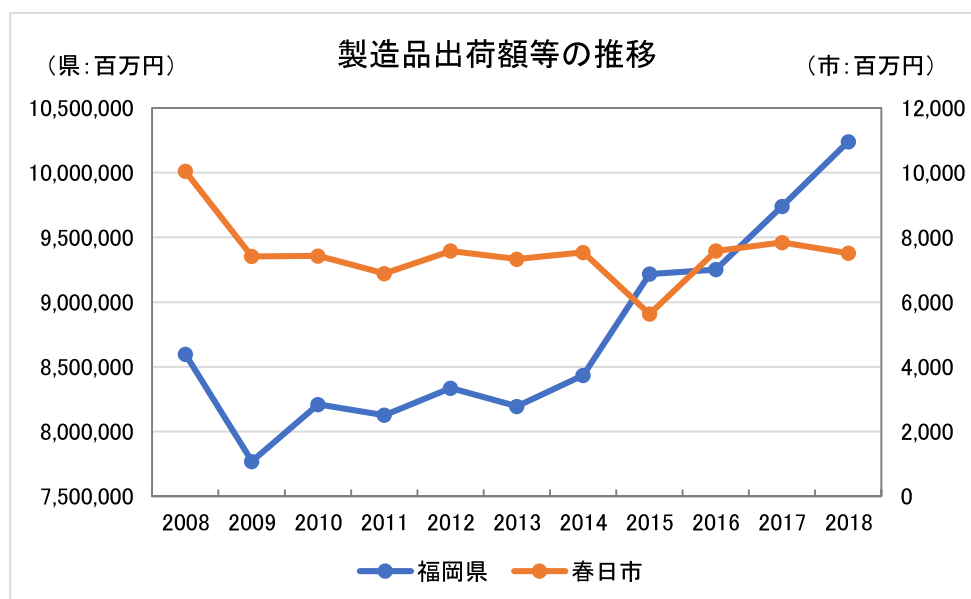


図 福岡県と春日市の製造業出荷額等の推移

(出典：経済センサス活動調査)

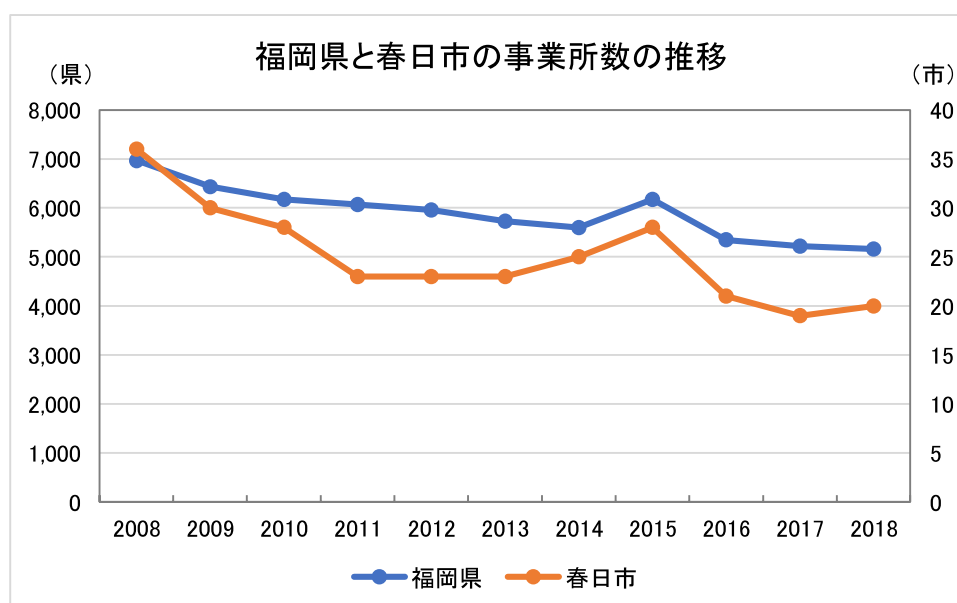


図 福岡県と春日市の事業所数の推移

(出典：経済センサス活動調査)

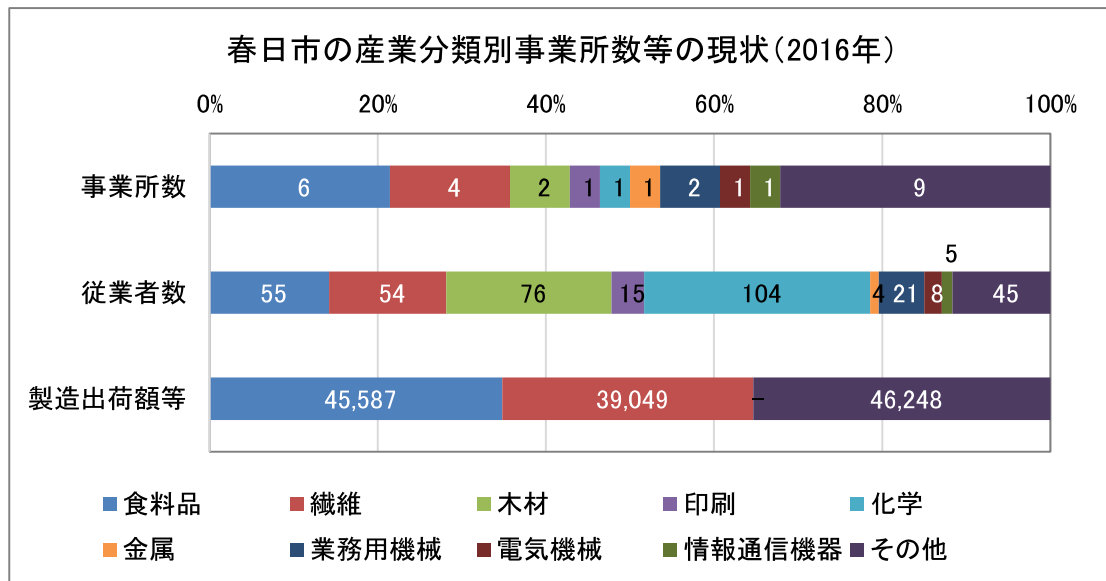


図 春日市の事業所数、従業者数、製造業出荷額等の推移

(出典：経済センサス活動調査)

1-4-3 商業

■ 商品販売額は、1999年（平成11年）をピークに減少傾向にあります。

本市の商品販売額は、1999年（平成11年）から2002年（平成14年）にかけて減少し、その後増加するものの1999年（平成11年）の販売額を超えることはなく、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）にかけて再び減少しています。

県全体の推移も本市と同様に、1999年（平成11年）をピークに減少しており、その減少幅は1999年（平成11年）から2002年（平成14年）にかけて最も大きくなっています。その後、緩やかに推移していましたが、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）にかけてふたたび大きく減少しています。

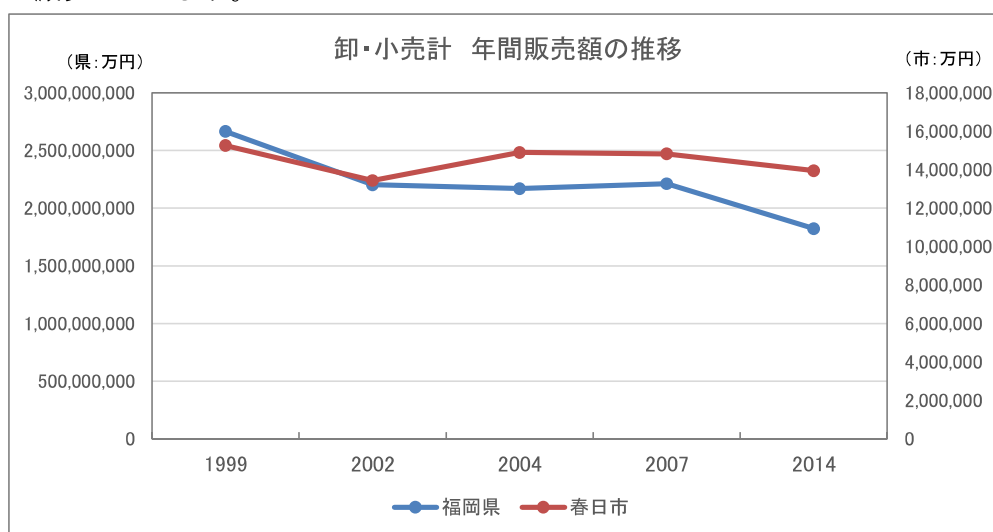


図 福岡県と春日市の商品販売額の推移

(出典：商業統計)

商店数の推移は、本市も県も同様に1999年（平成11年）をピークに減少傾向にあります。特に、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）にかけて大きく減少しています。

本市の従業者数は、2002年（平成14年）から2004年（平成16年）にかけていったん増加しますが、その後、大きく減少へと転じています。

県の従業員数は、1999年（平成11年）をピークに減少しています。特に、2007年（平成19年）から2014年（平成26年）にかけて大きく減少しています。

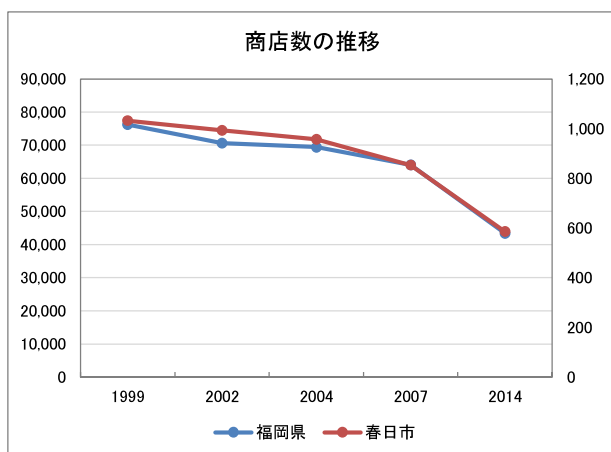


図 福岡県と春日市の商店数の推移

(出典：商業統計)

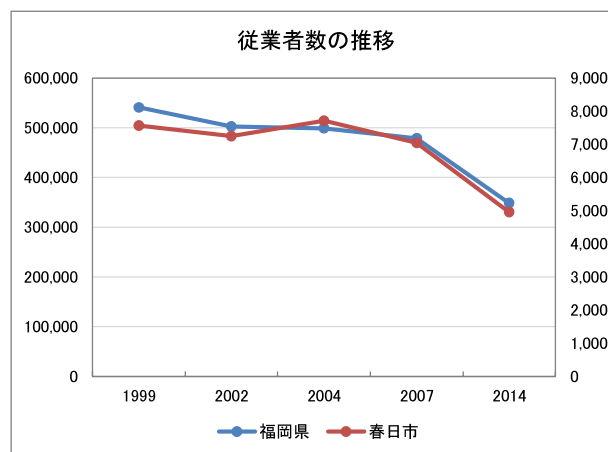


図 福岡県と春日市の従業者数の推移

(出典：商業統計)

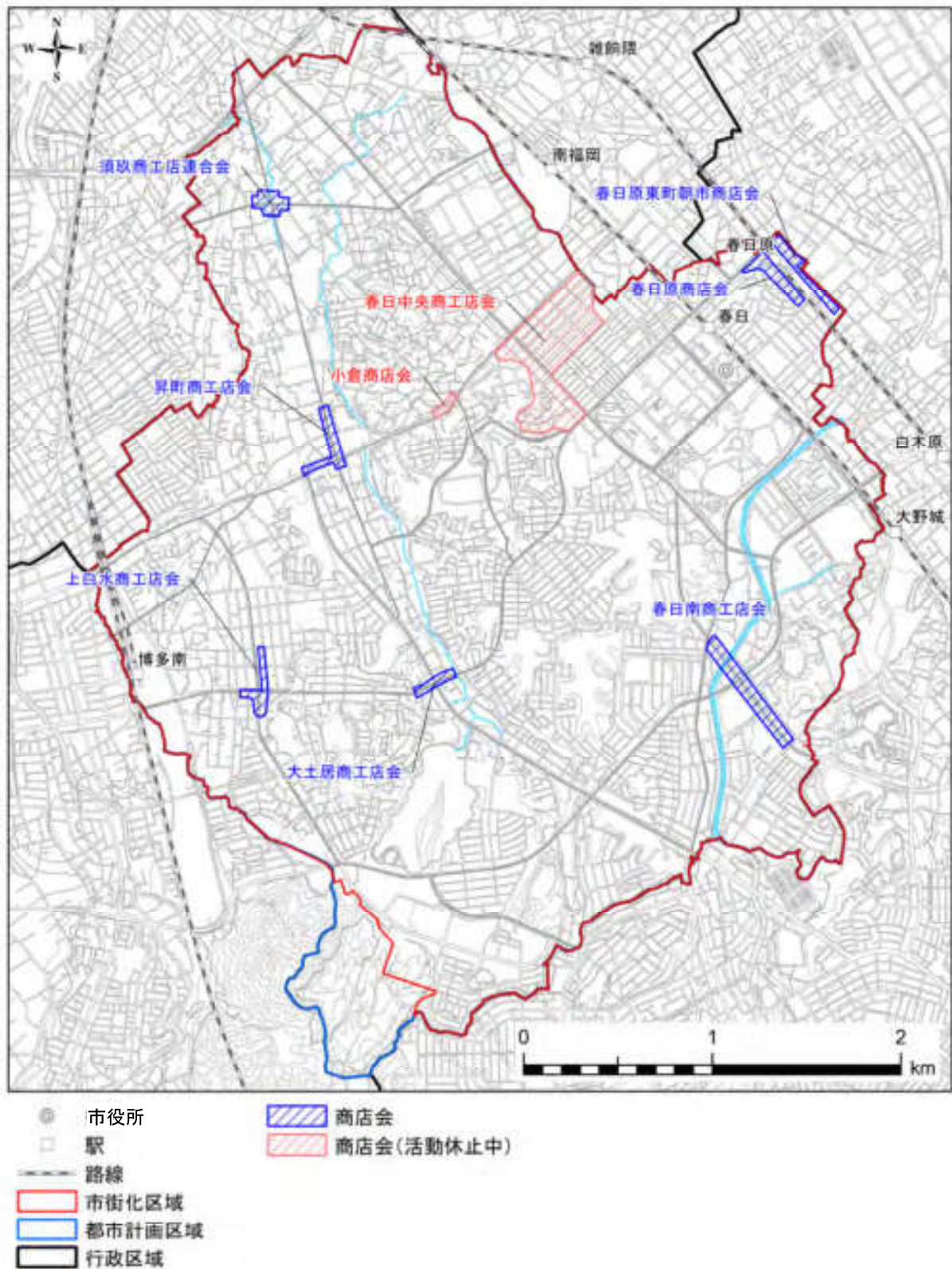


図 商店会位置図

(出典：庁内資料)

1-4-4 観光

- 春日市の観光入込客数は減少傾向にあります。
- 春日市の観光客は日帰り観光がほとんどであり、2016年（平成28年）の宿泊客数は総数の約3%です。
- 春日市の主要な観光資源としては、「春日公園、白水大池公園、奴国の丘歴史資料館、ウトグチ瓦窯展示館」が挙げられます。
- 福岡県の観光入込客数は増加傾向にあります。
- 福岡県の観光客も春日市と同様に日帰り観光がほとんどであり、2016年（平成28年）の宿泊客数は総数の約12%です。

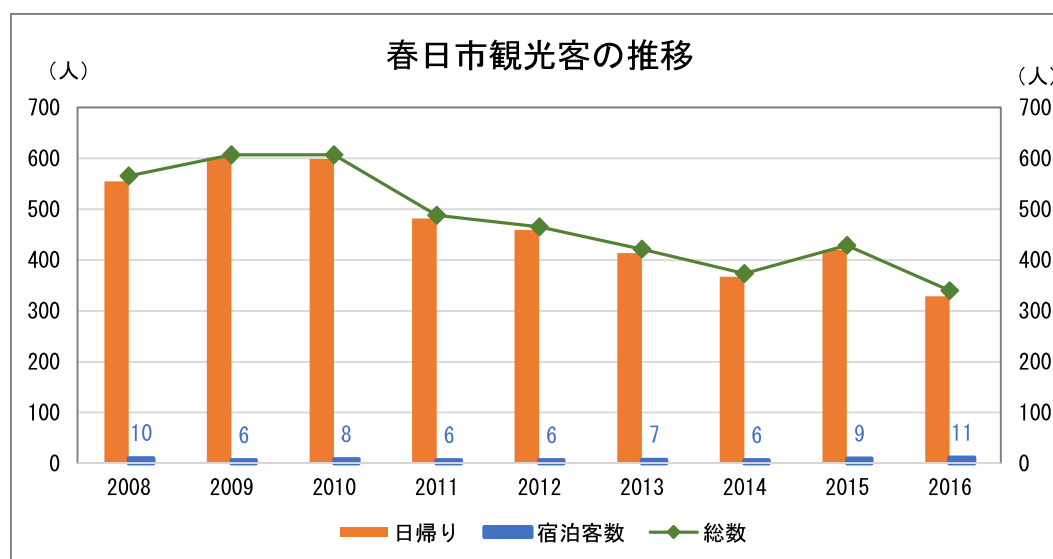


図 春日市の観光客の推移

(出典：福岡県観光入込客推計調査)

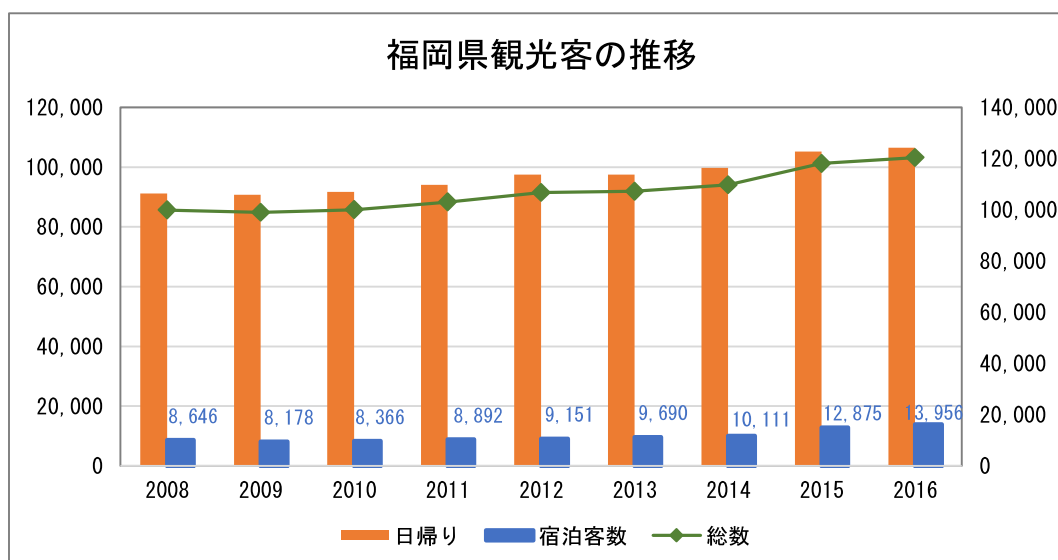


図 福岡県の観光客の推移

(出典：福岡県観光入込客推計調査)

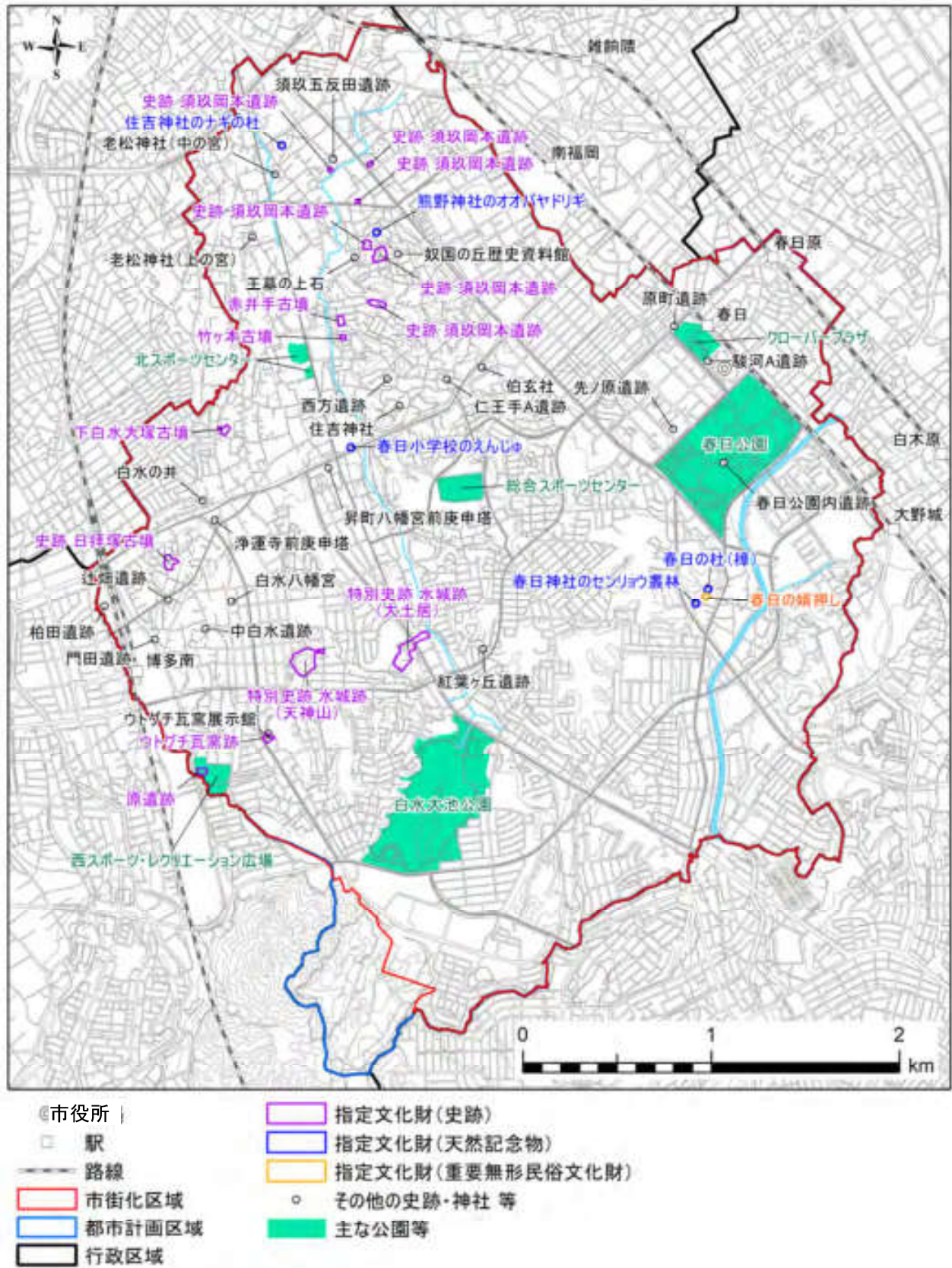


図 観光レクリエーション施設位置図

(出典：庁内資料、春日市文化財ガイドブック)

1-5 土地利用

1-5-1 地形

- 市域中央から南部にかけて多くのため池が分布しています。
- 本市は南部から北部にかけて緩やかに傾斜しています。
- 南部の「上白水地区」の174.0mが最も高い地点であり、北部の「桜ヶ丘地区」12.8mが最も低い地点です。その標高差は、161.2mです。
- また、本市の中央部に位置する「ふれあい文化センター」の標高は31.0～32.9m、「市役所」は24.8～26.5mです。

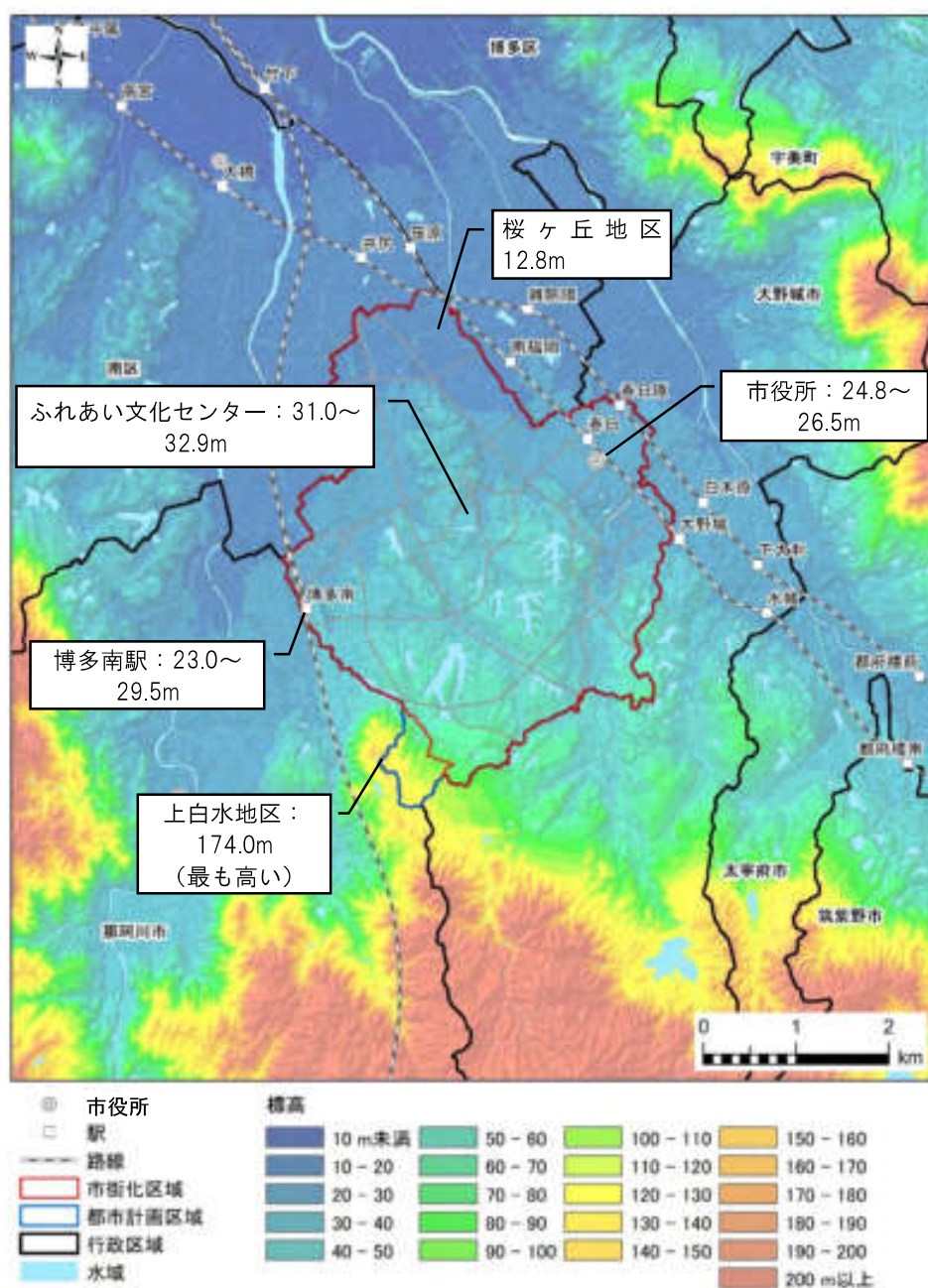


図 標高

(出典：基盤地図情報(数値標高モデル)：5mメッシュデータ)

1-5-2 土地利用現況

- 市域の多くは住宅用地です。本市に隣接する他都市の土地利用も住宅用地が多くなっています。
- 市街化区域内において、未利用宅地はほとんど見られません。市街化調整区域は、全域がその他の空地となっています。
- 県道31号線の東側に、その他の公的用地（自衛隊基地、駐屯地）が広大な面積を占めて分布しています。
- 沿道に商業用地（その他）が点在しており、比較的小規模な商業用地（その他）の立地が目立っています。また、市域南部に比較的大きな商業用地（小売業）が立地しています。
- 市域外縁部に、公益施設用地が点在しており、大野城市に隣接して大規模な公益施設用地（九州大学）があります。
- 鹿児島本線沿い、春日駅よりも南西側のその他の公的用地に隣接して大規模な公共空地1（春日公園）が1箇所あります。
- 本市内において、工業用地としての土地利用はほとんど見られません。
- 本市内において、田畑としての土地利用はほとんど見られず、ため池に隣接してわずかに分布している程度です。また、本市内においては、山林もほとんど見られません。

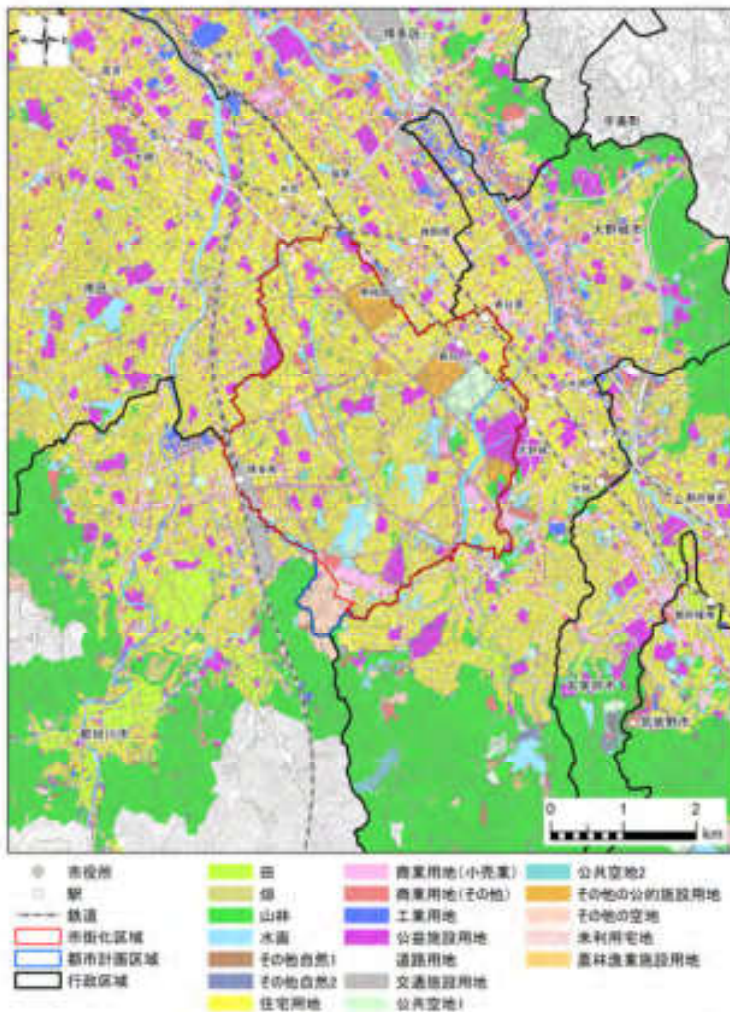


図 土地利用現況

※定義

その他自然1: 原野・牧野、荒地、低湿地
 その他自然2: 河川敷・河原、海浜、湖岸
 公共空地1: 公園・緑地
 公共空地2: 広場、運動場、墓園

(出典:【春日市】庁内資料、
 【周辺都市】都市計画基礎調査)

- 市街化区域の約41%は住宅用地です。
- 市街化区域内で2番目に多い土地利用は公益施設用地で9.4%、次いで商業用地の7.2%です。工業用地はほとんどなく、0.4%です。
- 市街化調整区域内は、そのほとんどがその他の空地となっており、約99%です。
- 市全体では住宅用地が約40%と最も多く、次いで公益施設用地9.2%、商業用地7.0%の順に多くなっています。工業用地は0.4%であり、ベッドタウンとして性格を土地利用からも読み取ることができます。

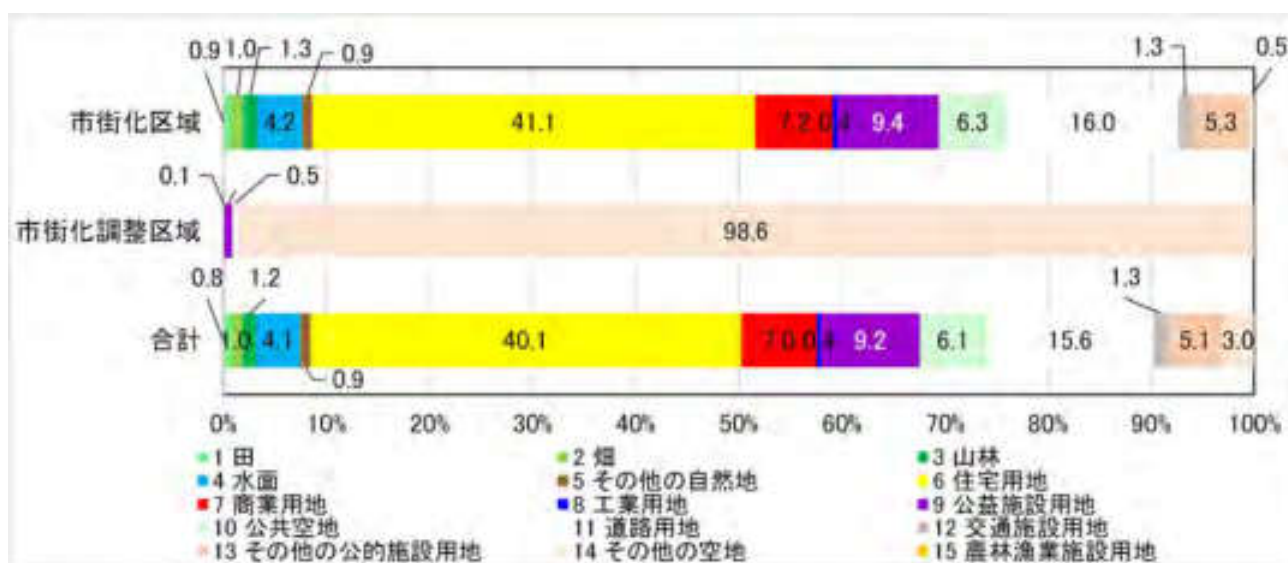


図 土地利用別面積の割合

(出典：H29年度 都市計画基礎調査を元に集計)

- 本市の土地利用の大部分は、建物用地です。
- 市の南部に、「森林」及び「河川地及び湖沼」が数箇所分布しています。
- 市街化調整区域においては、「森林」と位置付けられているメッシュの面積が最も多くなっています。

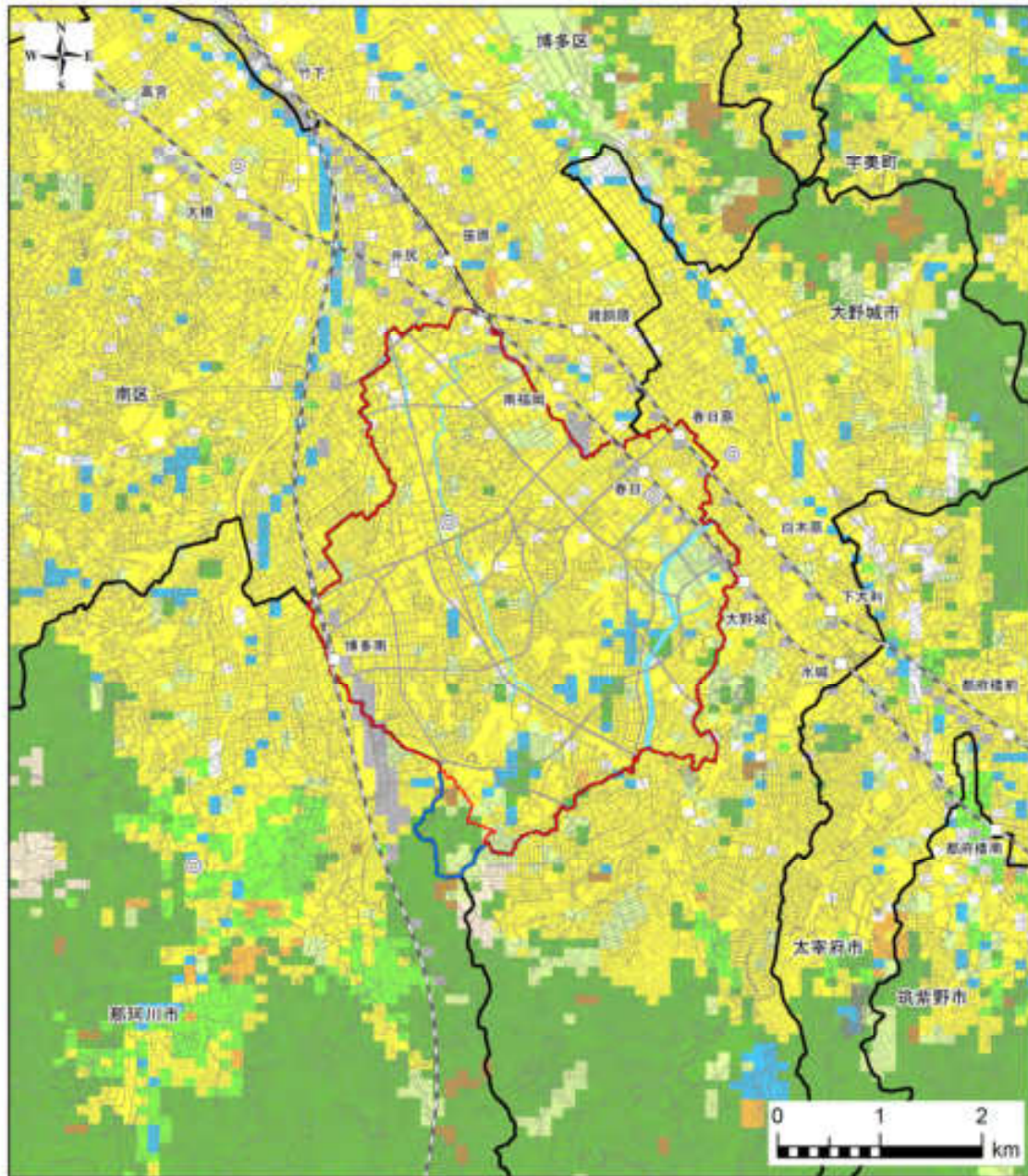


図 土地利用現況(メッシュ単位)

(出典：国土数値情報(2016年 土地利用細分メッシュデータ))

1-5-3 法規制

- 本市は、全域が都市計画区域であり、市域の大部分は市街化区域です。
- 市街化調整区域は、那珂川市に隣接する一部のエリアのみです。
- 農業地域や農用地区域は本市域内に指定されていません。

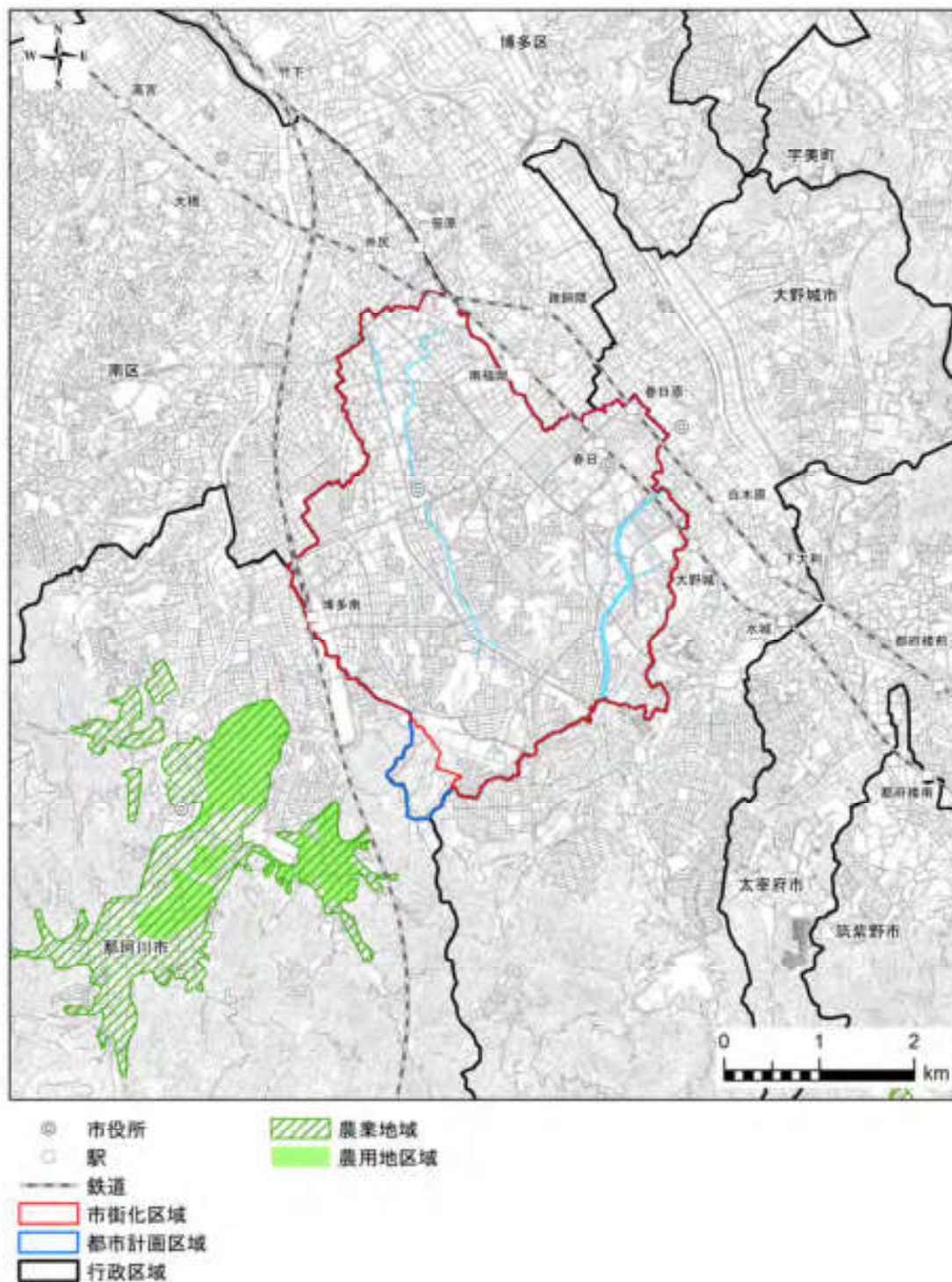


図 法規制(農業地域)

(出典：国土数値情報 2015年度 農業地域データ)

- 本市には、小規模な森林地域が点在しており、いずれも地域森林計画対象民有林を指定しています。
- これらは本市の南部に多く分布しています。

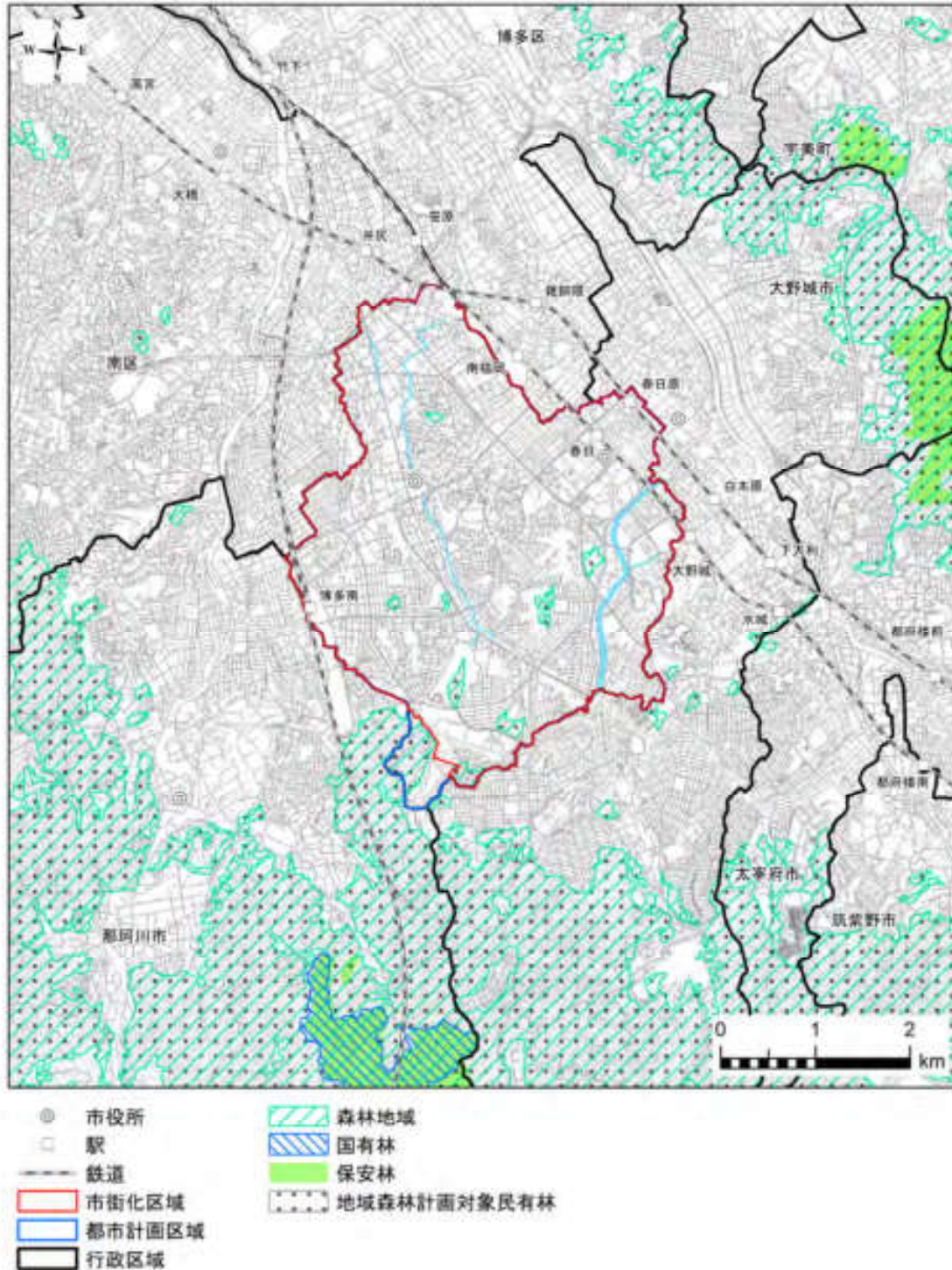


図 法規制(森林地域)

(出典：国土数値情報 2015年度 森林地域データ)

■ 本市には、自然公園地域及び特別地域を指定している地域はありません。

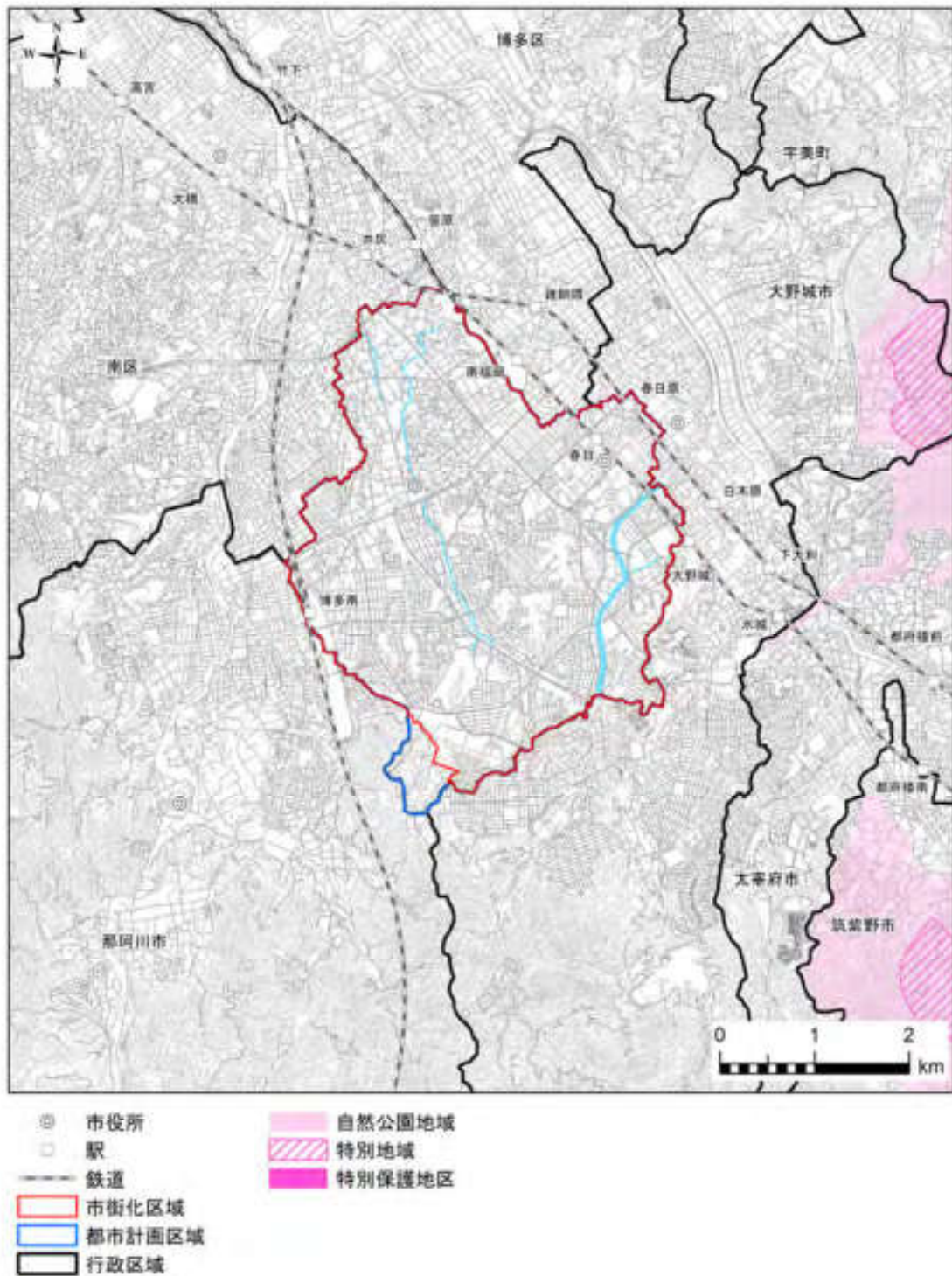


図 法規制(自然公園)

(出典：国土数値情報 2015年度 自然公園地域データ)

■ 土砂災害特別警戒区域が、ため池の周辺等に点在して指定しています。

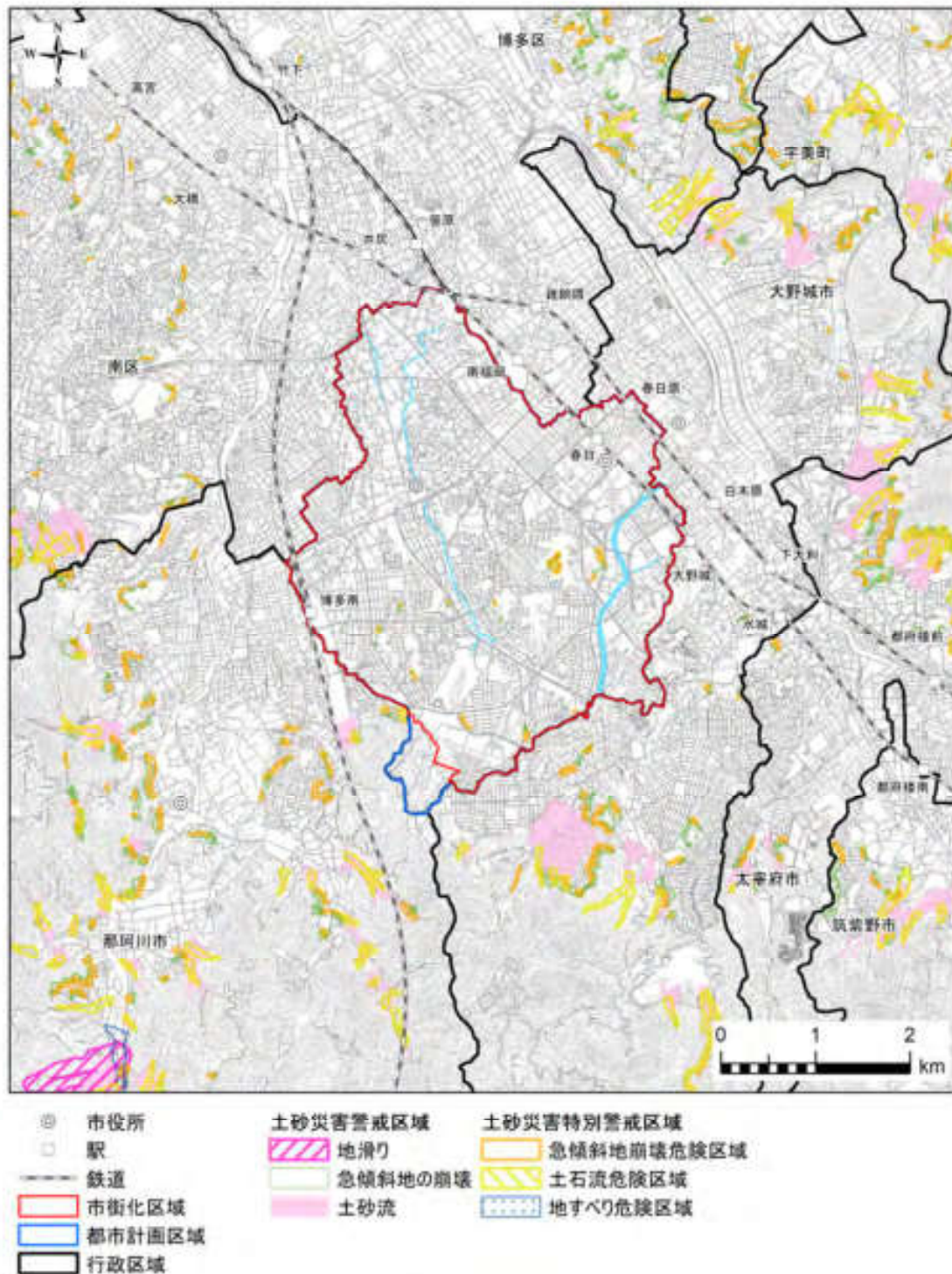


図 法規制(土砂災害警戒区域)

(出典：国土数値情報 2010年度 土砂災害危険箇所データ、
2018年度 土砂災害警戒区域データ)

1-5-4 都市計画区域・用途地域

- 本市は、市域全体が福岡広域都市計画区域内に属しています。
- 本市のほぼ全域に、用途地域を指定しています。また、隣接する都市においても、本市に影響を及ぼすと想定されるエリアにおいては、一部を除いて用途地域が指定されています。

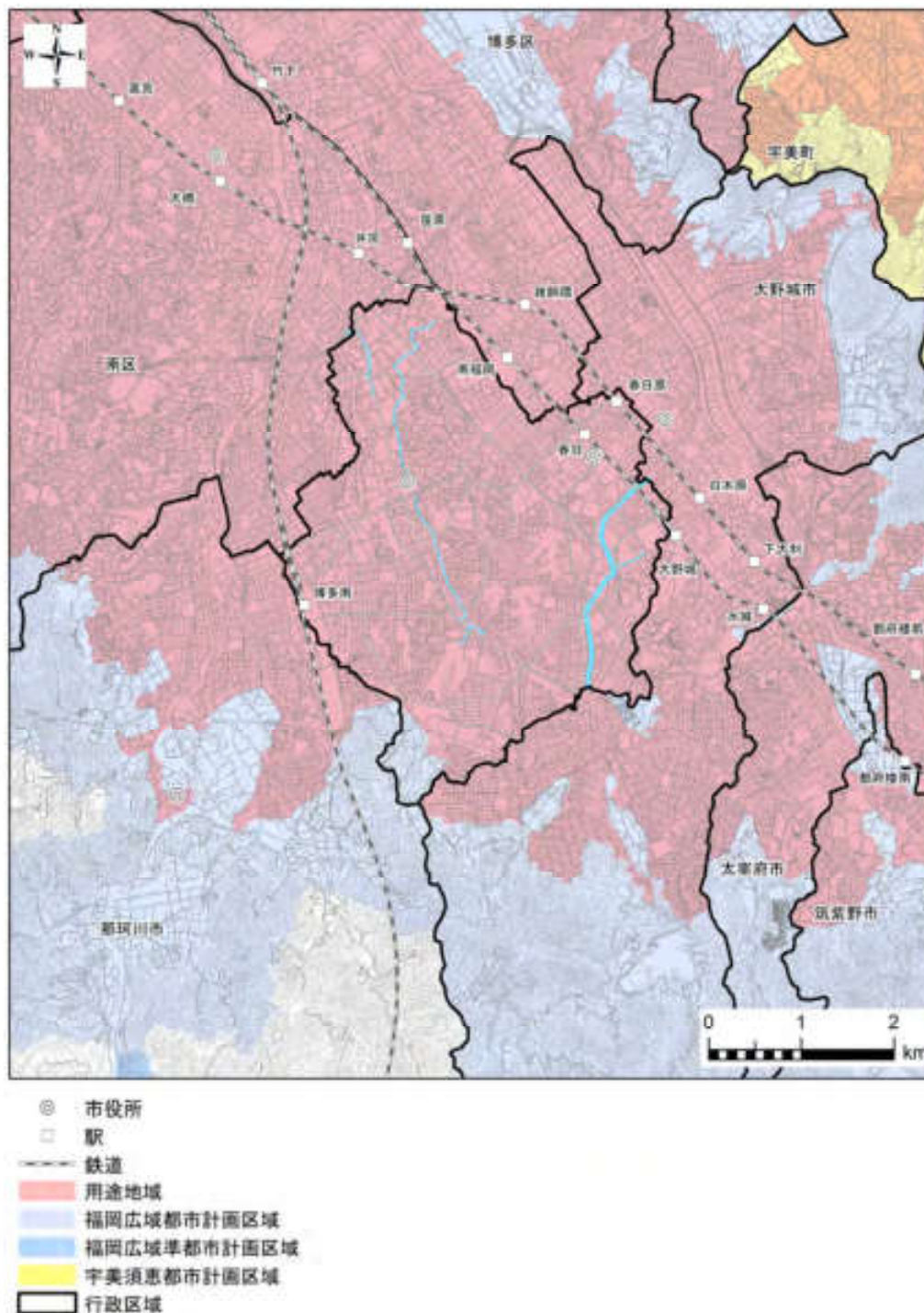


図 都市計画区域、用途地域

(出典：【春日市】庁内資料、
【周辺都市】国土数値情報 2018年度 都市地域データ、都市計画基礎調査)

- 本市では、9種類の用途地域を指定しています。
- 県道31号より西側に住居系用途地域の指定が多く、特に南部は第一種低層住居専用地域を一体的に指定しています。
- 沿道には住居系用途地域を指定しており、住環境に配慮した沿道利用を誘導しています。
- 本市内の商業地域や近隣商業地域は、春日原駅周辺、白木原駅周辺、本市南部の郊外型商業施設立地エリア、その他、県道交差点付近に指定しています。
- 鹿児島本線と県道31号に挟まれたエリアの一部及び九州新幹線に隣接するエリアの一部において、準工業地域を指定しています。

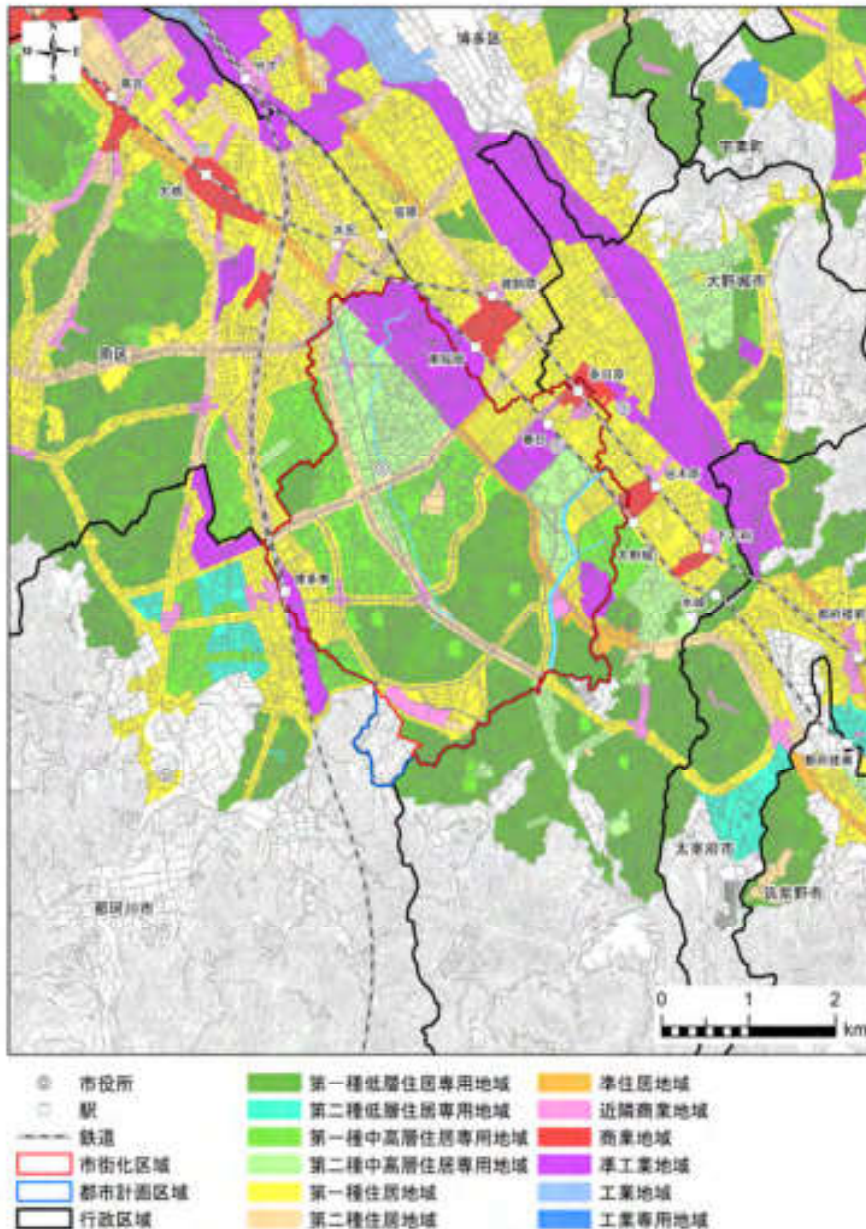


図 用途地域

(出典：【春日市】庁内資料、
【周辺都市】国土数値情報 2011年度 用途地域データ、都市計画基礎調査)

- 本市では、5種類の高度地区を指定しています。
- 主に一種、二種中高層住居専用地域を指定しているエリアでは、第一種15メートル高度地区を指定しています。
- 一種、二種住居地域を指定している県道沿道では、第一種20メートル高度地区を指定しています。
- 準住居地域を指定している一部エリアでは、第二種15メートル高度地区を指定しています。
- 商業系用途地域や準工業用途地域を指定しているエリアでは、第二種20メートル高度地区を指定しています。
- 春日原駅周辺及び春日駅周辺の商業系用途地域を指定しているエリアでは、絶対20メートルの高度地区を指定しています。

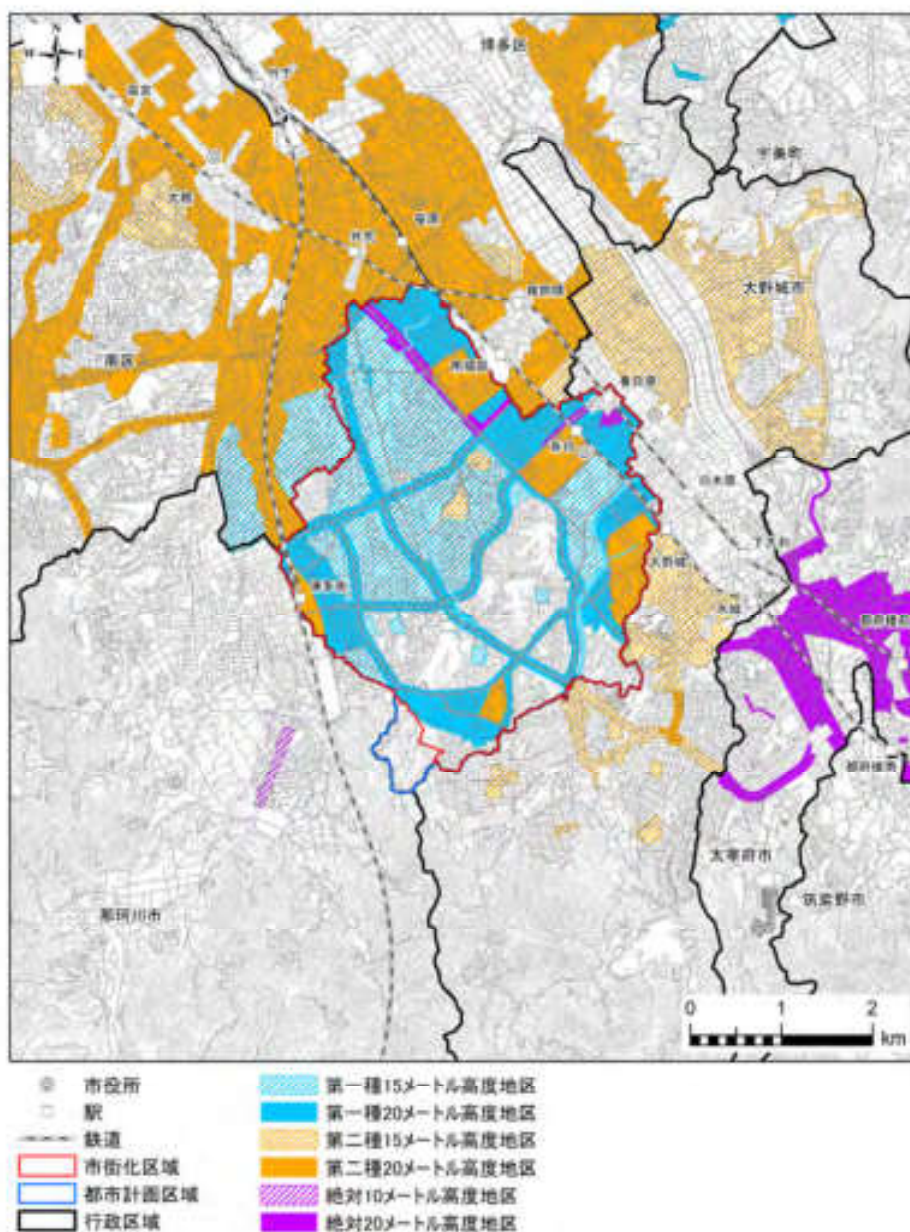


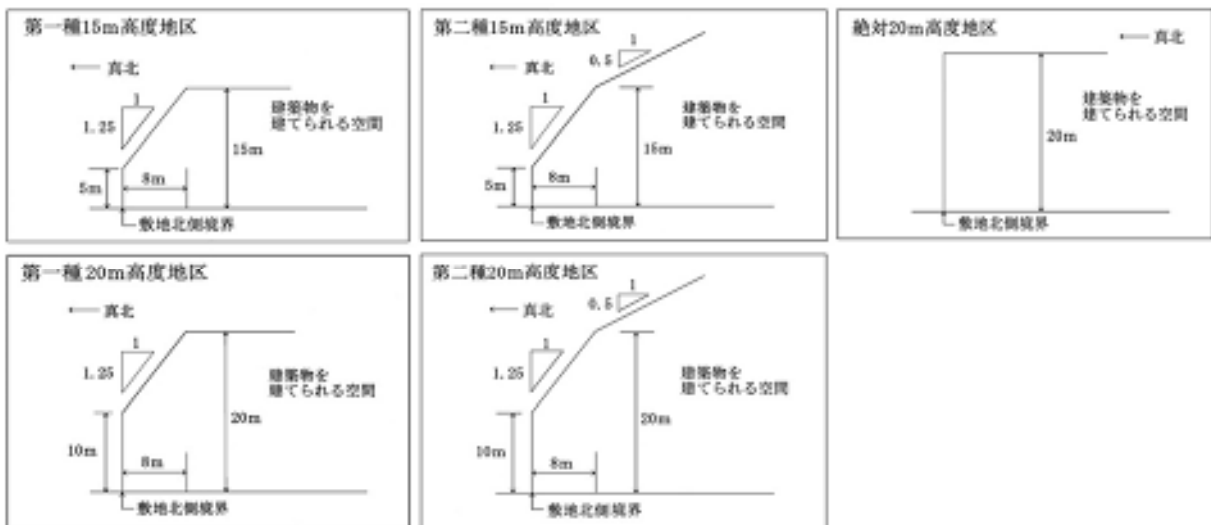
図 高度地区

(出典：【春日市】庁内資料、
【那珂川市】福岡広域都市計画総括図、
【その他周辺都市】各市HP)

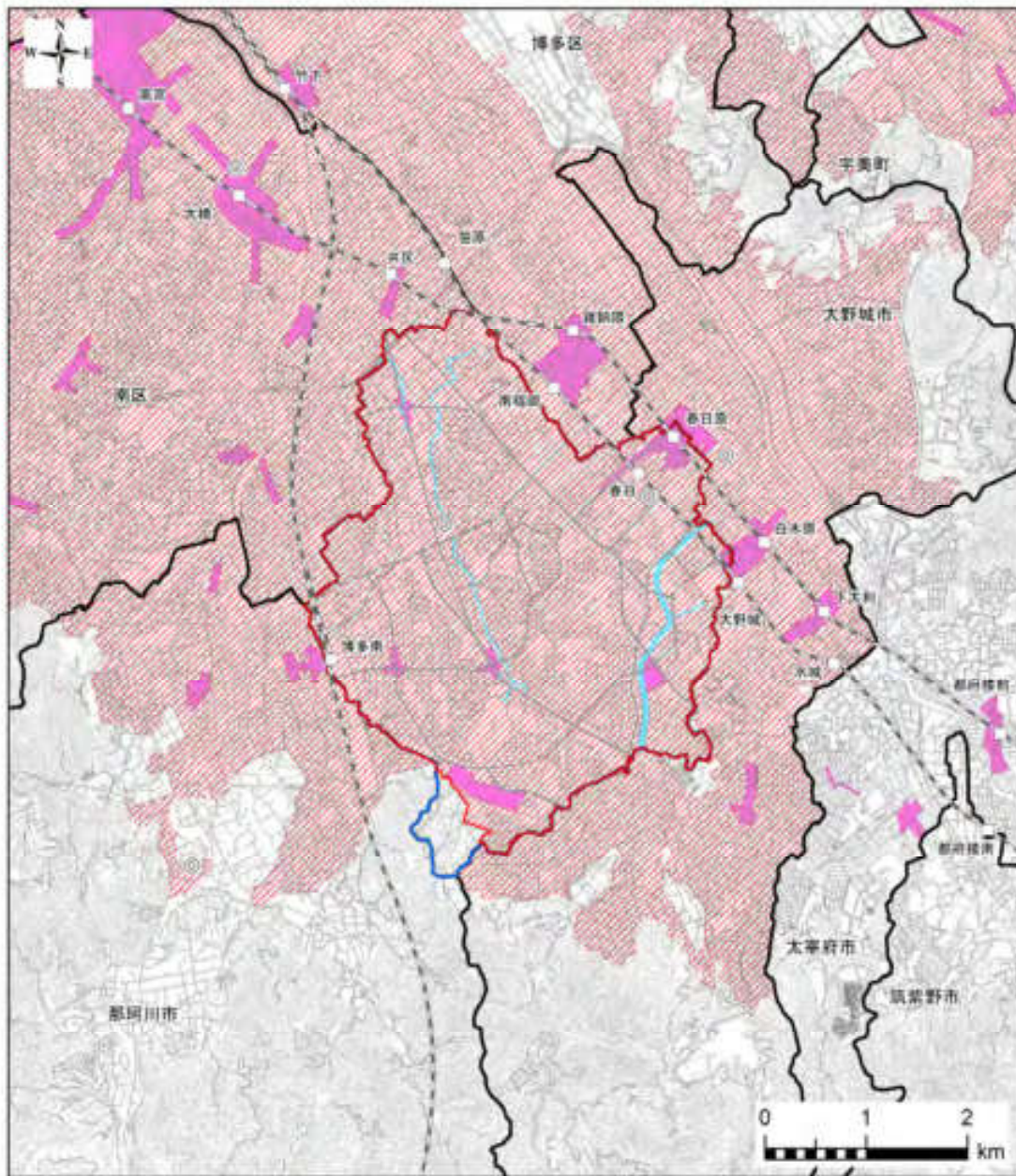
(参考) 春日市指定の高度地区

高度地区の種類	制限内容
第一種 15メートル高度地区 (軒高7メートル未満を除く)	北側隣地境界（前面道路がある場合は反対側の境界線）からの水平距離が <ul style="list-style-type: none"> ・ 8メートル以下の範囲では、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下 ・ 8メートルを超える範囲では、15メートル以下
第二種 15メートル高度地区 (軒高7メートル未満を除く)	北側隣地境界（前面道路がある場合は反対側の境界線）からの水平距離が <ul style="list-style-type: none"> ・ 8メートル以下の範囲では、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下 ・ 8メートルを超える範囲では、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.5倍に15メートルを加えたもの以下
第一種 20メートル高度地区	北側隣地境界（前面道路がある場合は反対側の境界線）からの水平距離が <ul style="list-style-type: none"> ・ 8メートル以下の範囲では、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下 ・ 8メートルを超える範囲では、20メートル以下
第二種 20メートル高度地区	北側隣地境界（前面道路がある場合は反対側の境界線）からの水平距離が <ul style="list-style-type: none"> ・ 8メートル以下の範囲では、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下 ・ 8メートルを超える範囲では、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.5倍に20メートルを加えたもの以下
絶対 20メートル高度地区	20メートル以下

(参考) 高度地区の図



- 商業系用途地域を指定しているエリアに、準防火地域を指定しています。
- 準防火地域を除いた市内全域（用途地域が指定されている地域）には建築基準法第22条の規定による指定を行っており、屋根などの構造を制限しています。



※太宰府市・筑紫野市はデータなし

図 準防火地域、法22条区域

(出典：【春日市】福岡広域都市計画総括図、
【周辺都市】各市HP)

■ 本市では、特別緑地保全地区を2箇所指定しています。

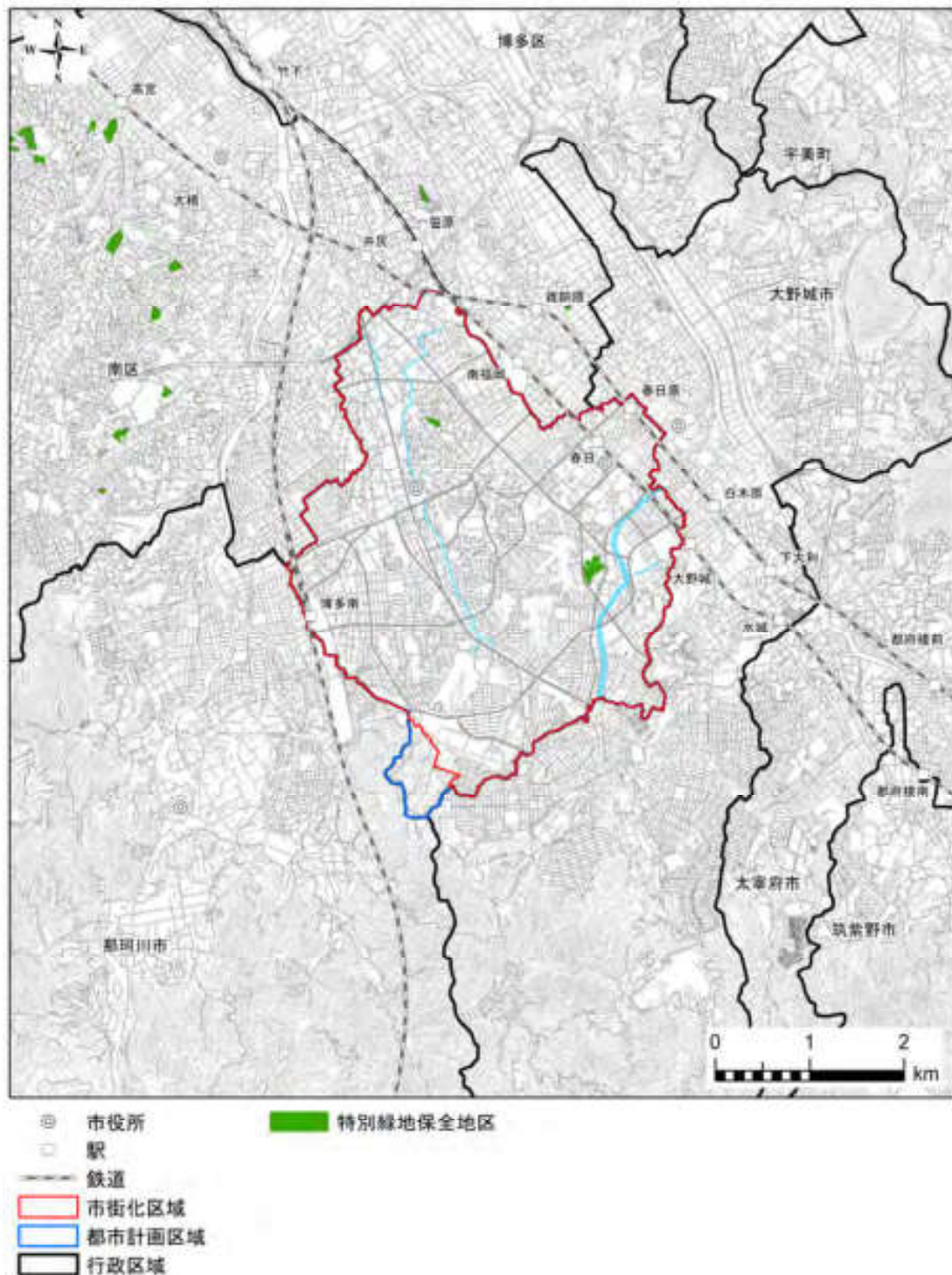


図 特別緑地保全地区、緑地保全地域

(出典：【春日市】福岡広域都市計画総括図、
【周辺都市】各市HP)

- 第一種低層住居専用地域を指定しているエリアでは、建ぺい率 50%を指定しています。
- 商業系用途地域を指定しているエリアでは、建ぺい率 80%を指定しています。
- その他のエリアについては、建ぺい率 60%を指定しています。

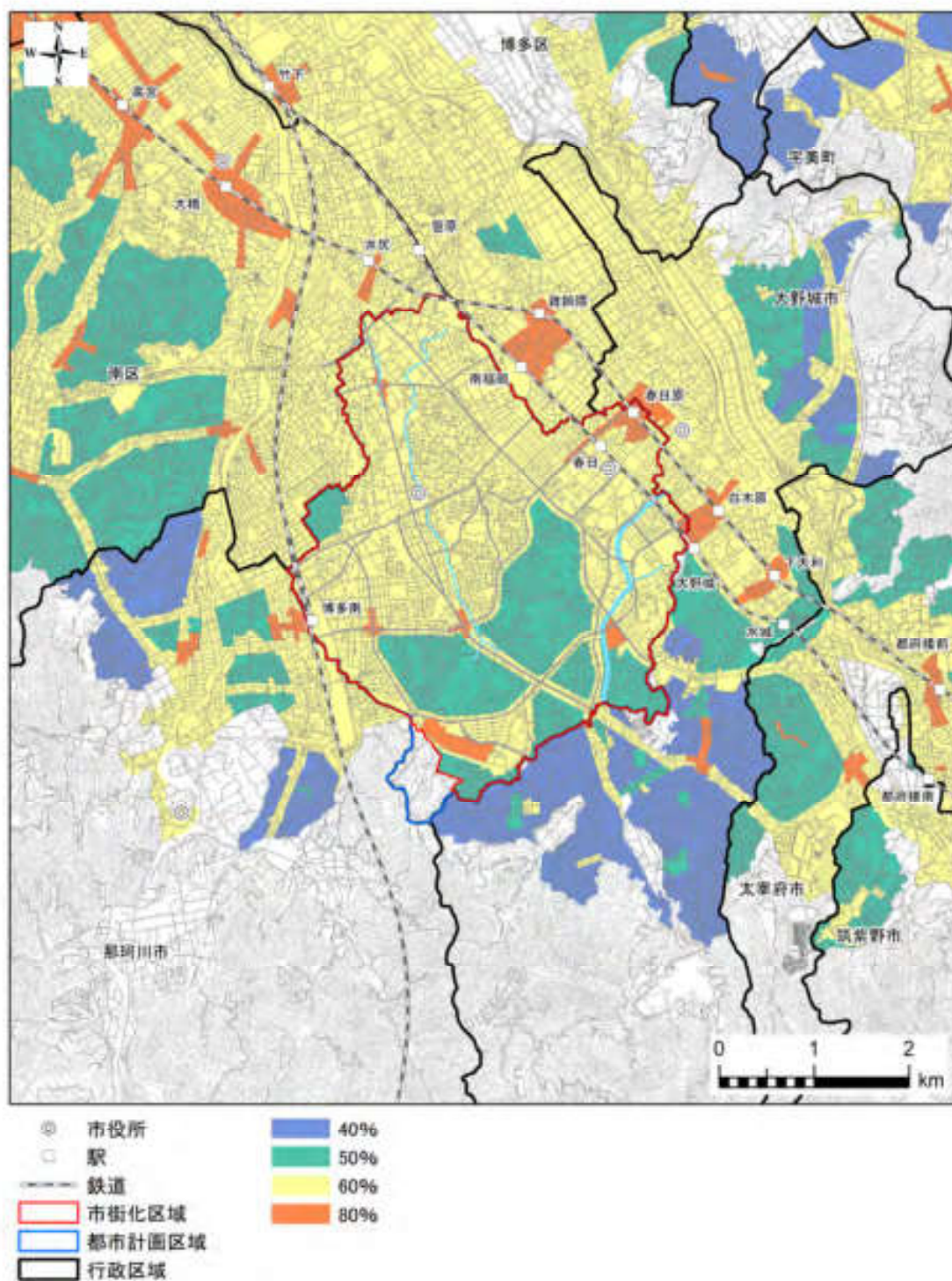


図 建ぺい率

(出典：【春日市】庁内資料、
【周辺都市】国土数値情報 2011年度 用途地域データ)

- 第一種低層住居専用地域を指定しているエリアでは、容積率 80%を指定しています。
- 中高層住居地域を指定しているエリアでは、容積率 150%を指定しています。
- 商業地域を指定しているエリアでは、容積率 400%を指定しています。
- その他のエリアでは、容積率 200%を指定しています。

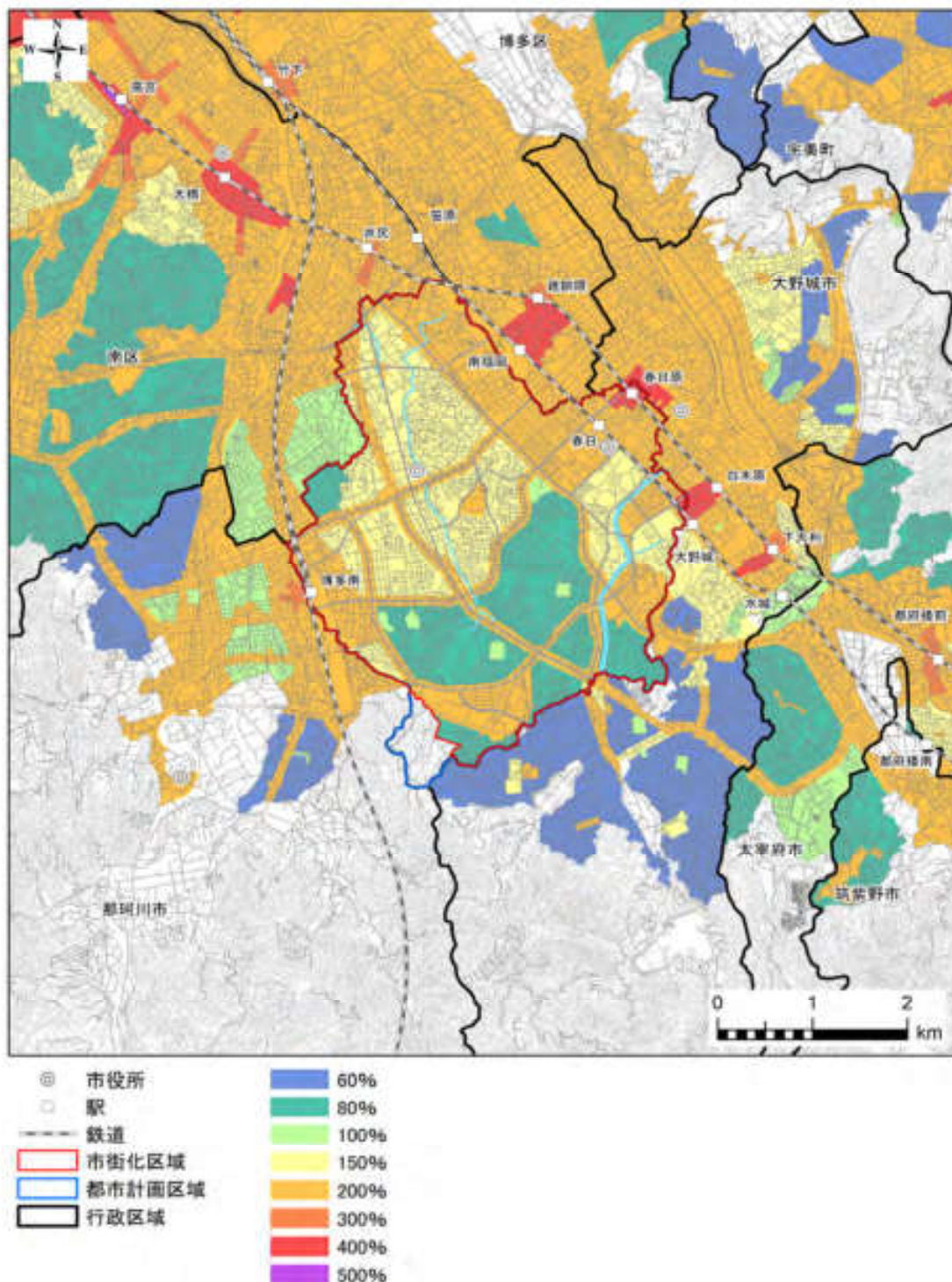


図 容積率

(出典：【春日市】庁内資料、
【周辺都市】国土数値情報 2011年度 用途地域データ)

■ 第一種低層住居専用地域を指定しているエリアでは、10mの高さ制限を指定しています。

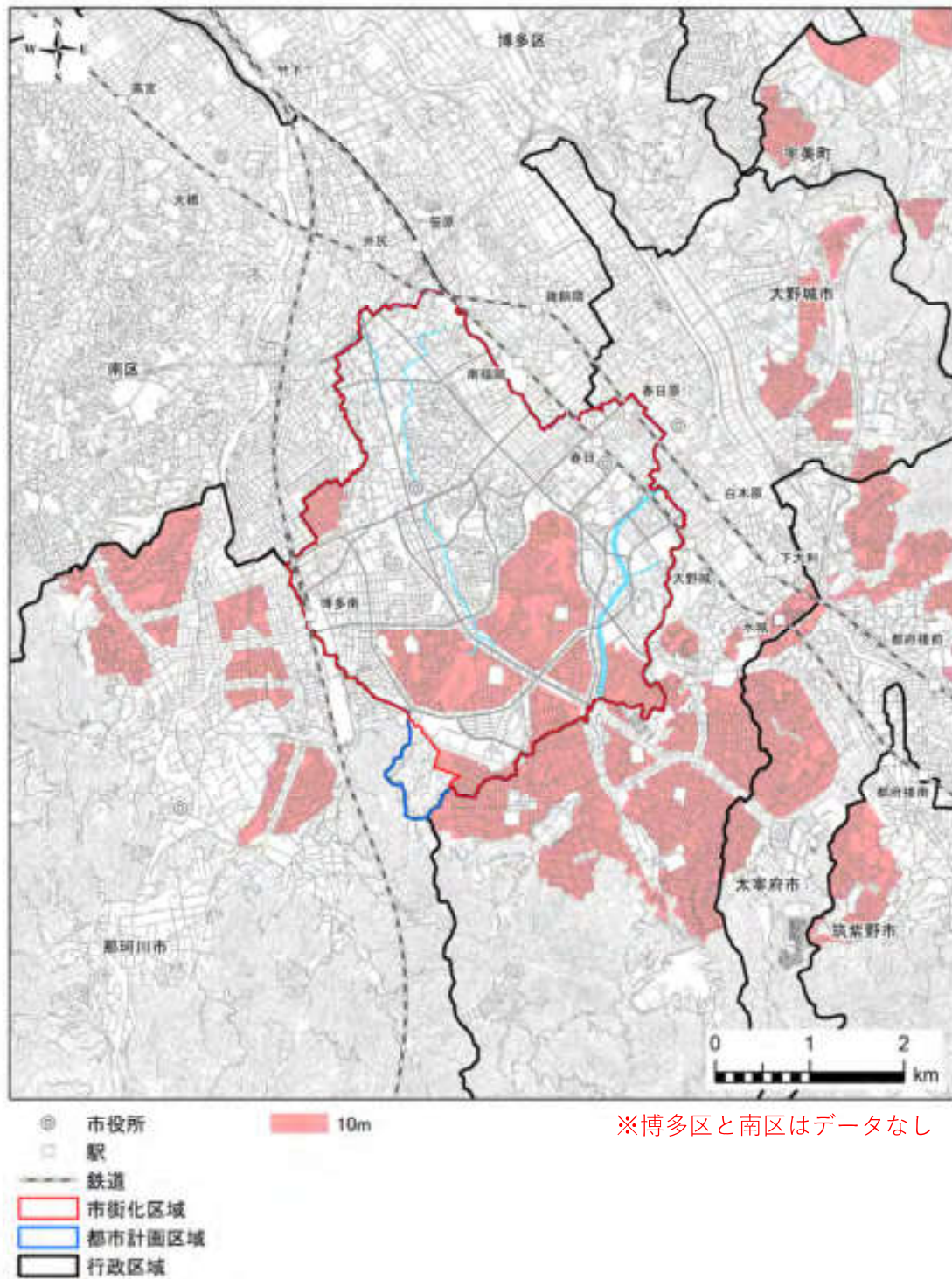


図 第一種低層住居専用地域（高さの限度）

（出典：【春日市】福岡広域都市計画総括図、
【周辺都市】各市HP）

■ 第一種低層住居専用地域を指定しているエリアでは、外壁後退1mを指定しています。

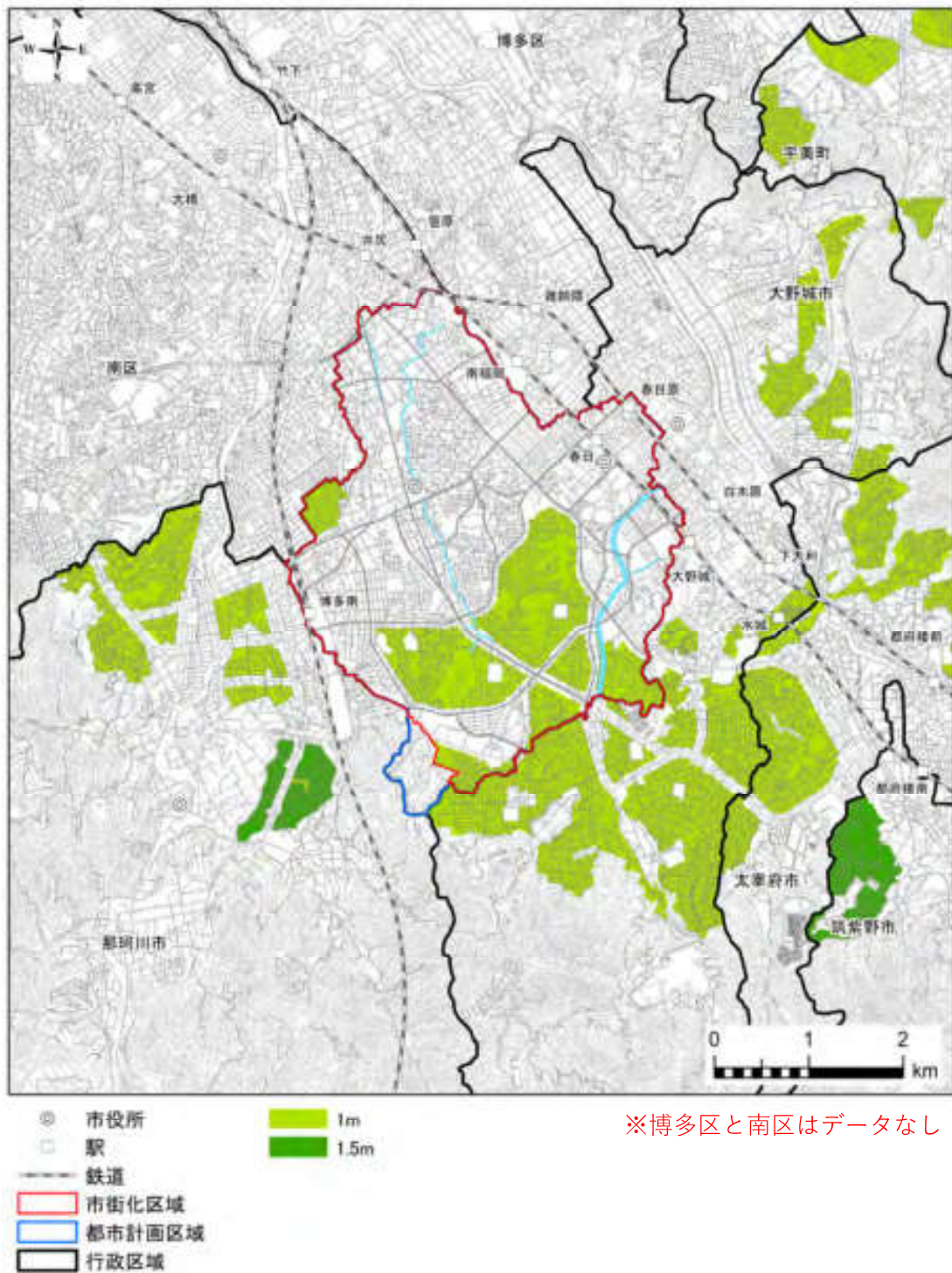


図 第一種低層住居専用地域(外壁後退)

(出典：【春日市】福岡広域都市計画総括図、
【周辺都市】各市HP)

- 第一種低層住居専用地域を指定しているエリアでは、敷地の最低面積を 165 m²以上に指定しています。

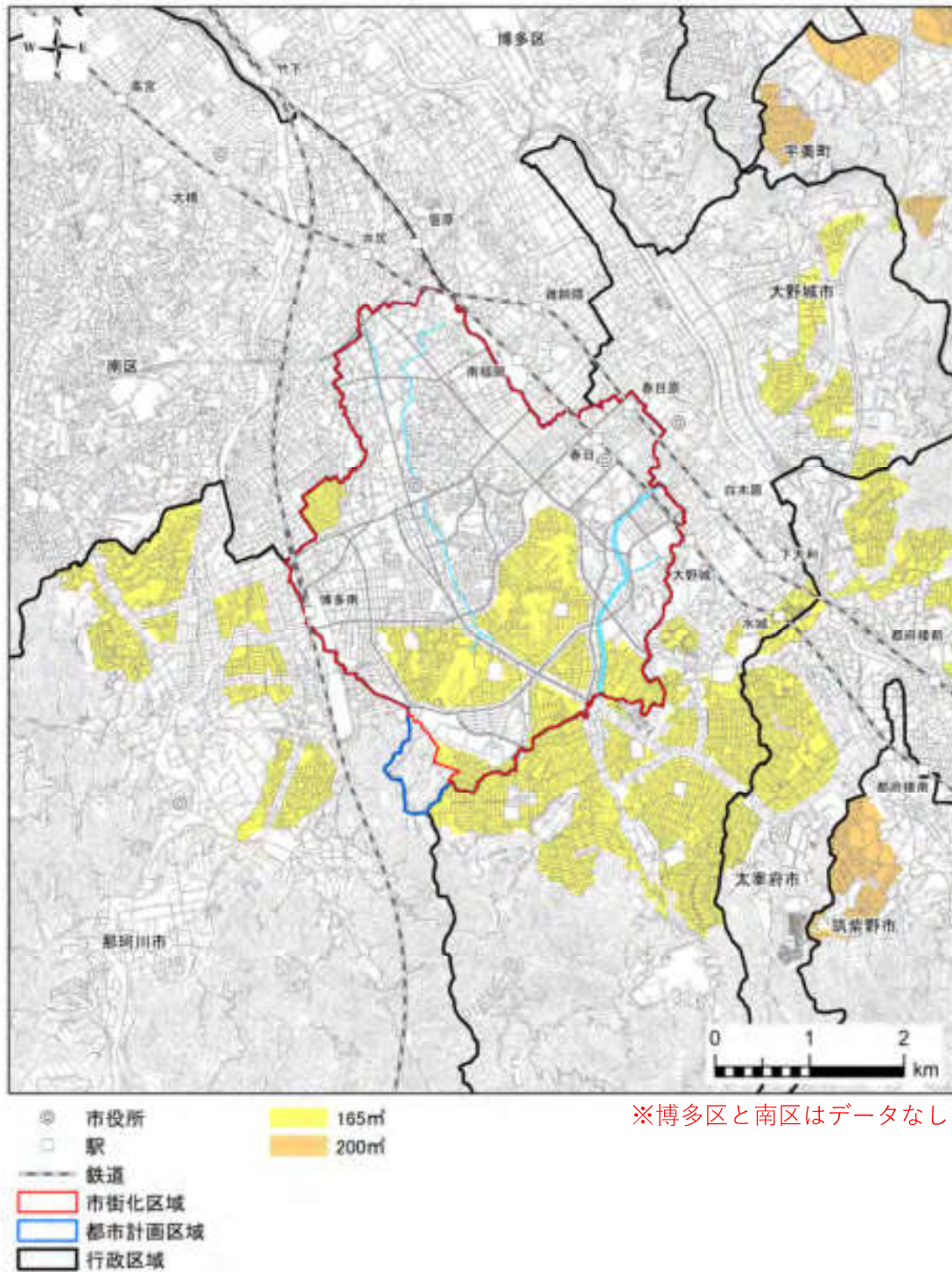


図 第一種低層住居専用地域（敷地最低面積）

（出典：【春日市】福岡広域都市計画総括図、
【周辺都市】各市HP）

1-5-5 地区計画等

■ 本市では下図に示す通り、9地区で地区計画を指定しています。

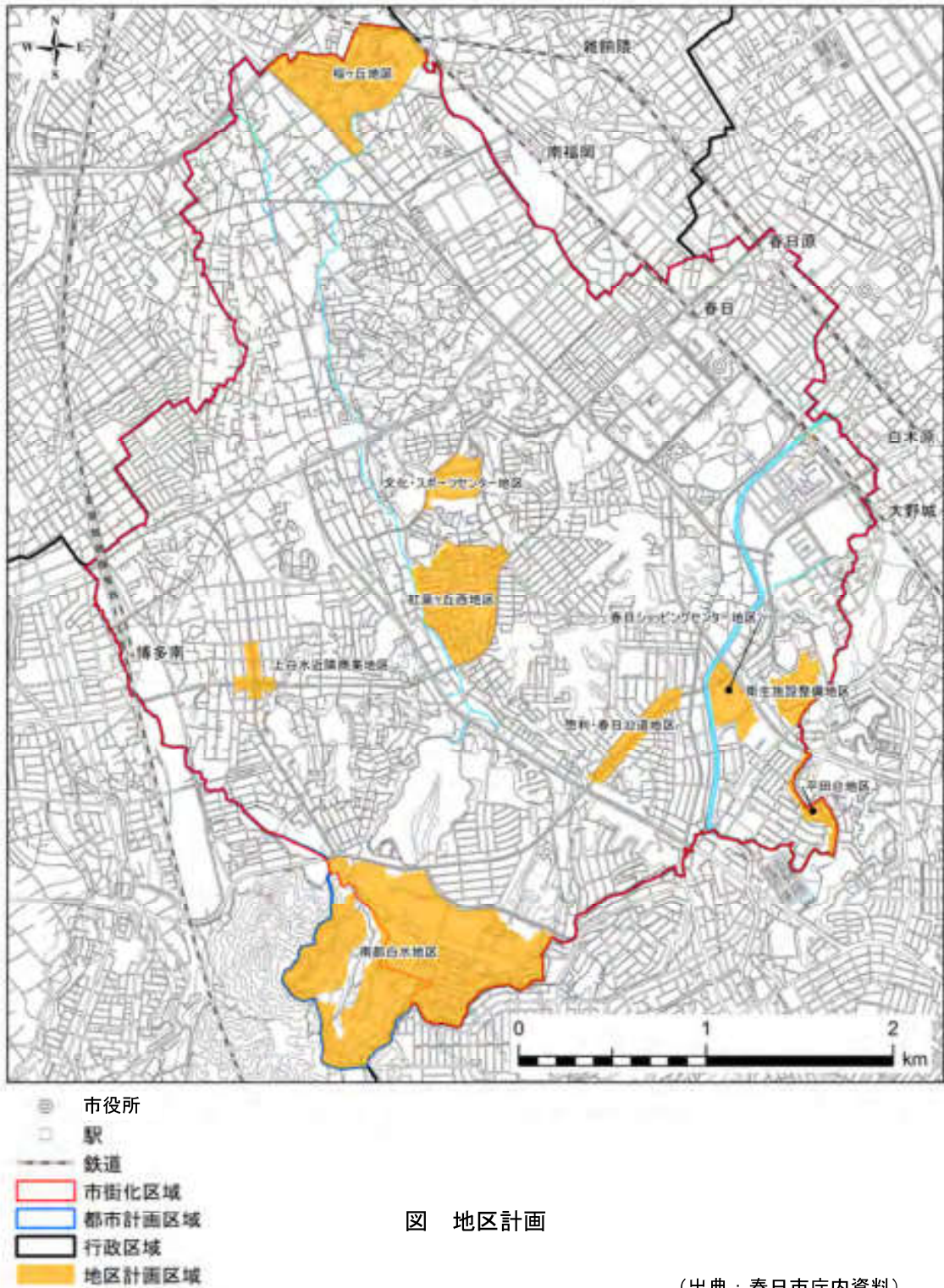


図 地区計画

(出典：春日市庁内資料)

1-6 開発動向

1-6-1 新築着工

- 2010年（平成22年）～2015年（平成27年）にかけて新築着工されたものの大多数が住宅です。また、これらの着工箇所は市域全体にわたっています。
- 次いで多い商業の新築着工は、県道沿道等に点在して分布しています。
- 次いで多いのは、公益施設の着工であり、工業の着工はごくわずかです。

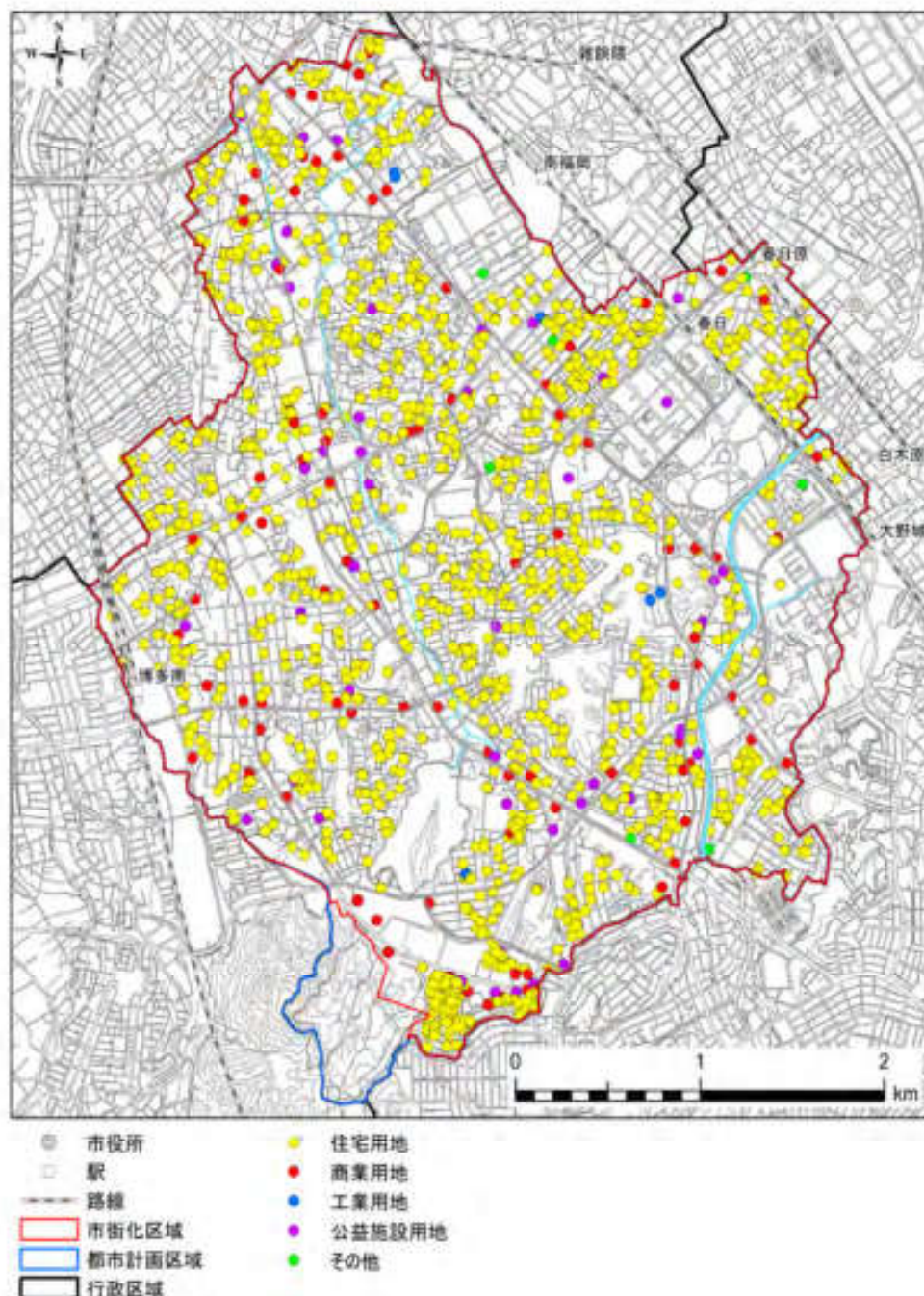


図 新築建物分布(2010年～2015年)

(出典：H29年度 福岡県都市計画基礎調査)

- 新築着工件数は、2010年（平成22年）から2011年（平成23年）にかけて増加し、2011年（平成23年）は518件です。その後、2012年（平成24年）には510件となり、それ以降減少傾向となり、2015年（平成27年）は381件です。
- 用途別建築面積の推移をみると、住宅用地はいずれの調査期間においても新築されています。2010年（平成22年）から2013年（平成25年）までは毎年10ha程度開発されていましたが、2014年（平成26年）以降減少し、7ha程度にとどまっています。
- 商業用地は2010年（平成22年）に18.1haと最大ですが、2011年（平成23年）以降5ha前後、その後2015年（平成27年）には1.0haと縮小しています。
- 工業用地はほとんど新築されておらず、2012年（平成24年）～2014年（平成26年）の3箇年で毎年0.5haに満たない開発しかされていません。
- 公益施設用地については、2011年（平成23年）～2014年（平成26年）の4箇年で毎年3ha程度開発されています。その他として、2012年（平成24年）に本市の特徴である自衛隊施設において官舎の建替えが行われています。

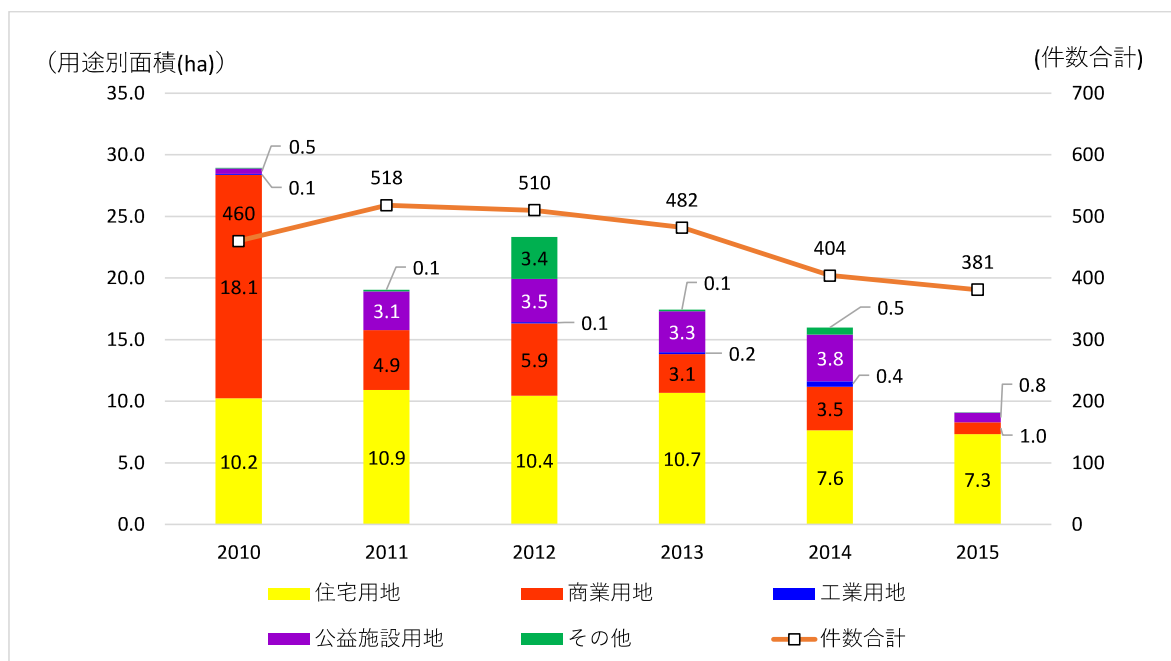


図 用途別新築の推移

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

1-6-2 市街地開発事業・開発許可

- 開発許可面積の動向については、2012年（平成24年）にその他が3.4haとなっていますが、自衛隊施設における官舎の建替えによる影響です。
- また、開発許可件数においては、2012年（平成24年）の7件が最も多く、徐々に減少傾向にありましたが、2016年（平成28年）にふたたび5件と増加しています。
- 許可内容については、自衛隊施設を除くと、いずれの調査期間においても住宅用地は含まれており、住宅地の開発は常に行われていることが分かります。特に2013年（平成25年）の2.1haが今回の調査期間において最大です。
- 商業用地については、2012年（平成24年）と2016年（平成28年）の0.4haが最大です。
- 工業用地の開発許可申請は、今回の調査期間中にはありません。
- 2016年（平成28年）には公益施設用地の申請が0.1haです。

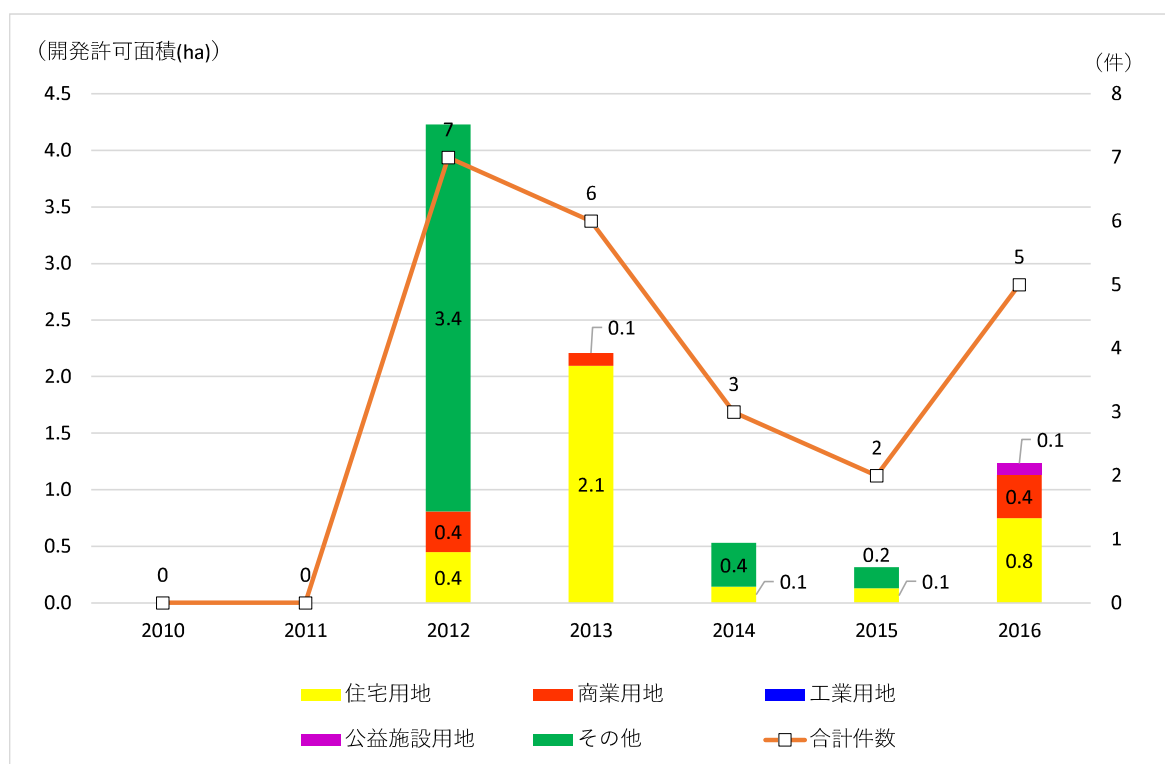


図 用途別開発許可の推移

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

- 本市内の土地区画整理事業施行箇所は 14 箇所、いずれも事業は完了しています。
- 2010 年（平成 22 年）から 2016 年（平成 28 年）の間に施行された住宅用地開発は、市域全体で行われています。
- 商業用地の開発は、県道 505 号線沿道において行われています。
- 公益施設用地やその他については、市内外縁部において開発が行われています。

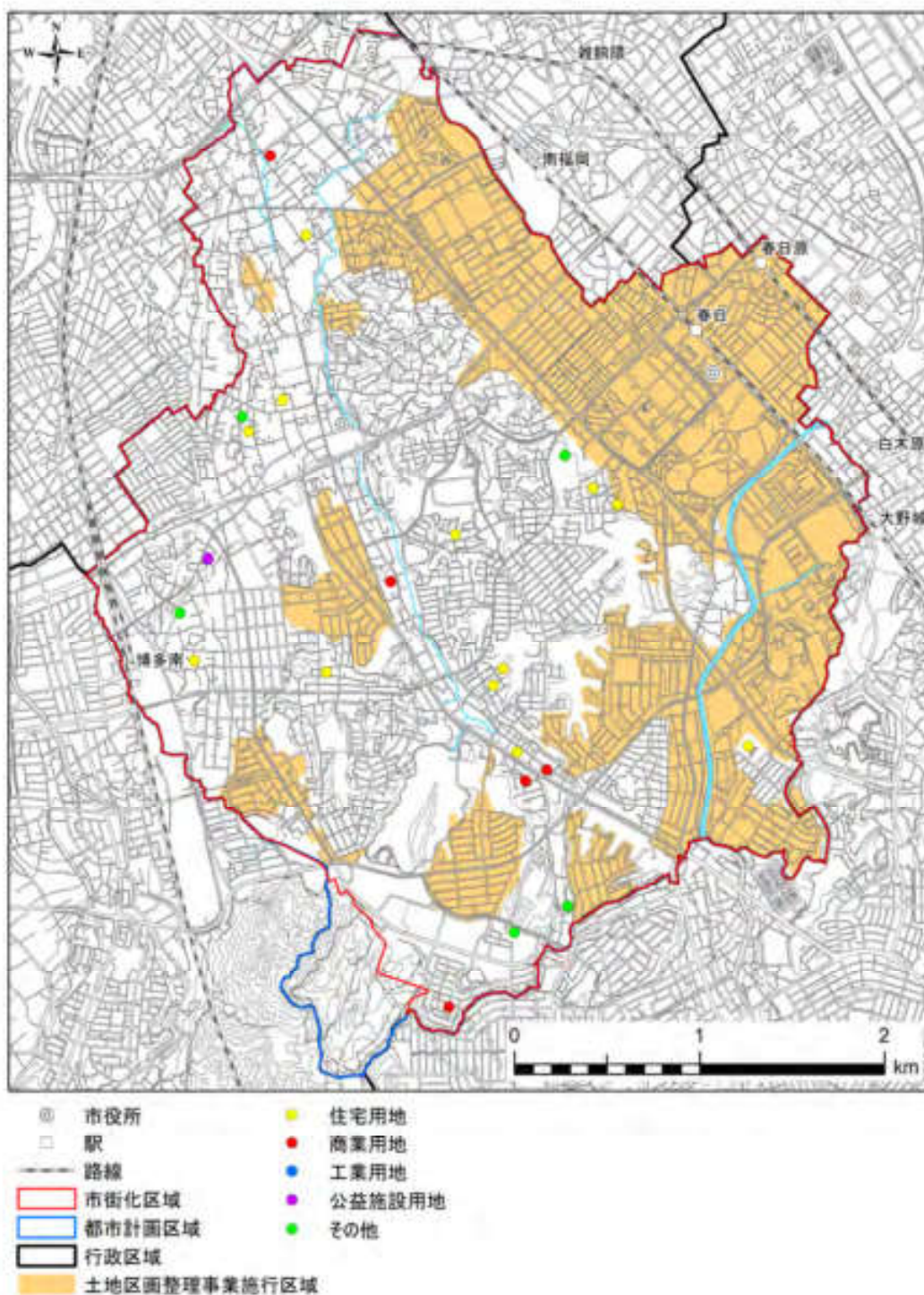


図 宅地開発位置(2010年～2016年)

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

1-7 都市施設

1-7-1 主要道路網・交通量・混雑度

(1) 主要道路網

- 市内に一般国道はなく、福岡市と筑紫野市をつなぐ主要地方道が一路線縦断しています。
- また、大野城市と那阿川市をつなぐ主要地方道が市北部に二路線横断しています。
- 本市西側には、主要地方道レベルの路線はありませんが、一般県道が縦断しています。
- さらに、本市南部を横断する主要路線も主要地方道レベルの路線ではありませんが、一般県道が一路線横断しています。

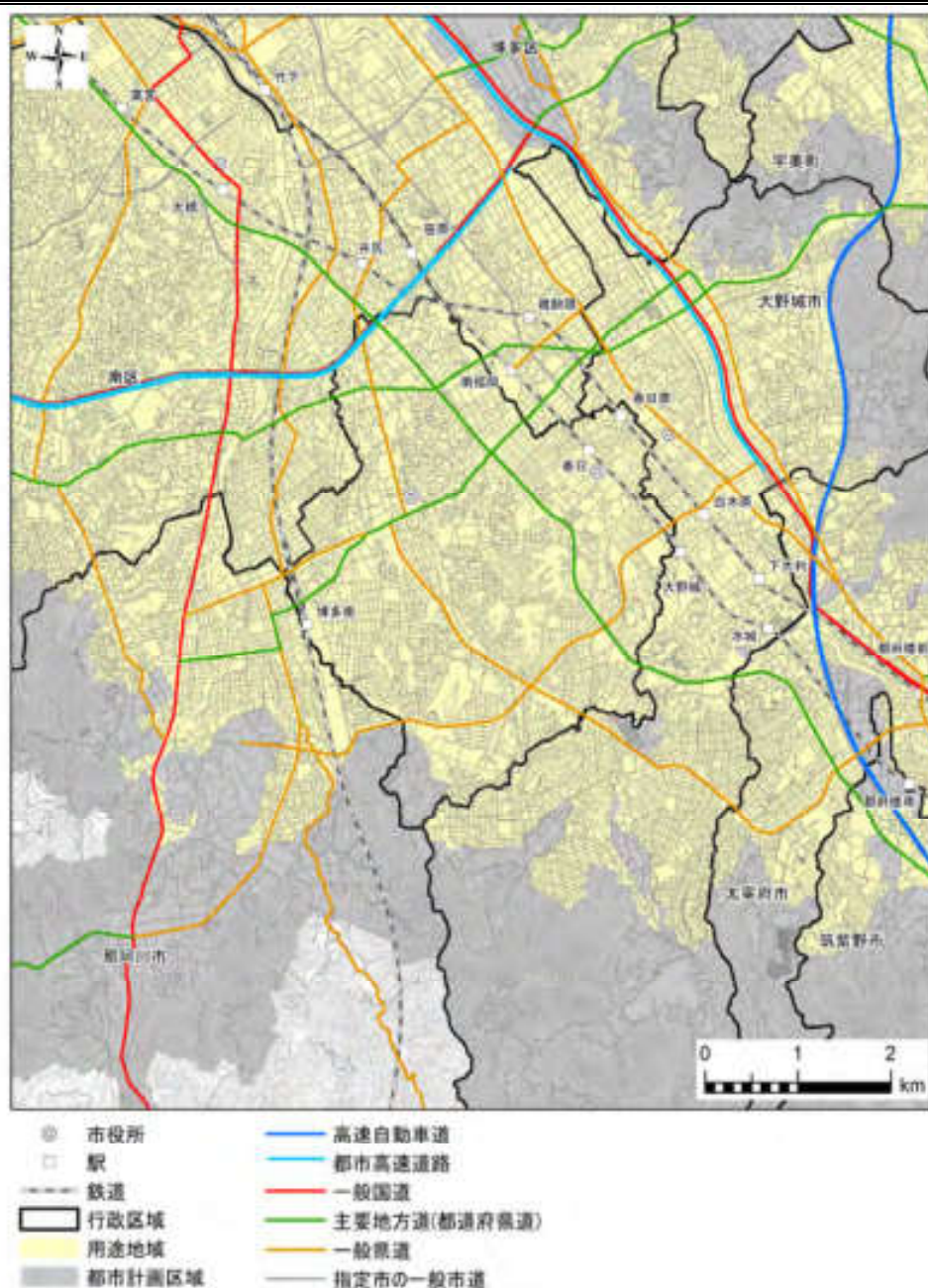


図 道路種別

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

(2) 交通量

- 本市内の県道はいずれも交通量が多く、ほとんどの路線で 10,000 台/日以上交通量があります。
- 一日当たり 20,000 台と交通量多い路線は、赤色で示している 2 路線（県道 505 号 板付牛頸筑紫野線、県道 31 号 福岡筑紫野線）で、いずれも本市を縦断する路線です。
- 次いで二番目に交通量が多いオレンジ色の路線は、本市を東西に横断している路線及び、福岡市と本市を結ぶ路線です。

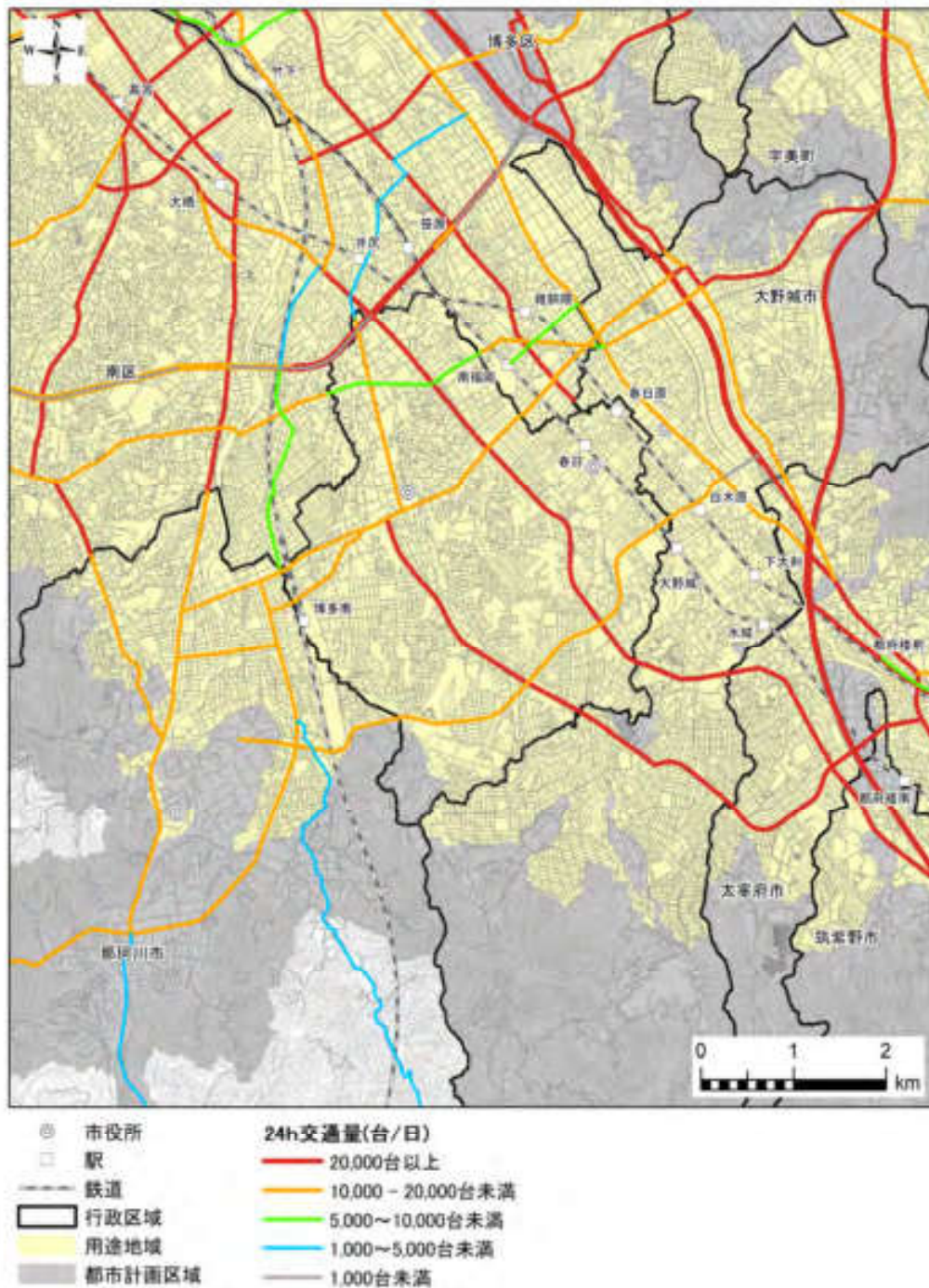


図 交通量

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

- 乗用車は、大野城市との往来が最も多く、次いで博多区、那珂川市、南区の順です。
- 小型貨物は、博多区との往来が最も多く、次いで南区、大野城市、筑紫野市の順です。
- したがって、いずれも隣接する福岡市や大野城市間の往来が多いといえます。

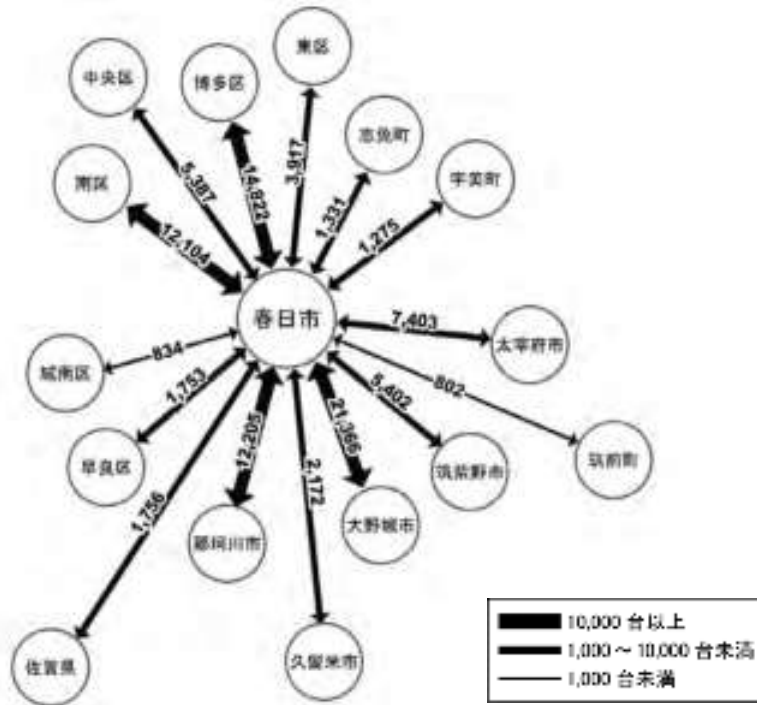


図 自動車流動(乗用車)

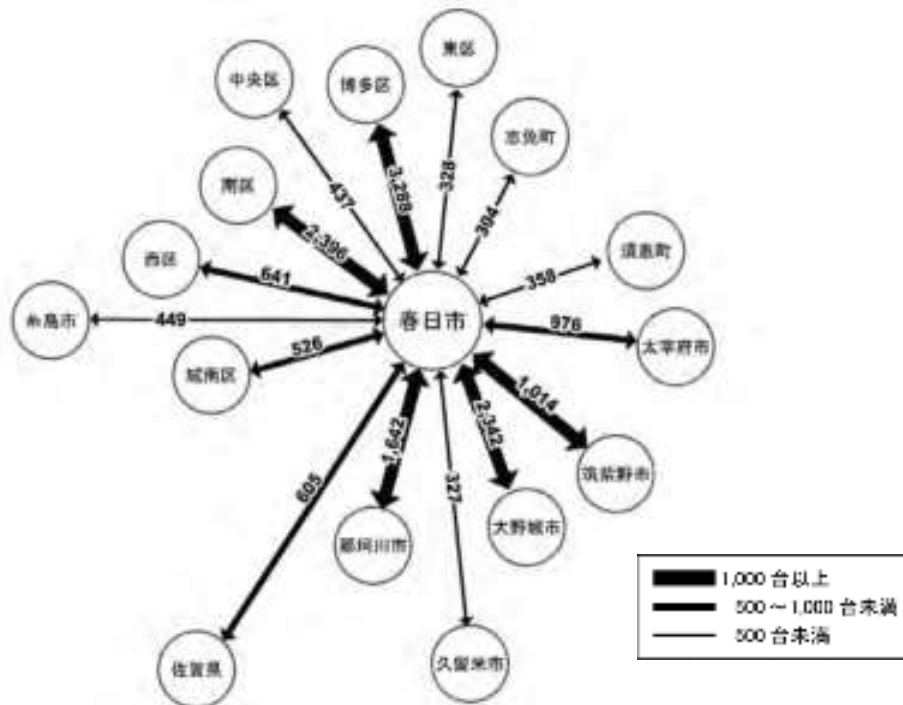


図 自動車流動(小型貨物)

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

※上位15位の市町を表示

- 普通貨物は、大野城市との往来が最も多く、次いで筑紫野市、南区の順です。
- 自動車流動を合計すると、大野城市との往来が最も多く、次いで博多区、南区、那珂川市の順に多くなっています。
- したがって、乗用車も貨物系もいずれも大野城市への往来が最も多く、次いで福岡市内の博多区や南区、那珂川市への往来が多い状況です。貨物系については、筑紫野市への往来も多くなっています。

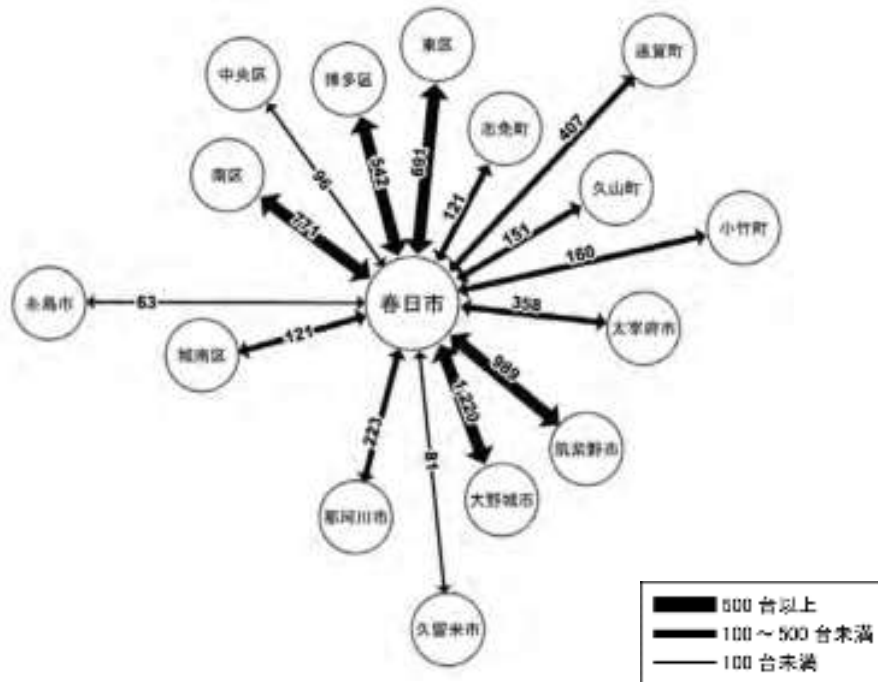


図 自動車流動(普通貨物)

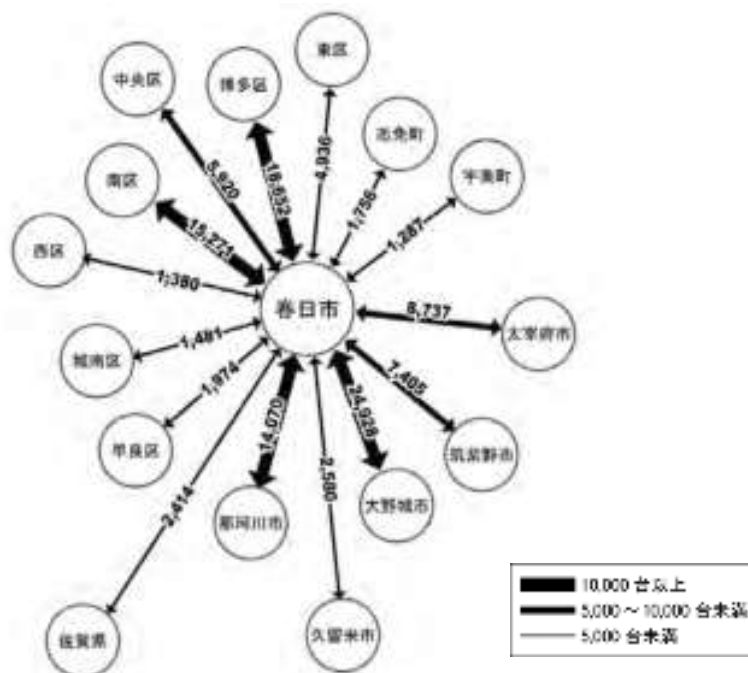


図 自動車流動(合計)

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

※上位15位の市町を表示

(3) 都市計画道路

- 本市の都市計画道路は32路線あり、そのうちほとんどの路線が整備済みです。
- 一部または全区間事業期間中の路線が5路線あります。
- 一部または全区間が計画中の路線が5路線あります。

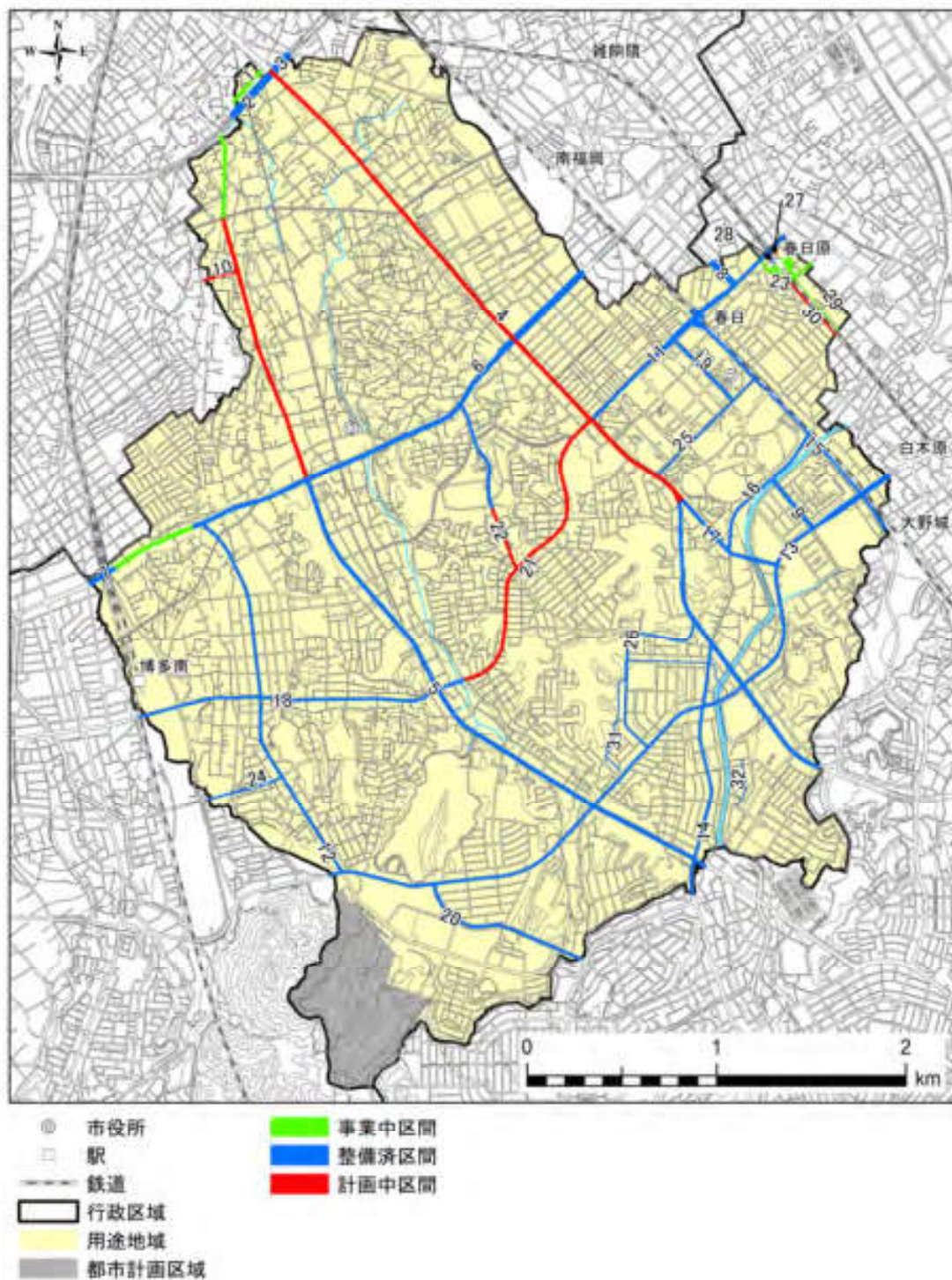


図 都市計画道路

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

表 都市計画道路一覧

図面対象 番号	決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間 (整備状況)
1	H4.8.26	1・4・1-6 福岡前原線	L=310m, W=20m	(整備済)
2	S44.5.20	3・1・1-6 井尻姪浜線	L=230m, W=40m	(整備済)
	S51.3.11			
3	S44.5.20	3・2・1-12 井尻粕屋線	L=90m, W=40m	(整備済)
	S51.3.11			
4	S47.12.21	3・3・1-20 福岡筑紫野線	L=4,930m, W=22m	(一部事業中)
	H29.1.24			
5	S47.12.21	3・3・1-21 長浜太宰府線	L=4,905m, W=22m	(一部事業中)
	H29.1.24			
6	S47.12.21	3・3・1-25 那珂川宇美線	L=3,125m, W=25m	(一部事業中)
	S51.3.11			
7	S48.7.12	3・3・1-37 高木弥永線	L=36m, W=22m	S48～S49(整備済)
	S51.3.11			
8	S21.4.20	3・4・1-43 博多駅春日原線	L=145m, W=18m	S21～S32(整備済)
	S51.3.11			
9	S53.3.28	3・3・1-103 春日公園前線	L=330m, W=22m	(整備済)
	H13.10.1			
10	S47.9.14	3・4・1-57 屋形原須玖線	L=150m, W=16m	
	H13.10.1			
11	S21.4.20	3・4・1-74 筒井小倉線	L=1,310m, W=18m	H5～H11(整備済)
	H13.10.1			
12	S47.12.21	3・4・1-75 白水線	L=2,060m, W=16m	H5～H12(整備済)
	S62.3.18			
13	S47.12.21	3・4・1-76 現人橋乙金線	L=4,100m, W=16m	S48～S60(整備済)
	H13.10.1			
14	S52.6.14	3・4・1-98 上居屋敷平野線	L=1,280m, W=16m	S55～S10(整備済)
	H13.10.1			
15	S53.3.28	3・4・1-101 春日原上大利線	L=1,430m, W=16m	S50～S57(整備済)
	H3.9.30			
16	S53.3.28	3・4・1-102 春日春日原線	L=1,010m, W=16m	S52～S57(整備済)
17	S53.3.28	3・4・1-109 原町御供田線	L=640m, W=20m	S50～S57(整備済)
18	S60.3.8	3・4・1-138 大土居下の原線	L=1,540m, W=16m	H12～H25(整備済)
19	H1.10.5	3・4・1-149 市役所通り線	L=590m, W=16m	H3～H4(整備済)
20	H5.12.13	3・4・1-170 松ヶ丘月の浦線	L=920m, W=16m	H7～H10(整備済)
21	H8.3.5	3・4・1-174 光町大土居線	L=1,800m, W=20m	(一部整備済)
22	H8.3.5	3・4・1-175 小倉紅葉ヶ丘線	L=920m, W=17m	(一部整備済)
23	H13.8.31	3・4・1-199 春日原駅前線	L=320m, W=17m	H14.12.11～(事業中)
	H20.3.24			
24	S60.3.8	3・5・1-139 中原池の内線	L=450m, W=12m	S60～H5(整備済)
	H22.3.19			
25	S53.3.28	7・5・1-22 春日公園通り線	L=550m, W=12m	S55～S56(整備済)
	H1.10.5			
26	S52.6.14	7・5・1-23 西ヶ浦大牟田線	L=1,070m, W=12m	S53～S59(整備済)
27	H13.8.31	7・7・1-88 側道春日原1号線	L=85m, W=6m	H14.12.11～(事業中)
	H20.3.24			
28	H13.8.31	7・7・1-89 側道春日原2号線	L=65m, W=8m	
	H20.3.24			
29	H13.8.31	7・7・1-90 側道春日原3号線	L=355m, W=6m	H17.5.30～(事業中)
	H20.3.24			
30	H13.8.31	7・7・1-91 側道春日原4号線	L=360m, W=11m	
	H20.3.24			
31	S52.6.14	8・7・1-10 大牟田位瀬線	L=1,460m, W=6m	S54～H8(整備済)
	H1.11.29			
32	S52.6.14	8・7・1-11 位瀬円入線	L=260m, W=6m	S60～S61(整備済)

(出典:庁内資料)

1-7-2 都市公園・都市緑地

■ 本市には、86の都市公園と53の緑地、65の児童遊園があります。

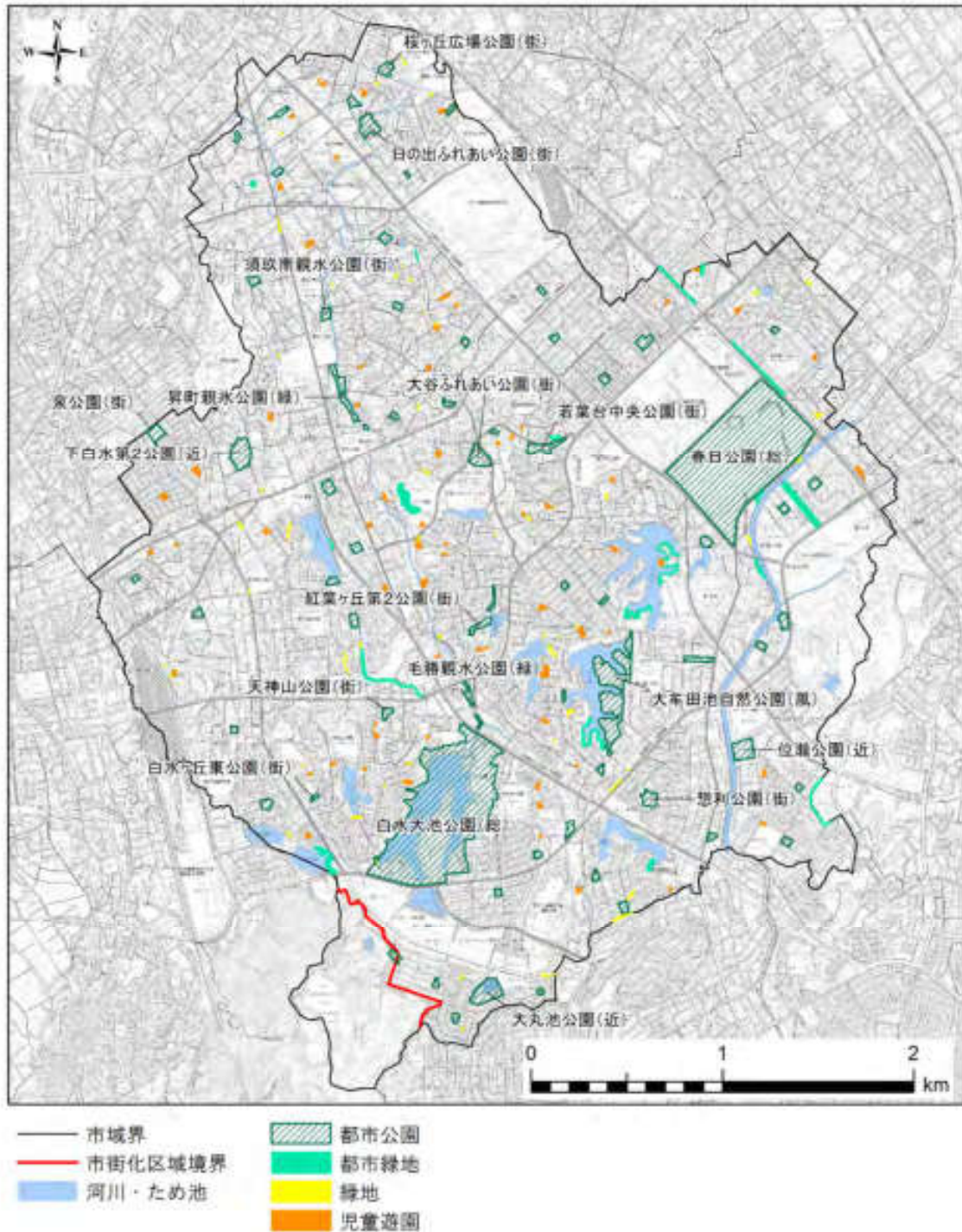


図 都市公園・都市緑地

(出典: 庁内資料)

表 公園の現況

2019年4月1日現在

区 分			箇所数		面積 (ha)		市民1人当たり 面積 (m ² /人)	
			計画	供用	計画	供用	計画	供用
都市公園	住区基幹公園	街区公園	60	60	14.6	14.6	1.3	1.3
		近隣公園	3	3	3.7	3.7	0.3	0.3
		小計	63	63	18.4	18.4	1.6	1.6
	都市基幹公園	総合公園	2	2	63.4	63.4	5.6	5.6
	特殊公園	風致公園	1	1	4.4	4.4	0.4	0.4
	都市緑地		18	18	3.1	2.9	0.3	0.3
	緑道		2	2	1.1	1.1	0.1	0.1
	都市公園合計		86	86	90.3	90.1	8.0	8.0
	緑地		53	53	0.8	0.8	0.1	0.1
	児童遊園		65	65	3.0	3.3	0.3	0.3
合計		204	204	94.4	94.2	8.3	8.3	

(出典: 庁内資料)

表 都市計画公園・都市計画緑地一覧

図面対象 番号	決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間
【都市計画公園】				
1	S48.10.5	2.2.2001 岡本公園	A=0.27ha	
2	S48.10.5	2.2.2002 日の出第1公園	A=0.06ha	
3	S48.10.5	2.2.2003 光公園	A=0.22ha	
4	S48.10.5	2.2.2004 千歳公園	A=0.43ha	
5	S48.10.5	2.2.2005 春日原南公園	A=0.15ha	
6	S48.10.5 H3.8.6	2.2.2006 泉公園	A=0.55ha	S48.10.25～S49.3.31
7	S49.3.11 S62.8.12	2.2.2007 大下公園	A=0.16ha	S49.3.23～S50.3.31 S62.10.24～H1.3.31
8	S49.3.11	2.2.2008 原町公園	A=0.25ha	
9	S49.8.1	2.2.2009 桜ヶ丘公園	A=0.24ha	S49.9.24～S50.3.31
10	S50.12.18 H16.11.25	2.2.2010 弥生公園	A=0.17ha	S51.1.31～S52.3.31
11	S51.8.5	2.2.2011 平田公園	A=0.08ha	～S51.1.31
12	S51.8.5	2.2.2012 塚原台第1公園	A=0.25ha	～S55.11.28
13	S51.8.5	2.2.2013 塚原台第2公園	A=0.15ha	～S56.3.3
14	S51.12.16 H8.3.5	3.3.2001 下白水第2公園	A=1.30ha	S51.12.23～H4.3.31
15	S52.7.28	5.6.2001 春日公園	A=30.0ha	S53.3.15～H7.3.31
16	S52.8.16 S63.10.15	5.6.2002 白水大池公園	A=33.4ha	S52.9.13～H11.3.31
17	S52.12.10 H3.8.6	2.2.2014 天神山公園	A=0.21ha	S52.12.28～S53.11.30
18	S53.6.5	2.2.2015 松ヶ丘北公園	A=0.14ha	S54.5.17～S55.3.31
19	S53.6.5	2.2.2016 松ヶ丘南公園	A=0.15ha	～S56.3.31
20	S54.8.8	2.2.2017 毛勝公園	A=0.18ha	S54.9.18～S56.3.31
21	S54.8.8	2.2.2018 一の谷第1号公園	A=0.29ha	S55.12.13～S57.3.31
22	S54.8.8	2.2.2019 一の谷第2号公園	A=0.23ha	
23	S54.8.8	2.2.2020 一の谷第3号公園	A=0.25ha	S57.5.11～S59.3.31
24	H1.10.5	2.2.2021 柏田公園	A=0.11ha	H1.11.6～H4.3.31
25	H1.10.5	2.2.2022 上白水第3公園	A=0.12ha	
26	H2.12.10	2.2.2023 紅葉ヶ丘第2公園	A=0.41ha	
27	H3.8.6	2.2.2024 金口池公園	A=0.40ha	
28	H3.8.6	2.2.2025 下ノ川公園	A=0.19ha	
29	H3.8.6	2.2.2026 平田第2公園	A=0.20ha	
30	H3.8.6	2.2.2027 円入公園	A=0.15ha	
31	H3.8.7	3.3.2002 位瀬公園	A=1.0ha	H4.5.13～H7.3.31
32	H3.9.30	2.2.2028 天田公園	A=0.27ha	
33	H3.9.30	2.2.2029 御供田公園	A=0.20ha	
34	H3.9.30	2.2.2030 元宮公園	A=0.44ha	
35	H3.9.30	2.2.2031 ちくし台第2公園	A=0.11ha	
36	H3.9.30	2.2.2032 紅葉ヶ丘第3公園	A=0.14ha	
37	H3.9.30	2.2.2033 紅葉ヶ丘第4公園	A=0.16ha	
38	H3.12.6	2.2.2034 井ノ尻公園	A=0.15ha	
39	H3.12.6	2.2.2035 藤波池公園	A=0.12ha	
40	H3.12.6	2.2.2036 金塚池公園	A=0.39ha	
41	H3.12.6	2.2.2037 若葉台中央公園	A=0.84ha	
42	H5.8.10	2.2.2038 宝公園	A=0.11ha	
43	H6.2.28	2.2.2039 小倉東公園	A=0.11ha	
44	H6.2.28	2.2.2040 惣利公園	A=0.55ha	
45	H6.2.28	2.2.2041 須玖南公園	A=0.24ha	
46	H6.2.28	2.2.2042 日の出ふれあい公園	A=0.78ha	
47	H6.2.28	2.2.2043 須玖南親水公園	A=0.32ha	H6.5.27～H8.3.31
48	H7.10.16	2.2.2044 須玖中の宮公園	A=0.15ha	H7.11.6～H8.3.31
49	H7.12.19	2.2.2045 日の出第2公園	A=0.13ha	
50	H7.12.19	2.2.2046 須玖北公園	A=0.16ha	
51	H7.12.19	2.2.2047 大谷ふれあい公園	A=0.82ha	H8.1.12～H10.3.31
52	H8.12.12	2.2.2048 大和公園	A=0.12ha	H9.1.13～H9.3.31
53	H9.12.19	2.2.2049 天神の木公園	A=0.12ha	
54	H10.3.4	2.2.2050 小倉中央公園	A=0.18ha	H10.5.13～H13.3.31
55	H23.12.21 H28.9.23	2.2.2051 大土居公園	A=0.8ha	H24.1.27～H25.3.31 H30.6.29～R5.3.31
【緑地】				
56	H2.12.10	33 大谷緑地	A=0.43ha	
57	H4.9.25 H6.2.28	35 昇町緑道	A=0.90ha	H4.11.6～H7.3.31
58	H4.9.25	36 毛勝緑道	A=0.25ha	H4.11.6～H7.3.31

(出典：庁内資料)

1-7-3 下水道

- 本市の下水道は、市街化区域の全域で供用開始されています。
- 汚水管の整備は完了しており、市街化区域における普及率は100%となっています。
- 雨水幹線は、部分的に流下能力不足の区間があり、順次整備中です。

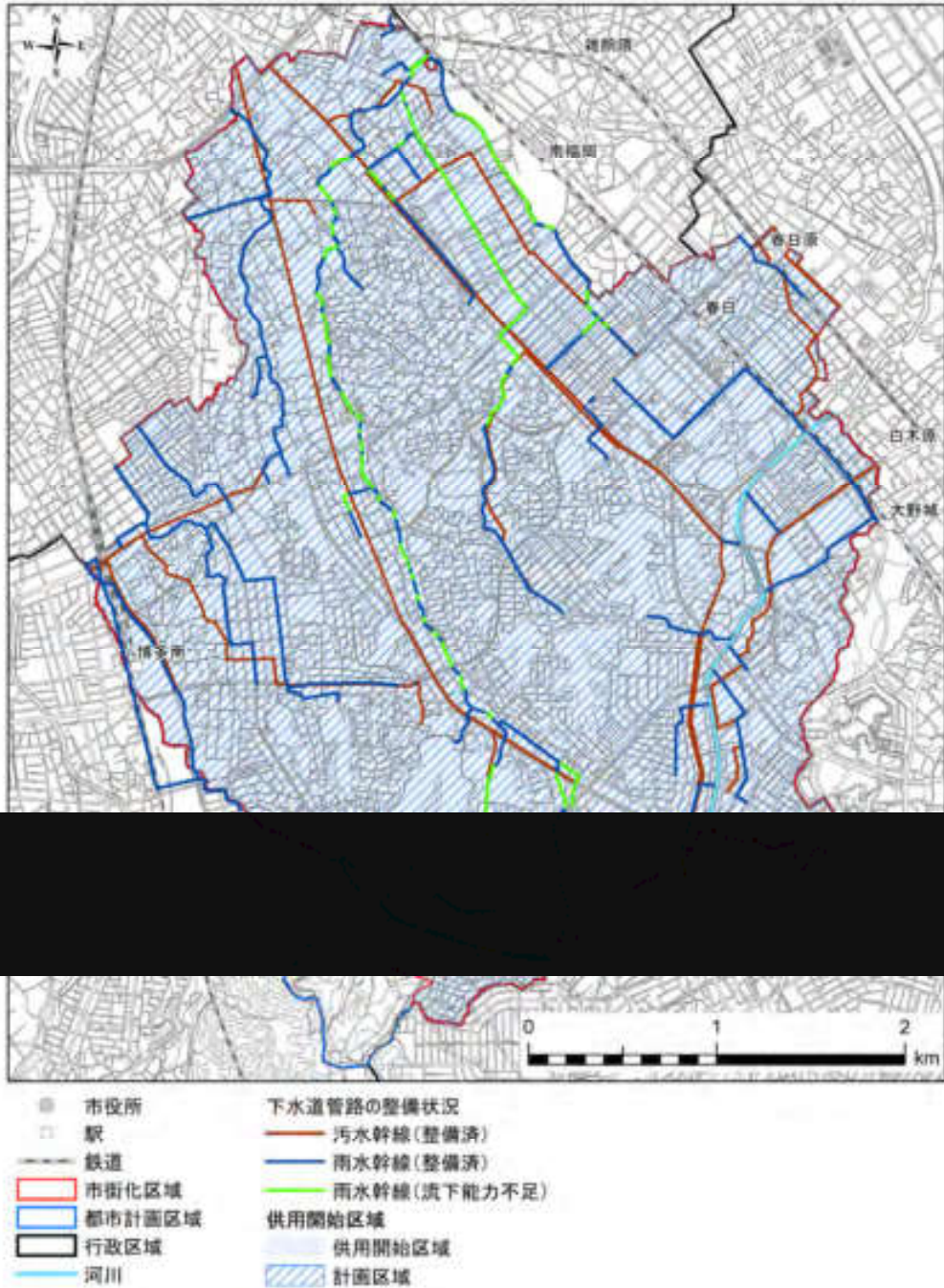


図 下水道区域

表 下水道施設一覧

決定年月日	都市施設名称	都市計画決定事項	事業期間	備考
S48.12.6	春日公共下水道	A=1,380.0ha	S49.2.23~R8.3.31	公共下水道
H4	御笠川那珂川流域下水道	A=1,380.0ha	S49.2.23~R8.3.31	流域下水道

(出典：庁内資料)

1-7-4 その他都市施設

- ごみ焼却施設として、第3号福岡都市圏南部工場があります。
- 汚物処理施設として、第1号春日大野城廃棄物再生利用総合施設・第2号春日大野城し尿処理施設があります。
- 社会福祉施設として、第1号障害者福祉センター、第1号春日市子育て支援センター、第2号春日市西児童センターがあります。
- 都市高速鉄道として、5号西日本鉄道天神大牟田線が通過している区間が2箇所あります。

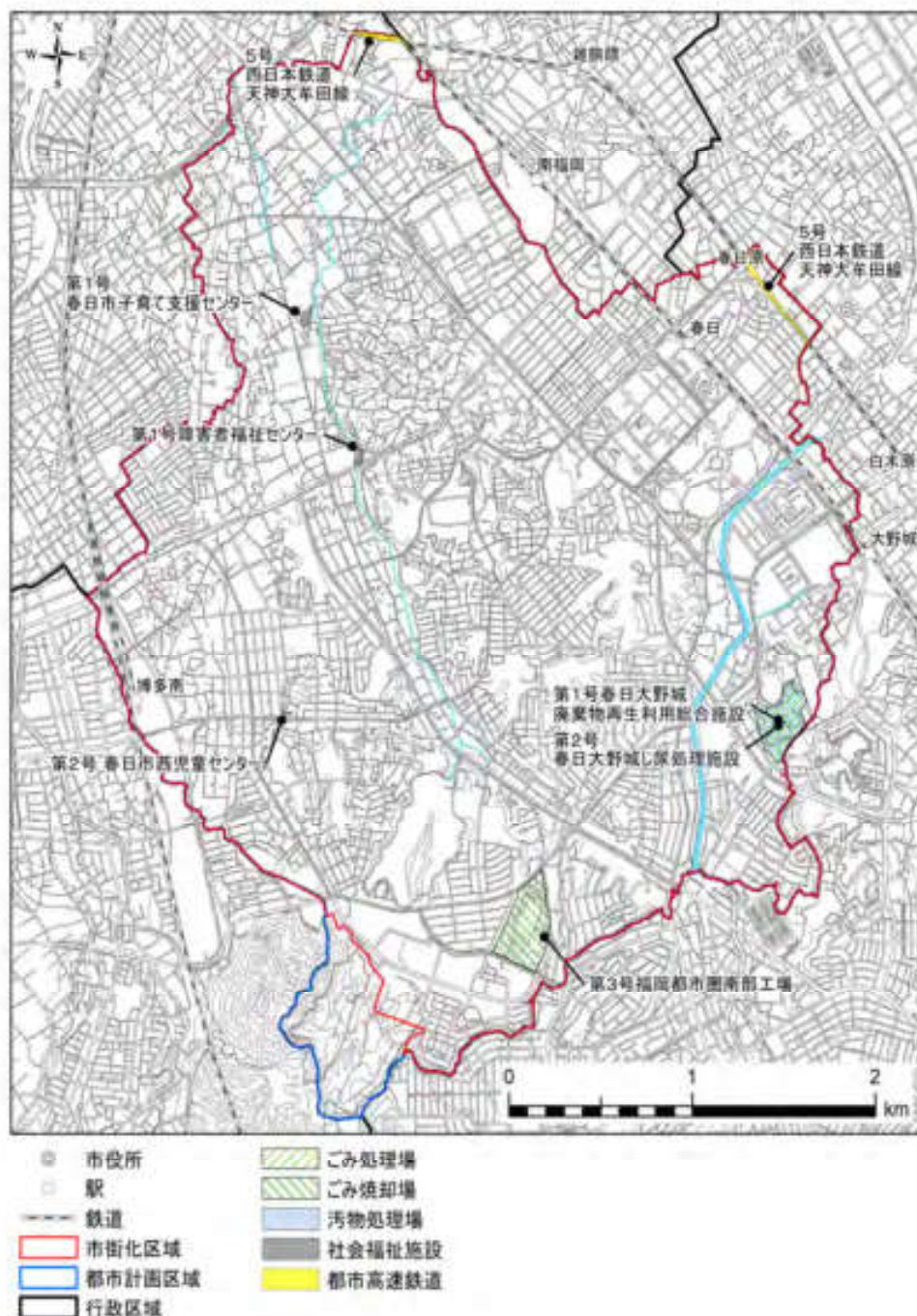


図 その他都市施設

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)

1-7-5 公共交通

- 本市には、鉄道駅としてJR春日駅（鹿児島本線）、JR博多南駅（博多南線）、西鉄春日原駅（天神大牟田線）があります。
- 本市には、コミュニティバス7路線、路線バス5路線の計12路線のバス路線があります。
- コミュニティバスの路線は、下図に示す紫色の路線の多くが該当しており、これらの各路線がそれぞれの地域を巡回するように走っています。なかでも「春日公園線」の乗降客数が最も多く120人/日、次いで春日原線が90人/日となっています。
- コミュニティバスの乗降客数は、近年増加傾向にあり、2018年（平成30年）は277千人となっています。
- 路線バスは、下図に示す太い路線の多くが該当しており、本市を東西に横断し、春日駅、春日原駅を発着する路線や、本市と福岡市、博多南駅と本市、那珂川市を結ぶ路線等において、1日当たり101本以上で運行しています。
- 路線バスのうち、最も乗降客数が多い路線は、「諸岡線」で11,132人/日、次いで「那珂川フィーダー線」の7,858人/日となっています。最も少ないのは「春日～大橋線」で2,599人/日となっており、路線間で利用者数の開きがみられます。

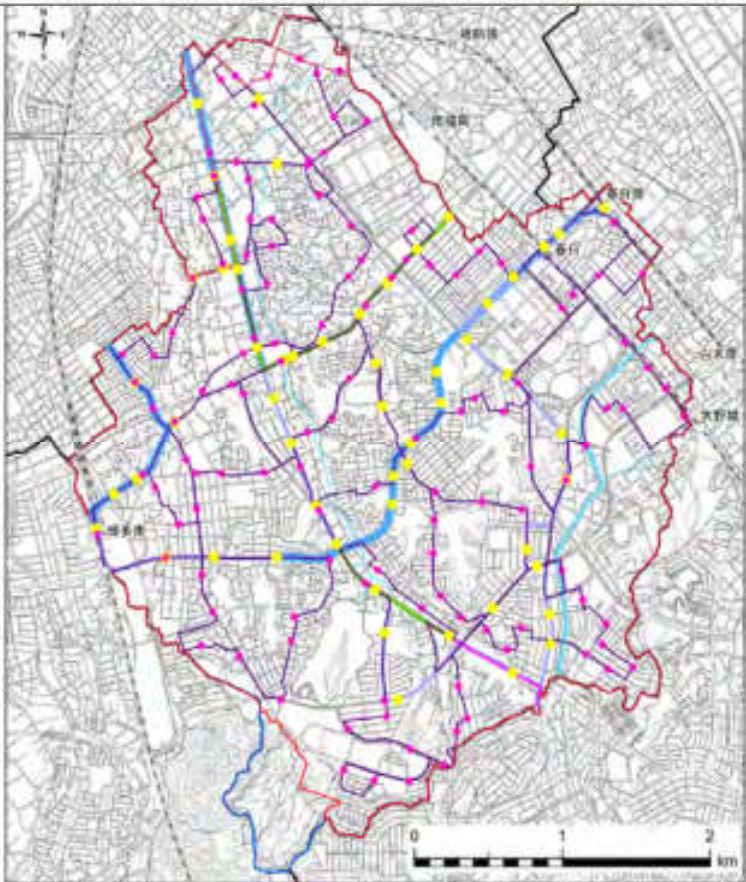


表 バス路線別乗降客数

種別	No.	路線名	総数(日平均) (人)
コミュニティバス	1	桜ヶ丘線	84
	2	錦政博	85
	3	上白水線	58
	4	櫻見ヶ丘線	58
	5	平田台線	91
	6	春日公園線	120
	7	春日原線	90
路線バス	1	春日～那珂川ハイウェイ線	4,532
	2	春日～大橋線	2,599
	3	諸岡線	11,132
	4	竹下線	8,458
	5	那珂川フィーダー線	7,858

図 平日1日当たりの運行本数の平均値

(出典：H29年度 都市計画基礎調査)



図 春日市コミュニティバス「やよい」路線図(令和3年3月時点)

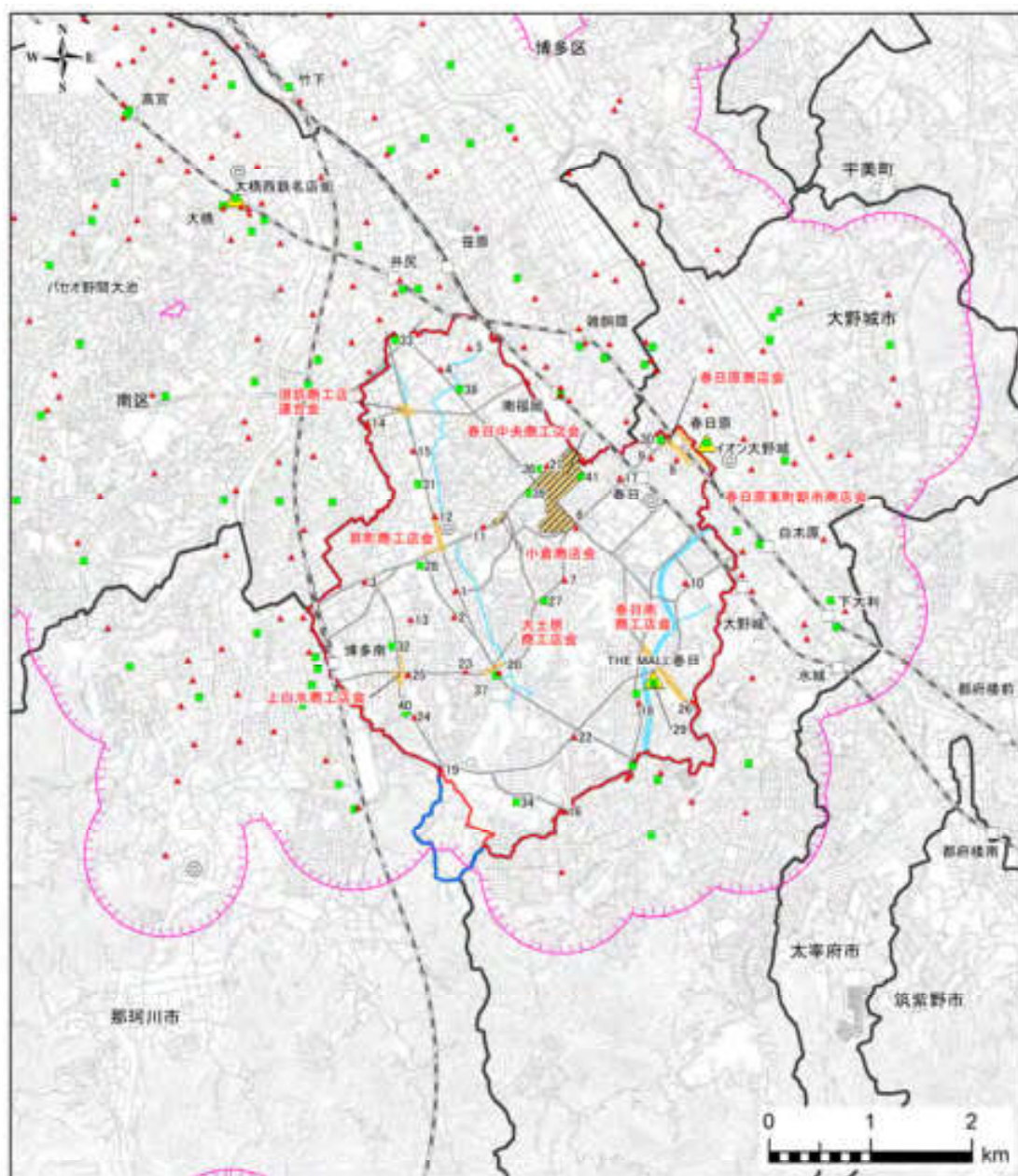
1-8 主要施設立地状況

本市の主要施設の立地状況を把握します。対象とする施設は以下の通りです。

	項目	対象	出典
1	商業施設	専門スーパー、総合スーパー、 コンビニエンスストア	iタウンページ、日本ショッピングセンタ ー協会、春日原商店会 HP
2	金融施設	銀行・信用金庫・郵便局、JA	iタウンページ
3	病院・診療所	内科、外科、整形外科、 小児科	九州厚生局 HP（コード内容別医療機関一 覧表）
4	福祉施設	公共福祉施設、通所系高齢者 福祉施設	春日市公共施設等総合管理計画、H29 年度 大野城市公共施設等マネジメント計画、 H29 年度 那珂川町公共施設等総合管理 計画、福岡市 HP、大野城市 HP（介護保険 居宅サービス事業者および介護保険施設 一覧（筑紫地区））
5	子育て支援施設	公共子育て支援施設、認可保 育施設	H29 年度 春日市公共施設等総合管理計 画、H29 年度 大野城市公共施設等マネジ メント計画、H29 年度 那珂川町公共施設 等総合管理計画、ふくおか子ども情報 HP
6	教育施設	公立学校、公共教育施設	H29 年度 春日市公共施設等総合管理計 画、H29 年度 大野城市公共施設等マネジ メント計画、H29 年度 那珂川町公共施設 等総合管理計画、福岡市 HP
7	体育文化施設	図書館、公園、レクリエーシ ョン施設、 その他公共文化施設	H29 年度 春日市公共施設等総合管理計 画、H29 年度 大野城市公共施設等マネジ メント計画、H29 年度 那珂川町公共施設 等総合管理計画、福岡市 HP
8	公民館	公民館、コミュニティセンタ ー、集会所	春日市庁内資料、福岡市学習情報提供シス テム HP、大野城市 HP、那珂川市 HP
9	市役所・支所	市役所・支所	各市 HP
10	公営住宅	市営住宅、県営住宅	H29 年度 春日市公共施設等総合管理計 画、H29 年度 大野城市営住宅長寿命化計 画、H29 年度 那珂川市営住宅条例、福岡 市住宅供給公社 HP

1-8-1 商業施設

- 本市の商業施設の分布状況は下図のとおりです。
- 市内全域が徒歩圏内の商業施設 800m圏域に属しています。
- 本市内にスーパー、コンビニは 41 店舗立地しています。
- 本市内に立地する大型商業施設は 1 店舗です。隣接する都市に 2 店舗立地しています。



- | | |
|----------|--------------|
| ◎ 市役所 | ▲ 大型商業施設 |
| □ 駅 | ● コンビニ |
| — 鉄道 | ● スーパー |
| ■ 用途地域 | ■ 商店会 |
| ■ 都市計画区域 | ■ 商店会(活動休止中) |
| ■ 行政区域 | ■ 商業施設800m圏域 |

※一般社団法人 日本ショッピングセンター協会の会員店舗のうち、スーパー・コンビニが立地している施設を大型商業施設としている

図 商業施設（スーパー・コンビニ）の分布状況

(出典 i タウンページ、日本ショッピングセンター協会、春日原商店会 HP)

1-8-2 金融施設

- 本市の金融施設の分布状況は下図のとおりです。
- 市内のほとんどのエリアが徒歩圏内の金融施設 800m 圏域に属しています。
- 本市内に金融施設は 24 店舗立地しています。

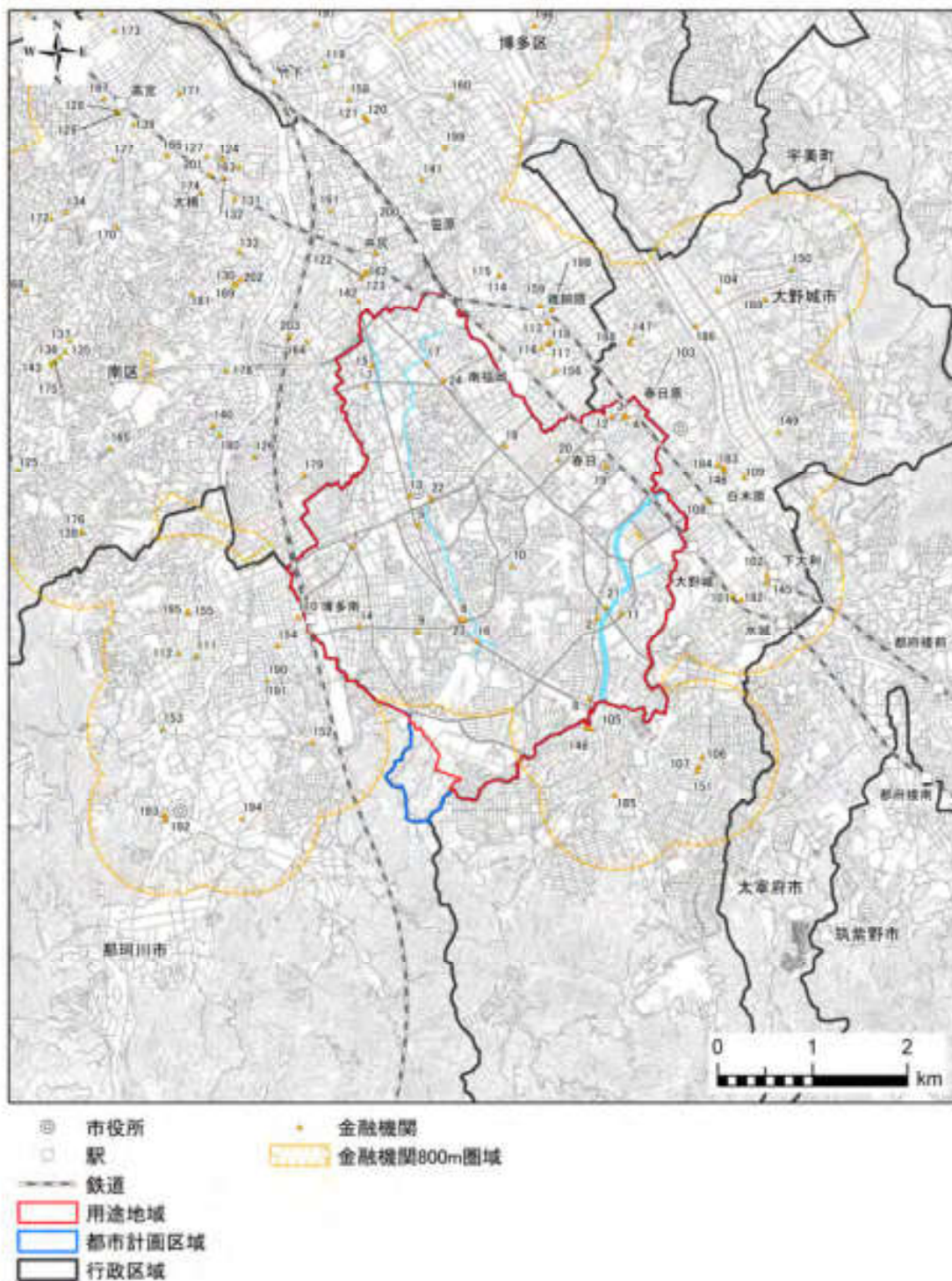


図 金融施設の分布状況

(出典 i タウンページ)

1-8-3 病院・診療所

- 本市の病院・診療所の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内の市街化区域内の全てのエリアが病院・診療所 800m圏域に属しています。
- 本市内に病院・医療施設は 49 施設立地しています。
- 本市内の主要病院として、福岡徳洲会病院・自衛隊福岡病院の2つの総合病院があります。

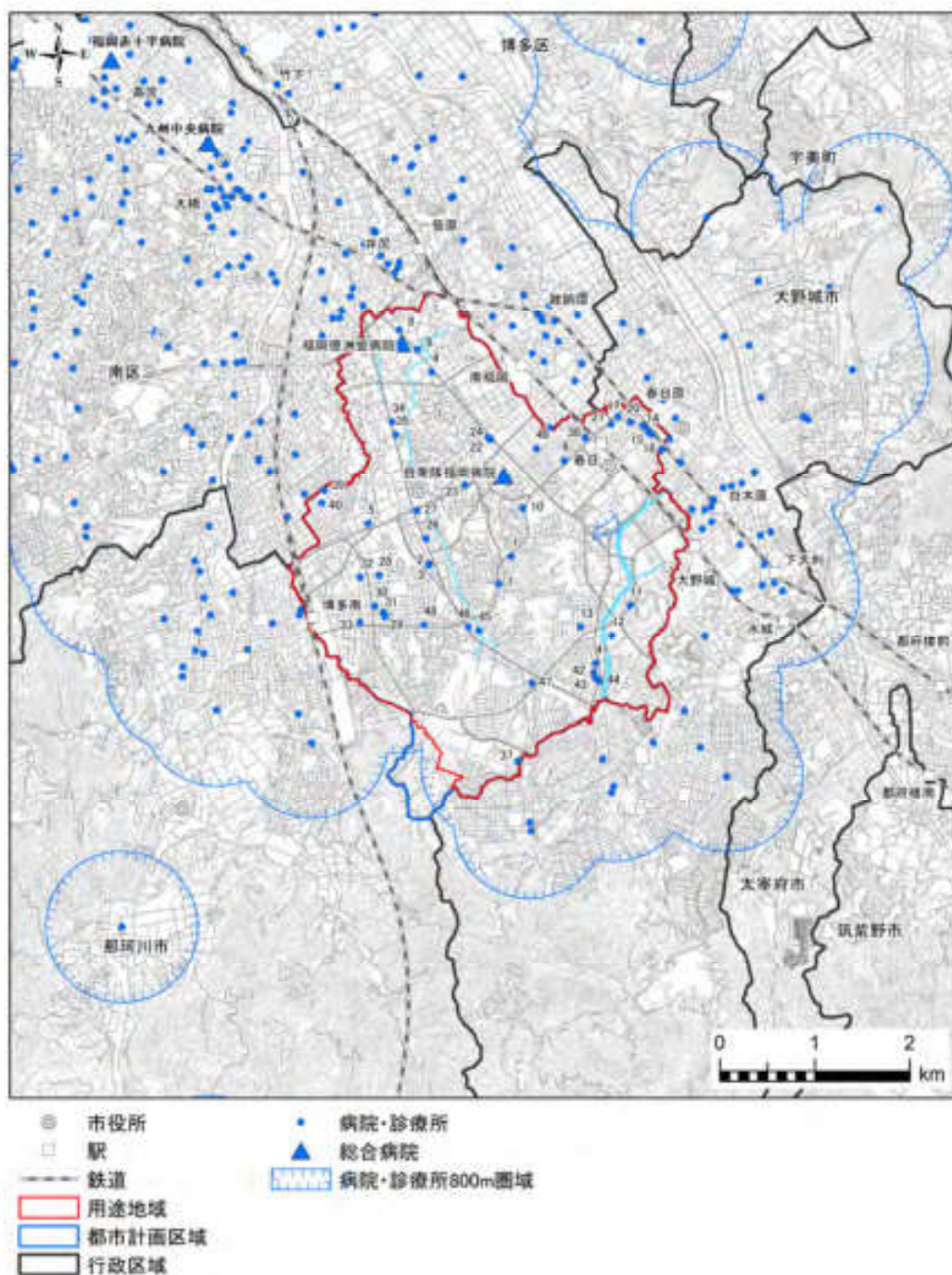


図 医療施設（内科・外科・小児科）の分布状況

(出典：九州厚生局 HP)

1-8-4 福祉施設

【公共福祉施設】

- 本市の公共福祉施設の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、5つの公共福祉施設が立地していますが、特に施設番号の3から5の施設が近接して立地しており、公共福祉施設800m圏域のカバー率が低くなっています。

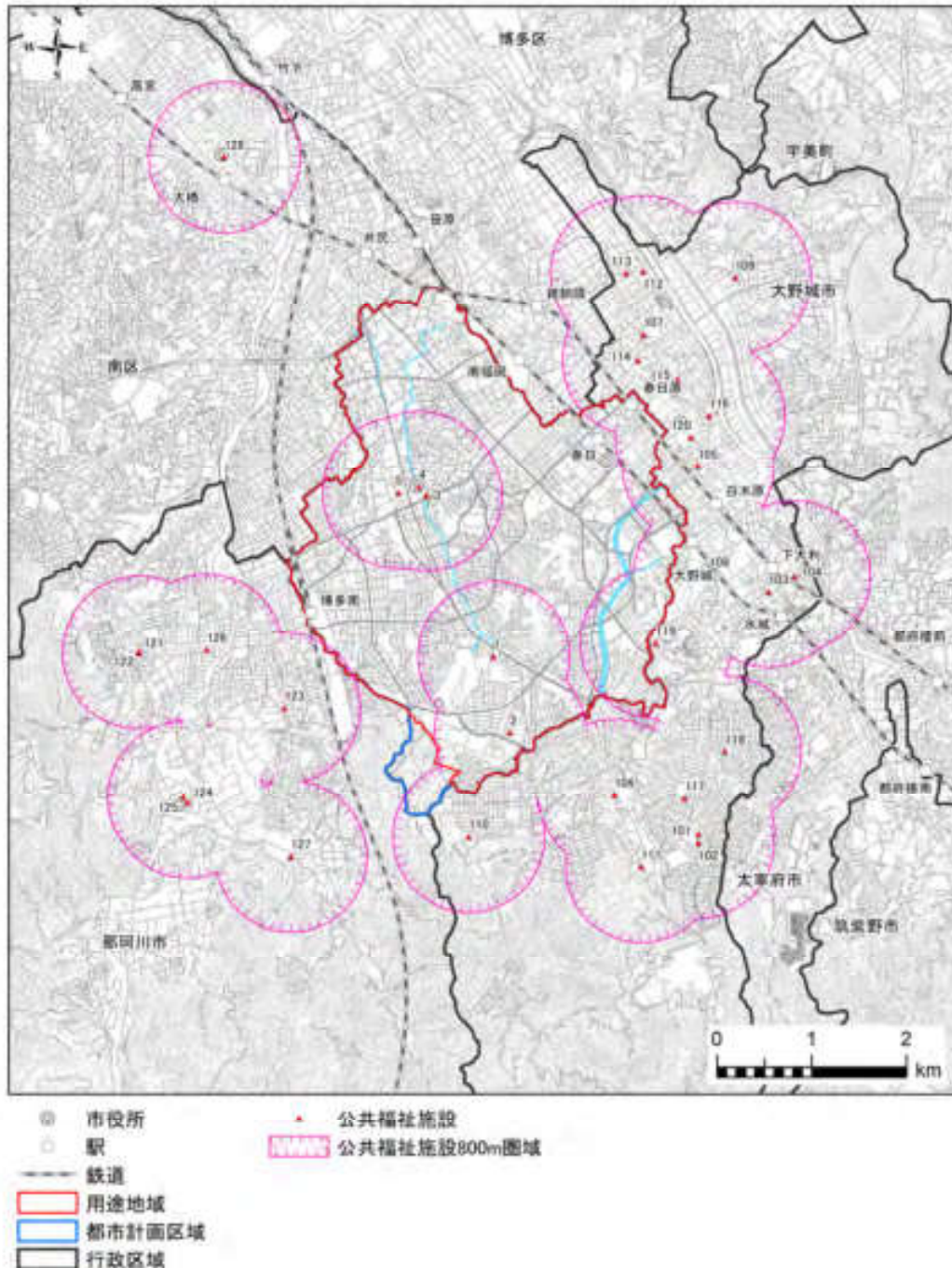


図 公共福祉施設の分布状況

(出典：iタウンページ、H29年度 春日市公共施設等総合管理計画、
 H29年度 大野城市公共施設等マネジメント計画、
 H29年度 那珂川町公共施設等総合管理計画、福岡市HP)

【通所系高齢者福祉施設】

- 本市の通所系高齢者福祉施設の分布状況は下図のとおりです。
- 通所系高齢者福祉施設 800m 圏域のカバー率は高く、ごく一部のエリアにおいてカバーされていない状況にあります。

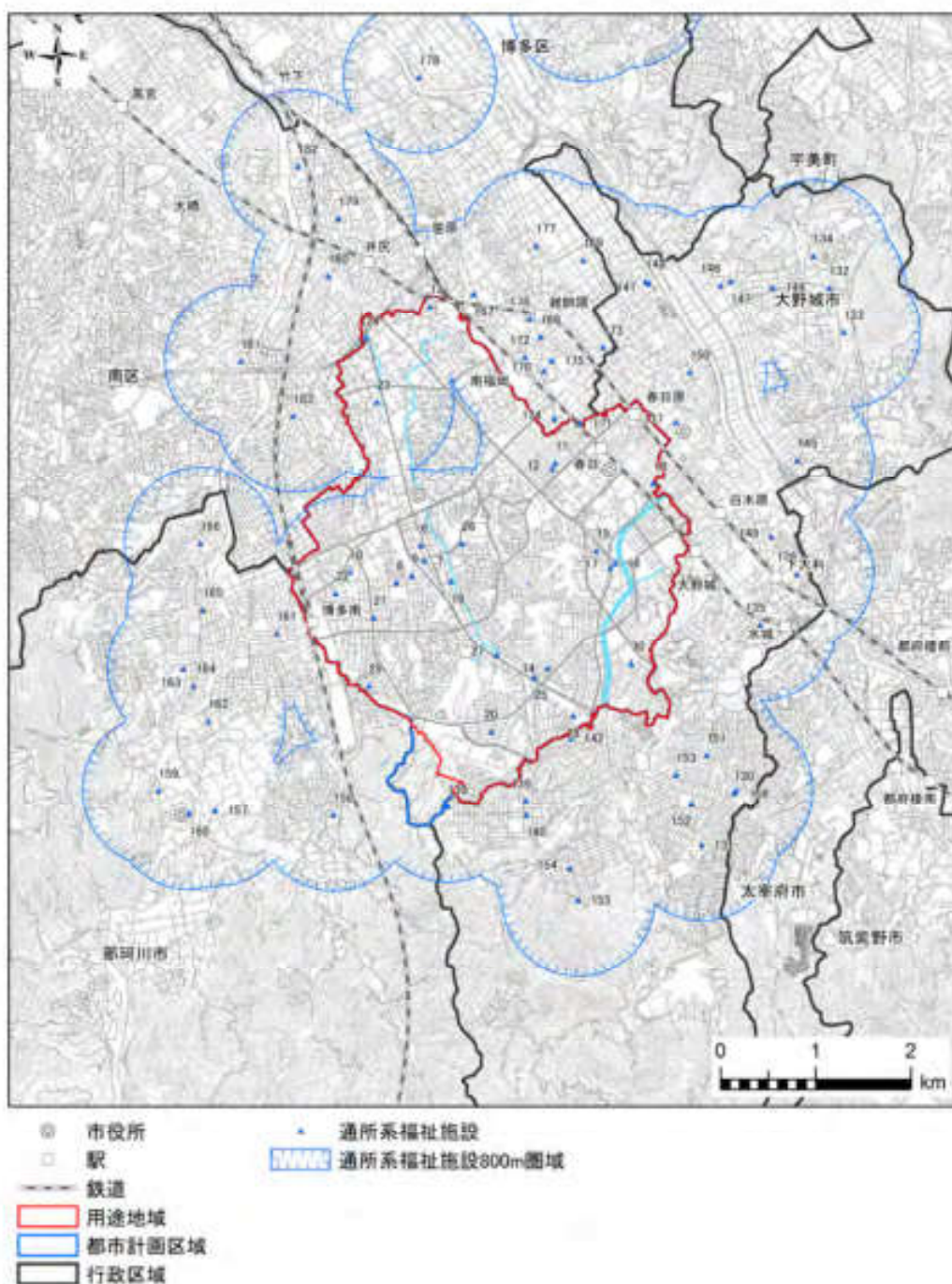


図 通所系高齢者福祉施設の分布状況

(出典：大野城市 HP (介護保険居宅サービス事業者および介護保険施設一覧 (筑紫地区)))

1-8-5 子育て支援施設

- 本市の子育て支援施設（公共）の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、20の子育て支援施設が立地しています。
- 子育て支援施設800m圏域のカバー率は高く、市街化区域のほとんどのエリアをカバーしています。

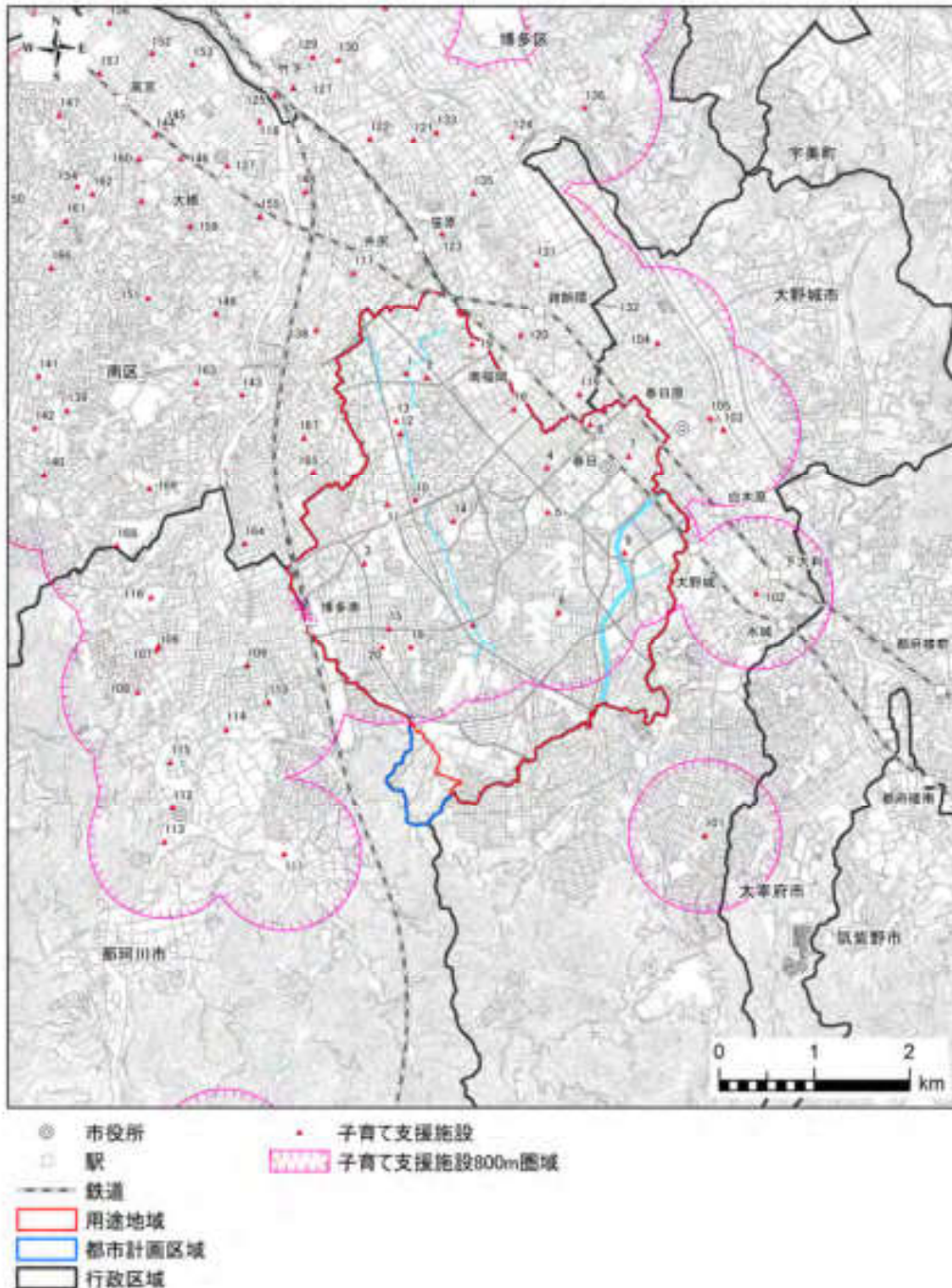


図 子育て支援施設の分布状況

(出典：H29年度 春日市公共施設等総合管理計画、
 H29年度 大野城市公共施設等マネジメント計画、
 H29年度 那珂川町公共施設等総合管理計画、
 ふくおか子ども情報 HP)

1-8-6 教育施設

- 本市の教育施設の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、小学校が12校、中学校6校、特別支援センターが1箇所あります。
- 教育施設 800m圏域のカバー率は高く、市街化区域のほとんどのエリアをカバーしていますが、ごくわずかにカバーできてないエリアがみられます。

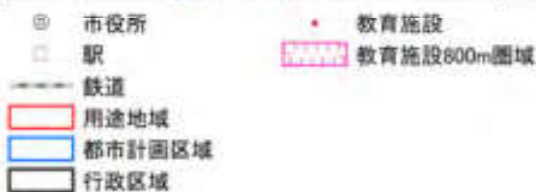
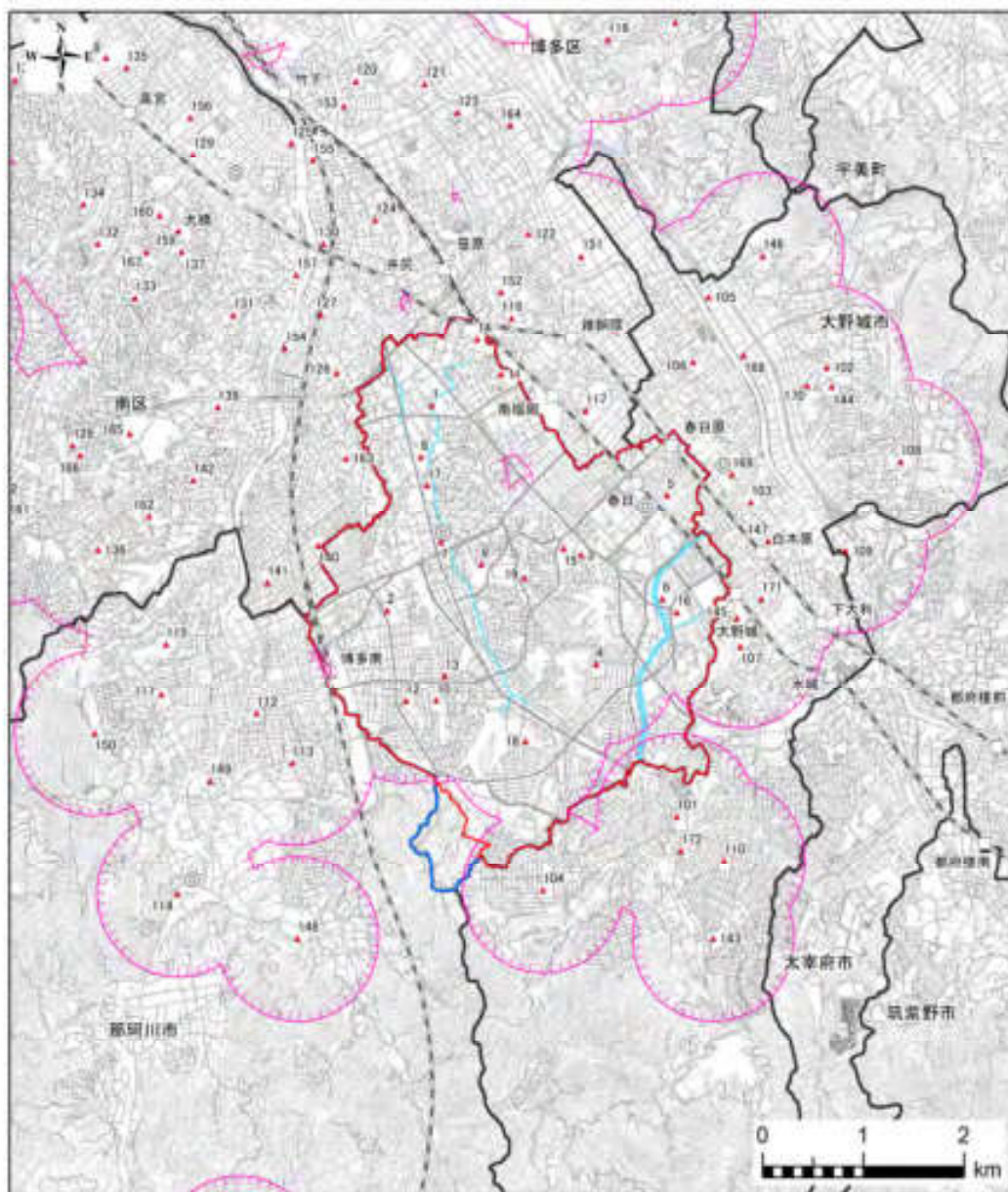


図 教育施設の分布状況

(出典：H29年度 春日市公共施設等総合管理計画、
H29年度 大野城市公共施設等マネジメント計画、
H29年度 那珂川町公共施設等総合管理計画、福岡市HP)

1-8-7 体育文化施設

- 本市の体育文化施設の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、12の体育文化施設があり、そのうち体育施設が4施設、文化施設が8施設であります。
- 体育文化施設800m圏域のカバー率は、市域の中央から外へ向かうに従い低くなっています。

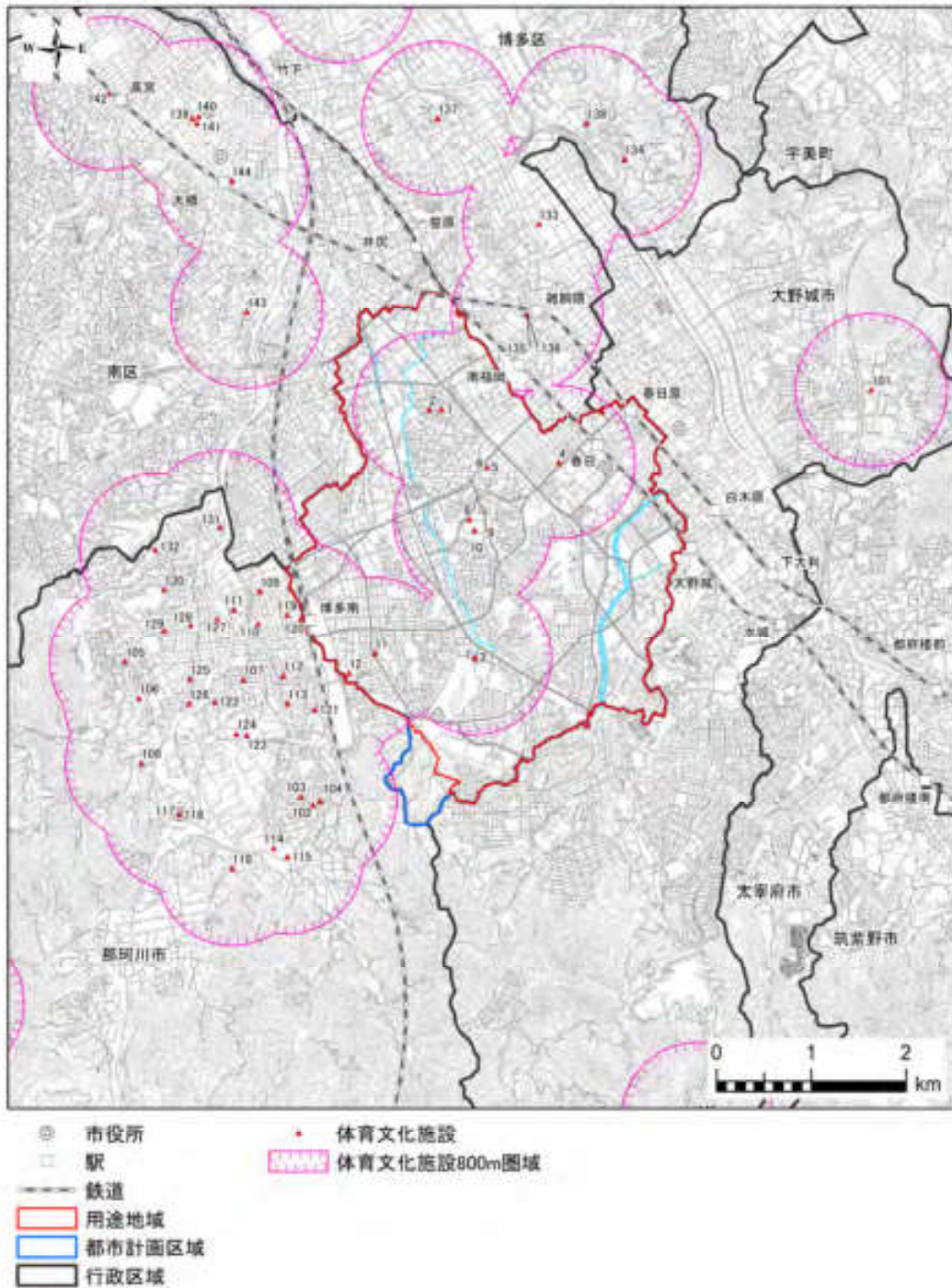


図 体育文化施設の分布状況

(出典：H29年度 春日市公共施設等総合管理計画、
 H29年度 大野城市公共施設等マネジメント計画、
 H29年度 那珂川町公共施設等総合管理計画、福岡市HP)

1-8-8 公民館

- 本市の公民館の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、35の公民館があります。
- 公民館800m圏域のカバー率は、市街化区域内においては100%です。

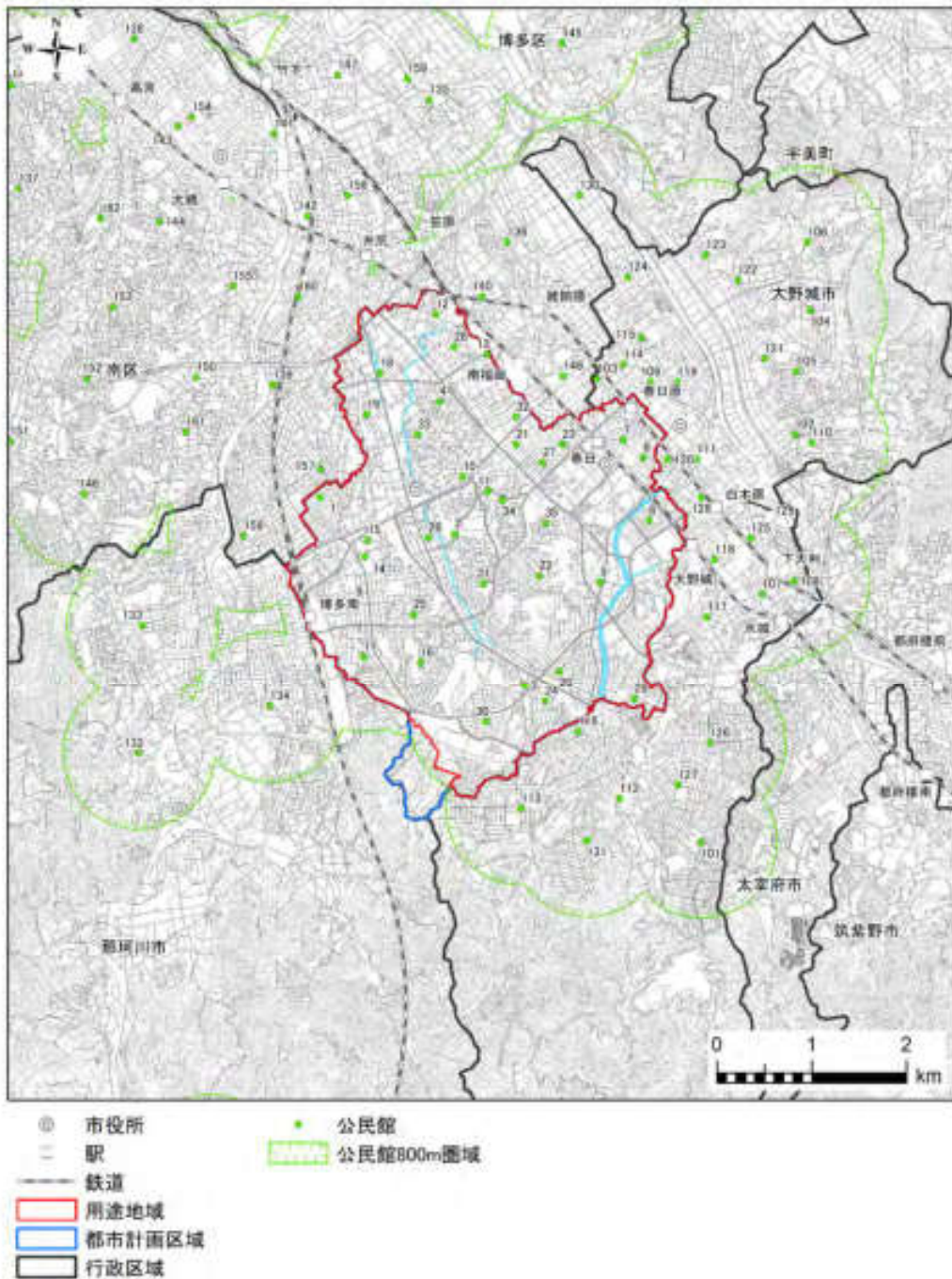


図 公民館の分布状況

(出典：春日市庁内資料、
福岡市学習情報提供システム HP、
大野城市 HP、那珂川市 HP)

1-8-9 市役所・支所

- 本市の市役所及び支所の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、本庁舎の他に支所が1か所あります。
- 市役所・支所 800m圏域のカバー率は低い状況にあります。

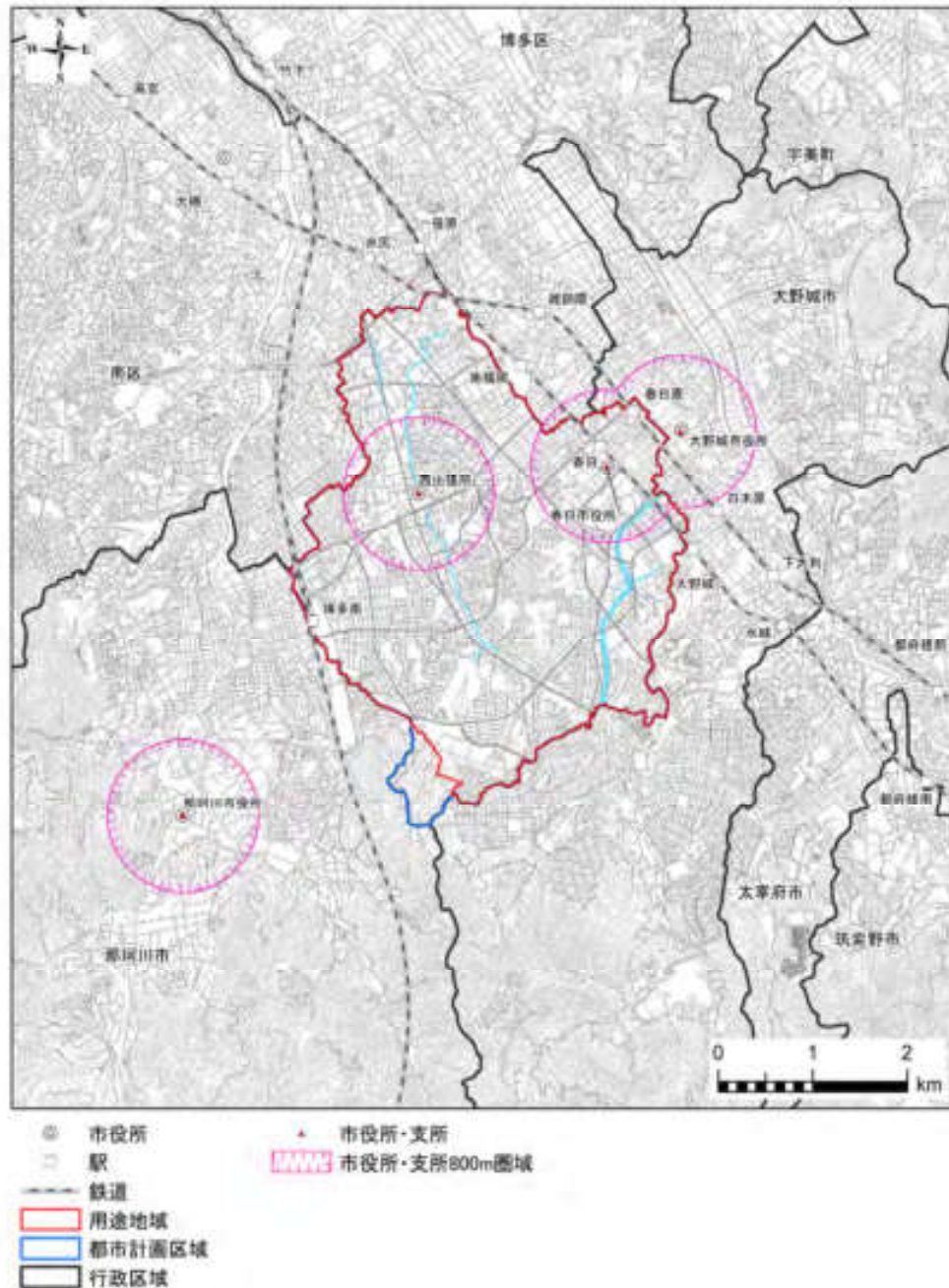


図 市役所・支所の分布状況

(出典：各市HP)

1-8-10 公営住宅

- 本市の公営住宅の分布状況は下図のとおりです。
- 本市内には、7つの公営住宅があります。
- 本市北部に多くの公営住宅が分布しています。

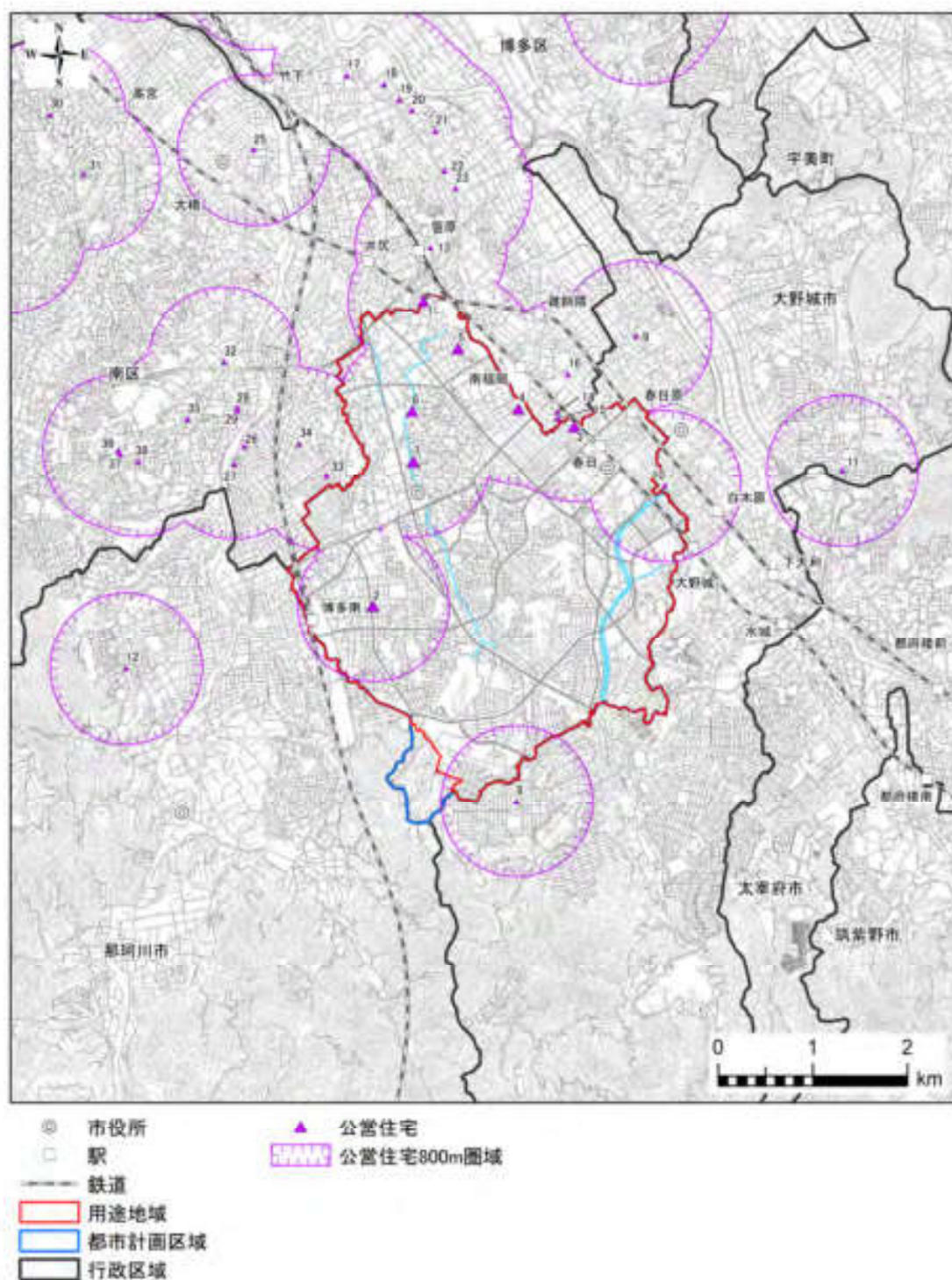


図 公営住宅の分布状況

(出典：H29年度 春日市公共施設等総合管理計画、
H29年度 大野城市営住宅長寿命化計画、
那珂川市営住宅条例、福岡市住宅供給公社HP)

1-9 空き家の状況

1-9-1 空き家分布状況

- 本市の空き家の分布状況は下図のとおりです。
- 本市北部の旧市街地に多くの空き家が分布しており、空き家は比較的隣接して分布しています。
- また、旧市街地に比較的近い場所が開発された住宅団地内にも空き家の分布が目立ちます。
- さらに、本市南部の郊外にある住宅団地内にも空き家が点在しています。

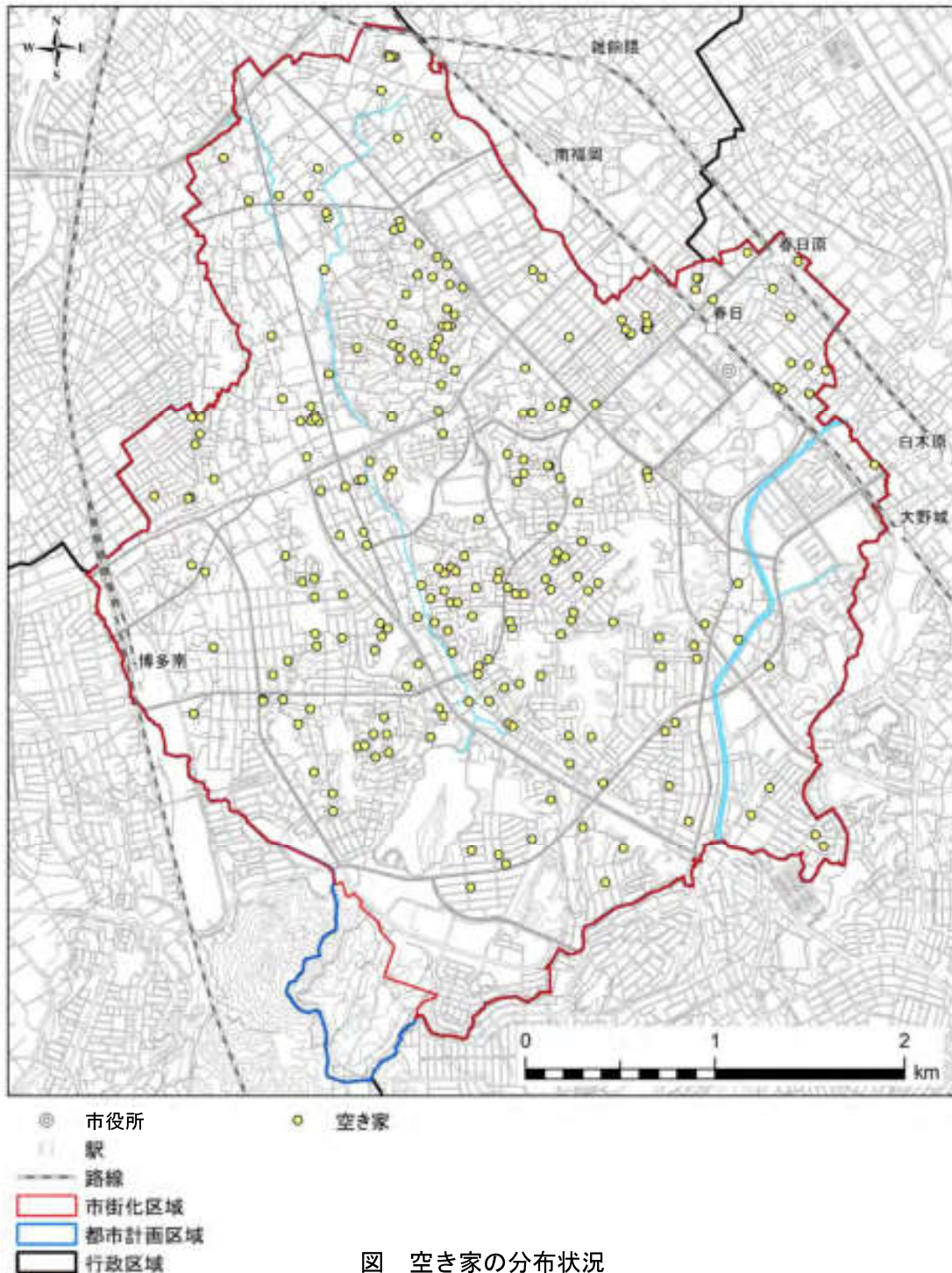
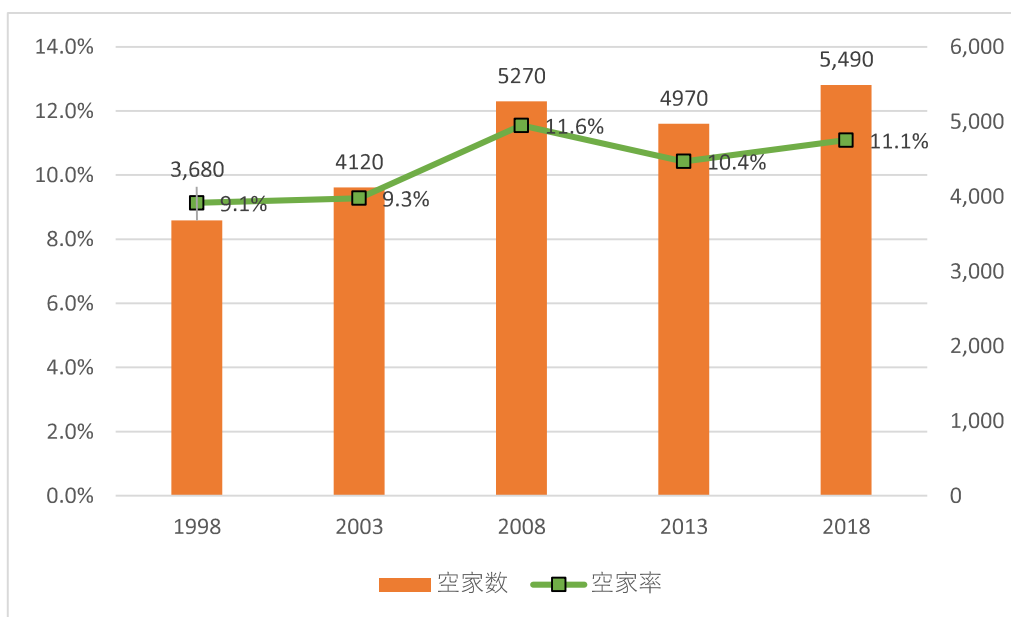


図 空き家の分布状況

(出典：春日市安全安心課資料)

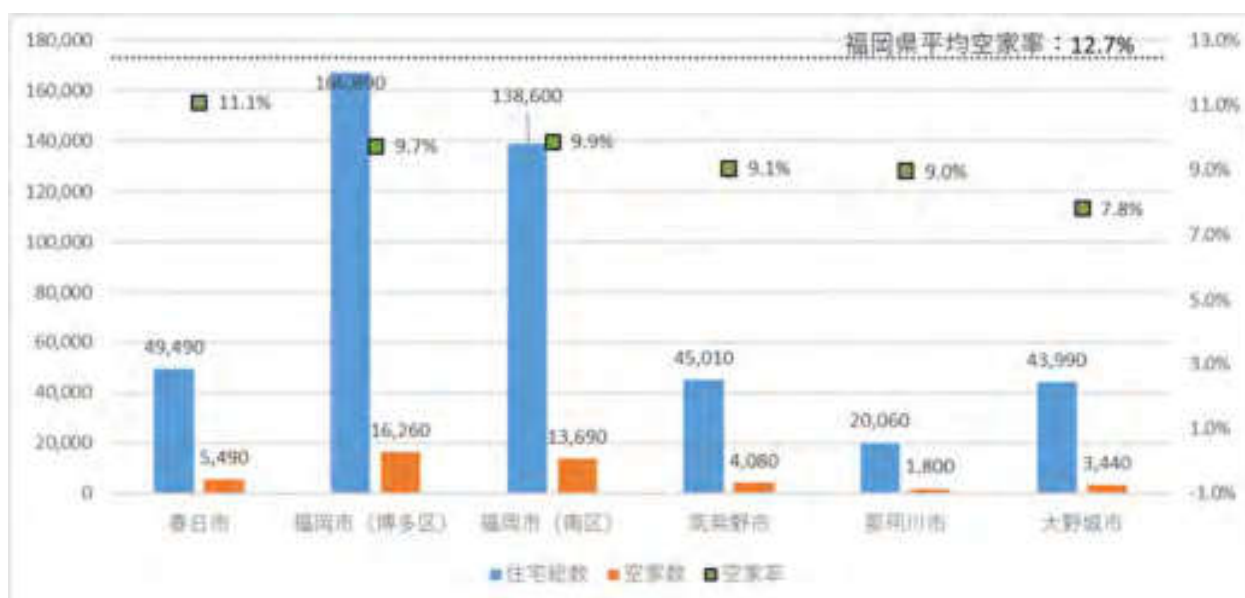
1-9-2 空き家数と空き家率の推移

- 空き家率は過去20年間で3%上昇、空き家数は約2000戸増加しています。
- 空き家率は、本市やその周辺市町はいずれも県平均の12.5%を下回っています。



(出典：住宅・土地統計調査)

図 空き家数及び空き家率の推移



(出典：H30 住宅・土地統計調査)

図 周辺市との空き家数及び空き家率の比較

1-10 災害

- 本市の災害発生箇所の分布状況は下図のとおりです。
- 本市北部において、2005年（平成17年）の福岡県西方沖地震による被害箇所が特に集中しています。
- 2009年（平成21年）7月豪雨災害の被害箇所も比較的本市北部に集中しています。

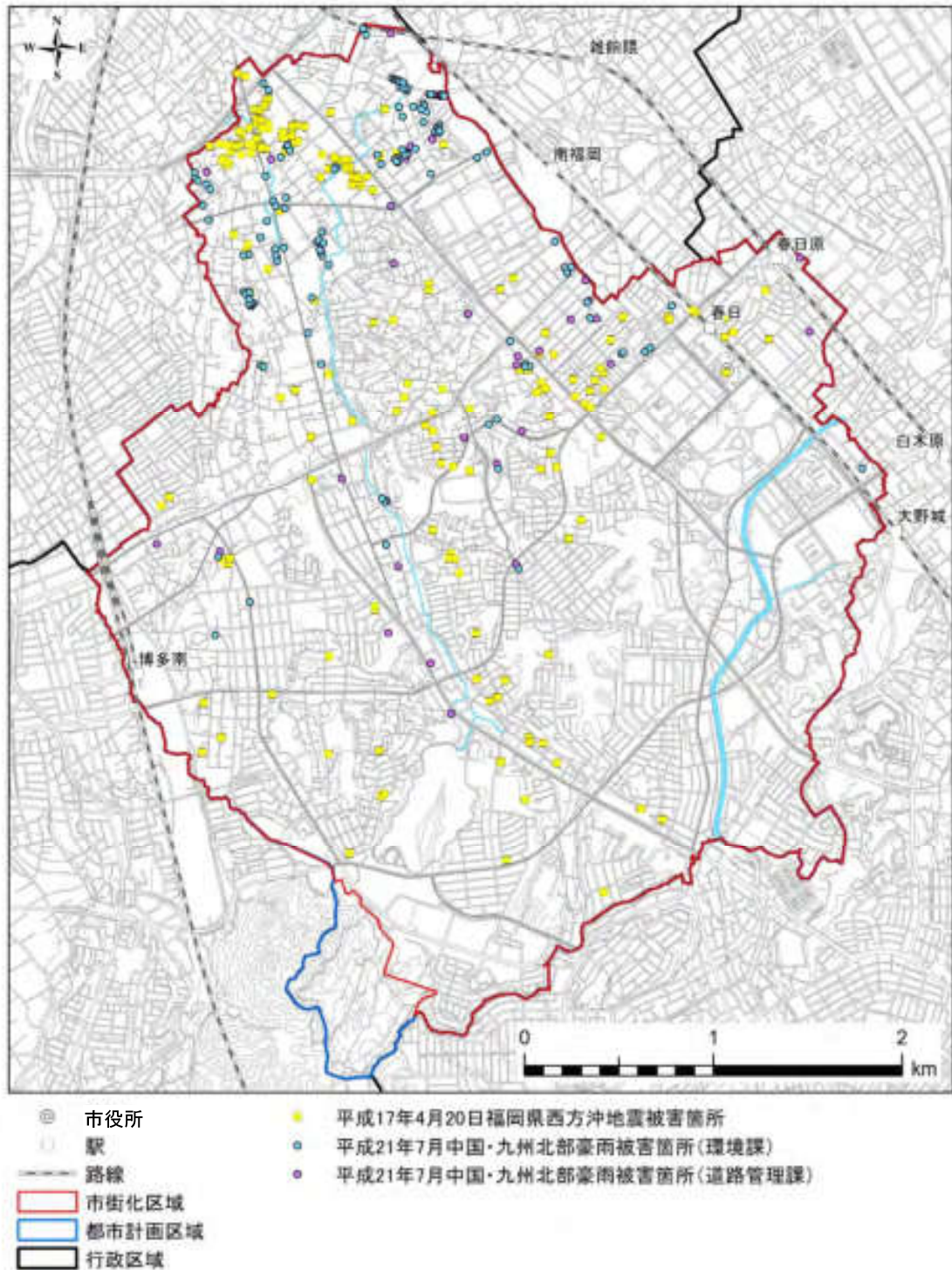


図 災害発生箇所の分布状況

(出典：庁内資料)

1-11 文化財等

- 本市の文化財等の分布状況は下図のとおりです。
- 史跡名勝が北部の既成市街地内に特に集中して分布しており、南西部にも多数分布しています。
- 天然記念物や重要無形民俗文化財、指定文化財以外の史跡・神社等も本市北部及び西・北西部側に多数分布しています。

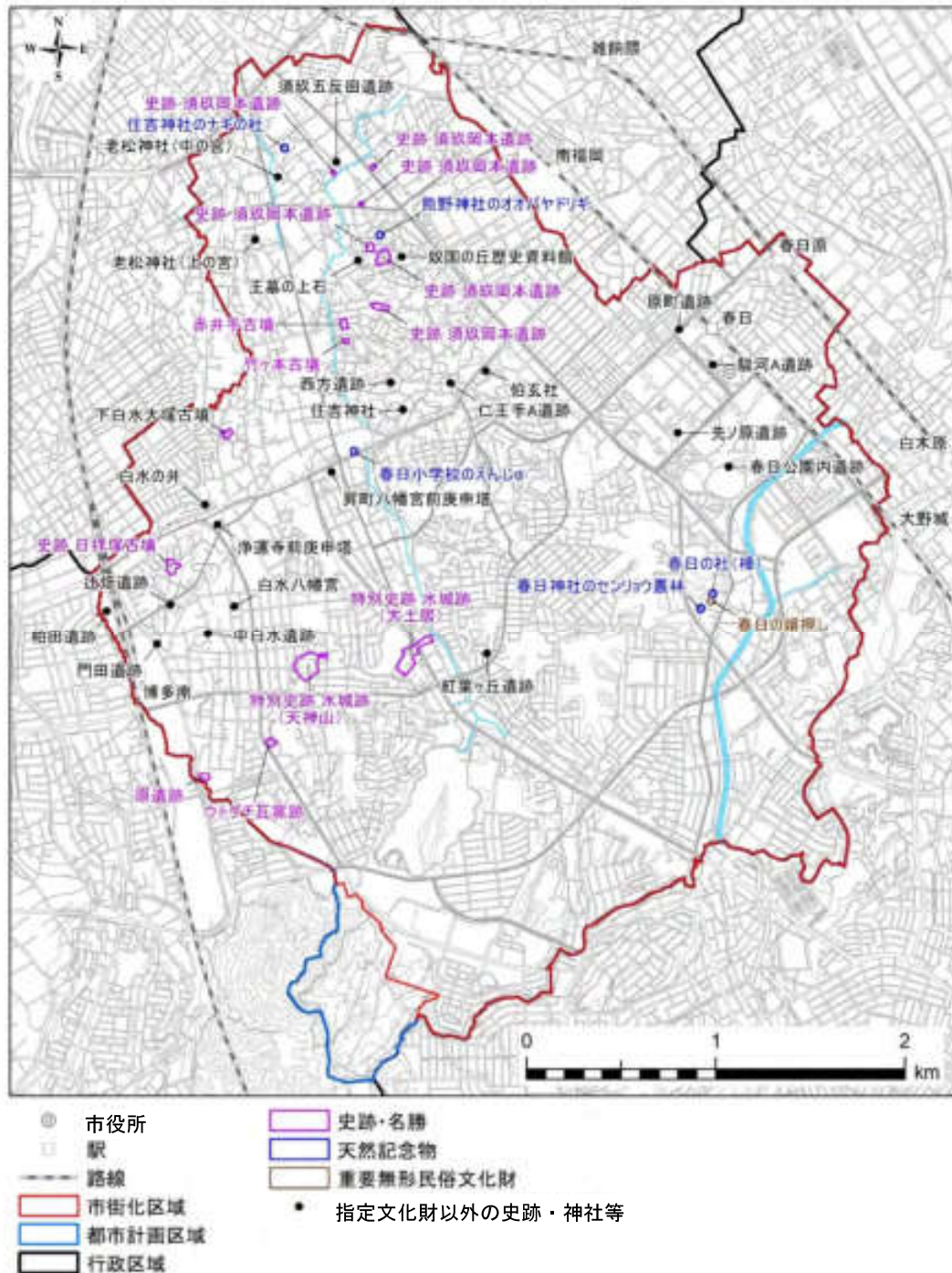


図 文化財等の分布状況

(出典：春日市奴国の丘歴史資料館
春日市文化財ガイドマップ)

2 都市構造の分析

2-1 人口の将来見通しに関する分析

2-1-1 メッシュ別人口密度の推移

- 2015年（平成27年）から2040年（令和22年）を比較すると、人口密度が120人以上のメッシュが減少し、40～60人未満及び40人未満のメッシュが増加すると予測されています。
- そのなかでも、2015年（平成27年）時に120人以上のメッシュは、2040年（令和22年）時においても120人以上のメッシュを維持している箇所が多く、一定程度の人口の集積が予測されています。

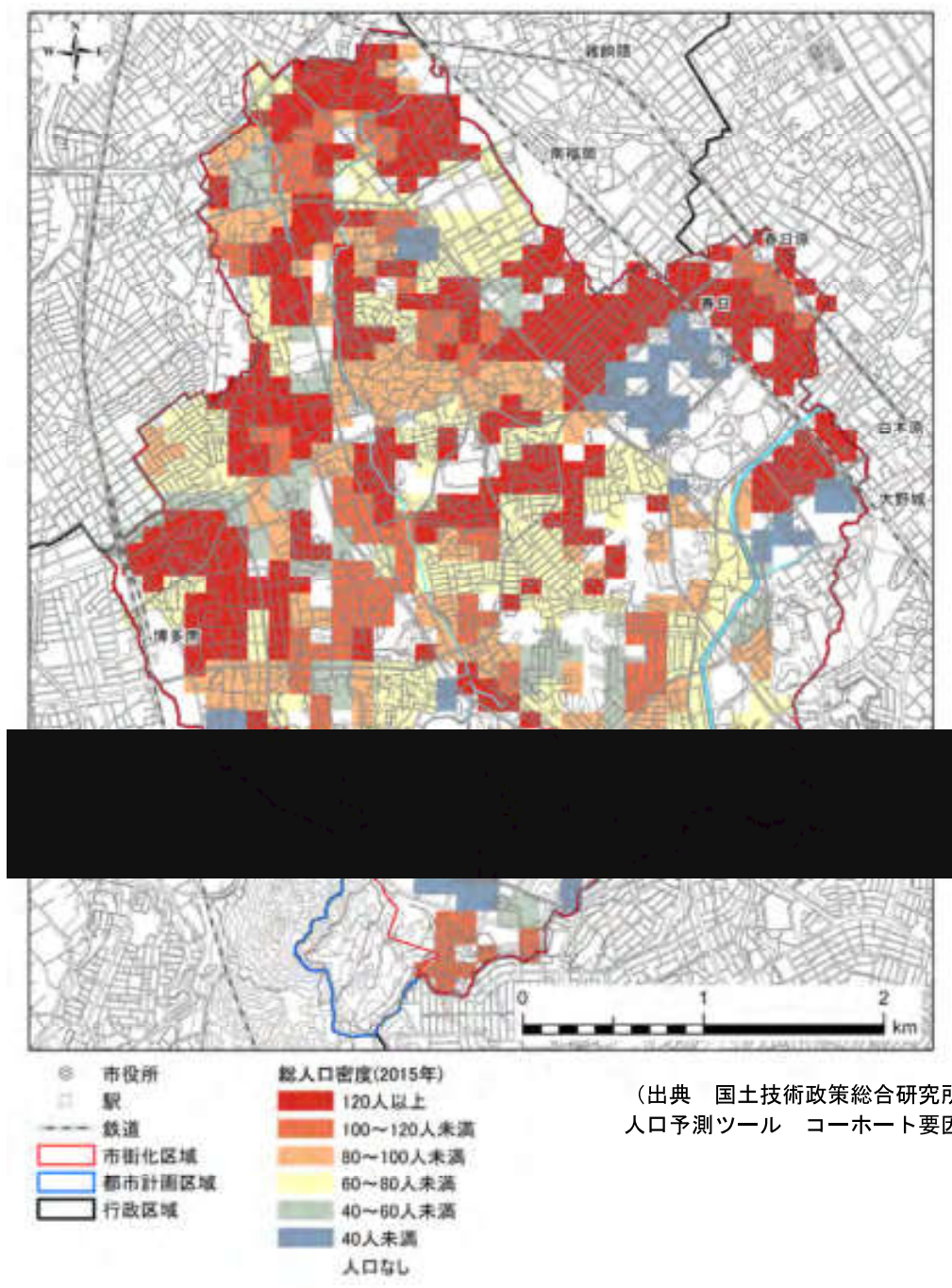


図 100mメッシュ別総人口密度（2015年）

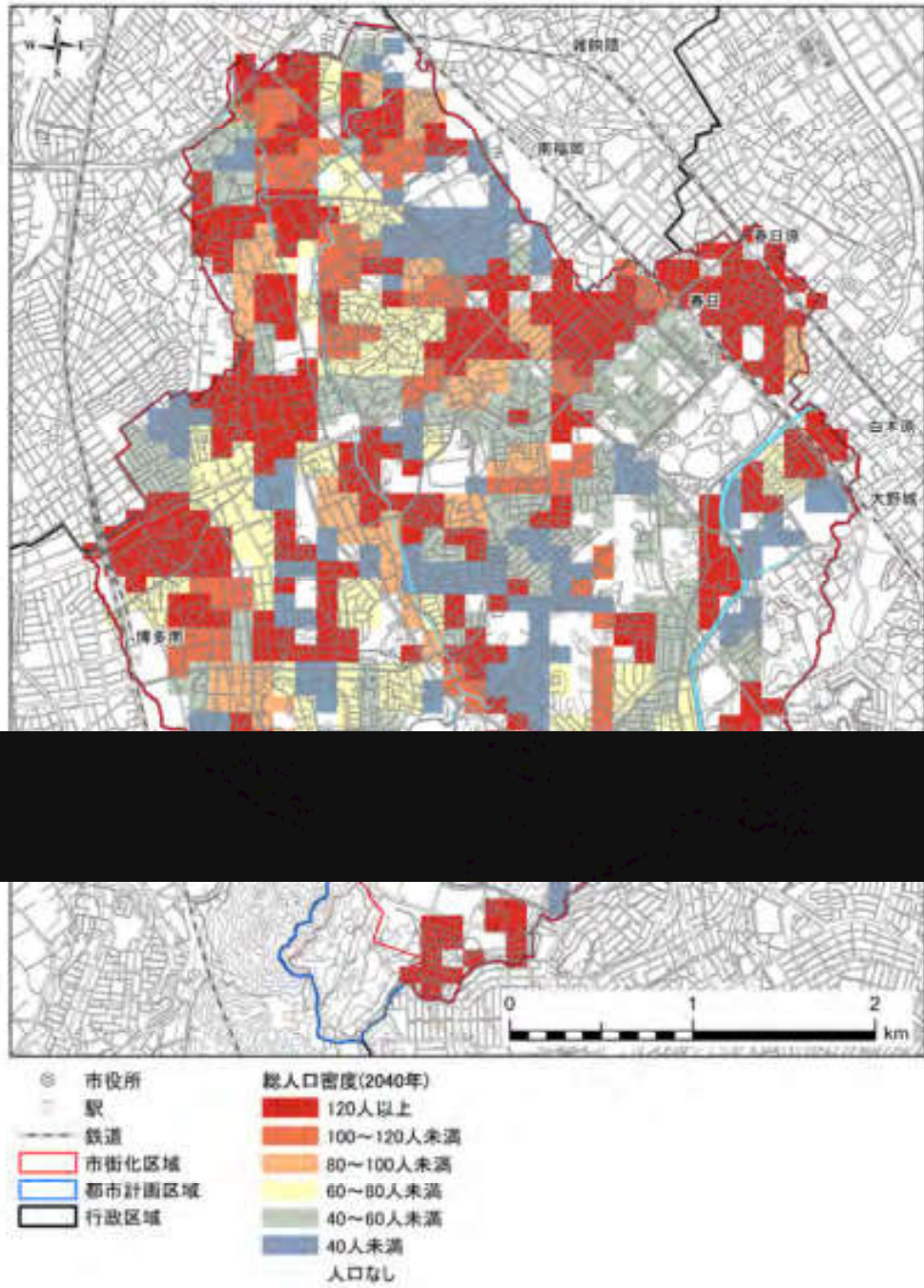


図 100mメッシュ別総人口密度 (2040年)

- 2015年（平成27年）から2040年（令和22年）を比較すると、人口が減少するメッシュが増加するメッシュよりも多く、10%～20%、30%以上減少するメッシュが多くなると予測されています。
- そのなかでも、市の外縁部や駅周辺など、人口が増加するメッシュもみられ、一定の人口が維持されると予測されています。

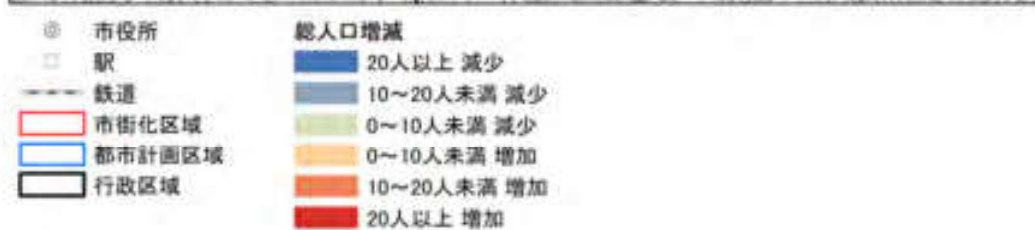
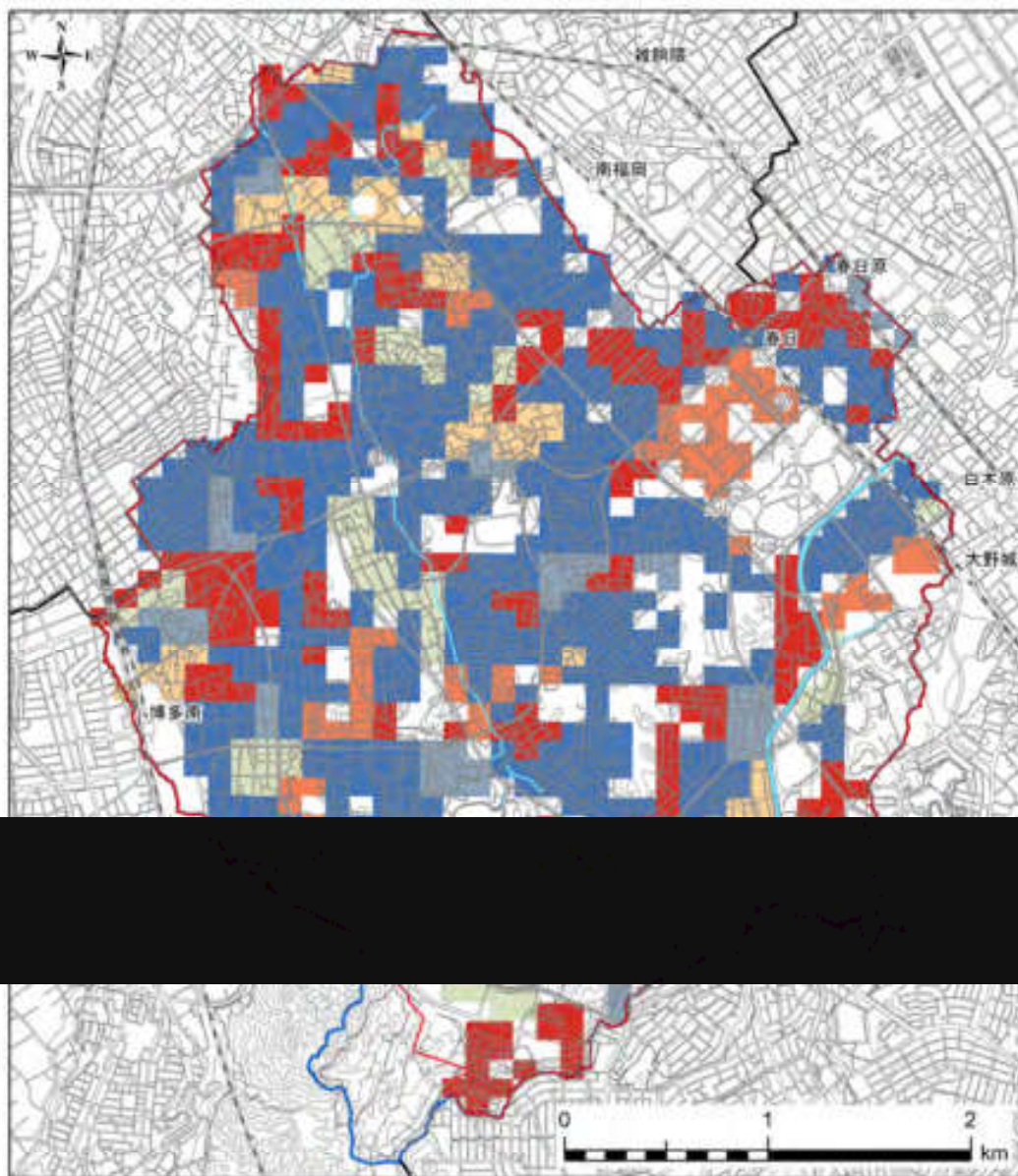
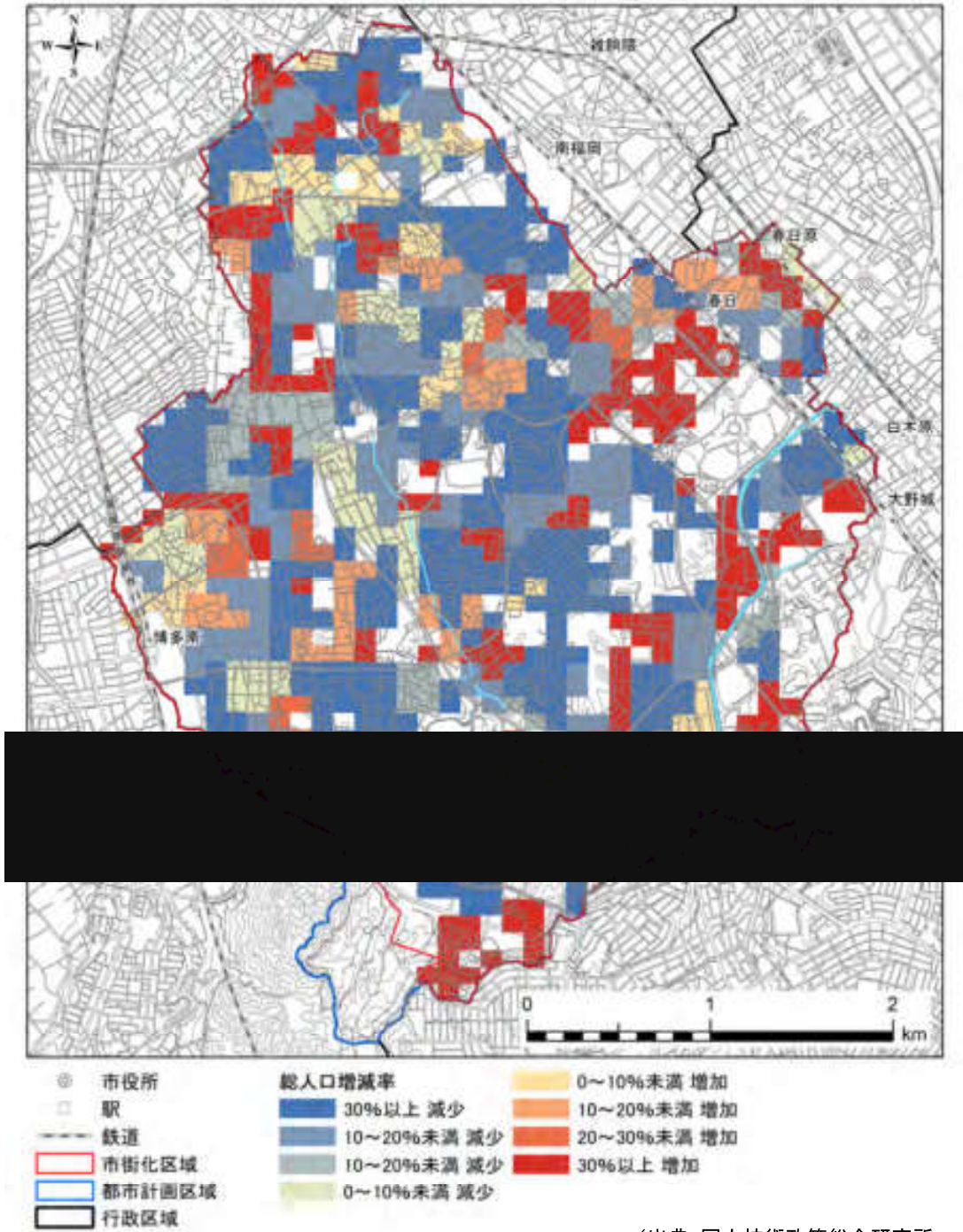


図 100mメッシュ別総人口増減数(2015年-2040年)



(出典:国土技術政策総合研究所
人口予測ツール コーホート要因法)

図 100mメッシュ別総人口増減率(2015年-2040年)

2-1-2 メッシュ別高齢化率の推移

- 2015年（平成27年）から2040年（令和22年）を比較すると、市域全体的に高齢人口密度は増加すると予測されています。特に、既成市街地や駅周辺などにおいて、2015年（平成27年）時の高齢人口密度の高いメッシュを中心とした周囲に拡大する傾向があると予測されています。
- 南部の住宅団地などにおいては、高齢人口密度は既成市街地ほど高くないと予測されていますが、2015年（平成27年）にやや高いメッシュについては、2040年（令和22年）時に高いメッシュへと移行する箇所もみられると予測されています。

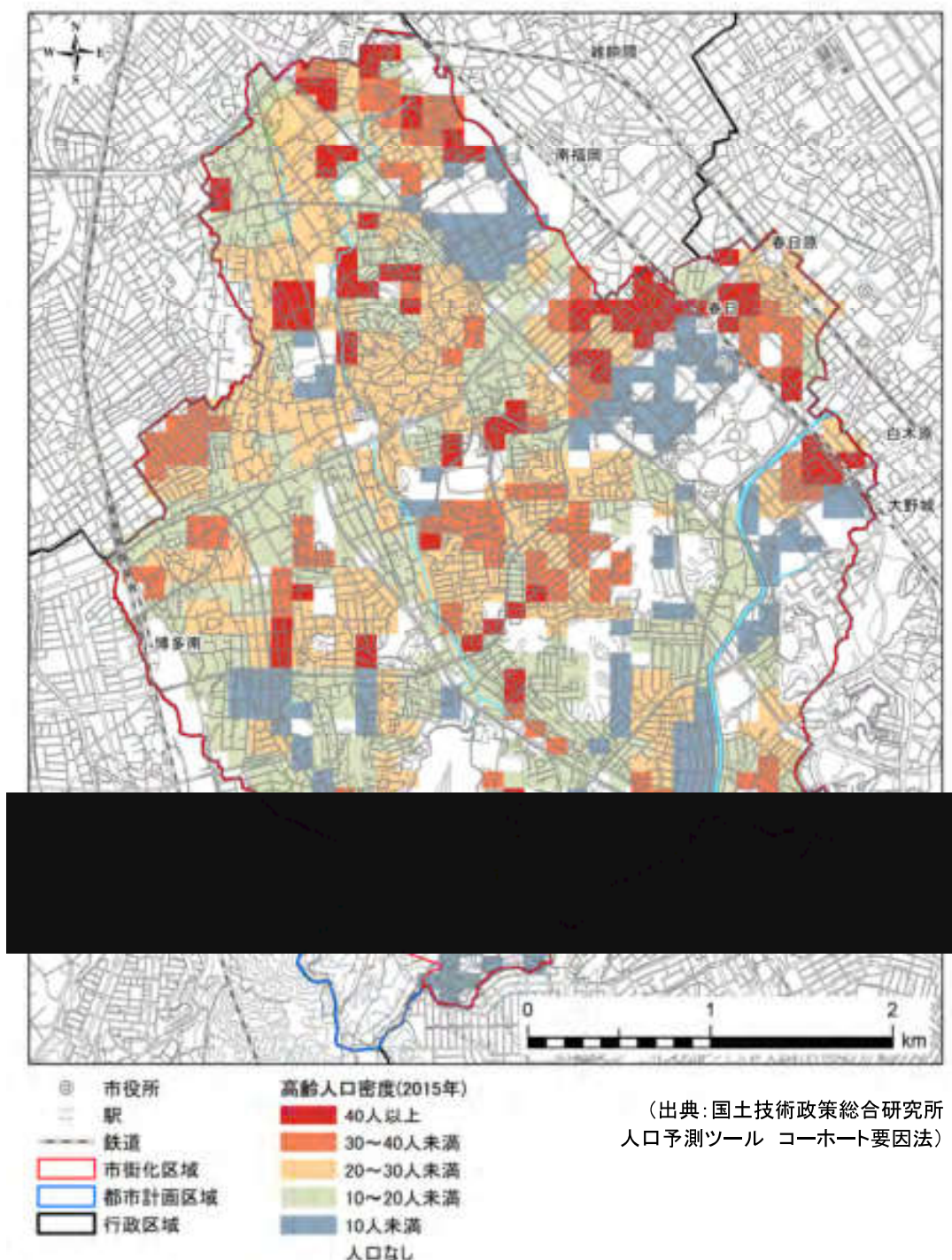


図 100mメッシュ別高齢人口密度(2015年)

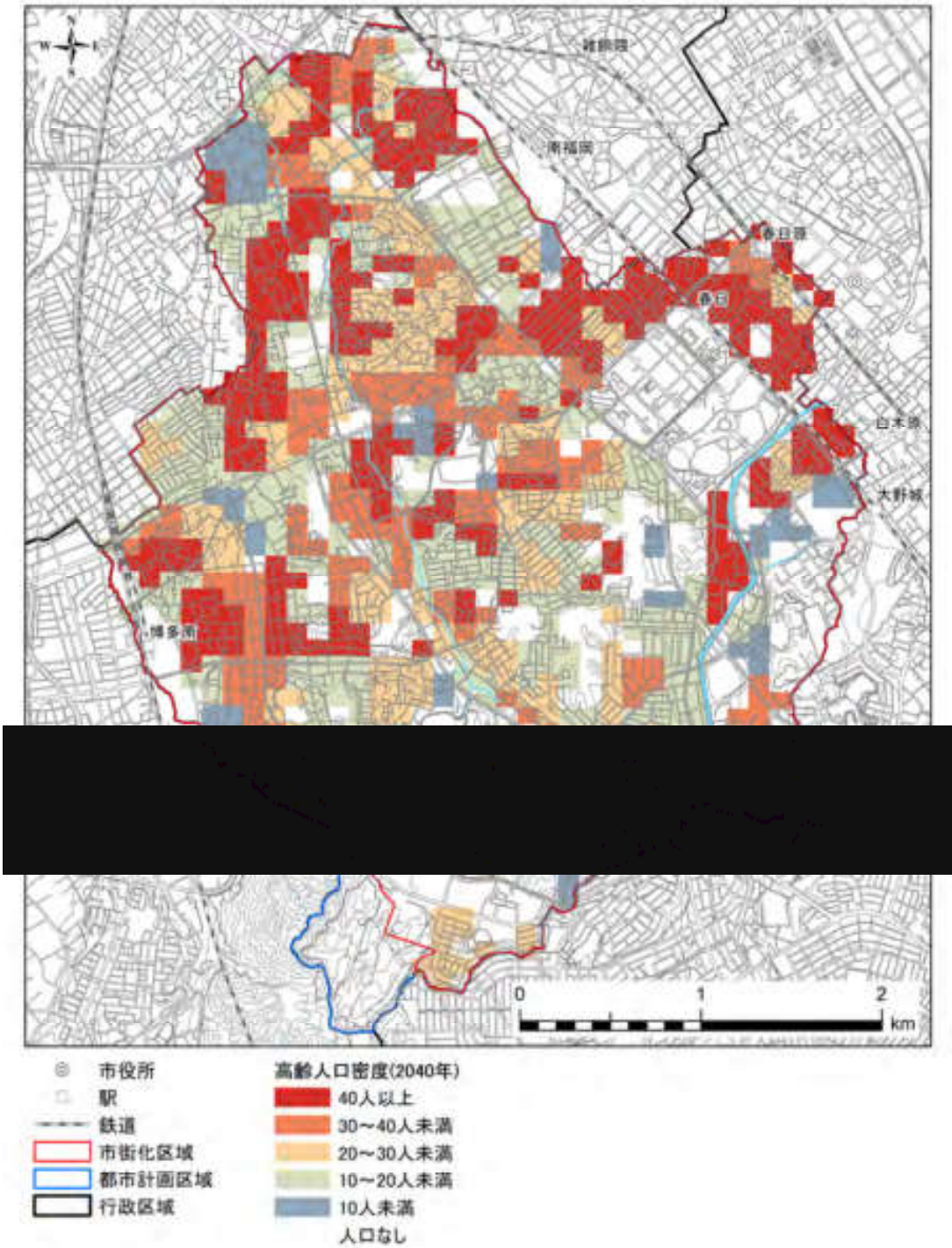
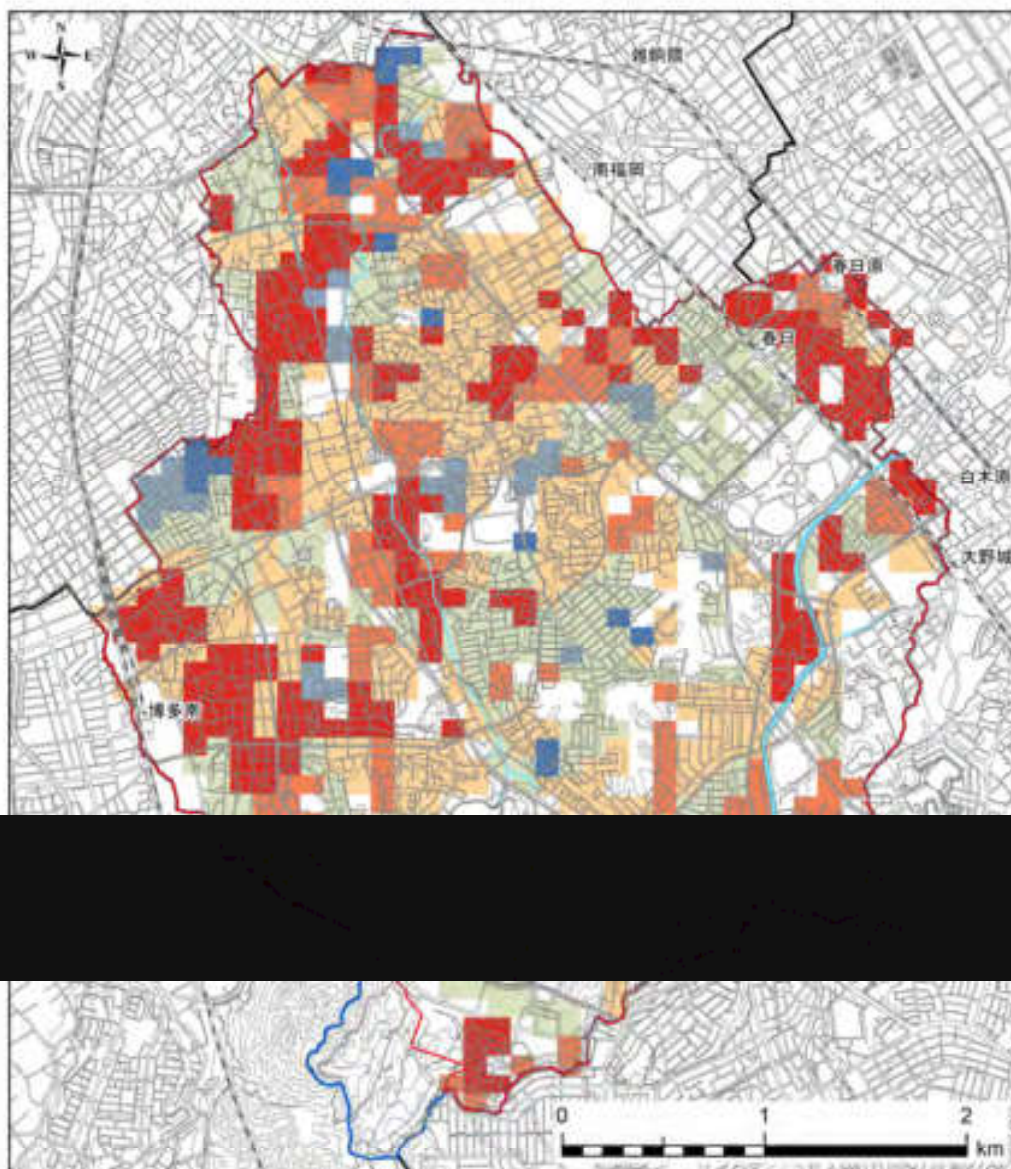


図 100mメッシュ別高齢人口密度(2040年)

- 2015年（平成27年）から2040年（令和22年）を比較すると、市域全体的に高齢人口増減は、市域全体的に増加するメッシュの方が多くと予測されています。そのなかで、市の中心部などでは高齢者の減少人口が少ないメッシュが多いと予測されています。
- 一方で、高齢者人口が20人以上減少するメッシュもわずかにみられると予測されています。
- 高齢人口増減率をみると、30%以上増加するメッシュが多いと予測されている一方で、30%以上減少すると予測されているメッシュも一定の規模でまとまって分布しています。



（出典：国土技術政策総合研究所
人口予測ツール コーホート要因法）

図 100mメッシュ別高齢人口増減数(2015年-2040年)

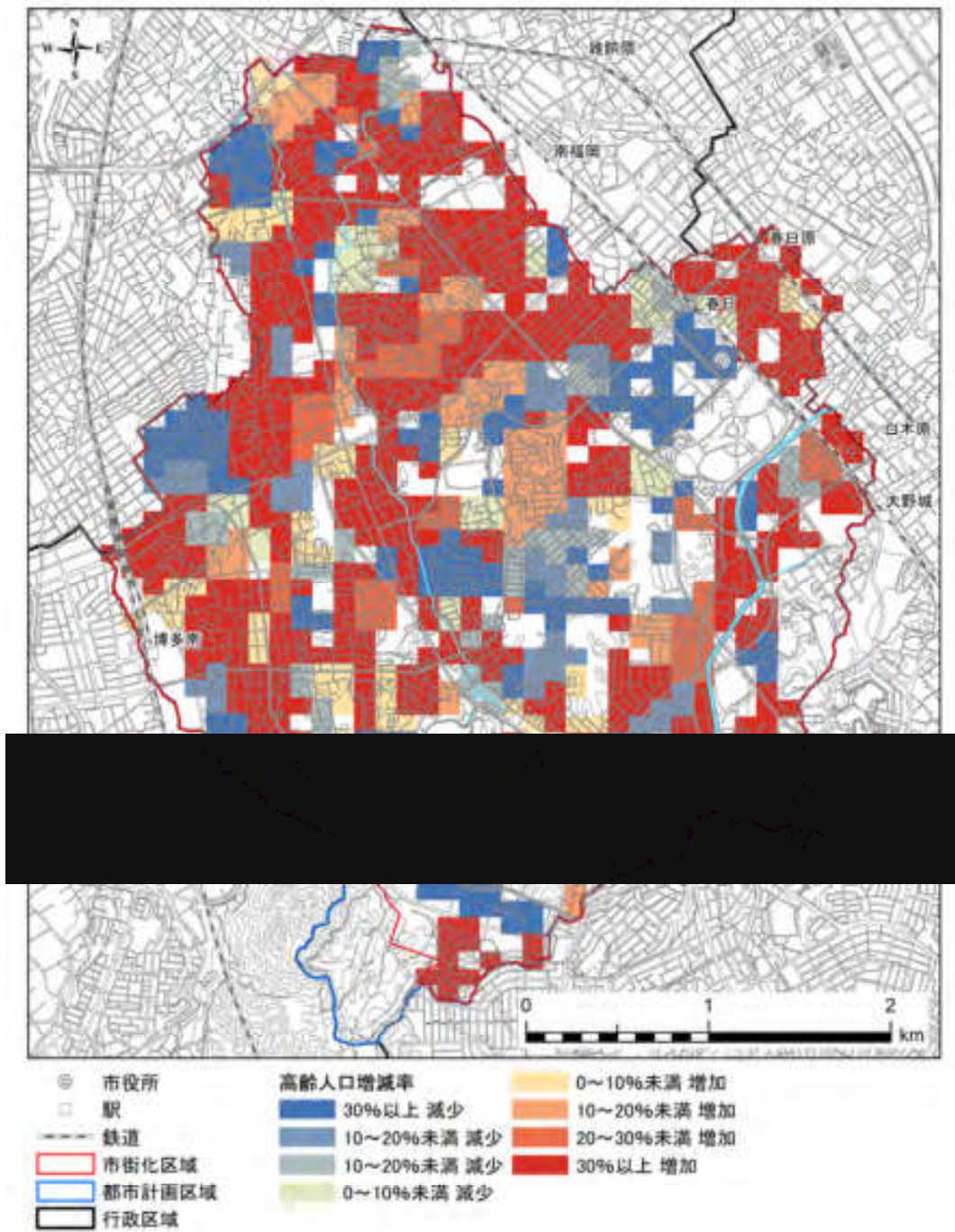


図 100mメッシュ別高齢人口増減数(2015年-2040年)

2-2 拠点性の把握

以下の10施設種類について施設が徒歩圏に立地する種類数を100mメッシュ毎に整理を行い、拠点性の把握を行います。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1 商業施設 | 2 金融施設 | 3 病院・診療所 |
| 4 福祉施設 | 5 子育て支援施設 | 6 教育施設 |
| 7 体育文化施設 | 8 公民館 | 9 市役所・支所 |
| 10 公営住宅 | | |

■ 施設種類重複数は、市域の中心部から市役所・西出張所が立地しているエリアを中心に重複数が増えています。

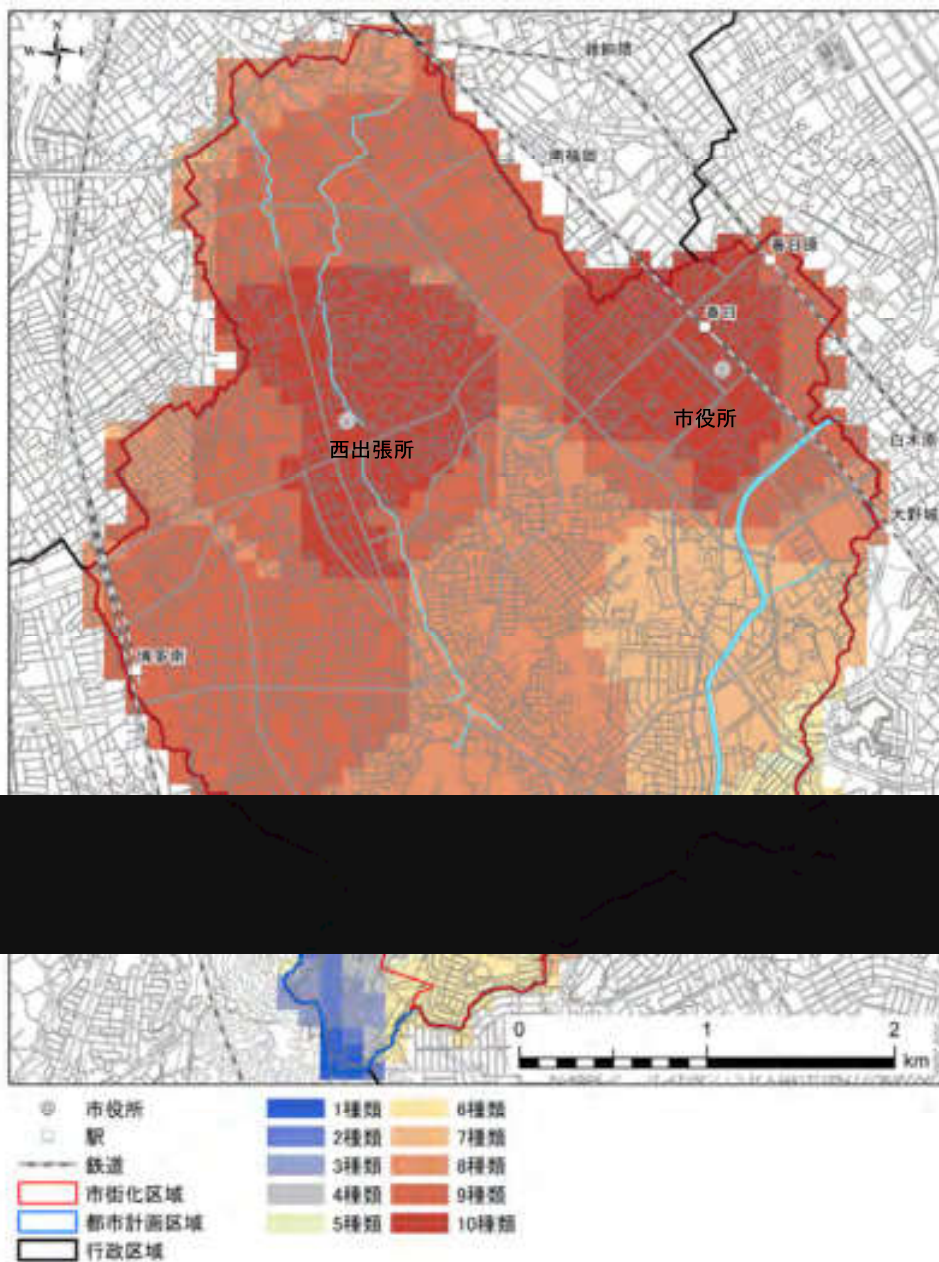


図 施設種類の圏域重複数

2-3 都市構造比較

「都市構造評価の評価に関するハンドブック：平成26年国土交通省都市局都市計画課」に則して都市構造の評価を行い、類似都市との比較を行います。

- 類似都市と比較した場合、高齢者徒歩圏における医療機関がある住宅の割合が最も低く評価されており、次いで、従業者一人当たり第三次産業売上高の偏差値が低く評価されています。
- 一方で、生活サービス施設の利用圏平均人口密度（医療）の評価が最も高く、次いで、生活サービス施設の利用圏平均人口密度（福祉）、公共交通沿線地域の人口密度となっています。

【同類型都市比較(福岡県内の人口10~40万人の都市)】

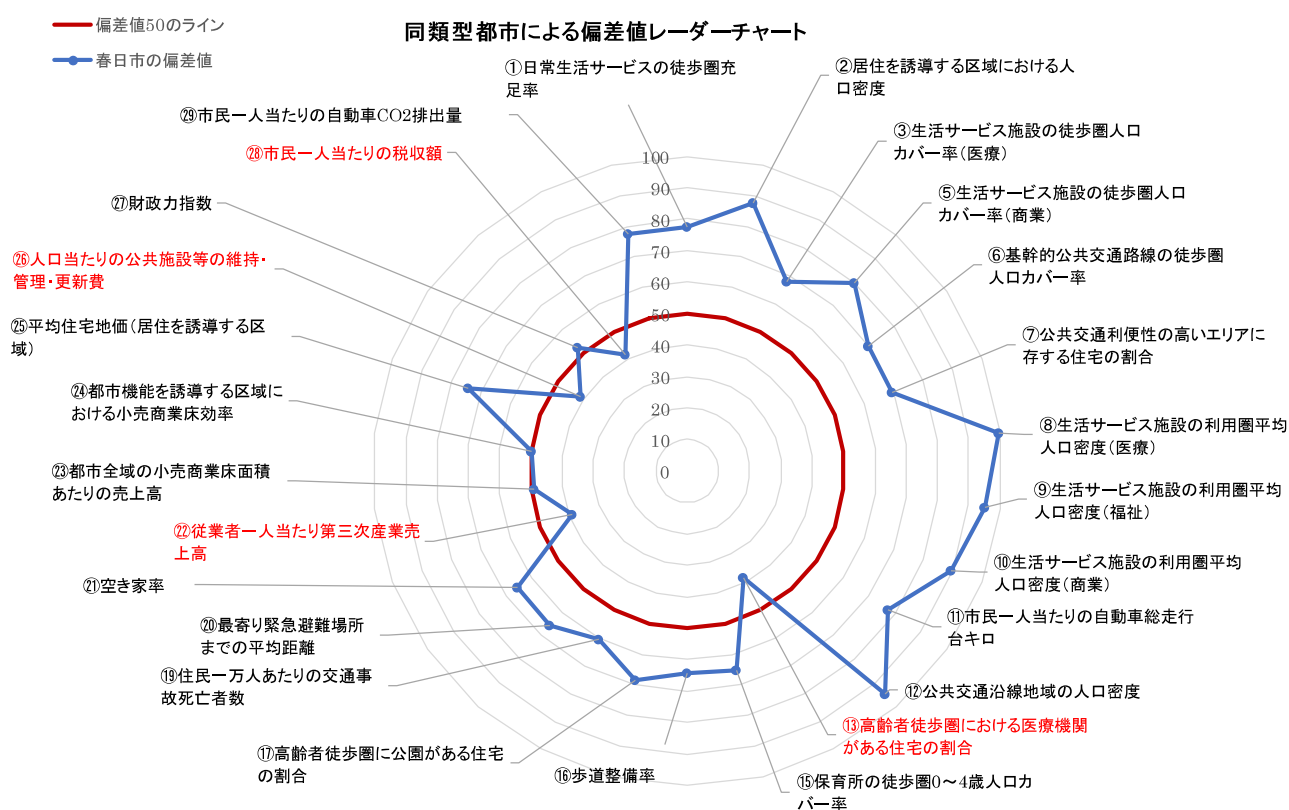


図 同類型都市による偏差値レーダーチャート

(出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツール)

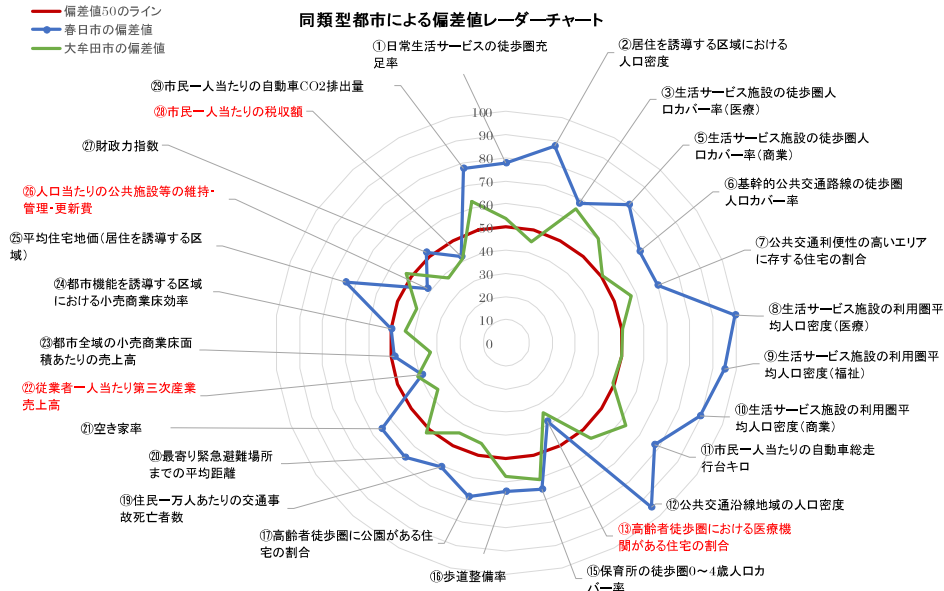
【備考】

以下の指標は、偏差値が高くなるほど悪い評価になるため、他の評価指標と同様に、偏差値が高くなるほど良い評価になるよう、偏差値を加工しています。

- ①一人あたり自動車総走行台キロ ⑯住民一人あたり交通事故死亡者数
⑲最寄り緊急避難場所までの平均距離 ㉑一人あたり自動車CO2排出量

【福岡県 人口10~40万人の市との比較：大牟田市】

- 春日市と大牟田市を比較すると、春日市の偏差値の方が全体的に高く評価されています。
- 特に、生活サービス施設系の評価が高くなっています。
- 大牟田市の偏差値が本市を上回っている項目のうち、人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費は、その評価の差が大きくなっています。



【福岡県 人口10~40万人の市との比較：久留米市】

- 春日市と久留米市を比較すると、春日市の偏差値の方が全体的に高く評価されています。
- 特に、生活サービス施設系の評価が高くなっています。
- 久留米市の偏差値が本市を上回っている項目のうち、都市全域の小売商業床面積あたりの売上高や人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費は、その評価の差が大きくなっています。

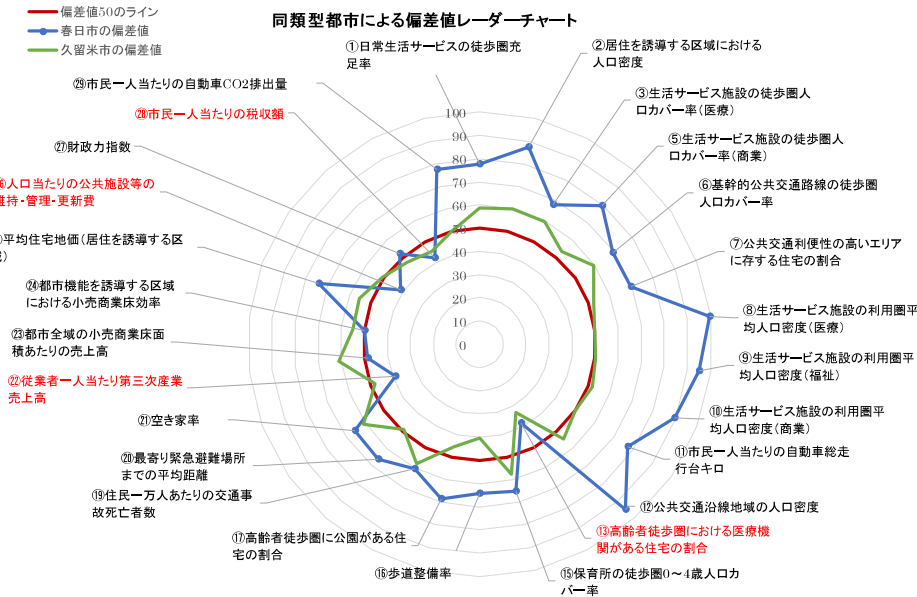
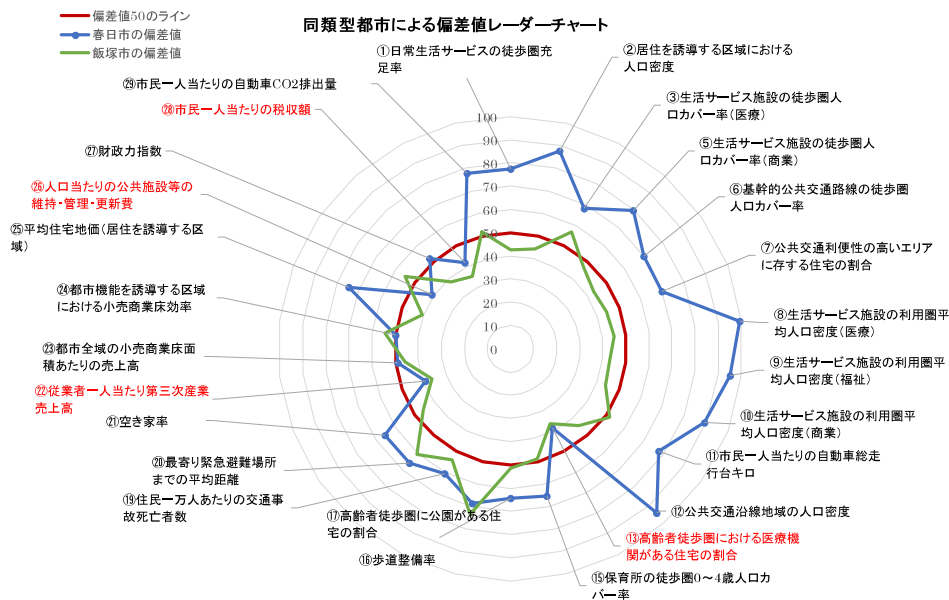


図 同類型都市による偏差値レーダーチャート

(出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツール)

【福岡県 人口10～40万人の市との比較：飯塚市】

- 春日市と飯塚市を比較すると、春日市の偏差値の方が全体的に高く評価されています。
- 特に、生活サービス施設系の評価が高くなっています。
- 飯塚市の偏差値が本市を上回っている項目のうち、人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費は、その評価の差が大きくなっています。



【福岡県 人口10～40万人の市との比較：筑紫野市】

- 春日市と筑紫野市を比較すると、春日市の偏差値の方が全体的に高く評価されています。
- 特に、生活サービス施設系の評価が高くなっています。
- 筑紫野市の偏差値が本市を上回っている項目のうち、従業者一人当たり第三次産業売上高に関する評価において、その評価の差が大きくなっています。

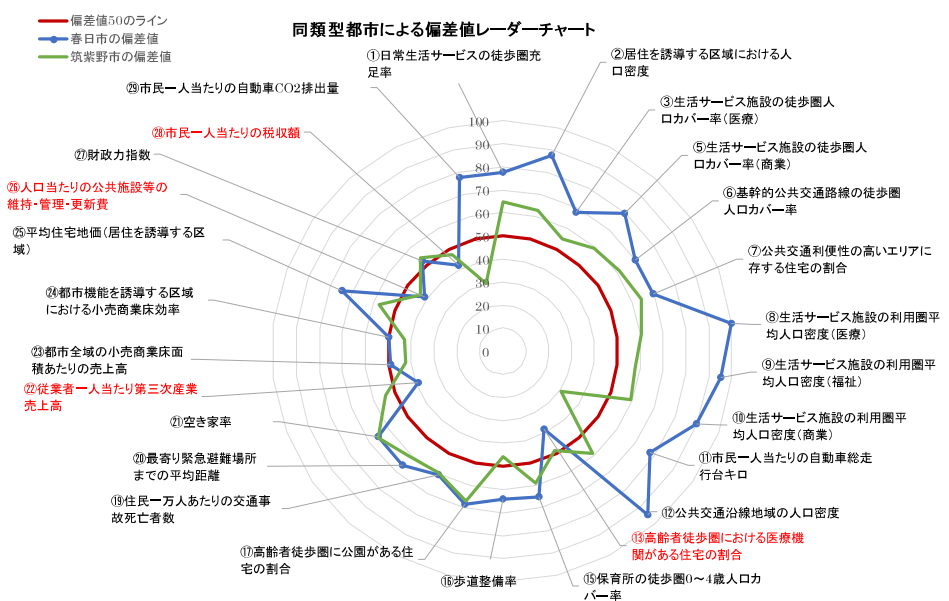


図 同類型都市による偏差値レーダーチャート

(出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツール)

表 都市構造評価（福岡県 人口10～40万人の市との比較）

分野	項目	個別値					偏差値／類型				
		春日市	大牟田市	久留米市	飯塚市	筑紫野市	春日市	大牟田市	久留米市	飯塚市	筑紫野市
生活利便性の指標	①日常生活サービスの徒歩圏充足率 [%]	79	38	47	19	57	77	54	59	43	65
	②居住を誘導する区域における人口密度 [人/ha]	83	26	46	25	50	88	45	60	44	63
	③生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(医療) [%]	100	97	91	88	86	68	65	60	57	55
	④生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(福祉) [%]	-	94	82	91	91	-	62	56	60	61
	⑤生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率(商業) [%]	100	75	67	59	74	80	60	53	47	60
	⑥基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 [%]	81	49	64	37	67	70	51	59	43	61
	⑦公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合 [%]	77	62	56	46	71	70	58	52	44	64
	⑧生活サービス施設の利用圏平均人口密度(医療) [人/ha]	82	22	21	15	34	100	51	50	45	60
	⑨生活サービス施設の利用圏平均人口密度(福祉) [人/ha]	79	22	22	13	32	95	50	50	43	58
	⑩生活サービス施設の利用圏平均人口密度(商業) [人/ha]	79	27	30	20	40	90	50	52	44	60
	⑪市民一人当たりの自動車総走行台キロ [台キロ/人]	3	8	12	12	18	78	63	50	52	31
	⑫公共交通沿線地域の人口密度 [人/ha]	82	27	27	12	33	95	55	55	44	59
健康・福祉の指標	⑬高齢者徒歩圏における医療機関がある住宅の割合 [%]	36	30	29	33	49	38	34	33	36	48
	⑭高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率 [%]	-	95	85	95	92	-	60	56	60	59
	⑮保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率 [%]	85	78	72	58	75	65	61	57	49	59
	⑯歩道整備率 [%]	76	66	41	57	49	64	58	40	51	46
	⑰高齢者徒歩圏に公園がある住宅の割合 [%]	88	35	36	98	84	69	45	45	73	67
	⑱公園緑地の徒歩圏人口カバー [%]	-	98	77	63	95	-	64	53	45	63
安全・安心の指標	⑲住民一人あたりの交通事故死亡者数 [人]	0	1	0	0	0	61	44	58	54	60
	⑳最寄り緊急避難場所までの平均距離 [m]	263	628	703	400	387	66	52	49	61	61
	㉑空き家率 [%]	3	9	4	7	3	65	36	61	46	66
地域経済の指標	㉒従業者一人当たり第三次産業売上高 [百万円/人]	11	12	15	10	17	39	41	48	36	54
	㉓都市全域の小売商業床面積あたりの売上高 [万円/㎡]	70	53	83	66	63	49	33	61	46	42
	㉔都市機能を誘導する区域における小売商業床効率 [万円/㎡]	71	62	81	80	60	50	44	55	55	43
	㉕平均住宅地価(居住を誘導する区域) [円/㎡]	92,400	24,000	52,900	22,500	56,900	74	41	55	41	57
行政運営指標	㉖人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費 [千円]	282	464	439	507	314	41	52	51	55	43
	㉗財政力指数	1	0	1	1	1	52	37	47	39	54
	㉘市民一人当たりの税収額 [千円]	93	91	98	82	101	42	41	45	35	47
エネルギー／低炭素の指標	㉙市民一人当たりの自動車CO2排出量 [t-CO2/年]	0	1	1	1	2	78	63	50	52	31

(出典：国土交通省 レーダーチャート自動作成ツール)

3 まちづくりに関する市民意識調査

3-1 市民意識調査の概要

市民意識調査は、「春日市都市計画マスタープラン」及び「春日市緑の基本計画」の改定に伴い、現在のまちの課題や方向性などについて市民意見を伺い、計画に反映することを目的として、以下の調査方法・内容で行いました。

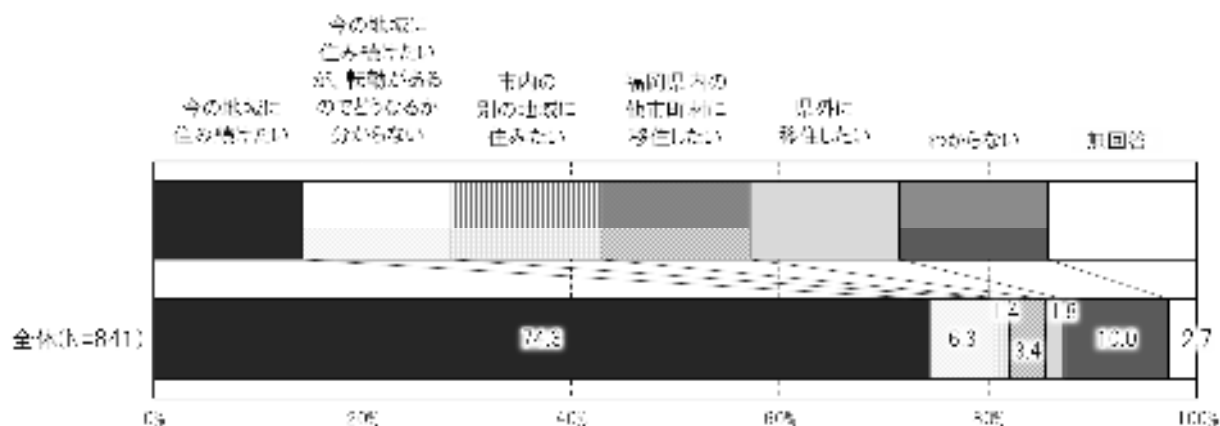
項目	内 容
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	春日市内に在住する18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
調査実施期間	2019年12月3日(火)～2020年1月10日(金)
回答数(回答率)	回答数:841(回答率:42.1%)
調査内容	1. 回答者の属性 2. お住まいについて(居住意向 等) 3. 日常生活について(各種施設の利用状況、移動手段 等) 4. これまでのまちづくりの評価と期待について(施策満足度・重要度) 5. 春日市の将来のまちづくりの方向性について 6. 春日市の「緑」について 7. 市民協働によるまちづくりの推進について

3-2 調査結果

3-2-1 居住継続意向

- 「今の地域に住み続けたい」が74.3%と最も高く、『住み続けたい』(「今の地域に住み続けたい」+「今の地域に住み続けたいが、転動があるのでどうなるか分からない」)は80.6%

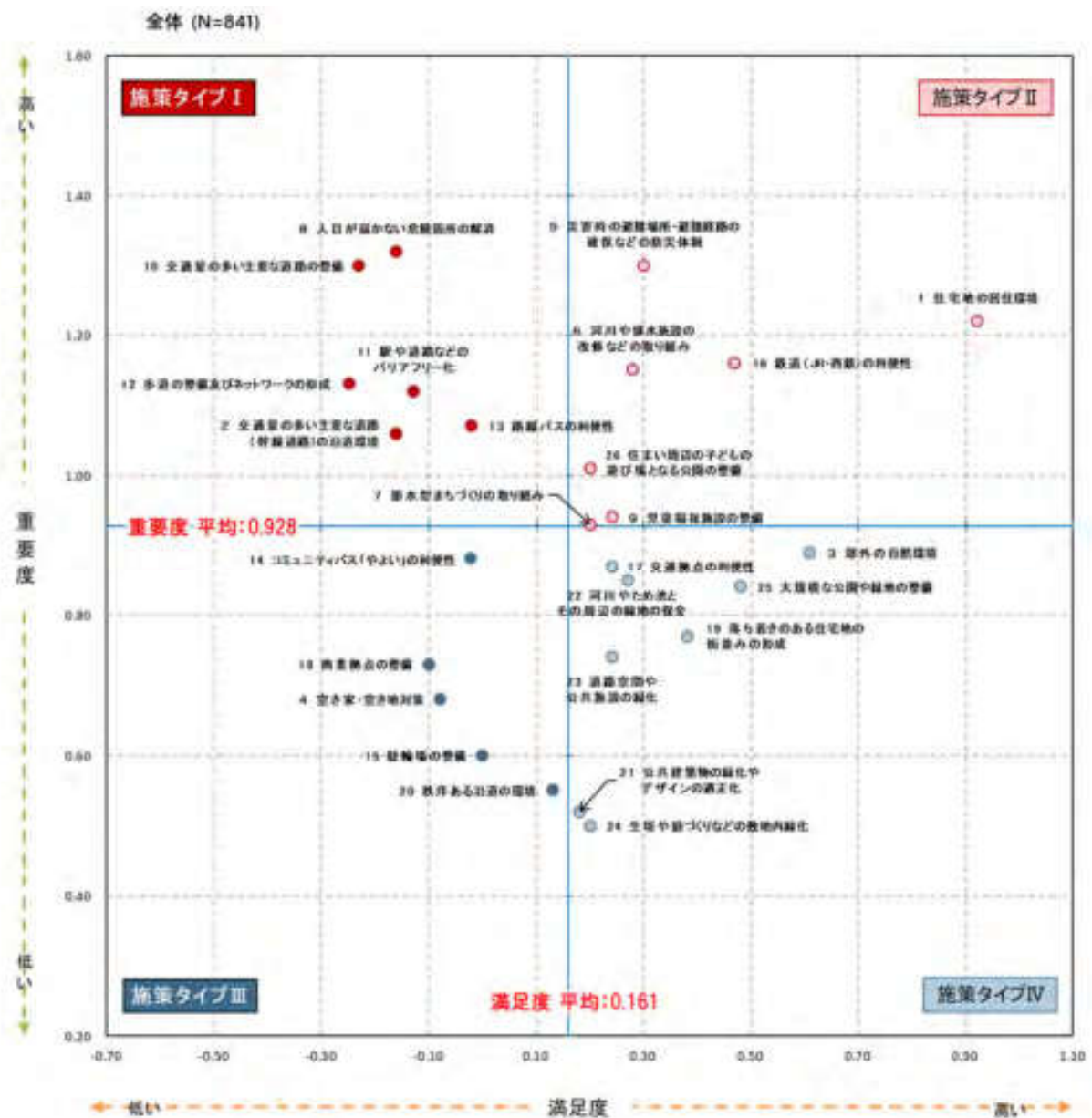
居住継続意向



3-2-3 満足度・重要度

- 重要度が高い一方、満足度が低い【施策タイプⅠ】の主な施策は「8 入目が届かない危険箇所の解消」「10 交通量の多い主要な道路の整備」など6項目となっており、早急に対応が必要と考えられます。
- 満足度、重要度ともに高い【施策タイプⅡ】の主な施策は「1 住宅地の居住環境」「16 鉄道（JR・西鉄）の利便性」など7項目となっています。
- 満足度が高く、重要度が低い【施策タイプⅣ】の主な施策は「19 落ち着いたある住宅地の街並みの形成」「25 大規模な公園や緑地の整備」など8項目となっています。
- 重要度・満足度共に低い【施策タイプⅢ】の主な施策は「18 商業拠点の整備」「4 空き家・空き地対策」など5項目となっています。

全体分析



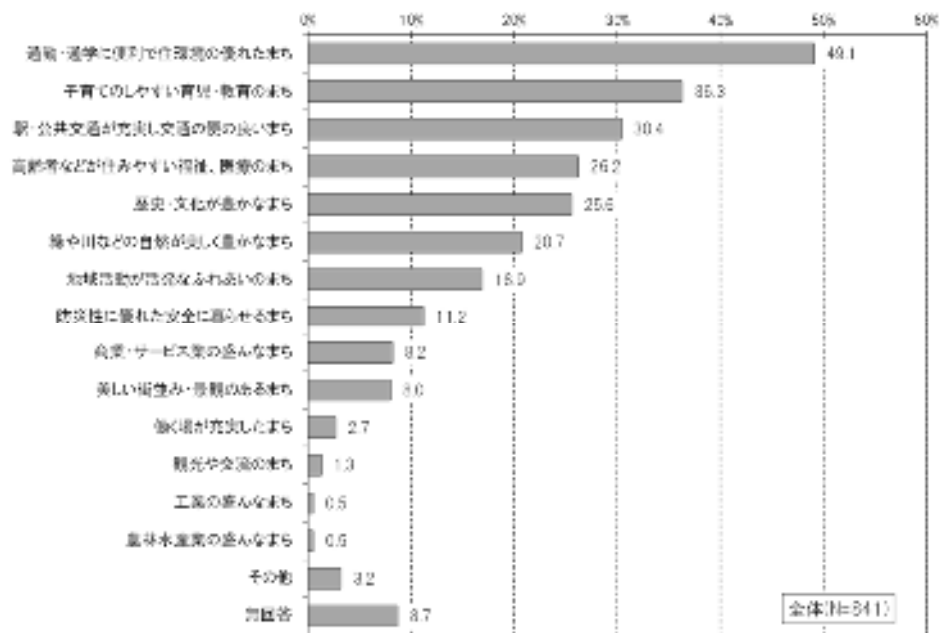
■ 施策タイプについて

タイプ	重要度	満足度	分類
施策タイプⅠ	高	低	優先して改善を要する施策
施策タイプⅡ	高	高	現状の水準を維持する施策
施策タイプⅢ	低	低	現状維持またはあり方について検討を要する施策
施策タイプⅣ	低	高	改善の必要性が低い施策

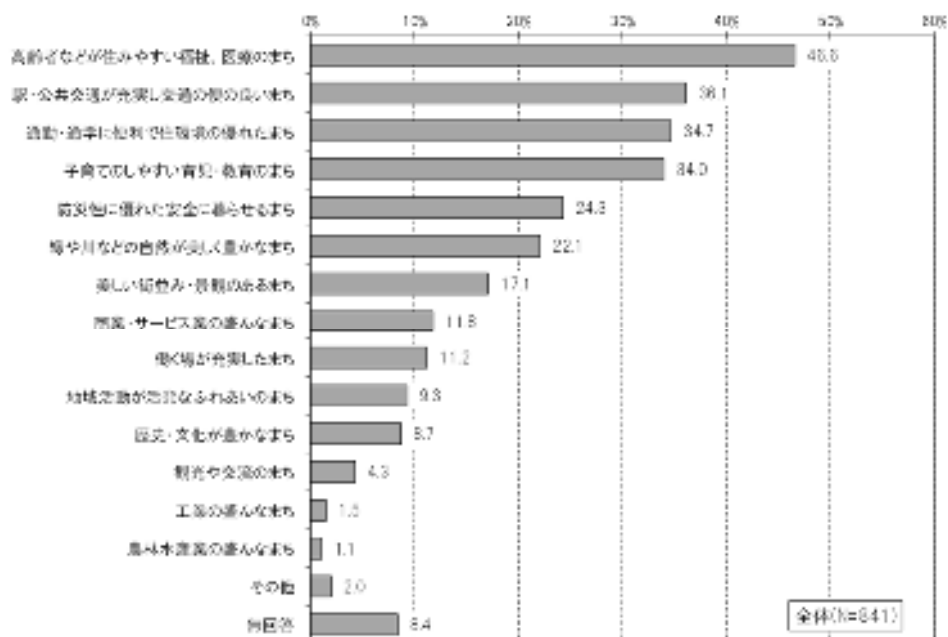
3-2-4 現在のまち・将来のまちのイメージ

- 現在のイメージについてみると、「通勤・通学に便利で住環境の優れたまち」が49.1%と最も高くなっており、次いで「子育てのしやすい育児・教育のまち」(36.3%)、「駅・公共交通が充実し交通の便の良いまち」(30.4%)の順となっています。
- 将来のイメージについてみると、「高齢者などが住みやすい福祉、医療のまち」が46.6%と最も高くなっており、次いで「駅・公共交通が充実し交通の便の良いまち」(36.1%)、「通勤・通学に便利で住環境の優れたまち」(34.7%)、「子育てのしやすい育児・教育のまち」(34.0%)の順となっています。

現在のイメージ



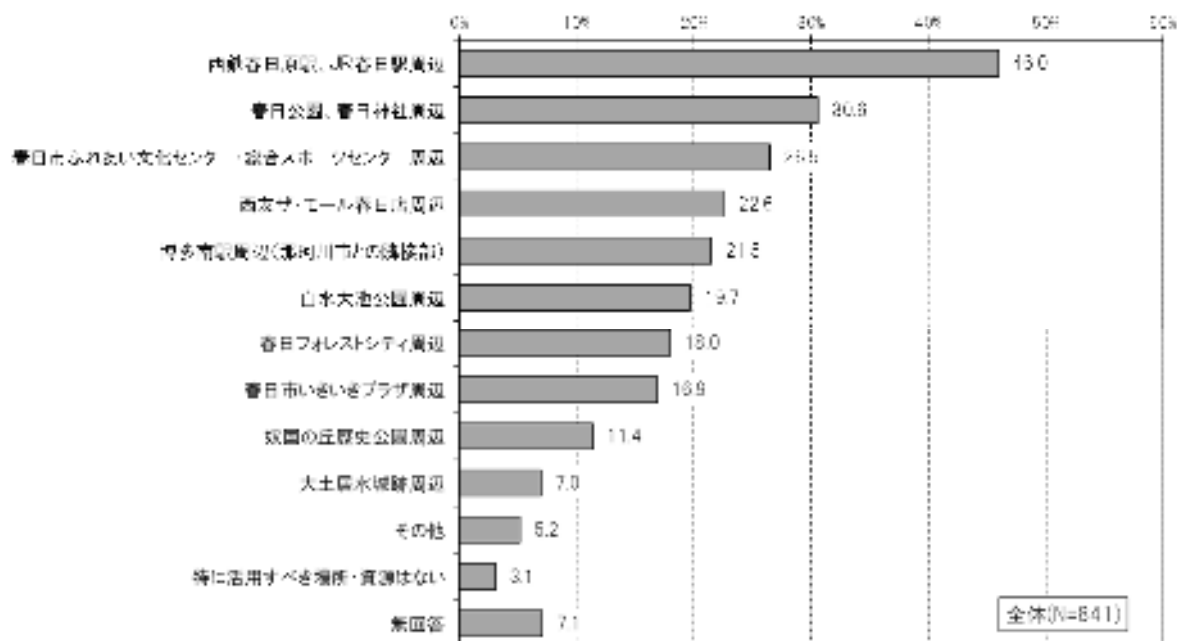
将来のイメージ



3-2-5 活性化の重点区域

■ 春日市全体の活性化や魅力化に向けて重点的に活用したり、整備したりすべき地域・施設・場所などについてみると、「西鉄春日原駅、JR春日駅周辺」が46.0%と最も高くなっており、次いで「春日公園、春日神社周辺」(30.6%)、「春日市ふれあい文化センター・総合スポーツセンター周辺」(26.5%)の順となっています。

春日市全体の活性化や魅力化に向けて重要な場所

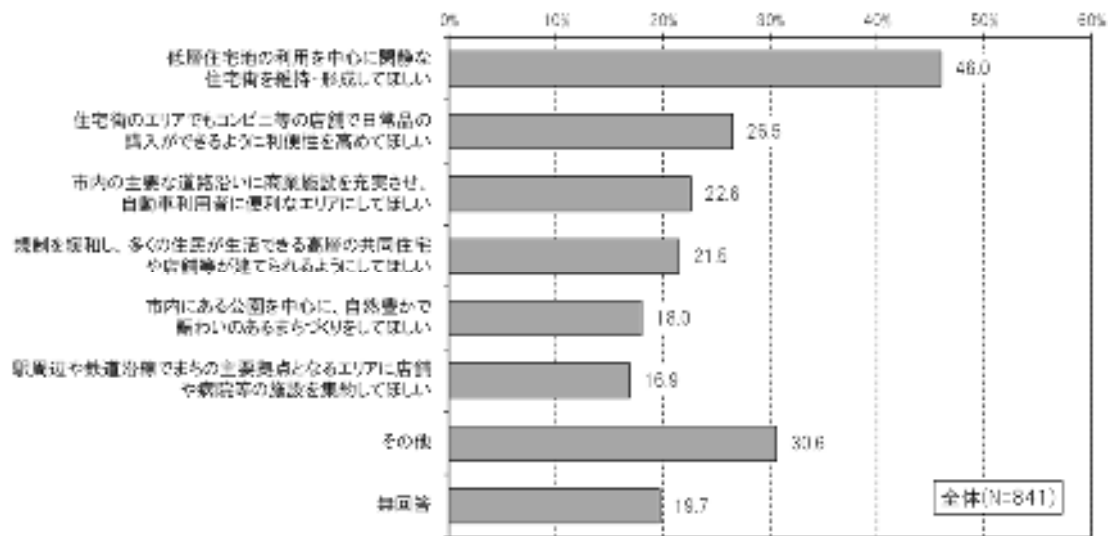


3-2-6 今後の主要施策

(1) 土地利用

- 「低層住宅地の利用を中心に閑静な住宅街を維持・形成してほしい」が46.0%と最も高くなっており、次いで「住宅街のエリアでもコンビニ等の店舗で日用品の購入ができるように利便性を高めてほしい」(26.5%)、「市内の主要な道路沿いに商業施設を充実させ、自動車利用者に便利なエリアにしてほしい」(22.6%)の順となっています。

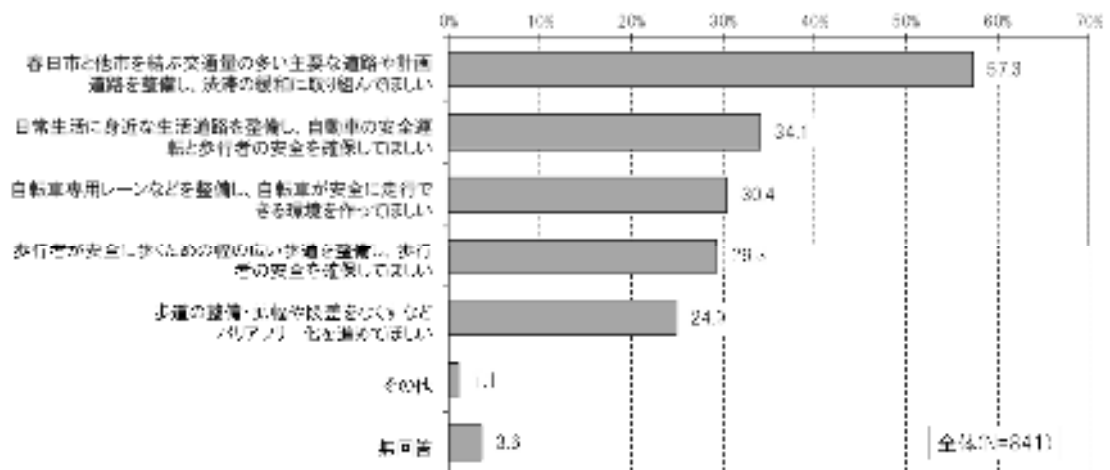
将来の土地利用に関して重視すべきだと思うこと(全体)



(2) 道路施策

- 「春日市と他市を結ぶ交通量の多い主要な道路や計画道路を整備し、渋滞の緩和に取り組んでほしい」が57.3%と最も高くなっており、次いで「日常生活に身近な生活道路を整備し、自動車の安全運転と歩行者の安全を確保してほしい」(34.1%)の順となっています。

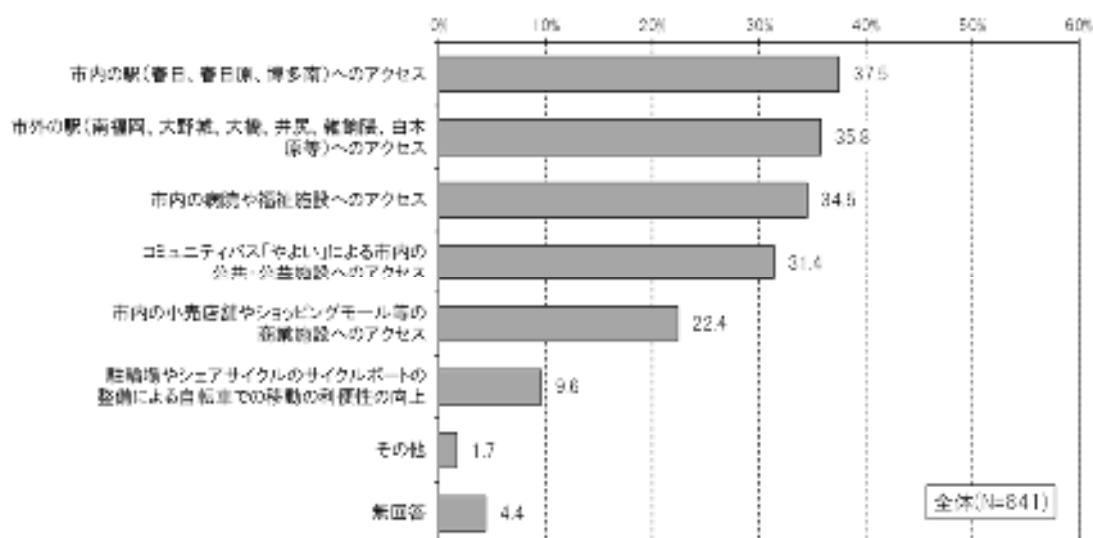
将来の道路施策に関して重視すべきだと思うこと(全体)



(3) 交通施策

- 「市内の駅（春日、春日原、博多南）へのアクセス」が 37.5%と最も高くなっており、次いで「市外の駅（南福岡、大野城、大橋、井尻、雑餉隈、白木原等）へのアクセス」（35.8%）、「市内の病院や福祉施設へのアクセス」（34.5%）の順となっています。

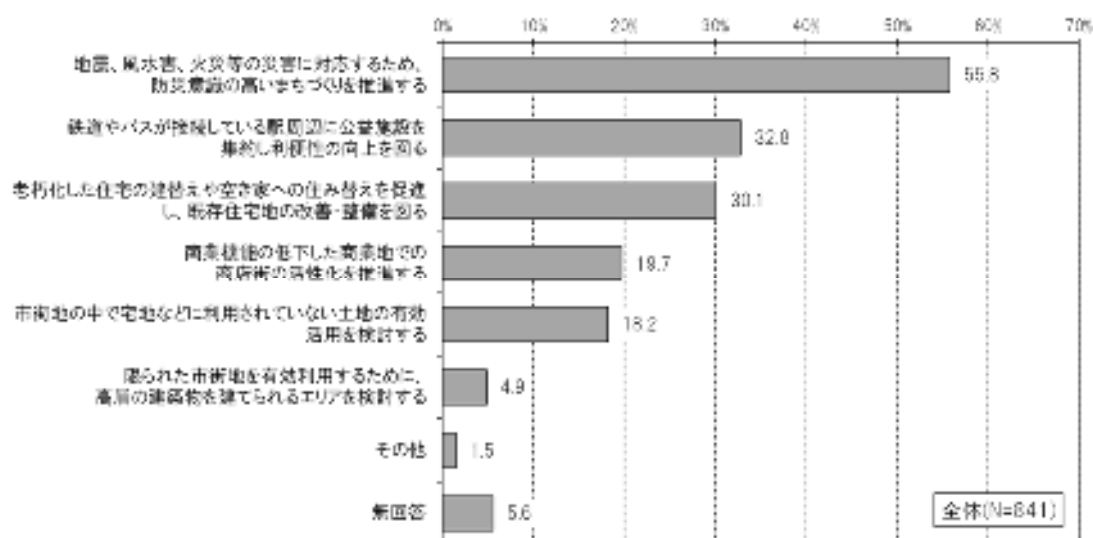
将来の交通施策に関して重視すべきだと思うこと（全体）



(4) 市街地整備

- 「地震、風水害、火災等の災害に対応するため、防災意識の高いまちづくりを推進する」が 55.8%と最も高くなっており、次いで「鉄道やバスが接続している駅周辺に公益施設を集約し利便性の向上を図る」（32.8%）の順となっています。

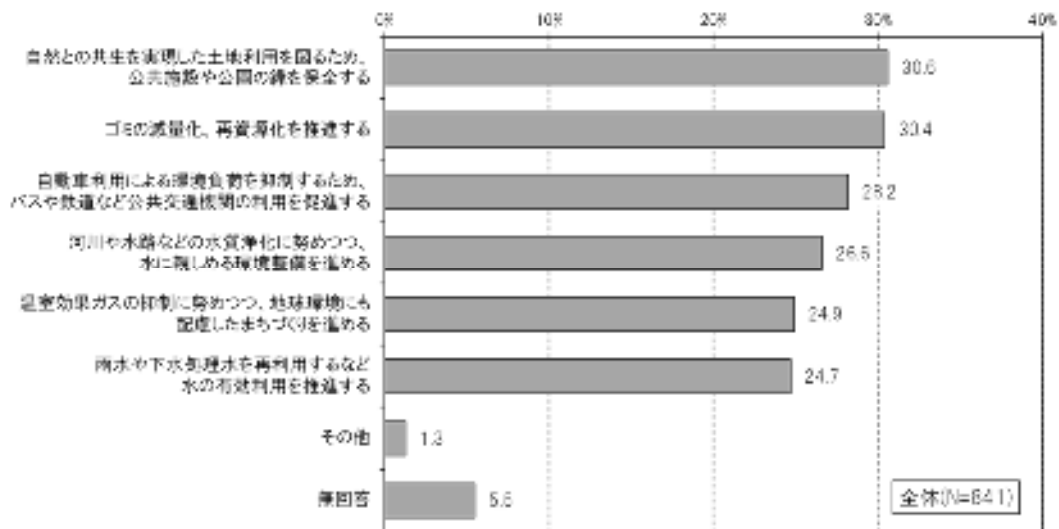
将来の市街地整備に関して重視すべきだと思うこと（全体）



(5) 環境施策

■ 「自然との共生を実現した土地利用を図るため、公共施設や公園の緑を保全する」が30.6%と最も高くなっており、次いで「ゴミの減量化、再資源化を推進する」(30.4%)の順となっています。

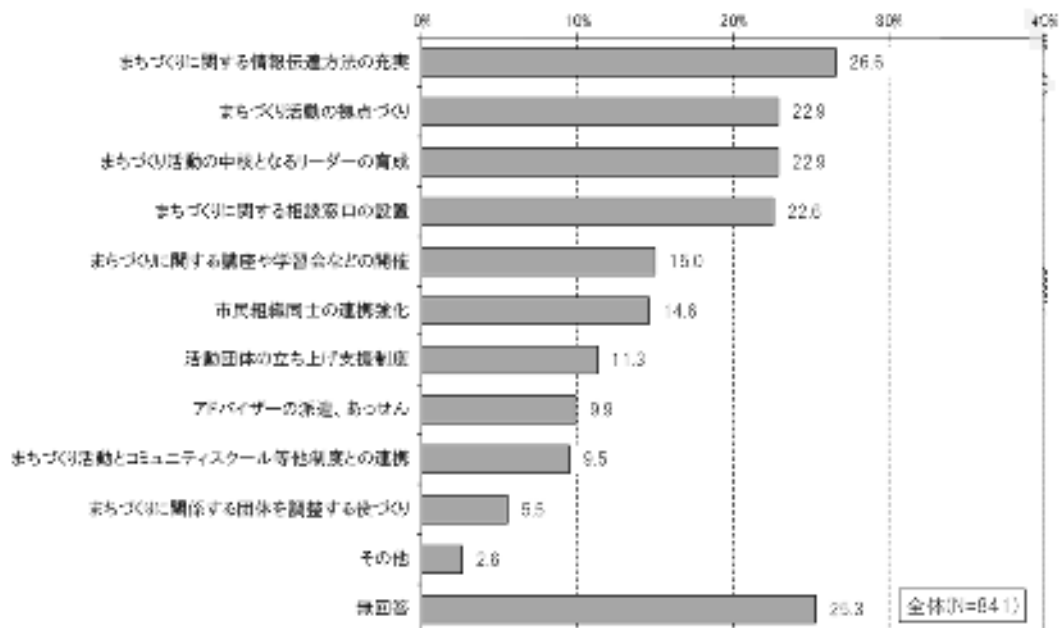
将来の環境に関して重視すべきだと思うこと(全体)



(6) 市民協働

■ 「まちづくりに関する情報伝達方法の充実」(26.6%)が最も高くなっており、次いで「まちづくり活動の拠点づくり」、「まちづくり活動の中核となるリーダーの育成」(共に22.9%)の順となっています。

市民協働によるまちづくりに必要だと思うこと



4 上位・関連計画の整理

4-1 上位計画

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（福岡広域都市計画区域） 【2021年（令和3年）4月30日告示】	
■目標年次	2035年（令和17年）
■都市計画マスタープランの基本計画に関する方策等	
（1）都市づくりの理念	
<ul style="list-style-type: none"> ①持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり ②安全で快適な生活を支える都市づくり ③自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり ④活気にあふれた個性が輝く都市づくり ⑤多様な主体が参画するまちづくり 	
（2）都市づくりの目標	
「福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏を目指す 福岡都市圏」	
■春日市の位置づけと関連施策の方向性	
（1）福岡都市圏都市計画区域における春日市の位置づけ	
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市市街地と最も一体性の高い「市街地ゾーン」の形成と、その利便性と魅力を高める広域拠点・拠点および緑とレクリエーションの拠点の形成 	
（2）関連施策の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・広域拠点(西鉄春日原駅周辺)…大規模集客施設の立地を誘導 ・拠点（JR博多南駅周辺）…身近な地域において都市機能の集積を図る ・緑とレクリエーションの拠点（春日公園、白水大池公園など） …現存の公園、緑地の保全を図るとともに市街地における公園の計画的な配置を促進 …公園緑化や道路沿道緑化、河川沿いの遊歩道等の整備を推進し、遺跡やレクリエーション拠点等の連結による水と緑のネットワークの形成を図る ・基幹公共交通軸（JR博多南線、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線） …交通結節点の機能強化を促進し、誰もが自由に移動することができる持続可能な交通体系の構築を図る ・市街地における住宅建設の方針 …良質なストック形成の観点から質の向上を重視し、基礎的な居住水準の向上はもとより、人口減少・高齢社会への対応、環境との共生、安全性や防災・防犯性の向上などを図るとともに、周辺環境との調和やまちづくりへの貢献などに配慮し、良好な住環境の形成を図る ・市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 …公園緑化や道路沿道緑化、河川沿いの遊歩道等の整備を推進し、遺跡やレクリエーション拠点等の連結による水と緑のネットワークの形成を図る ・主要な施設の配置の方針（道路） …交通混雑の緩和を図る必要がある区間等は、その交通需要に対処するため、適切な道路の配置を図る（那珂川宇美線、長浜太宰府線） ・都市再開発に関する方針 	

…住宅団地としての存続が必要な団地においては、市街地開発事業等を活用して都市基盤を生かした再生を促進

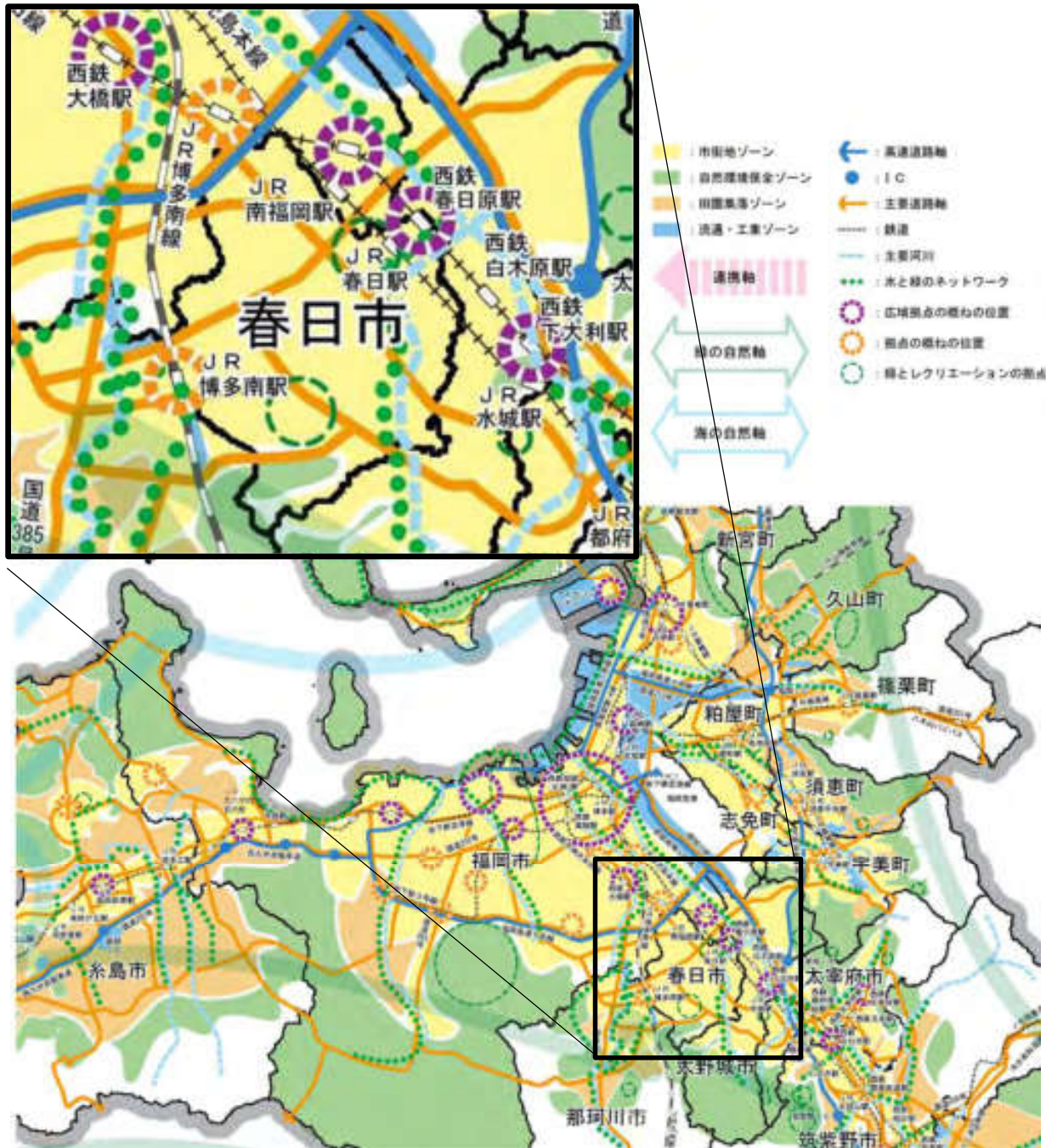


図 将来像図 (抜粋)

第6次春日市総合計画【2021年（令和3年）3月】	
■計画期間	2021年（令和3年度）～2030年（令和12年度）
■都市計画マスタープランの基本計画に関する方策等	
<p>(1) 将来都市像 『住みよさ実感都市 かすが』 ～つながる はぐくむ 支え合う～</p> <p>(2) まちづくりの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住み続けたいと思えるまちづくり ・みんなが活躍する協働のまちづくり ・未来へつなげるまちづくり <p>(3) 基本目標及び施策</p>	
基本目標	施策
基本目標1 人と地域がつながり、豊かさと にぎわいを生み出すまち ～人づくり・地域づくり～	1 協働のまちづくりの推進 2 まちの魅力発信 3 多様な学びの支援 4 文化芸術の振興 5 スポーツ・運動の推進 6 文化財の保存・活用 7 産業の振興
基本目標2 安心して子育てができ、子どもが すくすくと成長できるまち ～子育て・教育～	1 妊娠・出産・子育て支援の充実 2 子どもの健全育成 3 学校教育の充実 4 共育（共に育てる）の推進
基本目標3 みんなで支え合い、誰もが健やかに いきいきと暮らせるまち ～健康・福祉～	1 健康づくり支援の充実 2 高齢者支援の充実 3 障がい者支援の充実 4 地域共生社会の推進 5 人権が尊重される社会の推進 6 男女共同参画社会の推進 7 社会保障制度の適正な運営
基本目標4 良好な住環境の中で、安心して 快適に暮らせるまち ～都市整備・安全安心～	1 良好な住環境の確保 2 交通体系の整備・維持 3 上下水道の維持・保全 4 憩いの空間の整備・維持 5 環境保全と循環型社会の推進 6 防災体制の充実 7 暮らしの安全の確保
基本目標5 持続可能で、市民から信頼される 行政経営 ～行政経営～	1 効果的・効率的な行政運営 2 持続可能な財政運営 3 透明性・公平性の高い行政運営

第2期春日市人口ビジョン・春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略 【2020年（令和2年）3月】									
■計画期間	2020年（令和2年度）～2024年（令和6年度）								
■都市計画マスタープランの基本計画に関する方策等									
<p>(1) 将来人口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2060年（令和42年）に人口10万人の維持を目指す <p>(2) 総合戦略</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 基本目標1 若い世代の結婚から子育てまでの 希望がかなうまちづくり </td> <td> 指針1 子育て支援施策の充実 指針2 妊娠・出産支援 指針3 働き方改革と家族・家庭の役割等に 関する普及啓発 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標2 九州で最も住みやすい 魅力あるまちづくり </td> <td> 指針1 商工業の振興 指針2 交通機能など都市機能の充実 指針3 学校教育の充実 指針4 安全・安心なまちづくり 指針5 生活環境の保全 指針6 まちの魅力PR 指針7 地域人材の育成、U・Iターンの促進 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した 持続可能なまちづくり </td> <td> 指針1 市民主体のまちづくりの推進 指針2 持続可能な社会保障制度の実現 指針3 都市の再構築 指針4 行財政改革の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	施策	基本目標1 若い世代の結婚から子育てまでの 希望がかなうまちづくり	指針1 子育て支援施策の充実 指針2 妊娠・出産支援 指針3 働き方改革と家族・家庭の役割等に 関する普及啓発	基本目標2 九州で最も住みやすい 魅力あるまちづくり	指針1 商工業の振興 指針2 交通機能など都市機能の充実 指針3 学校教育の充実 指針4 安全・安心なまちづくり 指針5 生活環境の保全 指針6 まちの魅力PR 指針7 地域人材の育成、U・Iターンの促進	基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した 持続可能なまちづくり	指針1 市民主体のまちづくりの推進 指針2 持続可能な社会保障制度の実現 指針3 都市の再構築 指針4 行財政改革の推進
基本目標	施策								
基本目標1 若い世代の結婚から子育てまでの 希望がかなうまちづくり	指針1 子育て支援施策の充実 指針2 妊娠・出産支援 指針3 働き方改革と家族・家庭の役割等に 関する普及啓発								
基本目標2 九州で最も住みやすい 魅力あるまちづくり	指針1 商工業の振興 指針2 交通機能など都市機能の充実 指針3 学校教育の充実 指針4 安全・安心なまちづくり 指針5 生活環境の保全 指針6 まちの魅力PR 指針7 地域人材の育成、U・Iターンの促進								
基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した 持続可能なまちづくり	指針1 市民主体のまちづくりの推進 指針2 持続可能な社会保障制度の実現 指針3 都市の再構築 指針4 行財政改革の推進								

4-2 関連計画

第2次春日市緑の基本計画【2021年（令和3年）9月】（予定）	
■計画期間	2020年（令和2年度）～2040年（令和22年度）
■都市計画マスタープランの基本計画に関する方策等	
<p>(1) 基本理念：『みんなであつなく ふるさと かすがの緑』</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>「守る」・・・市の文化・歴史が薫る自然環境の保全</p> <p>「育む」・・・豊かな住宅都市を彩る緑の整備・管理</p> <p>「活用する」・・・守り育まれた緑が持つ多様な機能の活用</p> <p>(3) 系統別緑の配置方針</p>	
系統	配置方針
1. 自然環境	<p>①二大公園やため池とその周辺の緑地を基調とした豊かな自然環境の形成</p> <p>②奴国の丘歴史公園・弥生の森を中心とした歴史遺産と自然環境の保全</p> <p>③点在する農地・ため池のあり方の検討</p> <p>④街路樹等の整備・維持管理や河川の親水化による水と緑のネットワークの形成</p>
2. 市民の交流・レクリエーション	<p>①官民連携による春日公園・白水大池公園の魅力の向上</p> <p>②くつろぎ核や地域住民交流核となる公園をはじめとした公園再整備</p> <p>③公園緑地が不足するエリアでの交流の場や緑の確保</p> <p>④点在する小規模な児童遊園や緑地のあり方の検討</p>
3. 防災	<p>①ため池の適切な維持管理による貯水機能の発揮</p> <p>②道路・公園等公共施設の緑の保全と開発時の緩衝緑地等の確保</p> <p>③一時避難場所・広域避難場所となる公園緑地における防災機能の充実</p>
4. 景観・歴史文化	<p>①市の緑を特徴づける歴史・文化資源の保全と活用</p> <p>②西鉄春日原駅周辺等、市の顔となる拠点の緑化による良好な景観形成</p> <p>③低層住宅地の緑化推進による緑豊かな市街地の形成</p>

第3次春日市環境基本計画【2021年（令和3年）3月】									
■計画期間	2021年（令和3年度）～2030年（令和12年度）								
■都市計画マスタープランの基本計画に関する方策等									
<p>(1) 環境都市像：『ずっと住み続けたい共生のまち かすが』 ～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～</p> <p>(2) 重点プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な生きものと共生するまち ・地球温暖化対策の推進 ・環境学習の推進 ・快適な生活空間の保全 ・ごみを出さない生活様式への転換 									
<p>環境都市像</p> <p>ずっと住み続けたい共生のまち かすが ～人と生きものがともに暮らす魅力あるまち～</p>									
基本方針	基本方針								
<p>1 貴重な自然・歴史を 次世代へ つなくまちづくり</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基本施策</td> <td>1-1 水と緑あふれるまち</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-2 身近な生きものと共生するまち ★</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1-3 歴史・文化とふれあうまち</td> </tr> </table>	基本施策	1-1 水と緑あふれるまち		1-2 身近な生きものと共生するまち ★		1-3 歴史・文化とふれあうまち		
基本施策	1-1 水と緑あふれるまち								
	1-2 身近な生きものと共生するまち ★								
	1-3 歴史・文化とふれあうまち								
<p>2 良好な生活環境を 守るまちづくり</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基本施策</td> <td>2-1 さわやかな空気の保全</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-2 静けさの保全</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-3 きれいな水の保全</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-4 快適な生活空間の保全 ★</td> </tr> </table>	基本施策	2-1 さわやかな空気の保全		2-2 静けさの保全		2-3 きれいな水の保全		2-4 快適な生活空間の保全 ★
基本施策	2-1 さわやかな空気の保全								
	2-2 静けさの保全								
	2-3 きれいな水の保全								
	2-4 快適な生活空間の保全 ★								
<p>3 地球環境に やさしいまちづくり</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基本施策</td> <td>3-1 地球温暖化対策の推進 ★</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-2 気候変動への適応</td> </tr> </table>	基本施策	3-1 地球温暖化対策の推進 ★		3-2 気候変動への適応				
基本施策	3-1 地球温暖化対策の推進 ★								
	3-2 気候変動への適応								
<p>4 限りある資源を 大切にす まちづくり</p>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">基本施策</td> <td>4-1 ごみを出さない生活様式への転換 ★</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-2 資源の循環利用と廃棄物の適正処理の推進</td> </tr> </table>	基本施策	4-1 ごみを出さない生活様式への転換 ★		4-2 資源の循環利用と廃棄物の適正処理の推進				
基本施策	4-1 ごみを出さない生活様式への転換 ★								
	4-2 資源の循環利用と廃棄物の適正処理の推進								
	<p>5 市民との 協働による 環境の まちづくり</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">基本施策</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">5-1 環境学習の推進 ★</td> <td style="background-color: #d9ead3;">5-2 環境保全活動の拡大</td> </tr> </table>	基本施策		5-1 環境学習の推進 ★	5-2 環境保全活動の拡大				
基本施策									
5-1 環境学習の推進 ★	5-2 環境保全活動の拡大								
★ 特に重点的に取り組む基本施策									

第2章 まちづくりの基本的課題

1 現況からみた課題の整理

◆都市現況の把握

	都市の現況特性	現況から見た課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> 現状では人口増加、1世帯当たり人員は福岡県平均(2.24人/世帯)よりも高い 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の人口増加傾向および1世帯当たり人員の高さを維持(家族世帯の定住維持)
	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進行 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢社会に対応した生活環境整備 子育て世代等の定住促進(子育てしやすいまちづくり)
	<ul style="list-style-type: none"> 市域全体の人口密度は高い 春日駅、春日原駅周辺での人口増加、戸建ての住宅団地で人口減少(空家が点在) 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺等における土地の高度利用 旧来からの市街地の環境向上(住機能の充実等)と空家の活用
	<ul style="list-style-type: none"> 「住機能型」であり、福岡市の通勤・通学が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡都心部との機能連携 住宅地としての魅力・機能の維持・向上
産業	<ul style="list-style-type: none"> 店舗数・年間販売額ともに減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 生活サービス機能の維持・向上 商業地の魅力向上
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 市域外縁部に、公益施設、大規模商業施設および大学等が立地 幹線道路沿いに商業施設が立地 それ以外は戸建住宅、集合住宅が立地 ため池が点在 	<ul style="list-style-type: none"> 利便性の高い住宅地の形成 ため池の効果的活用(自然環境および住宅立地誘導)
	<ul style="list-style-type: none"> 市域の幅広い範囲で高さ制限が指定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 定住および都市機能充実に合わせた高度利用の適切な誘導
	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退・敷地最低面積の指定や地区計画による市街地環境の保全が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺都市も含む良好な住宅地としてのイメージ形成を考慮した環境の適切な誘導 地域主体の市街地環境維持・向上の取組み促進
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路は、市域北部を中心に未整備区間が存在 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の計画的整備(交通渋滞の緩和促進)
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園は100%整備済み 大規模公園が2箇所存在(春日公園、白水大池公園) 	<ul style="list-style-type: none"> 春日公園・白水大池公園の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> 雨水幹線が部分的に流下能力不足 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水幹線の整備推進
交通	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、路線バス・コミュニティバス共に充実している コミュニティバスは、路線により利用状況に大きな差がある 	<ul style="list-style-type: none"> 南部住宅団地を中心に効率的で効果的な公共交通の確保 現路線、本数の維持
利便施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共福祉施設の立地が市全域をカバーしていないが、それ以外の生活サービス関連施設のカバー状況は比較的高い 	<ul style="list-style-type: none"> 公共福祉施設の利便性向上 生活利便性の高さの維持向上と効果的活用(既存ストックを生かした定住促進)

	都市の現況特性	現況から見た課題
空家	<ul style="list-style-type: none"> 旧市街地に多くの空家が分布 住宅団地に空家が点在 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市街地での空家対策の実施 住宅団地での空家防止策の展開
防災	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒特別区域が、ため池の周辺等に点在 市域北部を中心に地震被害および豪雨災害箇所が点在 	<ul style="list-style-type: none"> 旧市街地を中心に耐震・水害対策等の実施
歴史	<ul style="list-style-type: none"> 「弥生銀座」と呼ばれる弥生時代の歴史的資源の宝庫 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな歴史的資源を春日の個性として活用

◆都市構造の分析

都市構造の特徴	都市構造の特徴から見た課題
<ul style="list-style-type: none"> 市域中央部で人口密度低下および人口減少が予想される 駅周辺や幹線道路沿いの人口密度は維持されると予想される 	<ul style="list-style-type: none"> 市域中央部の定住促進 駅周辺や幹線道路沿いの人口定着の誘導
<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺で高齢化が進行すると予想される 市域中央部は高齢化が進行する中で高齢人口が減少すると予想される 南部の住宅団地は高齢者の増加が顕著になると予想される 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺および市域中央部での高齢化への対応と市域中央部での定住促進 住宅団地での多世代居住および転入等の促進

2 市民アンケート結果からみた課題

市民アンケート結果	
○居住意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「今の地域に住み続けたい」は8割以上
○日常生活スタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な生活サービスは生活圏内で利用 ・ 外食・娯楽等の福岡(博多区)への依存傾向が強い ・ 生活サービス利用での自動車依存傾向が強い
○満足度・重要度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満足度が高いのは、「住宅地の居住環境」、「郊外の自然環境」、「鉄道の利便性」 ・ 不満度が高いのは、「交通量の多い主要な道路の整備」、「交通量の多い主要な道路の沿道環境」、「歩道の整備及びネットワークの形成」 ・ 「交通量の多い主要な道路の整備」の緊急度が高い（不満度・重要度ともに最も高い）
○現在のまちのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「通勤・通学に便利で住環境の優れたまち」が比較的突出して多い。→施策の満足度と一致 ・ 次いで、「子育てのしやすい育児・教育のまち」、「駅・公共交通が充実し交通の便の良いまち」が多い。（30%以上）
○将来のまちのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者等が住みやすい福祉・医療のまち」が比較的突出して多い。次いで、「駅・公共交通が充実し交通の便の良いまち」、「通勤・通学に便利で住環境に優れたまち」、「子育てのしやすい育児・教育のまち」が多くなっている。（30%以上）
○活性化の重点区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「西鉄春日原駅、JR 春日駅周辺」が突出して最も多く、次いで、「春日公園・春日神社周辺」が多い。（30%以上）
○今後の主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用：低層住宅の利用を中心に静寂な住宅地を維持・形成 ・ 道路：春日市と他市を結ぶ交通量の多い主要な道路や計画道路を整備し、渋滞の緩和 ・ 交通：市内および市外の駅へのアクセス ・ 市街地整備：地震、水害、火災等の災害に対応するため、防災意識の高いまちづくりを推進 ・ 環境：公共施設や公園の緑化を保全、ゴミの減量化・再資源化の推進 ・ 市民協働のまちづくり（まちづくりに関する情報伝達、拠点づくり、リーダー育成）

3 まちづくりの基本的課題

◆まちづくりの基本的課題

項目	まちづくりの基本的課題
都市構造	<p>○福岡で最も「住みよい」都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセスと生活利便施設が充実している環境を活用した良質な居住ゾーンを形成 ・「南北交通軸」による福岡都心部との機能連携(住宅都市に特化) ・「東西交通軸」による生活サービス機能の利便性確保と周辺市街地との一体的イメージ形成 <p>◆「今の地域に住み続けたい」は8割以上→定住意識の維持・向上</p> <p>◆外食・娯楽等の福岡(博多区)への依存傾向が強い→福岡市との機能連携</p>
土地利用	<p>○魅力と利便性の高い住宅地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に対応した居住環境の確保(自然・教育に恵まれ、交通利便性と生活利便性の高い住宅地の確保) ・高齢化に対応した安全で安心して生活できる住宅地の確保 ・住替えや空家活用による多世代が選択できる多様な住宅の立地誘導 <p><住居系土地利用構成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域中央部の高齢化への対応と定住の促進 ・南部戸建住宅地の多世代居住・転入の促進 ・駅周辺での高度利用の適切な誘導 ・旧市街地における居住環境の維持・改善(高齢化に対応した安全性の向上) <p>○魅力ある住宅都市を支える商業地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡都心部や近郊の大型店舗と機能分担した商業地の形成 (地域の顔となる駅周辺の商業地と生活利便性を高める沿道商業地の確保) <p>◆高齢者等が住みやすい福祉・医療のまち、駅・公共交通が充実し交通の便の良いまち、通勤・通学に便利で住環境の優れたまち、子育てのしやすい育児・教育のまち</p> <p>◆低層住宅の利用を中心に閑静な住宅地の維持・形成</p> <p>◆西鉄春日原駅、JR春日駅周辺での生活拠点形成</p> <p>◆春日公園・春日神社周辺での環境拠点形成</p>
都市施設	<p>○利便性の高い市街地を支える都市計画道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内の渋滞の緩和と歩行者の安全性の確保 <p>○市民の活動拠点の確保・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツセンター地区を中心とした市民の交流・活動の拠点形成 ・市域中央部に位置する文化・スポーツセンター地区へのアクセス充実 <p>○既存施設を活用した水と緑のネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園や河川、街路樹を活用した水と緑のネットワークを確保 <p>○災害に備えた安心できる市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策の適切な実施と避難施設等の適切な確保 ・市街地の耐震化の促進(建築物、供給処理施設、交通施設等) <p>○公共交通の利便性の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅の交通結節点機能の向上 ・路線バス、コミュニティバス路線の維持 <p>◆交通量の多い主要な道路(渋滞の緩和)および沿道環境の整備、歩道の整備及びネットワークの形成</p> <p>◆市内および市外の駅へのアクセス向上</p> <p>◆防災意識の高いまちづくりを推進</p>

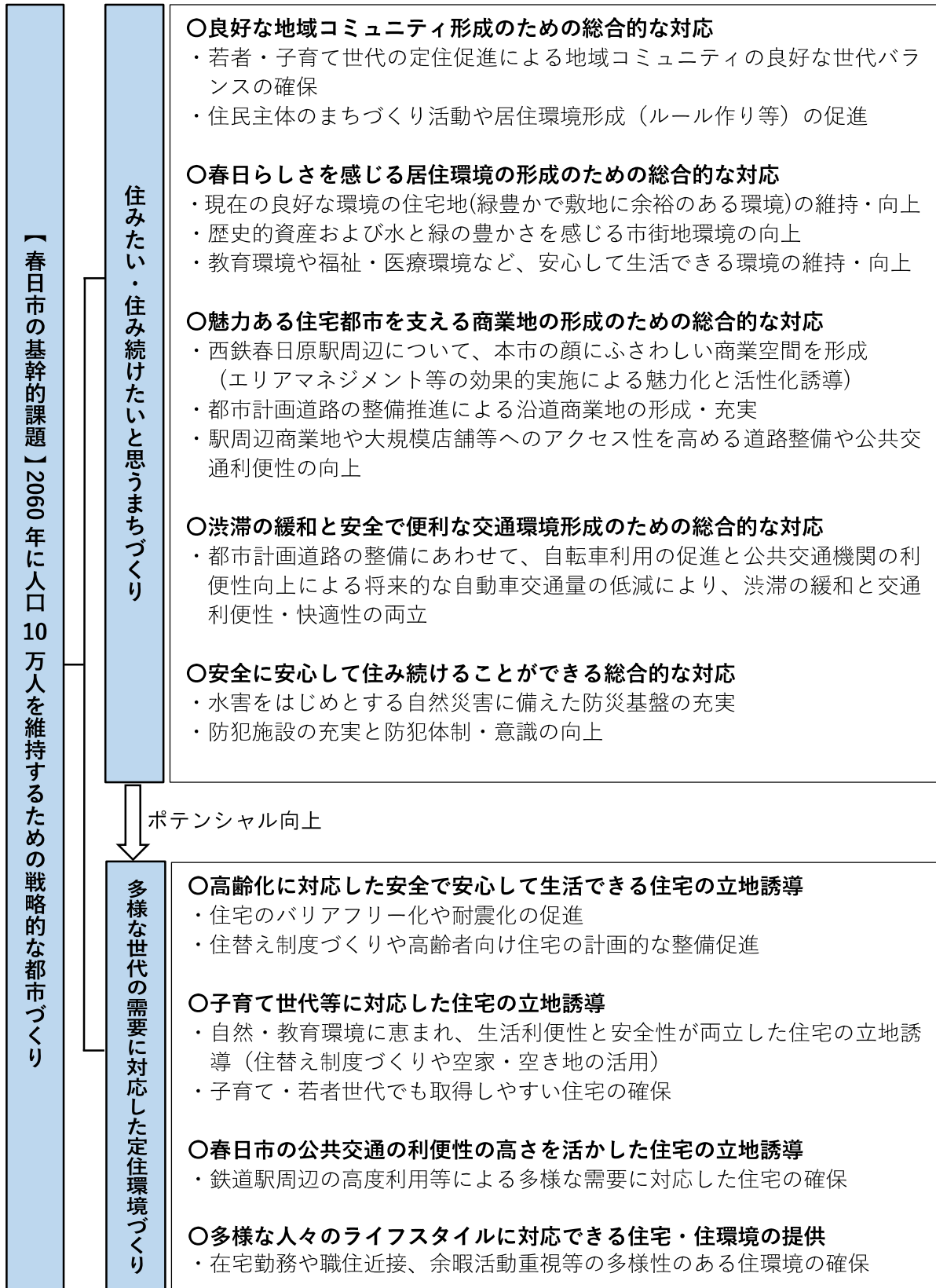
項目	まちづくりの基本的課題
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活に潤いを与え、広域的利用にも対応した自然レクリエーション拠点の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・春日公園・白水大池公園の有効活用とため池等の有効利用 ○弥生銀座と呼ばれた豊かな歴史性の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史性を活かした市街地環境の整備（歴史的資源の保全・活用と歴史的雰囲気を活かした市街地環境整備） ○低炭素・循環型都市の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車・多様な公共交通の利用促進、環境保全活動等の促進 ◆公共施設や公園の緑化を保全、ゴミの減量化・再資源化の推進
まちづくり推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携による魅力ある市街地環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体のまちづくりの推進、地域活動の拠点整備 ・地域主体の市街地環境維持・向上の取組み促進 ◆市民協働のまちづくり（まちづくりに関する情報伝達、拠点づくり、リーダー育成）

◆印は、市民アンケートによる主要な市民意識

4 まちづくりの基本的課題の展開

前項までのまちづくりの課題を踏まえ、まちづくりの基本的課題の展開を以下のように整理します。

◆まちづくりの基本的課題の展開



第3章 第2次都市計画マスタープラン 策定の経緯

1 専門委員会

専門委員会は、策定に必要な事項を検討し、策定の各段階において助言をもらうための、市の外部会議です。学識経験者、実務経験者及び公募も含む市民で構成し、計9回開催しました。

①委員名簿

番号	氏名	備考
1	柴田 久	学識経験者(委員長) 福岡大学工学部社会デザイン工学科景観まちづくり研究室 教授
2	萩島 理	学識経験者(副委員長) 九州大学大学院総合理工学研究院 教授
3	長谷川 直樹	学識経験者 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科都市マネジメント研究室 准教授
4	野上 和孝 →松村 知樹	福岡県建築都市部都市計画課長
5	井上 敏行	実務経験者 福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部 常任幹事 住環境整備委員長
6	吉岡 統三	実務経験者 春日市商工会 会長
7	秋枝 恵美	市民 春日市自治会連合会会長
8	大久保 聡	市民 春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭事務局長
9	中西 洋子	市民 公募市民

②開催経緯

	開催日	内容
第1回	令和元年 11月 28日	計画の目的・策定ポイント
第2回	令和2年 2月 14日	春日市の現況整理(現況データ・アンケート) まちづくりの基本的課題
第3回	令和2年 7月 10日	まちづくりの理念・基本方針
第4回	令和2年 8月 27日	分野別まちづくり方針(土地利用、市街地整備)
第5回	令和2年 10月 29日	分野別まちづくり方針 (都市施設、自然・歴史環境、景観形成、安全安心)
第6回	令和3年 1月 14日	地域別構想
第7回	令和3年 4月 15日	計画の実現に向けて まちづくりの理念
第8回	令和3年 6月 4日 (書面開催)	計画のとりまとめ
第9回	令和3年 8月 5日	パブリックコメントの内容確認

2 検討委員会

検討委員会は、策定に必要な事項を検討し、関連計画、関連事業又は関連制度との調整を行うとともに、必要な情報を共有化するための、市の内部会議です。都市整備に加え、福祉や地域生活の関連課で構成しています。また、要所となる会においては、市長・副市長も招集し、計7回開催しました。

○開催経緯

開催日		内容
第1回	令和2年6月30日	計画の目的・策定ポイント
		春日市の現況整理(現況データ・アンケート) まちづくりの基本的課題
第2回	令和2年8月7日	まちづくりの理念・基本方針
第3回	令和2年10月8日	分野別まちづくり方針(土地利用、市街地整備)
第4回	令和2年11月27日	分野別まちづくり方針 (都市施設、自然・歴史環境、景観形成、安全安心)
第5回	令和3年2月19日	地域別構想
第6回	令和3年4月27日	計画の実現に向けて まちづくりの理念
第7回	令和3年5月28日	計画のとりまとめ

3 市民意向の把握

計画の策定にあたっては、市民や事業者の意見を反映させるため、専門委員会の開催以外に、市民アンケート調査や関係者ヒアリング調査の実施、パブリックコメントを行いました。

○実施事項

- ・市民アンケート調査（令和元年12月実施 市民2,000名対象）
- ・関係者ヒアリング調査（令和元年12月実施 まちづくり関係者6名対象）
- ・パブリックコメント（令和3年7月実施）

4 都市計画審議会

都市計画審議会は、法及び条例に基づき、都市計画に関する事項について調査審議する市の附属機関です。学識経験者、市議会議員、県職員及び公募市民で構成し、計2回開催しました。

①委員名簿

番号	氏名	備考
1	包清 博之	学識経験者(会長) 九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 教授
2	田辺 清喜	学識経験者 元福岡県建築都市部次長・元(一財)福岡県建築住宅センター理事長
3	後藤 みえ子	学識経験者 二級建築士・福祉住環境コーディネーター (公社)福岡県建築士会所属
4	高取 千佳	学識経験者 九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
5	藤井 俊雄	市議会議員 総務文教委員会
6	川崎 英彦	市議会議員 総務文教委員会
7	船久保 信昭	市議会議員 市民厚生委員会
8	白水 祥太郎	市議会議員 地域建設委員会
9	松村 知樹	福岡県建築都市部都市計画課長
10	多田 稔	市民委員
11	小松 正範	市民委員
12	森 俊子	市民委員
13	末次 安子	市民委員

○開催経緯

開催日		内容
第1回	令和3年4月20日	第2次春日市都市計画マスタープランの策定状況について (報告案件)
第2回	令和3年8月23日	第2次春日市都市計画マスタープランについて (諮問案件)

5 用語解説

あ行	
ICT（アイシーティ）	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。インターネット等の通信技術を活用し、情報、知識の伝達や共有を容易にする情報通信技術のこと。
一時避難所	市が定める各地区公民館。自宅で生活できなくなった被災者が、一時的に生活する所。
一時避難場所	被災者の自宅の近くにある市が定める公園や学校のグラウンドのこと。
インフラ	産業基盤、生活基盤を形成する構造物の総称。
駅前広場	鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関を結ぶ結節点として鉄道駅前に設置される広場。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
ウォーカブル	居心地が良く歩きたくなるまちなかの状況。「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）」により創設された考え方。
オープンスペース	公園、広場、河川、山林、農地、社寺境内など建物に覆われていない土地の総称。
か行	
カーシェアリング	利用登録を行った会員の間で車を共同で利用する仕組み。
開発行為	建築物の建築または特定工作物の建設に使用する目的で行う土地の区画形質の変更。
外壁の後退距離の限度	春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条に定めている壁面の位置の制限で、建築物の外壁を敷地境界線から後退させる距離を示すもの。
環境改善	不法投棄された廃棄物や建設残土などで荒廃した土地を良好な状態に戻すこと。
環境基本計画	環境基本法に基づき、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの構築、人間と多様な自然・生物の共生、これらを実現する人々の環境保全の行動への参加及び国際的取り組みについて、施策や手法を定めたもの。
幹線道路	交通機能は、交通者への交通サービスとしてのトラフィック機能と沿道の土地、建築物などへの出入サービスとしてのアクセス機能に分類される。幹線道路とは、このトラフィック機能を重視した道路をいい、一般に交通量が多い、トリップ長が長い、歩行速度が速い、業務交通が多いなどの特性を持っている。

既存不適格建築物	建築した時には建築基準法またはこれに基づく命令、条例に適合した建築物であるが、建築後の法改正や都市計画の変更などにより、現行の規定に適合しなくなった建築物。
建築協定	建築基準法に基づき、一定の区域の土地所有者など全員の合意により、建築物の敷地や用途、意匠、セットバック、生垣化などに関する協定を市長の許可を受けて締結する制度。
広域避難場所	大火災の発生など、一時避難場所からさらに避難する場所。
公共交通機関	誰もが利用できて大量の人を一度に運べる飛行機、鉄道、バス、地下鉄などの交通機関。
交通結節機能	鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように、複数の交通手段を結ぶ働き。
高度地区	都市計画法第8条に基づく地域地区の一つで、用途地域内で建築物の高さの最高限度または最低限度を定める制度。春日市では、平成11年に絶対高さ制限型高度地区（第一種15m高度地区、第一種20m高度地区および絶対20m高度地区）を指定し、併せて既存不適格建築物に対する例外許可制度を導入。
高度利用	「都市計画による制度」又は「建築基準法による建築物の容積率及び高さの緩和に関する制度」を活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
コミュニティ	地域社会、共同体のこと。共同生活が行われる一定の地域、及びそこに住む人々。
コミュニティバス	公共交通空白地の利便、高齢者や障がい者などの社会参加の支援、公共公益施設の利便などを目的に自治体が運行費を負担するバス。
さ行	
市街化区域	都市計画法第7条に基づいて、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法第7条に基づいて、公共施設の効率的な整備と無秩序な市街化の防止を図るため、当分の間市街化を抑制する区域。
史跡	一般的には歴史的事件のあったところ。文化財保護法では、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の歴史、学術上価値の高い環境を保全するため指定する地区。国、県指定がある。

さ行	
市町村の基本構想	地方自治法第2条に基づいて、市町村の将来像とそれを達成するために必要な施策の大綱などを定めたマスタープラン。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を、期間を定めて民間企業やNPO法人など(民間事業者)に委ねる制度で、地方自治法の改正(平成15年9月2日施行)により創設された制度。
児童遊園	児童の健康の増進と豊かな情操を養うため、地方自治法第244条の2に基づいて、春日市公の施設の設置及び管理に関する条例に定める面積1,000㎡未満の遊び場。
集客施設	劇場、映画館、百貨店、マーケットなど不特定多数の人が集まる施設。
住区基幹公園	市民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、身近な利用に供するため、近隣住区を単位として設けられる基幹的な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
収容避難所	一時避難所(公民館)に入りきれなくなった時に開設する避難所。
将来人口	将来に予測される人口のこと。
シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法。
シンボル	象徴のこと。抽象的な事柄を具体的に表したものの。
循環型都市	廃棄物等の発生を抑え、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用して、適正な廃棄物の処理を行い、天然資源の消費を抑制することで、環境への負荷をできる限り減らす都市。
ストック	「在庫」の意味。ここでは、市街地において既に整備された公園・道路等の都市基盤や、公共施設・住宅等の建築物を指す。
生活道路	地区住民の日常生活のために利用される市町村道レベルの道路。
総合計画	市町村の基本構想及び基本計画。
ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た行	
溜池保全条例	溜池の適正な保全を総合的に推進することなどを目的とした春日市独自の条例。
地域地区	用途地域や高度地区など都市計画区域内に必要な土地利用の制限を行う制度。
地区計画	都市計画法第12条の5に基づいて、比較的小さい地区について秩序ある街並みを創り出すことを目的にきめ細かなルールを定める制度。

中高層住宅	概ね4階以上の階数の住宅。
中間処理施設	産業廃棄物を埋立て処分する前に、分別、減容・無害化・安定化などの処理をする設備を備えた施設。
長寿命化計画	国は、H25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を進める方針が定められ、H26年4月には総務省から地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定要請が示された。これを受け、将来的に見込まれている人口減少・少子高齢化、将来的な市民ニーズの変化、財源確保などの課題に対応していくため、施設の総量や配置の最適化を図るための公共建築物の再配置計画、中長期的な視点から財政負担を軽減・平準化を図る公共建築物の長寿命化計画を定めることを目的として定めた計画。
低層住宅	概ね3階以下の階数の住宅。
天然記念物	学術上価値が高く、自然界の貴重な記念物として、文化財保護法によって保護されている動物、植物、地質鉱物。
透水性舗装	雨水を表層から基層、路盤を通して路床に浸透させる構造の舗装。
動線	建物の内外で人や物が移動する状態を示す線。
特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保全するため、都市緑地法に基づき指定する地区。都市計画法第8条に基づく地域地区の1つ。
都市計画区域	都市計画法第5条に基づいて、都市計画法その他の関係法令の適用を受け入れるべき土地の範囲。春日市は、全域が福岡広域都市計画区域に含まれる。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	市街化区域および市街化調整区域の区域区分をはじめとする主要な都市計画の決定の方針を定める都市計画区域全体のマスタープラン
都市公園	都市公園法第2条に規定する、国及び地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、及び国営公園のこと。
都市施設	都市計画において定めるべき交通施設、公共施設、供給処理施設、教育文化施設、官公庁施設などの施設。
都市計画提案制度	地域の都市づくりに対する取組を都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、住民又はまちづくり団体が都市計画の提案をできる制度のこと。
都市計画道路	都市計画法第11条に基づく都市施設の一つとして定められる道路。

た行		プロジェクト	極めて重要で緊急性を持つ計画。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づき定める、市町村の都市計画に関する基本的な方針。市民の価値観の多様化に対応した、個性的で快適なまちづくりを進めるため、市民に最も身近な自治体である市が市民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、あるべき市街地像や整備課題、諸施設の計画などをきめ細かく定めた計画。	防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
都市緑地	都市公園法に定める、都市の自然環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設置する緑地や歩行者の安全を確保するために設ける緑道。	ホームページ	インターネット（大学、企業、個人などのコンピュータを使って電話回線や専用線で相互に接続した大規模な情報ネットワーク）を利用するため、各種情報やリンク（関連情報のジャンプ先所在地）などを掲載したページ状の画面。
土地区画整理事業	宅地の利用促進のため、土地区画整理法に基づいて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業。	補助幹線道路	幹線道路を補完して幹線道路と近隣住区を結ぶ道路。
な行		や行	
ニーズ	要求、要請、必要度。	ユニバーサルデザイン	特殊なニーズに応えるのではなく、すべての人のニーズに応える、使いやすい「共用」のデザインのこと。
ネットワーク	ここでは、点が線でつながれて網のようになった様子。	容積率	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。 建築物の密度規制を行うことにより、公共施設の整備状況など当該地域の水準に見合った密度に抑えられる。建築基準法では、用途地域ごとに建築物の容積率の最高限度を定めることとしている。
は行		【ダウンゾーニング】	指定容積率の引き下げ。春日市においては平成8年に都市の健全な成長と居住環境保護の観点から、市街化区域の約1/3に相当する区域でダウンゾーニングを行った（従前容積率200%→現在容積率150%に）。 その際、既存不適格建築物が発生したが、平成11年に春日市マンション管理組合連絡会と「マンション問題の対策等に関する確認書」を締結し、将来の対策に備えている。
排水性舗装	排水を目的にした舗装で、路面に滞留する雨水を積極的に道路の両側にある側溝等へ排水する舗装。	用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度で、次の13種類がある。 ・第一種低層住居専用地域・・・低層住宅の良好な環境を守るための地域で、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられる。 ・第二種低層住居専用地域・・・主に低層住宅の良好な環境を守るための地域で、小中学校などのほか、150m ² までの小規模な日用品の店舗などが建てられる。 ・第一種中高層住居専用地域・・・中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学、500m ² までの日用品の店舗などが建てられる。
パブリックコメント	行政が政策や制度、計画などを決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。		
バリアフリー	障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁を取り去った障がい者や高齢者にやさしい生活空間のあり方。		
Park-PFI（パーク・ピーエフアイ）	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。		
PFI制度	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。		
PPP制度	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。 PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。		

や行	
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種中高層住居専用地域・・・主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、病院、大学などのほか、1,500m²までの一定の店舗や事務所などが建てられる。 ・第一種住居地域・・・住居の環境を守るための地域で、3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。 ・第二種住居地域・・・主に住居の環境を守るための地域で、店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられる。 ・準住居地域・・・道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 ・田園住居地域・・・農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域で、住宅に加え、農作物の直売所などが建てられる。 ・近隣商業地域・・・近隣の住民が日用品の買物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域で、住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。 ・商業地域・・・映画館や百貨店などの商業などの業務の利便の増進を図る地域で、住宅や小規模の工場も建てられる。 ・準工業地域・・・主に軽工業の工場などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの建築物が建てられる。 ・工業地域・・・主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられ、住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。 ・工業専用地域・・・専ら工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
ら行	
リサイクル	資源を有限なものにとらえ、家庭ごみや産業廃棄物の再使用、再利用、再生利用を図ること。
リニューアル	再生すること。再整備。
連続立体交差事業	踏切渋滞の大幅な解消や鉄道により分断されていた市街地の一体化を図るため、踏切が連続している鉄道の一定区間を高架化する事業。
ロードマップ	目標を達成するまでの工程表。

わ行	
ワークショップ	遊びやゲームの感覚を取り入れ、グループ作業で多様な意見を積極的に交換しながら総意を醸成していく市民参加の手法。